平成31年第１回（３月）定例会

東伊豆町議会会議録

平成31年　３月６日　開会
平成31年　３月25日　閉会

東　伊　豆　町　議　会

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（３月６日）

○議事日程……１
○出席議員……１
○欠席議員……２
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会の宣告……３
○議会運営委員長の報告……３
○開議の宣告……５
○議事日程の報告……５
○会議録署名議員の指名……５
○会期の決定……５
○諸般の報告……６
○施政方針……６
○一般質問……１５
　鈴　木　　勉　君……１６
　定　居　利　子　君……３４
　藤　井　廣　明　君……４４
　内　山　愼　一　君……６５
　西　塚　孝　男　君……８４
　栗　原　京　子　君……９１
○散会の宣告……１０５

第　２　号　（３月７日）

○議事日程……１０７
○出席議員……１０８
○欠席議員……１０９
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１０９

○職務のため出席した者の職氏名……１０９
○開議の宣告……１１０
○議事日程の報告……１１０
○一般質問……１１０
笠　井　政　明　君……１１０
須　佐　　衛　君……１３１
山　田　直　志　君……１４９
○専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号））……１６９
○議案第　１号　東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例について……１７２
○議案第　２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……１７４
○議案第　３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について……１７６
○議案第　４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……１７７
○議案第　５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について……１７９
○議案第　６号　東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……１８０
○議案第　７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……１８２
○議案第　８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について……１８３
○議案第　９号　東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……１８４
○議案第１０号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について……１８６
○議案第１１号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更について……１８９
○議案第１２号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プ

ール）……１９０
○議案第１３号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プ
ール）……１９０
○議案第１４号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１０号）……１９３
○議案第１５号　平成３０年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）……２０３
○議案第１６号　平成３０年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２
号）……２０７
○議案第１７号　平成３０年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）……２０９
○議案第１８号　平成３０年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）……２１２
○議案第１９号　平成３０年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）……２１４
○議案第２０号　平成３０年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）……２１６
○会議時間の延長について……２１８
○散会の宣告……２２０

第　３　号　（３月８日）
○議事日程……２２１
○出席議員……２２１
○欠席議員……２２１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２２１
○職務のため出席した者の職氏名……２２２
○開議の宣告……２２３
○議事日程の報告……２２３
○議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算……２２３
○議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算……２３３
○議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算……２３３
○議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算……２３３
○議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算……２３３
○議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算……２３３
○議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及
び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算……２３３

○議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算……２３４
○動議の提出について……２４９
○日程の追加について……２５０
○発議第　１号　風力発電修繕工事に係る検査に関する決議について……２５０
○散会の宣告……２５５

第　４　号　（３月１１日）

○議事日程……２５７
○出席議員……２５７
○欠席議員……２５７
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２５７
○職務のため出席した者の職氏名……２５８
○開議の宣告……２５９
○議事日程の報告……２５９
○議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算……２５９
○議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算……２７０
○議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算……２７０
○議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算……２７０
○議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算……２７１
○議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算……２７１
○議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算……２７１
○議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算……２７１
○散会の宣告……２７２

第　５　号　（３月２２日）

○議事日程……２７３
○出席議員……２７４
○欠席議員……２７４
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２７４

○職務のため出席した者の職氏名……２７４
○開議の宣告……２７５
○議事日程の報告……２７５
○議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算……２７５
○議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算……２８０
○議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算……２８０
○議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算……２８０
○議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算……２８０
○議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算……２８０
○議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算……２８０
○議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算……２８０
○議案第２９号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１１号）……２８９
○同意案第　１号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９１
○同意案第　２号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９１
○同意案第　３号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９１
○同意案第　４号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９１
○同意案第　５号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９２
○同意案第　６号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９２
○同意案第　７号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９２
○同意案第　８号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９２
○同意案第　９号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９２
○同意案第１０号　東伊豆町農業委員会委員の選任について……２９２
○意見書案第１号　国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書について……２９７
○防災情報システム整備特別委員会の報告について……２９９
○議会改革調査特別委員会の報告について……３０２
○散会の宣告……３０６

第　６　号　（３月２５日）

○議事日程……３０７
○出席議員……３０７
○欠席議員……３０７
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……３０７
○職務のため出席した者の職氏名……３０８
○開議の宣告……３０９
○議事日程の報告……３０９
○議案第３０号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１２号）……３０９
○風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会の報告について……３１１
○発議第　２号　行政事務の適正な執行に関する決議について……３１４
○日程の追加について……３１８
○発議第　３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議について……３１９
○議会運営委員会所掌事務調査について……３２７
○閉会の宣告……３２８

○署名議員……３３１

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成３１年３月６日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　施政方針

日程第　５　一般質問

１．１２番　鈴　木　　勉　君

１）園、学校周辺の交通安全対策について

２）稲取漁港直売所の活性化対策について

２．１３番　定　居　利　子　君

１）学校給食事業について

２）幼稚園施設の環境整備について

３．１０番　藤　井　廣　明　君

１）原発防災マニュアルについて

２）町営風車の譲渡について

４．　６番　内　山　愼　一　君

１）商業の再生について

２）町長の政治姿勢について

５．　５番　西　塚　孝　男　君

１）はさみ石を観光資源に

２）鳥獣害対策について

６．　３番　栗　原　京　子　君

１）旧大川小学校施設の利活用について

２）食品ロスについて

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	須　佐　　衛　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太　田　長　八　君	副町長	鈴　木　利　昌　君
教育長	黒　田　種　樹　君	総務課長	梅　原　裕　一　君
企画調整課長	遠　藤　一　司　君	税務課長	福　岡　俊　裕　君
住民福祉課長	齋　藤　　匠　君	住民福祉課参事	木　田　尚　宏　君
健康づくり課長	鈴　木　嘉　久　君	健康づくり課参事	村　上　則　将　君
農林水産課長	鈴　木　伸　和　君	観光商工課長	森　田　七　徳　君
建設課長	桑　原　建　美　君	防災課長	竹　内　　茂　君
会計課長兼会計管理者	正　木　三　郎　君	教育委員会事務局長	梅　原　　巧　君
水道課長	石　井　尚　徳　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山　田　義　則　君	書記	吉　田　瑞　樹　君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（飯田桂司君）　皆さん、おはようございます。

平成31年東伊豆町議会第１回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であり、また現職議員の最後の定例会でもあります。町政の運営につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会といたしましては、町民の福祉向上の見地から、十分に審議を尽くし、町民の要望を町の諸施策に反映すべく、努力をしたいと存ずるものでございます。

なお、昼と夜の寒暖差が激しい時期です。皆様方には健康には十分注意され、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第１回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（飯田桂司君）　議会運営委員長より報告を求めます。

12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、平成31年第１回定例会の運営について御報告いたします。

本定例会には９名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

なお、本定例会では一般質問について時間は60分以内、一問一答方式で行います。また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は制限時間の60分には含みませんので、御承知ください。

また、質問通告者の中で、10番議員、14番議員より掲示板使用、10番議員より資料配付の

願いが出されております。

本定例会の提出案件といたしましては、専決承認１件、条例の一部改正案が10件、規約の改正が１件、指定管理者の指定が２件、平成30年度一般会計及び６つの特別会計の補正予算案、平成31年度の各会計の予算案、人事案件が10件、特別委員会からの報告が２件、それぞれ日程に組み込まれております。

なお、議案第12号と13号を、議案第22号から第28号までを、同意案第１号から第10号までをそれぞれ一括議題とし、質疑は一括、討論と採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計、特別会計ともおおむね100万円以上で説明すること。

また、条例改正案等の説明には新旧対照表または、説明資料等を用いるなどにより概要説明とすることが協議決定されましたので、当局の皆様もよろしくお願いします。

平成31年度予算案につきましては、一括上程後に町長の提案理由、担当課長の概要説明を受け、大綱質疑を経た後に２つの特別委員会を設置し、付託案件の御審議をいただくことになります。

２つの特別委員会の委員構成は、お手元に配付してあります名簿のとおり、一般会計が総務経済常任委員会に所属の委員、特別会計は文教厚生常任委員会に所属の委員となっております。

また、大綱質疑につきましては、一般会計予算審査特別委員会所属の議員が７つの特別会計に関する通告書を、特別会計予算審査特別委員会所属の議員が一般会計に関する通告書をそれぞれ提出していただき、質疑の範囲は事業別までとします。持ち時間は１人30分以内で、質問回数は２回までとさせていただきます。

大綱質疑の通告用紙につきましては、既に議案とともに配付してあります。受け付けは本日午後１時より事務局で行いますが、締め切りは３月８日の11時30分までとさせていただき、その後議会運営委員会を開催します。３月11日の議会は午後１時から開会し、大綱質疑を行う日程となっております。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、予備日を含め、本日より３月25日までの20日間とさせていただきます。

また、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上３点を閉会中の継続調査といたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、議員各位には、活発な御意見、御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君）　これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（飯田桂司君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番、定居議員、14番、山田議員を指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（飯田桂司君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から予備日を含め３月25日までの20日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定しました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（飯田桂司君）　日程第３　諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査及び財政援助団体監査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

また、議長の出席した会議等の報告についてはお手元に資料を配付しました。

会議資料につきましては議員控室に置きますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４　施政方針

○議長（飯田桂司君）　日程第４、町長より施政方針を行います。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　皆さん、おはようございます。

平成31年第１回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成31年度の当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

我が国の経済は、緩やかな回復が続いており、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあります。１月の月例経済報告では、2012年12月から続く景気拡大期間が74カ月（６年２カ月）に達し、いざなみ景気を抜いて戦後最長になったと見られるとの見解が示されました。

国では、本年10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講ずるなど、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、１人１人の人材の質を高める人づくり革命と、成長戦略の核と

なる生産性革命を最優先に取り組むこととしております。

さらに、農林水産業を初めとした地方創生、国土強靭化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人人材の受け入れなど施策の推進により経済の好環境をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すものとしております。

このような中、平成30年度の当町の入湯客数は初めて80万人を割り込んだ平成29年度よりさらに10％近く減少し、72万程度となる見込みです。宿泊施設の廃業や休業が相次いだことが大きな原因の一つですが、本質的には当町の観光地としての魅力不足が顕在化しているのではないかと大きな危機感を持っております。このまま入湯客が減少しますと税収の減少はもちろんのこと、町の活力そのものが失われ、その結果として福祉、防災、教育などさまざまな面で影響が出てくることを大変危惧しております。

私は、平成18年の就任以来、「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」を政治信条に、町民の皆様と直接触れ合い、さまざまな御意見を伺いながら、クリーンで開かれた行政運営に取り組んでまいりました。折しも、平成31年は町制施行60周年となります。昭和34年５月３日に東伊豆町として生まれ変わってから還暦を迎えます。先人の情熱や努力によって築かれたこの町を、より安心で住みよい町に、住んでみたくなるような輝きと誇りのある町へと発展させたいとの思いを強くしております。

さて、平成31年度の一般会計当初予算案でありますが、限られた財源をより一層重点的、効率的に活用を図ることを前提に経常経費の削減、事業効果の見直しや合理化、施策の厳しい選択や重点化に意を配し、予算編成をいたしたところであります。私は、その基本となる方針をこれまでと同様に「町内産業の振興発展」、「次世代の育成支援」、「移住・定住の促進」、「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」、「安全・安心な環境整備」、「広域行政への対応」とし、施策展開を加速するとともに、着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は51億2,900万円となり、平成30年度当初予算に対しまして１億6,900万円、3.4％の増となっております。また、国民健康保険、介護保険など６つの特別会計は合計で32億8,628万8,000円となり、前年に比べ2.9％の減となりました。水道事業会計は支出ベースで６億1,678万円で、前年対比0.02％の減となっております。

一般会計の当初予算の内容について申し上げます。

初めに、歳入ですが、自主財源の根幹をなす町税では、町民税につきましては株式譲渡、配当等並びに給与所得の増などによる増収を見込み、固定資産税につきましても、昨年オープンした大型施設が新たに課税客体となることから若干の増収を見込んでおり、町税全体では前年度より約3,500万円の増額となりました。地方交付税につきましては、国・県からの情報に基づき試算した結果とあわせ、近年の実績も勘案し、前年並みと見込んでおります。

なお、当初予算編成においては、財政調整基金への財源依存を極力抑える形で臨んでおりましたが、老朽化に伴うインフラ整備や防災対策の充実、さらには町内経済への振興対策等により不足する財源を基金で補うこととなりましたので、御理解をお願いいたします。

一方、歳出では、退職者不補充等による人件費の減があったものの、投資的経費におきましては国庫補助金を活用し、橋梁補修設計及び補修工事や町道湯ノ沢草崎線ののり面崩落防止対策工事のため大幅な増額となりました。

今後も、町税の伸びは見込めず、地方交付税も縮減との動きも聞こえる中、社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設の維持・更新に要する経費などにより財政状況が厳しさを増していくことは必至であります。そのため、事務事業の徹底した見直しと重点化を進めるとともに、公共施設等総合管理計画の個別施設計画策定に着手し、公共施設の最適な配置について検討を進め、さらには各種補助金の見直し等も検討していかなければならないと考えております。

歳入面では、財源確保における重要な課題である町税の収納率向上を図るため、静岡地方税滞納整理機構の活用による滞納整理を初め、賀茂地方税債権整理回収協議会など県、賀茂地区１市５町との連携を図るとともに、納税者の利便性を高めるコンビニ収納により納期内納付を促すことで税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、平成31年度の具体的な取り組みの大要を御説明いたします。

最初に、「町内産業の振興発展」についてでありますが、新年度は新天皇即位に伴う10連休、４月から３カ月間、静岡県において開催されるＪＲグループのデスティネーションキャンペーン、９月に開幕するラグビーワールドカップ、そして来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、我が国の観光産業には追い風が吹いていることは間違いありません。ただし、これらの追い風をイベント終了後にも受けるためには現状を的確に把握し、観光地としての環境整備を進めていく必要があると考えております。

団塊の世代が75歳を迎える2025年が観光産業の大きな分岐点となると考えており、当町が現在の規模の観光地として生き残っていけるかの正念場を迎えていると申し上げても過言で

はありません。

今後は、当町を訪れた観光客の満足度を高めるために早急に環境整備を進めることが重要であり、稲取温泉においては稲取漁港と文化公園を拠点としたまちづくりの推進、熱川温泉においては、しおかぜ広場の有効活用などに取り組む必要がありますので、建設的な議論を進めていきたいと考えております。

平成31年度においては、デスティネーションキャンペーンの際に、細野高原の星空観賞や熱川温泉でのキャンドルナイトと花火やコンサートなどを組み合わせたイベントが計画されております。これらを一過性のものとせずに、平成32年度以降も継続していく努力が必要となります。

また、今年度は、駒沢女子大学の学生につるし飾りの文化を学んでもらい、東京において観光キャンペーンのお手伝いなどもしていただきましたが、若い世代における観光地としての当町の知名度は非常に低いことから、平成31年度はさらに多くの若者と協働して情報発信に協力していただく取り組みを行いたいと考えております。

商工振興については、国から創業支援計画について認定を受けたことから、今年度はこれに基づき、創業支援について新たに補助金交付制度を創設いたしました。現時点では該当者はありませんが、何件か相談が寄せられていることから、平成31年度は補助制度の適用範囲を町外の法人及び個人が新規出店する場合や創業する場合に拡充し、また創業後１年以内の支援策等も可能にする方向で制度の見直しを図り、商工会とも連携しながら創業を支援していきたいと考えております。

10月には消費税の増税が予定されており、国においてさまざまな景気対策が計画されていますが、プレミアム商品券の発行やキャッシュレス決裁の導入等については今後、国の方針が明らかになった段階で、当町においても商工会と連携しながら対応を検討したいと考えております。

また、住宅リフォームの補助金については、今年度は１月末現在で69件の申請実績があり、前年度の50件と比べて38％増加しており、町民の皆様にも有効活用していただいておりますので、平成31年度についても引き続き実施したいと思います。

さて、現在、伊豆漁協による整備が進められている稲取漁港の直売所「こらっしぇ」は、当町にとって地方創生の鍵となる地域活性化の重要拠点であります。４月19日のグランドオープンに向けて、漁協、農協ともに準備を進めていただいておりますが、町もオープン式典には全面的に協力をいたします。また、直売所を中心とした稲取漁港周辺のにぎわいや人だ

まりの創出、さらには新しいまちづくりを町民の皆様や各種団体の皆様と一緒に進めてまいりたいと考えております。

県営事業の中山間地域総合整備事業では、白田集落道、白田農道３号及び稲取農道４号で、引き続き工事を実施していただく予定であります。また、一般農道稲取についても事業推進に協力し、農業基盤整備の全線開通に向けた力を注いでまいりたいと考えております。

農業分野におきましては、農業経営振興会が行う施策を中心に安定経営と所得向上に向けた支援をしてまいります。また、今年の秋に当県で開催が決定いたしました第22回全国農業担い手サミット・イン静岡では、地元の魅力ある農業を全国に情報発信できるよう、成功に向けて、賀茂１市５町と協力体制を構築し、取り組んでまいります。

次に、「次世代の育成支援」についてであります。

学校教育関係では、学校教育環境整備委員会の答申を受けた中、教育総合会議にて今年度から小中一貫教育学校を研究していく方向となりました。これを受け、今年度は小中一貫教育研究会を設置し、先進地視察や有識者による講演などを実施し、平成31年度も引き続き研究を重ね、この町にとってどのような学校が必要とされるのか、年末を目標に方針を固めていく所存であります。しかしながら、この町の教育の将来像を見据えた重要な取り組みとなるため、急ぎながらも慎重に検討を重ねていきたいと考えておりますので、今後も皆様方の御協力をお願い申し上げます。

また、県立稲取高等学校の魅力化推進では、部活動の遠征に町のマイクロバスを貸し出す方針を決めまして、今後活用を図っていただくこととなりました。引き続き協議会の中で方策を検討してまいります。

これからグローバル社会へ対応していくため英語教育は必要不可欠であり、これまでも長年にわたり取り組んできておりますが、今年度から、国の取り組みであるＪＥＴプログラムを活用した中で外国人ＡＬＴを新たに配置し、小学校３年生以上と中学校の各学級にて外国語活動と英語授業の充実を図っております。また、授業だけではなく、学校行事や放課後といった授業外においても、ＡＬＴと一緒に過ごす中で本場の英語に触れることで、外国語とその国の文化への興味関心を深め、みずから学ぶ姿勢が促進されるものと考えておりますので、引き続きＪＥＴプログラム事業を実施してまいります。

児童環境づくり事業といたしましては、今年度に実施したアンケート調査の結果に基づき、子育て支援に関するニーズや課題を把握し、平成32年度から５カ年を期間とする第２期子ども子育て支援事業計画を策定いたします。

地域型保育事業では、子育て支援の一環としてゼロ歳から２歳児を対象とする保育ママ事業を継続事業とし、保育の場を確保してまいります。

さらに、放課後児童クラブにつきましても、保護者の仕事と育児の両立を支援し、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を推進してまいります。

保育園事業につきましては、国は10月より幼児教育の無償化を実施する予定ですが、国・県の動向を注視しながら、子育て世帯に係る経済負担のさらなる軽減を図ってまいります。また、小規模保育園と連携し、保育児童の拡充や保育の質の向上が図られており、待機児童を出さない体制をとっておりますので、御理解をお願いいたします。

ひとり親家庭等子どもの学習支援事業といたしましては、保護者の就労と子育て負担軽減、児童の学力向上及び居場所づくりを目的として放課後児童クラブ在籍のひとり親家庭等の子供を対象に、引き続き放課後児童クラブ終了後、食事の提供と学習支援を月２回実施し、ひとり親の家庭の子育て支援を行ってまいります。

子ども医療費助成事業においては、平成30年10月診療分より、子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳の年度末まで拡大し、子育て家庭の経済的支援のさらなる充実を図ります。

次に、人口減少に歯どめをかけ活気ある町をつくるため、「移住・定住の促進」を進めてまいります。

移住・定住促進については、稲取新宿通りの古民家を改修したお試し移住体験施設の今年度の利用状況は、１月までの10カ月で24組、50名、220日の利用がありました。非常に高い利用率を誇っておりますので、さらなる成果を期待するとともに、首都圏を中心に行われる移住相談へ積極的に参加し、町の魅力を情報発信して移住者の増加につなげていきたいと考えております。

平成27年度から開設いたしました空き家バンクは延べ40件の登録がなされ、14件の物件が成約となりましたが、移住希望者が町なかの賃貸物件を要望する中、それに応えられる物件を十分に提供できていない現状にあります。今後も空き家活用支援補助金として町外者の空き家取得等の助成を行いながら、少しでも移住希望者の意向に沿った住居を提供できるよう努めてまいります。空き家を減らし、安全・安心な環境整備のためにも、所有者の皆様には御理解、御協力をお願いいたします。

また、空き家利活用拠点づくりとして、東海汽船事務所を芝浦工大の学生を中心に改修してまいりましたが、昨年度施工した１階部分の生活文化を展示するスペースに続き、２階部分をものづくりの交流空間とするため２カ年で改修を終え、４月から利用が開始されます。

この事業も空き家利活用推進協議会委員の地元若手の協力はもとより、周辺住民の方々の御理解により、交流を深めながら順調に進捗しております。

平成28年度から２名の地域おこし協力隊の受け入れを始め、空き家対策及び農業振興の分野で活躍していただきましたが、３年の任期を終え、両名とも町に居住することになり、引き続きそれぞれの道で活躍を期待するものです。さらに現在、天草漁の存続、ミカン農家の後継及び観光振興で３名が活動しておりますが、新年度については観光振興と交流人口の増加に対して提案を募り、そのアイデアに沿って活動する隊員を募集いたしました。外部からの新鮮な観点に立った活動にさらなる活躍を期待するところであります。

大学との連携につきましては、町では芝浦工業大学のほかにも、工学院大学の学生による熱川ニューサマーフェスティバルなどにぎわいの創出や交流の場づくりが行われ、また明治大学のファームステイや静岡大学・駒沢女子大学のワークショップなども開催されております。今後も次世代を担う若者の発想や活力をまちおこしに積極的に取り入れることにより、町民との交流を通じて新たな動きが生まれることを期待しております。

東伊豆海のみえる農園では、利用者の皆さんが運営協議会の委員や管理人と交流を楽しみながら野菜づくりにいそしんでおります。また、ふるさと学級の子供たちや地域の方々と行う交流会等にも積極的に参加していただいており、地域活性化の一翼を担っているものと思います。

利用者の皆さんは、滞在型施設で100％、日帰り型施設で82％の方々が引き続き契約をしていただく意向であります。空き区画の募集にも尽力しながら、今後も利用者の皆さんとともに町の情報発信に努め、契約数のアップを図り、あわせて移住・定住の推進にもつなげていきたいと考えております。

次に、「健やかで生き生きと暮らせるまちづくり」についてであります。

健康づくりの基本理念は、自分の健康は自分で守るということであり、そのためには、まず御自分の健康状態を把握することが大切であります。高齢になっても健康でいるためには若いうちからの健康管理が重要ですので、生活習慣病予防などの健康教育、健康相談等の啓蒙活動を引き続き推進してまいります。

身近な資源を利用した健康づくりの新たなプログラム構築のため、既存の施設を利用した健康づくり教室を奈良本公民館と役場において実施いたしました。この成果を踏まえ、他地区での開催にも取り組んでまいります。また、３年目を迎える健康マイレージ事業につきましても拡充を図ってまいります。

保健事業では、子供の虫歯予防対策として新たに６歳の臼歯保護事業と７歳のフッ素洗口事業を実施いたします。虫歯につきましては生活習慣病と密接な関係があり、将来的な健康寿命の延伸につなげるべく、特に強化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、今年度には自殺対策として策定されます東伊豆町生きる支援推進計画に基づいて自殺予防を図るとともに、心の健康づくりを推進してまいります。

次に、「安全・安心な環境整備」についてであります。

議会の特別委員会で審議していただきました防災情報システム整備につきましては、平成31年度より議会の答申に基づき、費用対効果、経済性、財政負担の軽減等を考慮し、現在のアナログ無線をスプリアス対応し継続使用するとともに、大規模災害等に備え、情報伝達の多重化及び屋外の子局の老朽化対策として子局の更新整備、受信機を介してテレビに情報を伝達するシステムや、スマートフォンに同報無線の音声等を伝達させるシステムを導入するための事業を計画し、予算措置させていただきました。

また、現在、町内の主要幹線は国道135号のみで、災害時の危険性はもとより、行楽シーズンの慢性的な渋滞や雨量規制・高波警報でたびたび通行どめになっております。国道135号の機能強化及び大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け近隣市町とも連携し、今後も国・県に要望活動を行ってまいりたいと考えております。

道路施設の多くは高度成長期に整備されたこともあり、今後、急速な老朽化が予想されます。道路利用者への安全確保は道路管理者にとって最重要課題であると認識しておりますので、国庫補助等を活用し、主要幹線などにかかる橋梁の補修設計及び補修工事に着手し、また湯ノ沢草崎線につきましてものり面強化を継続し、安全確保に努めてまいります。

平成25年度から着手しております入谷天城１号線につきましても、拡張工事の完成を目指してまいります。

今年度も引き続き住宅の耐震化事業も実施してまいります。昭和56年以前の建物も耐震補強工事を実施することにより、新築住宅と同様に耐震強度を得ることが可能となりますので、住宅の改修工事などとあわせて補助制度を活用し、耐震化対策を進めていただければと思います。

平成29年度から津波災害警戒区域を対象に地籍調査事業に取り組んでおりますが、熱川地区濁川河口左岸周辺0.03平方キロメートルが終了し、平成31年８月から法務局における土地情報が更新されます。今後は、熱川地区濁川河口右岸、片瀬地区、白田地区と順次、推進してまいります。

津波対策としては、平成27年度から静岡県と進めております津波対策検討会地区協議会におきましては、片瀬・白田地区の協議会が津波防護施設の設置を決め、概略設計が終了した白田漁港に、伊豆半島でいち早く施設の完成を目指して実施設計に着手いたします。

次に、「広域行政への対応」についてであります。

河津町との一部事務組合で進めております東河環境センターにおける基幹的設備改良工事についてですが、平成29年度から３カ年の継続事業として予定どおり順調に施工しており、平成31年度をもって完了する見込みとなっております。しかしながら、工事期間中はごみの処理能力が低下するため、処理し切れない可燃ごみを近隣市町に依頼しておりますので、町民の皆様にはごみの減量について御協力をお願いいたします。

消防の救急広域化に伴う当町の消防吏員の処遇については、広域化した平成28年度より身分を東伊豆町に置き、駿東伊豆消防組合に派遣しておりましたが、広域化して３年を経過し、駿東伊豆消防組合の組織改革の体制強化を図る上で派遣消防吏員の処遇の見直しが必要となったことから、平成31年度より身分を組合に編入させることにより、組合における組織改革、体制強化が図れることを期待するものであります。

平成29年度より教員及び教育委員会事務局にて、賀茂地域の小中学校事務を統一、共同化し、校務全体の省力化、最適化を図るため検討を重ねてきたところであります。校務支援ソフトの内容や様式も固まり、各市町の負担額も決定したため、平成31年度に教職員用パソコンを整備し、順次ソフトの導入と共同化された事務をスタートしてまいります。これにより校務の効率化が図られ、子供たちの教育に向ける時間がより多くとれることを期待しております。

また、平成31年度より賀茂地区１市５町において、幼児教育アドバイザーを共同設置する運びとなりました。幼児教育アドバイザーは、幼児教育施設から小学校教育へ子供がストレスなくスムーズに進学できるよう、幼稚園、保育園、小学校それぞれを訪問し指導していく事業で、県の取り組みとして平成29年度からスタートいたしました。先生方の評価も高く、今後も継続が求められていることもあり、広域での取り組みを実施してまいります。

同じく広域で取り組んでおります指導主事の共同設置事業につきましても継続事業として実施し、学校指導体制の充実を図ります。

次に、主な特別会計についてですが、国民健康保険関係では制度が改正され、都道府県が保険者に加わり、財政運営を担う新国保制度がスタートし11カ月が経過いたしましたが、特に支障もなく国保運営がなされております。また、中間所得層の被保険者の負担軽減に配慮

し、軽減判定所得の基準額を引き上げる制度改正が見込まれております。

介護保険関係では、高齢化に伴い相談が増加している認知症施策、生活支援体制の整備などの充実に取り組んでまいります。また、次期介護事業計画策定のため高齢者実態調査を実施いたします。

風力発電事業特別会計につきましては、平成15年12月に稼働開始いたしました町営風力発電施設は16年目を迎え、今年度をもちまして起債の償還が終了となります。この間、売電収入をもとに太陽光発電施設設置補助金、温泉熱発電、小水力発電の運営など各種の環境施策を行ってまいりました。今後は、町財政の負担とならない方策を再生可能エネルギー事業者と事業計画中であり、新たな収入源ともなるよりよい条件で施策を存続することにより、地球温暖化防止にも貢献していきたいと考えております。

最後に、水道事業会計でありますが、水道事業を取り巻く経営環境が急速に厳しさを増している中、今年度には2028年度（平成40年度）までの10年間に実施すべき事業計画として、「将来へつなぐ東伊豆町の水道」を将来像とした水道事業ビジョンを策定いたしました。また、本計画とあわせ、経営戦略施設整備計画も策定いたしました。特に料金収入の減少、更新需要の増加という中で中長期の視点に立った経営戦略が重要であり、適切なアセットマネジメント（資産管理）を実施しながら中長期的な収支見通しを立て、収支改善に向けた料金収入の確保など経営基盤強化に取り組みながら、住民の皆様に安全・安心な水を提供していきたいと考えております。

以上で平成31年度町政運営に対する基本的な考え方と主要な施策について、その概要を御説明申し上げました。

今後、当町の財政状況はさらに厳しさを増すことが予想されますが、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、新たな発展のために誠心誠意取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、平成31年度の施政方針といたします。

◎日程第５　一般質問

○議長（飯田桂司君）　日程第５　一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。また、これに伴い、町長の反問権も付与され、議長の許可のもと、行使することが可能となりました。なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めないこととしますので、御承知ください。

◇　鈴　木　　勉　君

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員の第１問、園、学校周辺の交通安全対策についてを許します。

12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　おはようございます。

今定例会から今までの質問形式が変わりまして、一問一答という形の新しい言葉で質問をさせてもらうことになりましたんですけれども、テレビをごらんになっていただいている町民の皆様にもこの一問一答式が非常にわかりやすい、理解していただけるような形なのか。また、町長においても私たちにおいても質問しやすい、答弁しやすいものになるのかを今回を検証して、よければまた続けていくという形になるわけなんですけれども、そういう気持ちで一生懸命頑張りますので、よろしくお願いしたいなと思います。

それでは、第１問、園、学校周辺の交通安全対策についてをお伺いいたします。

園や学校周辺の道路にも、カーナビの利用で町外者の運転する車が通る。町内の狭い道ではなれた人でも危ないのに、ふなれな町外からの人は交通事故を起こす危険度が高い。園や学校周辺の道路上の安全対策はどのような対策がとられているか。立地条件が異なる以下の園や学校について、それぞれ伺う。

なぎる保育園、稲取保育園、稲取幼稚園、熱川幼稚園、稲取小学校、熱川小学校、稲取中学校、熱川中学校、それぞれの周辺の道路状況においてお願いをいたします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　鈴木議員の第１問、園、学校周辺の交通安全対策についてお答えいた

します。

ふだんからの各学校施設などからの要望があれば、現地を確認した上、周辺の交通安全対策としてカーブミラーや標識、表示を設置する対策を検討し、実現できるところから取り組んでいるところでございます。

それでは、施設ごとの交通安全対策について答弁いたします。

まず、なぎる保育園と稲取保育園ですが、保護者が送迎する場合は保育園内で保育士と保護者が直接、園児の引き渡しを行っており、保育園バスで送迎する場合は保育士が必ず乗車し、バス乗降場所で保護者と園児の引き渡しを行っておりますので、交通事故の危険性は極めて少ないと認識しております。

次に、稲取幼稚園ですが、年に３回、下田から交通指導員を招き、交通安全の講話や実際に公道を歩いての指導を実施しているほか、父兄による登園時の旗振り指導を14回実施するなど事故防止に努めております。

熱川幼稚園では、集団登園にて園バス利用園児に保護者が交通安全指導を年３回、下田の交通安全指導員の街頭指導が年２回、園外保育時に幼稚園教諭による街頭指導を複数回実施しております。

稲取小学校では、午前７時から８時の登校時間は交通規制をかけ、学校周辺に車で乗り入れができないようになっているほか、保護者には車の乗り入れを控えるようお願いいたしております。また、新入学児に向け交通安全指導を実施、学校周辺を歩きながら指導しております。さらに、児童の地域別に集団下校を行うなど交通安全に取り組んでおります。そのほか、毎年６年生が中心となり交通安全リーダーと語る会を開催。地域の危険箇所などを見回り、対策を考え町に提案するほか、校内でも事故防止の啓発を実施しております。

次に、熱川小学校ですが、登校時間帯は一方通行箇所を設け、道路の交通規制を行っております。また、保護者や地域の方からも情報を収集した危険防止に努めているほか、新１年生を対象に交通指導員による交通安全教室を開催しております。地区集会や集団登下校において担当教員とともに下校し、危険箇所の点検、歩き方などを指導しております。また、稲取小学校同様、６年生が中心となり交通安全リーダーと語る会を開催。地域の危険箇所などを見回り、町へ対策を提言するほか、校内外へ事故防止の啓発を実施しております。さらに、学校支援ボランティアの方々に１、２年生の下校の見守りを実施していただいております。

稲取中学校では、立地条件的に指導する箇所は少ないですが、国道を渡らずに必ず歩道橋を利用することを徹底しております。保護者には登下校時の送迎は避けてもらうようお願い

をするほか、校舎北側の道路は進行方向を一方向にするようお願いしております。

熱川中学校では、保護者向けに登下校時の送迎は避けてもらうようお願いしており、近隣の方との接触事故を防ぐため、学校便りにて送迎する際の注意点をお知らせしております。また、生徒には道路に広がって歩かないよう指導し、不定期に巡回指導をしております。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　町長の答弁の内容を聞いていますと、本当に今まで事故が起きないように、学校側の生徒指導があったなという気持ちもするわけですよ。考えてみれば、僕たちなんかも小学校のころから比べるともう60年も時間が過ぎているのに、そういう重大な事故が起きなかったのはすごくいいな、そういう気持ちでこれからも未来永劫、学校の周辺のそういうところでの交通事故が起きないことを願ってやまないわけなんですけれども、今、町長が言われた答弁の中でいくと、学校側で子供の指導をしていく。これから、また新入学生が入ったりする、新しい小さな子供たちも幼稚園に行ったりする、保育園に行ったりすると。そういう中での子供たちに対する安全対策はきめ細かにやっていただきたいなと思うわけなんですけれども。

私がここでこの質問をしたいなと思うのは、ある方から、学校の正門前で、子供と走ってきた車がニアミスを起こして、事故にはならなかったんだけれども、そういうのを目の当たりにしたときに、これは何とか、こういう危険性を除かなければいけないんだという形、私、話を聞きまして、それで言われた現場も見て、ここに書いてある８カ所を全部回ったんですけれども、確かに、私が言いたいのは、車を運転する人に対する注意がほとんどないなという気持ちになってくるわけなんですよ。だから、学校の子供たちは今言ったみたいに先生たちが一生懸命やってくれている。これにも感謝しなければいけないんだけれども、対する僕たち、道路を走る車をどうにかして規制していかなければ、注意を促していかなければならないんじゃないかなという気持ちがするわけなんですよ。

順番からいくといろいろあるんですけれども、私にその事実を話ししてくれた場所は稲取小学校の正門のところなんですけれども、あそこが階段があって、あの階段を余り通らないように地下があるというのがあるんですけれども、地下道があるんですけれども、そこを子供たちが必ず通らなきゃならないというものではあるんだろうけれども、人間という、子供たちのことだから、階段から階段に走っていくと。そういうときに、今言ったニアミスが起きるんだと。子供の注意ということよりも、私は車側の注意を促す必要があるんじゃないか

なと思って、片野さんのところからずっと調べたけれども、あのスクールゾーンには一切、道路標示がないわけですよ。

僕が言うのは、公安委員会がつくるような、ああいう丸い型の表示じゃなくして、路面上にペイントで描いたりしてくれる、「スピード落とせ」とか「学校がある」とかなんとかという、そういう言葉はいろいろあるんですけれども、そういうものがほとんど、片野さんから上に上ってないわけ。かごやさんのとこもない。野田肉屋さんのほうから入ってくる道もないわけね。

それで、今度できた石原畳屋さんの前あたりには、スクールゾーンというのがもう消えかかった字が一つあって、それからひばりが丘のイナセツさんのとこら辺の入り口のところにもスクールゾーンというのがあるんですけれども、それもまだ消えかかっているような形なんですよね。だから、学校の体育館の裏へ行くと、子供たちがつくったんだろうと思うんですけれども、体育館のカーブのところ。上から下ってくる細い道のところのカーブのところには「必ずとまってね」とかという標語が書いてあるんですけれども、こういう看板も設置する場所ってなかなかないんだけれども、道路上にそういう注意を促す、運転者に注意を促すものが僕、必要じゃないかなと思っているわけなんです。

それで、話の論点はそこなんですけれども、場所によって、今、私、稲取小学校の話をさせてもらったんだけれども、私が住んでいるところにありますなぎる保育園、ここは非常に坂道がきつくて、それから観光的な今、非常にウエートが高くなりまして、町外の車が、上から坂道なんですけれども、下から上るんじゃなくて、上から下って、どんつく通りのほうへ出ていくという車が非常に多くなっているわけなんですけれども。それで、道路が非常に狭いところにあるもので、ここもそういう規制が欲しいな。

ここについても、一番上を、これ観光線ですかね、あの場所は。名称が何ていうのか、正式名称があるんだけれども。広い６メーター道路と４メーターになる、そこのカーブのところには、今言ったみたいに、子供さんがつくってくれた「飛び出し注意」だとか、この道が狭くて「通行者は注意してください」とかという看板はあるんだけれども、そこに保育園があるとか、そういうものが今はないわけです。これは保育園ができる前の看板だと思うんですけれども、だから現在の状況に合わせて、そういうものをつくっていただきたいなと。ペイントで描いていただきたいなと思うわけです。

それから、熱川の中学校、行ってきましたよ、中学校にも。それで、太田から上ってくる道がこの前、拡幅されたじゃないですか。あそこもスクールゾーンとか一切ないわけですよ。

農道の整備をしたのか、学校の子供たちの通学路として整備したのかわからないんだけれども、そういう点をすごく細かく見ていくと、やはり心配事が多いなと思うんだけれども、町長どうですか、そこら辺は。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　せっかく一問一答になったもので、何回やったか町民もわかりやすいと思うもので、その辺はまたよろしくお願いいたしたいと思います。

そういう中で、まず１点、山田書店の前、ちょっと接触しそうになったという。それはやっぱり学校側にも注視すべき点があると思います。それはやっぱり、本校からグラウンドへ行く。学校側から回っていけるあそこは地下道がありますから、それは徹底していきたいと思う。そういうことが避けられる場面は絶対避けたいもので、それはちょっとまた教育委員会なりに徹底していただきます。

それとやっぱり、いつもテレビの中では、通学路におきまして子供が交通事故に遭って、すごい痛ましい事故が見えますよね。やっぱりそういうことはできるだけ、極力なくすのが一番いいんだけれども、最終的にはやっぱり運転手さんのマナー、モラル、それが一番だと私は考えております。

そういう中で、鈴木議員が言ったスクールゾーンが消えかけている、これは多分、町がやればできるので、ここは警察関係も出てきますので、その辺は相談しながら、そのことをやっていきたい。基本的には交通安全対策委員会という委員会が年に２回開かれますもので、今、そういうことを提案されたので、これはできるかどうかということ、それはまた警察のほうには言っていきたいと思います。やっぱり子供の安全を守るのが我々の使命でございますもので、その辺はやっていきたいです。

そして、熱中のところの新しい、あれは農免道路でありまして通学路ではありませんもので、その辺また、当然そのところに描けられれば、そこは歩く中学生も多いですから、スクールゾーンと描くことは可能ではなかろうかと。何せこちらで一方的にできませんもので、これは警察と相談した中で子供を守る最大限にできる措置、それはとっていきたい、そう考えておりますものでよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　答弁漏れはこっちで追及するから大丈夫ですよ。

今、言われたとおりだと思うんですよ。それはあくまでも大人の目線なんですよね。僕ら

は感じているのは、道路の規制上があったりいろんな形があるんだけれども、高速道路を走っていたって速度制限を描いてくれたり、車間距離はどうのこうのとかいろいろ描いてくれたりする。そういう形の中で、それを一歩ずっと小さく持ってきたときに、学校周辺にはやはりスクールゾーンとか注意を促す形は表示していただけるんじゃないかなと僕は思って、こういう質問をしているわけなんですけれども、警察のほうと話をしていくというのは、それは一つの正しい方法かもわからないんだけれども、やはり法令を守って、法でだめだよといっても子供たちを守っていかなければならないというのは僕たちの、これは義務だと思うんですよ。

だから、そこら辺はきつく、ただそうですかじゃなくて、きつく警察にも、公安委員会ですか、そういうところにもお願いして、せめてどこまで描いていいのかどうか。学校周辺のことについて「スピード制限」とか「スピードを落とせ」とか「子供注意」とかという言葉の短さが必要かもわからないんだけれども、今、本当に皆無ですよ、そういう意味でいったら。そこら辺もやはり、農道もあったり町道もあったり私道もあったりする。そういう形はわかるんだけれども、もうちょっとそこら辺も、町長の思いも聞いていきたいなと思うんだけれども、配慮していただきたいというのが本当の思いなんですけれども、どうですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱり鈴木議員が子供を交通事故に遭わせないように、その思い、基本的には全く同じでございます。子供をやっぱり事故から守る、これは我々の責任でございますから、極力それはやっていきたいと考えております。そういう中で、一例といたしましては、昔、熱川幼稚園が通行するのに危険だから横断歩道を欲しいと言われたんですよ。そうすると、横断歩道が熱小と図書館のところにあるもので近過ぎるという中で、ちょっとそれは厳しいなとかも言われたもので、やっぱりそういうときは、こっちだからしようがないからと考えたんですけれども、今、鈴木議員が言ったことは真摯に交通安全対策の中でやっていきたい。

それで、スクールゾーンに関して、稲小のときはそうやるとき何かあったか、その辺はちょっとわからない。わかったら原課のところに、稲取小学校のスクールゾーンのときのことがわかったら、ちょっと原課のほうにやらせます。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　スクールゾーンについてなんですけれども、稲取小学校につきましては、確かに道路標示でこれまでスクールゾーンという描き方をされておった

んですけれども、申しわけございません、教育委員会のほうに記録が残っていませんで、何年からスクールゾーンという名前でそちらを設定したのかというのがわかりませんでした。

それ以外で道路規制をしている内容につきましては調査ができておりまして、稲取小学校の交通規制は平成13年11月15日から、学校周辺に車の乗り入れをできないような規制を朝の時間帯はかけております。具体的には午前７時から８時という形でやっておりまして、関連して熱川小学校なんですけれども、こちらも学校周辺の一方通行規制を平成14年３月28日から指定しております。

以上でございます。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今の局長さんの話もそうなんですけれども、私たちも片野さんのところからの稲取小学校に上っていくときには時間制限があるという形の中では守らせていただいているわけなんですれども、私に話しした人は、朝のそういう時間じゃなくして、子供たちが学校にいる時間、昼間も含めて下校するまでの時間の中でのニアミスが起きたよという形の中ですよね。

だから、今言われたみたいに朝の登校時間のときにはそうだろうと思うんだけれども、それ以外のときには、子供たちだって下校するときに通ったりする。そういう広い意味で、長い時間の中でのやはり私は注意が必要じゃないのかなと。運転する側の注意ですよ、子供たちのほうじゃなくてね。だから、そういう意味では港湾道路の丸っこい規制の看板をつけてくださいといってもそれはスペース的に無理ですよ。また、そんなもの見ていたら危なくてしようがないんですよ。だから、車の前面にすぐわかるように「子供注意」みたいな形の、本当にここは学校の近くなんだな、園の近くなんだな、そういう気持ちを促すようなものが欲しいなというのが今日の質問なんですけれども。

それと、一番心配なのは、今度、稲取保育園。例の農道が完備されたときに体育館のところから上も見てみましたけれども、一切あそこに保育園があるというような表示がないわけなんですよ。ないんですよ、写真撮ってありますから。だから、そういう将来の話も、あそこが今度は農道が完成して、白田のほうへと抜けていくあの道に非常に車の量が増えたときに、保育園の周辺にもやはり最新の注意が必要じゃないかなと思っています、私は。

だから、そういう形を町長にお願いし、課長さんにも一生懸命やってもらっていますから、これ以上の物事の追及じゃなくてお願い事なんですけれども、よろしくやっていただきたい

なと思って１問の質問は終わりますけれども、よかったら答弁をどうぞ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　基本的には、やっぱり子供を思う気持ち、全く事故を起こさないようにする、これは当然のことでございますもので、今回一般質問でこういうことがあったというようなことで安全対策委員会に臨んだ中で、警察のことを聞きたいと思います。できるものなら可能な限り、子供の安全性は確保していきたい、そう考えております。

その中で、看板のことを言いましたけれども、これはちょうど商工会の宣伝部の方が子供の安全を守るという中で、描いたのは子供ですけれども、企画は商工会の青年部がやったもので、その辺は御理解願いたい。やっぱり皆さんが子供を守る、これは親の気持ちで子供を交通事故から守るという中で、商工会の青年部が主体となりましてそういうことをやったという中で、それを私は商工会の青年部には敬意を表したいと思う。やっぱり、そのぐらい皆さんが、それは親でございますし、また子供を交通事故から守りたい、これは誰もが願っていることでございますもので、それは十分、鈴木議員の気持ちを酌んだ中でまた対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、稲取漁港直売所の活性化対策についてを許します。

12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　それでは、第２問、稲取漁港直売所の活性化対策についてを伺います。

４月19日にオープンする稲取漁港直売所の活性化対策についてお伺いをいたします。

１点目、伊豆漁協が主体になって運営管理をするが、町としてはどのような支援を考えているか。

２点目、直売所と港の朝市とをセットにしたイベント企画や宣伝のためにパンフレットを作成し、ホテル、旅館、観光施設、コンビニなどに配布してはどうか。

３点目、ふるさと納税の返礼品に使える感謝券の発行を提案するが、いかがか。

町長の考えを聞きます。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　鈴木議員の第２問、稲取漁港直売所の活性化対策については、３点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず１点目ですが、直売所は伊豆漁協が運営するものですが、地域活性化や観光資源として、その成功は当町にとっても非常に重要なことであると考えております。町といたしましては、観光キャンペーン時のチラシ配布やホームページ、ＳＮＳ上での紹介、マスコミの取材協力など、主に直売所のＰＲ面で側面的に協力をさせていただきたいと考えております。

次に、２点目ですが、朝市や直売所については宿泊客等の観光客に周知することは非常に重要だと考えますが、パンフレット等の作成や配布については当事者である漁協、農協、朝市出店者の皆さんが主体的に取り組むべきであると考えますので、御理解をお願いいたします。

次に、３点目ですが、御承知のとおり、ふるさと納税の返礼のための記念品贈呈事業に参加を希望する事業者は認定申請書を提出し、採用基準に基づいて審査を受けていただくこととなります。町といたしましては、お礼の品を通じて地域の名産品や産業を全国の方々に知ってもらえる貴重な機会にもなることから、今後も町内の魅力ある返礼品の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　直売所の活性化、これについては非常に僕は、町長も大事なことの拠点としての考え方もあるし、僕なんかも、直売所の成績を上げていくという形については、議員生命をかけるぐらいの気持ちを持って対処していきたいなという気持ちがあるわけなんですけれども、がらっと話が変わるんだけれども、今日の新聞を見て、例の吉永小百合さんがやっているキャンペーン、それで非常に伊豆が今にぎやかになってきているというものがあるじゃないですか。やはり、物事にはどうして皆さんに知らしめていくか、宣伝していくか、それが私は活性化を成功させる一つのポイントだと思っているわけなんですよ。

今度の例の静岡県がやっていただいている伊豆のキャンペーンも、我が町にとってはなかなかジオパークも、あのような下田みたいに、南伊豆みたいに、西伊豆みたいに、これだというものがないのがちょっと残念でしようがないなと。これからまた次の人が質問しますから、その点には触れないんだけれども、やはり私は、こらっしぇ、これは町の活性化の拠点にしたいんだという思いは町長もあると思うんですよね。

そういう形の中で質問を続けていきたいんだけれども、そこら辺の、町長のやはり熱意というものが私たちにも伝わってくるようなものというのがありますか。そこら辺をどうぞ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　熱意は十分あります。しかし、今度は事業主体が伊豆漁協になりましたもので、我々は直接こうしてほしいと言えないですよ、はっきり言いまして。これが町主体ならば町主体の中でこれを活性化していこうと。これは事業主が伊豆漁協になりましたもので、その辺は御理解願いたいと思います。

しかしながら、これはやっぱり町としても活性化の起爆剤と考えております。そういう側面からその事業のＰＲ、そういうことはやりますけれども、あくまでこうしてほしいとはできませんもので、その辺は御理解願いたいと思う。その気持ちはこの計画した時と一切変わりません、気持ちといたしましては。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　自分も議員をやらせていただいて長く務めているわけなんですけれども、一つの考え方があるんですよ。町としてと民間としての違いというものがあるわけですよね。やはり、私は町のやるべき仕事というのは営利事業をすることではないと思っているわけなんですよ。ですから、今みたいに漁業会が今度は主体になりますという、これはいいことだと思うんだけれども、私は、町はやはり多くのそういう施設に人が集まるような支援をする、サポートをしていく。そこら辺に十分配慮していただいて、民間の企業が利益が出てくる。町全体を考えても僕はそうだと思うんですよね。

ですから、今まで観光協会だとか旅館組合だとかにそれぞれに支援をして、事業を育成してきたと思う。それは町の役目としてやっているようなことであって、町がホテルを経営してもうけましょうなんていう発想は、僕はないほうがいいと思っている一人なんですけれども、そういう点で、僕はこの港の朝市については、先ほども町長の施政方針の中にもあったわけなんですけれども、直売所を中心とした稲取漁港周辺のにぎわい、人だまりの創出、新しいまちづくり、この新しいまちづくりというのには、人が町内をめぐっていただける、巡回していただける、散歩していただけるというのかな、周回していただける。それが私は大事なことだろうと思うんだけれども、そういう点を町長に何かいい案がありますかと言ったら、どうですか、ありますか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今回、当初予算ににぎわい創出のシティプロモーションを出しました。

それは、やっぱり稲取漁港は大変すばらしいロケーションがありますもので、これはすごい皆さん感動いたしますもので、これは一つの売り物になりますもので、直売所を核とした中で稲取漁港全体を売っていきたい、そう考えてございます。

さらに、我々はやっぱり、これからは事業主というものは稼がなければならない、これは一つの考えでございます。これに関しましては、長く経済が疲弊している中で、やっぱり漁業者、一次産業の方々に稼いでもらいたい、そんな発想でございますもので、その辺はまた頑張ってやっていただきたいと思います。

そういう側面で、やっぱりこれができたことによって、正月からずっと今、いろんな挨拶回りをして、またＪＲとかいろいろな面で、やっぱりそうなると、今度は直売所ができますもので、できるだけ漁協さんが主体となってやりますもので、できるだけまた来ていただきたいと、側面からそのＰＲはしております。

しかしながら、現実問題として、チラシとかそういう作成は漁協になっちゃったもので、漁協さんがつくっていただいて、それを観光で配布する。それは何の問題もありませんもので、そういう中で側面から支援していきたい。何しろせっかくですから、これが一つの活性化となりまして、それで今回もつるし飾りも見た中で、基本的に段飾りを中心ににぎわいができたといっているんですよ。それがやっぱり活性ができればまた違った意味で、またさらににぎわいができると考えておりますもので、やっぱり一つの稲取漁港の活性化の起爆剤、これをしたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今、やっていただいているひな飾りの中での神社の段飾り、非常に今は違った人気が出てきましてありがたいなと思っております。この企画をしていただいた人たちには本当に感謝をしなければいけないなと思うんですけれども、人を動かすという、よそから来た観光客、町外の方たち、外から来る人たちをどういったように町の中に取り入れるかという中では、一番今、成功しているのが下田のペリーロードだと思うんですよ。テレビでも宣伝していただいて、取り上げてもらったりして、食事どころもそうですし、いろいろな町並みもそうですけれども、今、伊豆急の下田の駅をおりてペリーロードに行く人たちが相当増えているわけですよね。ベイステージのほうにも行く人もいるんだけれども、今一番多く行くのは、外国人が多いのがあそこだそうですよ。

だから、そういったように、今度は伊豆急の駅からおりて、直売所まで来る間のこの道沿いにいかに変化が出てくるかというのを期待しているわけですよ。それから、今言われたみたいに、ひなのつるし飾りの期間中だけじゃなくて、年間を通じてやはり町の中を散策できる、そういうセールスポイントが欲しいなと思うんですけれども。

それで、２点目のほうに入りたいと思いますけれども、今、港の朝市の中でも若手を中心としてイベント担当役員というのがあるんですよ。その人たちが、やはり町の今度できた直売所といかに共同して共栄していくかという形の中で、今までなかった形の中でパンフレットをつくったりして、もちろん港の朝市の宣伝もするんですけれども、今度できた直売所も一つのパンフレットの中に記載して、２つの魅力を合わせた、そういうものをつくっていきたいなという発想があるわけなんですけれども、そこら辺に対して、町もどういう支援を考えているのかなというのを伺いたいなと思うわけですけれども。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今言った朝市の若手の方、その人は大変すばらしいことを考えております。朝市とこの直売所をセットしたパンフレット、これは大変すばらしいとか思います。ただ本日、何回も言ったように、基本的には民間にいっちゃったもので、町は全面としてはできませんけれども、一応この中で多少の助成とか、基本的には一切やらない。これが基本ですよ。朝市の方と直売所の方が組むのが基本ですよ。

それで、そんなときにはどう対応するかというのが、それは自分の気持ちとしては多少の、例えばこれは２分の１以上になったらとんでもない話ですから。多少の助成は自分は考えておりますけれども、これを言いますとやっぱり甘えちゃいますから。最初から、基本的には全て朝市さんと伊豆漁協さん、それがこれをつくる。これが原則だと考えております。

そういう中ではできたものをＰＲする、これは町の役目だと考えております。それは積極的にやっていきたいと思いますので、またそのとき相談が来ましたならば、それはどのような、内容を精査した中でどう対応していくかなということは考えていきたいと思う。それを全て却下するという気持ちは今は全くございませんけれども、ちょっとそれは精査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　町長にお話ししていきたいのは、商品のアイテムをどうしようとか

経営の中でどうしようとかという話じゃなくて、お客さんを集める。要するにイベントを打つ。そういう形が、当初お話ししたみたいに大事な形になろうかと私は思うわけなんですよ。港の朝市のそういう若手も予算というものをちゃんと組んでやるわけなんですけれども、そういうパンフレットの一つの魅力の中に港の朝市だけじゃなくして、今度できたこの直売所と２つをセットにした魅力を打ち出したいな。それを、ここに質問したんだけれども、旅館とかホテルとかコンビニとか、そういう大きな観光施設、できれば町外のところまで広げていきたいわけなんですよ。

そういう点になってくると、申しわけないけれども、個人の力でなくして行政の力というものが非常に僕らは期待するわけなんですよ。だから、何て町長にお願いしたらいいんだかわからないんだけれども、お金の問題でお願いしていくという形と、そういうお力をいただきたいというのと、ちょっと言葉のニュアンスが変わってくるから、そこら辺も町長にはよく認識していただきたいなと思うんですよ。

そこと、最後のふるさと納税の感謝券、例のすごい自治体があるじゃないですか、100億円バックだとか。アマゾンの商品券を使ったらどうですかとか、そういう話じゃなくして、私はこの感謝券というものを町の魅力として、今度の直売所のほうで使っていただくという形を考えているわけなんですけれども、できればこの感謝券というのは、各町内の中での商店だとか飲食店だとか土産物だとか、そういう町内の中で使えるような、南伊豆もやってくれているのかな。そういう感謝券の形、そのメーンが、僕は直売所になっていただきたいなという形の中で提案をしているんですけれども、そこら辺どうですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　簡単に、まずはＰＲ関係、２点目。これは当然、側面からの発信はいたしますよ。例えば、私が勘違いしたのは金銭面かなというのがあります、さっき答弁しましたけれども。２点目に関しては積極的に町としてはやらなければならないと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思う。

ただ、ふるさと納税に関しましては、当然、漁協の方は感謝券ってやりたいんだけれども、そういう担当がいますもので、担当のほうから説明いたさせます。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　ふるさと納税の返礼として、現在、登録数が163ありまして、事業者数が35件ということで、今回、鈴木議員のほうからアイデア出していただきました。ぜひ、この辺は、ほかと違うところは品物を送る行為で終わってしまうものと、やはり感謝券

ですとか、あるいは町内の宿泊の補助券ですとか、動物園の利用券とか、あるいはゴルフ場の利用券とか、あるいは食事券なんかもこの中にありますものですから、ぜひこれを使うことによって、その方というのはこの町へ来ていただくことの一つのきっかけにもなりますので、これは本当に通常の地場産品とは違った、この町へ来ていただく大きなきっかけとなるということだものですから、ぜひその辺のアイデアを出していただいて、これには記念品の贈呈事業ということで認定申請を受けなければなりませんので、これを出していただいて、採用基準に基づいて審査を受けていただいて、ぜひこれは実現していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これはやっぱり町をＰＲという中で必要になりますので、ふるさと納税の趣旨に沿っておりますもので、基本的にはふるさと納税を認定するのは認定者がいますもので、まずそれに出してもらうのが、それでこの商品はいいなということで、じゃふるさと納税に上げましょうとなりますもので、課長が言ったように、本当にいいやつですから、ぜひともふるさと納税に申請していただきたいと町は考えております。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今、課長さんの答弁の中で、ちょっと私が聞きたいな、聞き直したいなという点があるわけなんですけれども、私が感謝券について町内の加盟店、要するに飲食を営んでいるとか土産物屋さんをやっているとか、そういうところでの商品券みたいな形の中で使えたらどうかなというのを提案したんですけれども、現在の中でのふるさと納税を取り扱っています登録店というものがあるわけなんですけれども、全てのそういう形の中で個々的の、私、50件とか60件をそこで１点ずつ登録させていくのが大変じゃないかなと。

ちょっと待っててね。そういう形も私は考えて、できれば、そういう今やっている既存の店屋さんには大変に売り上げの減少につながるというおそれが出るかもわからないんだけれども、僕は、今、この町内で営んでいる人たちのところで買い物ができるような感謝券を提案しているわけなんですけれども、だから認定商品でなかったら使えないみたいな形は僕はちょっと違って、僕はごめんなさい、そういう受け取り方をしたから今、再質問しているわけだから、そこら辺が今度キャッチボールできるから、お願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　すみません、答弁のやり方が悪かった。要するに地域認定商品の感謝

券が入れば、それは東伊豆町内のどこの商店も使えるということで、例えば直売所で使ってもいいし、Ａ商店でも使ってもいい。これはあくまでも町内の商店ですよ。だから、ふるさと納税の申請して、じゃ感謝券もいいですよと言ったならば、町内の一応全ての商店で使える、そういう解釈で聞いておりますもので、１軒１軒を申請するのではない。そういうことで御理解願います。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　私が言いたいことと町長が言っていることがこれで競合したなという気持ちがあって、整合的にはいいなと思うんだけれども、それに取り組む気持ちはありますか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然、課長が言ったように、これは地域の活性化になるし、またこの町に来てくれますもので、私は取り組む気持ちは十分あります。しかし、あとまだ審査員が結構いますもので、その方たちがどう考えるかということで、自分自身は大変いい考えだと考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　ありがたい答弁だよね。だから、そうすれば港の朝市にもその券が使えると僕は思うわけですよね。ふるさと納税でもらった券を、この町に来て、宿泊券は宿泊券であるかもわからない。それとはまた別に、今の感謝券は、何ていうんですか、差別化していったりするという形も必要かなという気持ちがするんですけれども、港の朝市なんかではそういう券を一切発行していないわけなんですよ。まして町外から来る方が、今度の直売所でも使えたり朝市の会場でも使えたりする。それから、また町内のものを、お土産を売ったりしているところ、また一般の飲み物を売ったりするところでもそれが使えたら、非常に町内の活性化にも私はつながっていくなと思って。今、町長が言ってくれたことは非常に感謝をしていかなきゃならない。ぜひ取り組んでいただきたいなという気持ちがするわけなんですけれども。

課長、大丈夫かな、今、町長が言った答弁で。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　宿泊助成券もそうなんですれども、あくまでも申請をしていただいて、港の朝市も当然ながらそういった中で利用する券なんかもつくっていただいて、あくまでも記念品贈呈事業の中で申請をしていただく。商品として出していただいて、それを産業団体連絡会の中がほとんど中心なんですけれども、そこで審査をしていただいて、それで認められればオーケーということになりますので、そんな形で解釈していただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　何しろ、その認定審査会。ここで通ればこの町のどこでも使える、そういう解釈でいますよ。だから、それで理解してください。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　自分の聞き方が悪いのかなと思うんだけれども、どうも課長と町長の答弁の内容がちょっと違うような気がするんですよ、僕だけかなと思うんだけれども。僕は、今、課長が言っている登録してある店以外は使えませんよという。課長、言わなかった。認定商品で産業団体の中で登録してあるとかって言わなかった。例の商工会がやっている認定商品の形の中ではなくして、僕は全ての店屋が登録したら大変な数になってくるからという話の中で、はいよ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　自分が言っているのは、ふるさと納税の認定審査会で感謝券が認められれば、その感謝券は町内どこでも使える。認定商品の登録をした商品だけでなく、登録してなくてもどこの商品でも使える。それで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　わかりました。そういうふうに言っていただけると、例のどこかの市みたいに100億円を稼ごうなんていう発想の中で、地方の自分の町の中の商品でなくして、魅力をつけるためにアマゾンの商品券を25％ぐらいの形の中でやっていこうとかと言った総務省との闘いをやっているわけなんだけれども、そういう中では、今言ったみたいに、町長が言われた感謝券というのはある程度、私、認めてもらって、今どこの町も使っているなという気持ちで、発行しているなという気持ちがするもので、今、一生懸命登録されてここま

で育ってきた人もいるわけなんです。だから、その人たちもちゃんと守ってあげなきゃいけないと思うんだけれども、これからは、やはり町の中を活性化するためには、そういう手続をちゃんと経なくても大丈夫ですよというような感謝券を僕はやっていただきたいなと思って、今、町長の答弁がそういうところに来たから、うれしいなと思っています。使えるんでしょう。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　最初から自分はその気持ちで、別に感謝券をつくったことによってふるさと納税認定の商品をやっている人に影響を与えるかというと、そんなに私は影響を与えないと考えておりますもので、それは感謝券は感謝券で統一してもらって東伊豆町内全部使える。これはあくまで審査会が通った場合ですよ。そういう考えでいますもので、それは御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　鈴木議員がおっしゃっているのは、例えば商工会が一つ取りまとめて、どこの商店という形をしっかりとつくっていただいて、その中で商品として申し込んでいただくという形で、不特定多数のところで使えるとかというそういうものではございませんので、その辺をしっかり。宿泊の券もそうなんですけれども、そういった形でしっかりと登録していただいて、その中で使えるというふうな形で御理解いただきたいと思います。

それから、その審査に当たって、産団連と申し上げたのは、あくまでも当町の地場産品というくくりの中で農協、漁協、それから商工会員、それから町ということで、その団体が集まって、この商品がふるさと納税にふさわしいかどうかということで審査をしていただくというような形になります。当然ながら個人事業者が申請をしていたり、あるいは一つの団体というような、旅館の宿泊の助成というか補助券なんかもそうなんですけれども、そういったくくりをしっかりと商品として出していただいて、それを審査するというふうな形で、不特定多数が使えるというようなそういったものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　この問題はここでなくして、議会を外れた中でまた議論をさせていただいて、今、課長さんが言われたこともだんだん私も理解できてきたし、商品の提供についてはある程度行政側も、一つの何ですか、確認というものをしていかなければ粗悪品も扱

うだろうし、そういう心配事があるよという形の中での登録した商品もしていただきたい。業者としても、業者にだよ。業者に、登録業者として商工会あたりで全部取りまとめて、そこの扱い商品なんかも提出していただきたいというものだろうと僕、ちょっと思ったんだけれども、それはそれで、ここの議論じゃなくて、別なサイドでいいんじゃないかなと思うんだけれども、話を戻していくと、直売所をやはりどうして活性化するかというところに、僕は論点を持っていかなければおかしいのかなというわけなんですけれども、前々回ですか、一般質問させてもらった中で直売所と朝市の道路に人が通れるような標識が、道路の認識が欲しいよという形の中では、農水の課長さんがいろいろお力添えいただきまして、今、警察のほうからはこれぐらいの形の中ではペイントを描いてもいいですよという形も出ましたというものももらったりしていますから、そういう点では、やはり行政の力をかりていかなければ港の朝市のほうだってこれからどういうところに行くのか。自分たちはもうこの年ですから、それなりの自分の思いは終わったなと思うんですけれども、今、頑張ってくれているイベント係なんていうのは40歳の若い女性なんですけれども、こういう人たちが自分の子供を育てながら港の朝市を何とかこれからも頑張っていこうという、そういう姿勢があるもので、できれば僕は今度つくった直売所と港の朝市は一つだと。そういう気持ちの中で僕たちも頑張りたいし、町長のほうにも支援をしていただきたいなということでございます。

僕の質問、これで終わります。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然そのぐらいの、何回か言った相乗効果という言い方をもう何回も言っているように、それは当然、朝市と直売所ができたおかげで相乗効果。それと、やっぱり今まで朝市は土日だったけれども、今度は週１休みがあるとすると、その中では来た方は喜ぶと思いますし、当然、そういう意味で側面から町の活性化のために朝市と直売所、これは全面的に支援してもらいたいと町は考えておる。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で、12番、鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、11時20分まで休憩します。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時２１分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◇ 定　居　利　子　君

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員の第１問、学校給食事業についてを許します。

13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　皆さん、こんにちは。

２問通告してありますので、よろしくお願いをいたします。

学校給食事業について。

給食事業について、13年前の町長立候補のとき、選挙公約の中に給食費の無料化を掲げられました。平成20年４月より１人１カ月500円の補助制度を実施しました。現在の保護者負担は、小学生が3,930円、中学生が月4,670円であります。平成30年の公約にも給食費の無料化の実施を掲げられました。平成30年度の当初予算額には366万3,000円が計上されております。

そこで、財政的にも大変厳しい中ですが、次の点についてお伺いをいたします。

①無料化をいつ実施されますか。

②幼稚園の給食事業について検討されていますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　定居議員の第１問、学校給食事業については２点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、御質問いただいたとおり、私の公約として給食費の無料化は常に掲げているところであり、今現在もその気持ちに変わりはありません。しかしながら、当町の財政状況は厳しい状況が続いておりますのは御承知のことと存じます。また、新年度は10月から幼児教育の無償化がスタートするなど、今後の財政状況をしっかり見据えながら政策

を進めていかなければならず、現状ではいつから実施すると明確に言えない状況が続いてしまっております。今後も実現に向けて時期を見きわめていきたいと考えておりますが、任期中に実現させる気持ちは強く持っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、２点目ですが、これまでも幼稚園への給食の提供につきましては、町営の給食センター運営委員会などでも話題に上がっております。これまでの幼稚園教育では、お昼御飯は親の愛情がこもった弁当を食べてもらいたいという考え方でお願いしてまいりました。しかし、保護者から給食の要望があることは存じております。

小中学校と同じ方式で幼稚園への給食をスタートするためには、幼児向けの食器を用意し、さらに専用の食器洗浄機を設けるなど施設の改修が必要であり、また対応する人員も増員することとなりますので、実現させるためには慎重に検討を重ねていく必要がありますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　町長、給食費の無料化というのは、13年前に町長が子育て支援の一つとして、大変思いを込められて私は掲げられたと思うんですよ。その後、20年にですか、500円の一部補助をされて12年間、任期中には500円だけの一部補助でそのままになったんですけれども、今回の公約にも無料の実施をしていきたい、４年間の公約の中でやりたいということで公約の中にも掲げられていますけれども、完全無料化と掲げられていませんので、やはり一部補助をしていきたいと。私は、そういう方針のほうがいいんじゃないかと思います。

今年度の当初予算にはのせられなかったんですけれども、任期のあと残りの３年間に無料化というのは大変、私は難しいんじゃなかろうかと。３年間、給食の無料化について3,000万からの、やはり財政的な負担がかかってくると思うんですよ。だから、何も完全無償化として皆さんに訴えていませんので、一部の補助を今後していきたいという、私は町長のそういう声が一番必要じゃなかろうかと思います。

よその例を挙げますと、１人目は保護者に支払っていただく。また、２人目としては半額、３人目からは無料化とそういう市町もありますし、また昨年ですか、ふるさと納税で大変国内をにぎわわせました小山町ですよね。ここは、今年度の当初予算、２月13日ですか、幼稚園から小学校、中学、完全無料化にしました。タブレットも小学校４年生から配布をするということで、ここは249億円のふるさと納税が昨年あったんですよ。だから、財政的な面で

も給食の、おそらく無料化として実施されたと思うんです。

当町としては、まだまだ財政的に大変な部分がありますので、完全に無料化というのは大変私は難しいんではなかろうかなと思います。任期中に一部補助をしていただけるかなと、そういうことで無料化について実施されますかということをお聞きしましたので、どうですか、町長。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは町長に就任する前の選挙公約と、希望としては本当にやりたいんですよ。それなのに、就任してから２年後にリーマンショックが起きまして、そしてさらに３年ほどで3.11が起きました。それで、就任当時は多分右上がりでなっていくような経済状況でしたけれども、リーマンショックと3.11が経済をどんどん落としたもので、大変財政状況が厳しくなってきておりますもので、現実にできない。その中で、今度いろいろまた社会情勢が変わって、また優先順位がどんどん上がってきたものがありましたもので、やってないのが現状でございます。

今回も一応無料化でやりたいなと、その気持ちは変わりませんけれども、最低、その一部補助、これはやっていきたいと自分の中では考えております。やっぱり希望としては完全無料化でいきたいという中でも、現実的には多分厳しいのかなと。今の頭でありますと、やっぱりできればやりたいという頭でございますもので、一部は最低でもそれはやっていきたい。これはそう考えております。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　今後、一部補助に取り組んでいただけるということで、一つは安心をしました。

昨年の文科省の無料化の実施状況について、各自治体に1,740の自治体にアンケートをお出しになって、その結果が30年７月27日ですか、各自治体にそのアンケート結果を報告されたと思うんです。それは多分、恐らく教育委員会のほうだと思うんですけれども、無料化は76の自治体がやっていて4.4％行っているということで、まだまだ国としては厳しいということの中で、昨年は保育園の無料化は国のほうで掲げられましたけれども、給食費については各自治体で考えてくださいという国からの方針が決定されましたので、財政的にも大変だろうと思いますけれども、町長の思いの一部補助のほうを必ず実現させていただけるようにお願いをして、１問目は終了いたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　定居議員も町の財政状況を懸案した中で、そのような提案をしていただいて大変ありがたいと思います。本当、気持ちは無料化、しかしあと３年の任期中に、これは一部多少かかってもしたいなと思います。それはやりたいと気持ちは変わりませんもので、それは御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　それでは、２点目の幼稚園の給食事業に検討されていますかということで、施設的にも給食センターが大変老朽化もされていますし、給食の提供されている生徒につきましては451名の、平成20年からは減少していますけれども、なかなか幼稚園の生徒に給食を提供するというところまで、給食センターの事業として難しいということで、先ほど町長の答弁がありましたけれども、やはり保護者のほうからは昨年の猛暑のときに、各自はお母さんがお弁当をつくるんですよね。そうした中で、子供たちは大丈夫かな、この猛暑の中でお弁当を持っていって、多少時間が二、三時間ありますよね、お弁当つくって。大丈夫かなと大変心配をされたそうです。それで、お母さんたちは、食材について何を持たせれば大丈夫かな、給食でしたらいろいろな衛生面も安全だし、こういったときに給食の事業をやってくれればなと、そういう声もあちこちで聞かれましたので、いろいろな面で検討をしていくということですので、今すぐやっていただきたいということは大変無理なことはわかっておりますので、一つの検討として、また行っていただければ大変ありがたいなと思いますので。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは、定居議員の第２問と関連してきます。やっぱり本当に子供が将来的に30人、40人になったとき、今の稲取保育園と三宝保育園、２つの幼稚園があります。果たして、この現状の中で子供に対して本当にいい教育ができるか、やっぱりこの辺のことは今後、子供が少なくなったとき、幼児保育をどのような方法でやるかと関連してまいりますもので、この件として、まず自分は２問目のこれを最優先に考えていきたいなと思いますもので、検討だけはさせていただくように、それはします。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　検討していただけるということで、近い将来はそういう形になろうかなと思って期待をしております。

給食センターも18年経過しているんですよね。その中で、幼稚園の給食をお願いしても、修理とか、例えば空調関係、今年度は空調の整備をされるということですので、そちらのほうに経費が大変かかってくるんじゃなかろうかなと思いますので、今後の一つの検討課題としてよろしくお願いしたいと思います。

それじゃ、その２点についてはこれで終了しますので、町長の御答弁よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　確かに去年の猛暑を体験すれば、本当に弁当を持っていったためにその保管方法。これは、保護者たちはそれは心配したと思います。それなので、町のほうもそれを考慮した中、それじゃちょっと冷蔵庫をつくってそれを保管しようかとか、そういうことをやればよかったと反省はしておりますもので、去年の猛暑に対しては本当に申しわけなかったです、心配かけて、食中毒とかいろんな面で。

そういう中で、容量的にあそこはありますもので、給食センターのほうは。それはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、幼稚園施設の環境整備についてを許します。

13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　２問目の幼稚園施設の環境整備についてお伺いいたします。

熱川幼稚園、稲取幼稚園の環境整備についてお伺いいたします。

１点目、稲取幼稚園は築40年以上が経過し、老朽化が進み、一部雨漏りも発生をしております。幼稚園教育の場として改善が必要な環境であると思われます。町として現状の把握はされていますか。

２点目、稲取幼稚園の改修計画はありますか。

３点目、少子化に伴い入園者が減少しています。平成31年度の入園予定者は稲取幼稚園が13名、熱川幼稚園が15名です。総合計画の中で、「国の幼保一元化構想を見据えながら環境にあった施策を図りたい」とうたわれていますが、具体的にどのように進められておられますか、お伺いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　定居議員の第２問、幼稚園施設の環境整備については３点からの御質問であり、１点目、２点目につきましては関連がございますので一括して回答させていただき、次に３点目についてお答えいたします。

１点目と２点目についてですが、稲取幼稚園は昭和55年に建設された建物であり、耐震改修や老朽化対策の改修を幾度か重ねておりますが、御指摘のとおり、現在、２階廊下部分に雨漏りが発生しております。現状は把握しておりまして、改修の見積もりも出しておりますが、2,000万円ほどの工事費となり、高額なため対策がおくれてしまっていることは否めません。御指摘いただいたとおり、教育に最適な場所を提供できるとは言えない状況であるため、町の厳しい財政状況を考慮しながら改修の計画を立ててまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、３点目についてですが、御質問にありますとおり、園児数は少子化とともに減少傾向であり、幼保一元化を本格的に検討する時期に来ていることは御承知のとおりであります。総合計画においても、ここを推進していく必要性を既に示しておりますとおり、町といたしましても、現在の幼稚園と保育園の状況を把握するとともに、どういう方向で進めていくべきか、町の方針を模索しているところであります。

ただ、保育園は町が補助を実施しておりますが民営であり、幼稚園は町が運営しているものの教諭は町の職員です。実現には慎重な検討を要することになりますが、幼児を持つ保護者の方々が安心して任せることができるとともに、預けやすい時間設定や制度など将来を見据えて進めてまいりますので、御理解いただければと思います。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　それでは、１点目と２点目も一括で私も質問させていただきます。

幼稚園の雨漏りについて、２階ですね、階段上がりますと、大きなバケツが幾つも置いてあるんですけれども、23年ですか、大規模改修をされております。そのときには、屋根の修理等はされていなくて、あのときは太陽光発電ですか。それの設置をされたと思います。その後に雨漏りが少しずつあったんですけれども、それ後にどんどんそれが広がっていって、廊下一帯にバケツ等いろんなのを置いてありまして、父兄さんのおっしゃるには、大変子供

が今デリケートですので、アレルギーの子も持っていますし、天井に壁が浮いているんですよね。せめてその壁だけでも撤去をしてくれないかなと、そういうお話もありました。何回か恐らく張りかえはしてあると思うんですよ、色がちょっと違うところがありますので。その壁のところだけでも修理でもしてくれないかなと、そういう声もありましたので、今後、全面的に改修するには財政的にも大変ですので、一部的にそういう修理等していただければと思いますけれども、あれを直すのには恐らく大規模的にやらないといけないんではないかなと、そういう声もありますけれども、一時的にでも、壁だけでも、カビですか、カビだけでもとれるような修理方法を考えていただければなと思います。

１点目の幼稚園の改修というのは、それと一緒に付随していますので、あわせて。そして、あと園庭とかに、何ていうんですか、泥というんじゃないんですけれども、雨が降ると土が流れていくそうなんですよ、泥になって。そうすると、石がでこぼこ見えてくるので、そういうところも確認をしていただいて、修理じゃないんですけれども、そういう石を隠せるような状況とか石を撤去できるとか、そういうようなところも担当課に見に来ていただいて、いい方法を考えていただきたいなという、そういう声もありましたので、いかがですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今、定居議員から言われた、私は１カ月に１回は外部の施設を原則、点検しています。稲取幼稚園の件は十分把握しております。その辺の点、雨漏り、そして石のことも言われております。そういう中で、やっぱり２階の雨漏りに関しては、自分が見ても、これはかわいそうだなというような大変厳しい状況の中で、一部一部やっても全部やったら半年もつのかな。やっても、やっぱり根本的に直さなければいけないと考えておりますもので、これはまず雨漏りを直す。やっぱりこれは優先順位としては自分では高いのかなと考えております。やっぱり、あの環境の中で子供たちを保育するのはどうかと思いますもので、この前は遊戯室をやりました。今度はやっぱり屋根をやらなきゃならないですよ。根本的な解決にならないもので、それがまず一部修理というか、基本的には根本的なことをやらなければだめだと考えているもので、根本的なもので、私の任期中には何とか雨漏りの屋根を、これはやらなければならないと強い意志を持って。給食費以上にこれはやらなければ、今後ただただ、あの建物を何か活用しなければなりませんもので、これは絶対やらなきゃなとか自分では考えております。

そして、あとは石に関しましては、これはなかなか難しくて、そういう中で再三再四言われているどのような方法がいいのかということを検討しております。その辺の現場のやつは

十分理解しておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　幼稚園は３歳からの教育を受けていらっしゃるので、５歳ぐらいになりますと、やっぱり遊び方もいろいろ変わりますので、３歳の子の場合は絶対に目を離すことができない、どこへ行くかわからないということで、そういう園庭の中はやはり整備をきちんとしていただかないと。例えば運動会なら先生たちの目がわかっているんですけれども、なかなかそうでないときというのはどんどんほかのところへ行かれるので、ちょっと危険なところがあるのでということでうんと心配もされていますので、町長も１カ月に１度、そういう見回りをされているということで現状を把握されていますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

公の施設の修理というと、この間も冊子をいただいて、100億円ぐらいの、それを完全に整備するとかかるということですので、やはり順次、必要なところ、本当にここはやらなきゃならない。まして３歳から教育をされていらっしゃる幼稚園ですので、ぜひともそれを最優先といったら大変申しわけないんですけれども、お金もかかることですから。そういうふうに町長の思いもありますので、ぜひこれは実現をさせていただきたいと思いますので、１点、２点目についてはこれで終了させていただきます。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは、本当に自分の気持ちとしてもやらなければならないと考えています。根から全部やらなければならないもので、根本的に直さなければならないわけで、そこも財源的には大変厳しいことは承知です。これは稲取幼稚園だけれども、やっぱり小学校も全てそういう状況でございますもので、これはグラウンドに関しては、いつも要望来ます、そういう中でね。やっぱりそうなると十分認識しております。何しろいい方法があれば、それは早急に対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　それでは、３点目についてを質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中では、今後いろいろ検討していかなければならない大きな問題じゃ

ないかなと思います。最近、少子化が進みまして、幼稚園の場合は教育、保育園の場合は保育のサービスということで二元化ですよね。幼保二元化と言われていますけれども、国の取り組みは幼保一元化にしたいという取り組みで、結局、経費もかからない。幼稚園の教育、保育を一緒にしていきたいということの中で取り組みをされておりますが、町のいろいろな環境としましては、東伊豆町は幼稚園に通っていらっしゃる方が今年度、入園予定者というんですか、13名、熱川は15名ですけれども、幼稚園がいいという父兄さんもいらっしゃるんですよ。

保育園の場合は共働きの方が預けていく。幼稚園の場合は父親だけが働いて、お母さんの場合はアルバイトに行かれるということで、そういう中で必ずしも皆さん、保護者の方たちが幼保一元化ということを望んでいらっしゃるお母さんたちはいらっしゃいません。中には幼稚園の送り迎えも一緒になって、子供とのいろんな会話をしながら幼稚園へ送り迎えもしたいという方もいらっしゃいますし、帰りの迎えにつきましては、家族のおばあさんが迎えに行ったり、また近所の人たちがそういう姿を見て、子供たちがいるんだなということで、大変楽しまれているお年寄りもたくさんいらっしゃるんですよ。だから、必ずしも幼保一元化に向かって東伊豆町は取り組んでいくということじゃなくて、やっぱり地域の方たちとか、またいろんな有識者の会議をしていただいて、この町は取り組んでいかなければならないのかどうかということを、やはり町長の任期中にいろんな答えを出していかなければならない、難しい３年間であると思いますけれども、いい方法で教育なり保育を充実したまちづくりの中に、ひとつ入れていただきたいなと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　そういう中で、今、定居議員が言ったように、本当に幼稚園のよさはあります。保育園のよさもあります。しかし、やっぱり少子化が進んで30幾つになったときに、じゃ１つの幼稚園で五、六人とか。今は十何人いますけれども、これが10以下になった場合、果たしてその幼稚園が成り立つかどうか。いろんな見地の中で、３年間の中である程度は結論を出していきたいと考えているもので、そういう中でこの間、児童教育会か何かありましたもので、今後のことで検討してほしいということは要望してまいりました。そういう中で幼稚園を残すとか、３園残せば一番いいんですけれども、今の現状なり子供の数を考えた中で、それは自分自身としては大変厳しいんじゃないかと思っております。

やっぱりその中で、ある程度の、100％はありませんもので、その辺のバランスで、ある程度半数以上の方がその方向じゃなくて、やっぱりそのときは決断しなければいけないかな

と考えております。何しろこの任期中の３年間の中で、これは喫緊の課題でありますもので、すぐに対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯田桂司君）　13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　町長、今年の出生者は31名なんですよ。この子たちが幼稚園、保育園へ上がるときになりますと、３年後ですか。恐らく幼稚園は10名以下になると思うんです。保育園は恐らく殺到していくと思うんですよ。今年の10月からですか、無料化になりますので。じゃ保育園のほうがいいかなという方たちが恐らく増えてくると思うですよ。そのときに、大変町の判断としては難しいんじゃなかろうかなと思うんですよ。

これが、あと二、三年たちますと、恐らく幼稚園へ上がる子たちが10名切ると思うんですよ。そうすると、本当に町はいろいろなことを考えていかなければならないし、若い人たちがこの土地へ来て、東伊豆町に住んでよかったなと思えるような子育て支援策をやっていただきたいなと思いますので、最後に、要望としては若者が住みやすい、本当に子育てしやすい環境を取り組んでいただけたらなと思いますので、最後、要望をして３点目は終了いたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　基本的には、定居議員が言ったように、この10月から保育園に対しては給食の無料化が始まります。それなのに幼稚園には給食もないし、そういうハンディが出てきますもので、給食費の無償化に対して、幼稚園に対して付加価値を何かつけなければならないのではないかなと私は考えております。そうすれば、保育園へ一方的に行ってしまいますので、それはちょっと考えてやりたいなとは考えております。その点、言ったように、本当に子育てしやすいまちづくり、これは自分の考えの中でもあります。

そういう中でやっているのは、一番の問題は勤める場所がない。子育て支援をいろいろやった中で、やっぱり若者に来てもらいたい。働く場所がこの近辺にないというのは、やっぱり一番厳しいところでございます。今後も若者たちが安心して育てるまちづくり、これはやっていくつもりでございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。何しろ自分の任期中、その方向性だけははっきり示していきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で、13番、定居議員の一般質問を終結します。

この際、１時まで休憩とします。

休憩　午前１１時５０分

再開　午後　１時００分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◇　藤　井　廣　明　君

○議長（飯田桂司君）　午前に引き続き、一般質問を行います。

10番、藤井議員より一般質問での掲示板の使用、資料の配付の申し出がありましたので、これを許可します。

10番、藤井議員の第１問、原発防災マニュアルについてを許します。

10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　それでは、私は２問ほど通告してありますので、順番に従って質問させていただきます。

今回より一問一答ということでございますので、私どももちょっとふなれな点があるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、第１問です。

原発防災マニュアルについてというふうにしまして、質問いたします。

この３月11日で東日本大震災から８年目となります。地震と津波によって東京電力福島第一原発で原子炉が爆発し、大きな被害が起きました。今、南海トラフ地震の発生が切迫していると言われる中、浜岡原発が伊豆半島に近いことから、これを教訓として当町も対策を立てなければならないと思います。

そこで、以下を伺います。

１、中部電力から当町に浜岡原発再開への説明などがありましたか。

２、原発に近い伊豆半島の自治体として、町長の原発に対する見解を伺います。

３、当町の防災マニュアルに原子力災害に対する対策は考えていますか。

４、万一に事故が発生した場合の町民の避難や対処の仕方を広報していますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　藤井議員の第１問、原発防災マニュアルについては４点からの質問となっていますので、順次お答えいたします。

まず第１点目についてですが、中部電力から浜岡原発再開に関する説明でありますが、進捗状況の説明はありますが、原子力発電所から31キロ圏内の市町村ではないため詳しい説明はありません。

次に、２点目についてですが、原発に対する私の見解とのことでありますが、原発は原子炉等に何らかの異常が発生した場合、大規模災害の発生の要因となりますが、国内における地球温暖化対策であるCO_2削減のための風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入整備が進んでいない状況において、安全性が確保されることが条件ではありますが、国の経済、国民生活に必要なエネルギー資源であると考えております。

次に、３点目と４点目については関連がありますので、一括してお答えいたします。

１点目の答弁の中でも触れておりますが、当町は31キロ圏内の市町ではないため、国及び県が義務づけている避難計画策定の対象とはなっておりませんが、町の地域防災計画を県の地域防災計画に準拠した対応としております。町としては独自に避難の仕方や対処について広報は行っておりませんが、新聞、テレビ等で広く報道、周知されている屋内避難が最初の行動となるものと考えております。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　町の地域防災化計画ということで、これをいただいたんですけれども、「原子力災害対策編」というふうになっておりまして、非常に県のほうからも指示されている等々の内容と思いますけれども、いろいろ対策は練られているようでございます。

その中で、私は今、町長が、このマニュアルの中にもあるんですが、伊豆半島から当町から90キロ離れているというふうに書かれております。私は、もうちょっと近く、85キロくらいかなんていうふうに計算したんですが、役場からね。ですので、うちの町も横に長いものですから、90キロというふうに言っているんで、90キロに統一しましょう。

そうしますと、これは必要な政策だと、国の政策だというふうには町長は先ほど答弁の中におっしゃいましたけれども、いつぞや、これは静岡新聞が行いました各伊豆半島の首長のアンケートの中で、うちの町の町長の見解としまして、「もし電力が足りるのであれば、これは原発は要らないと私は思う」とたしかおっしゃっていたんで、これはそれなりの賢明な見解かなというふうに私は評価しておりました。国の政策といいつつも、町民の生命・財産を預かる町長としては、万が一にも90キロ先の原発なんかがもし過酷事故があった場合は、これは大変なことになるという認識はお持ちだろうと思うんですよ。

まずお尋ねしますが、最近は非常に地震も多くなっている。その中で万が一、南海トラフ級、あるいはマグニチュード８以上くらいの地震があった場合に、それから津波があろうかと思うんですけれども、中部電力さんも対策はとっているようですけれども、にもかかわらずそういう地震があった場合に浜岡原発にどういった影響があるかな。もし、それが外れるようなことはあるかな、ないかなというふうに、その辺の見解はどんなふうに考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今日も進捗状況を持ってきました。まだ途中でございます。完全ではありませんし、それなりに、現在、起こったのであれば、それは当然影響が出るのではないかと今、考えております。そういう中で、さっき言ったように、電力ができれば私は必要がないと、それはもう考えていません。基本的には５キロ圏内の市町村、そして31キロ圏内の市町村、この同意が絶対私は必要だと考えております。そういう中でこれからは判断していきたい、そう考えておりますもので、現状ではマグニチュード８か９なりの地震が来た場合は、やっぱりある程度、影響があるのではないかと、そういう考えでございます。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　当然、これは地震があれば原発にも大きな衝撃が走りますでしょうし、多少の擁壁、22メーターくらいでしょうか。つくっても、逆にそれが津波によって倒れることもあり得るというふうな専門家の見解とか、それから浜岡の場合は地下に非常に活断層とか、あるいはそれよりも大きな地震を引き起こすトラフ、いわゆる海溝型のフィリピン海プレート、それから太平洋プレート、北米プレート、大陸プレートという４つのプレートがまさに交差点みたいになっているところに、ちょうど浜岡原発が建てられている。そういった意味では、世界一危険とか、あるいは日本一危険というふうに言われているわけです。

その中で、８年前の大震災のときも国のほうが唯一、あそこだけはとめたわけですよ。そういう意味では、これが万が一、稼動していて、それが外れた場合には首都圏にとんでもない影響を与える。もちろん我が町も含めまして、大きな影響があるということでとめたというふうに私は認識しております。その点では賢明な判断だったかなというふうに思うんですが、その中で今後、影響がある場合はということで、いろいろ原子力災害対策編で町も緊急事態対応なんかを検討しているようですけれども、私は、さっき町長は影響あるんじゃないかというふうにおっしゃっているんで、その点、評価したいと思うんですけれども、その中で具体的に、それでは町民のほうにどんなふうに知らせているのかなということが非常に気がかりなんですよ。

毎年、防災の訓練、町でもございます。私どもは、例えば近くの公民館に第一時避難場所として行くとかというような形での防災訓練をやっておるわけですよ。それから、小学校とか等々に集まって、次にいろんな炊き出しとか緊急の訓練をしているわけです。ところが、原子力発電所の万が一の事故ということに関しては全然、一言も触れられないわけです。それで、現実には地震があった場合には影響あるかもしれない、原発にも影響あるかもしれない。にもかかわらず、訓練ではみんな揺れがおさまったら、そこの避難所に集まりなさいという訓練なんですよ。

ところがどうでしょうか。もし、原発が外れた場合、ブルームと言われる、いわゆる昔だと黒い雲とか言われている高濃度放射を含んだ気体が、この町だって免れないわけですよ。というのは、天気は大体西から変わってくる。風も西から東に大体吹いている。１年間の大体４分の３以上はそういう風向きだそうです。そこに地震があって原発が外れたとしますと、風向きによっては我が町も90キロ圏内で免れないわけですよ。そうすると、影響あるでしょうというふうにおっしゃっているんですけれども、これは時間にしてどのくらいだと思いますでしょうか、外れてからですね。普通の一番大きい四、五メーターの風で吹いていたとして、こちらに向かってくるわけですよ。そのときの時間は、やはり５時間とか６時間というふうなくらいの時間で、風の強さにもよりますよ。でも、そういうふうに襲われる可能性があるということは想定しなくちゃならないんじゃないかと思うんですけれども、その辺のことに関しての危険性、その認識はどうでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　基本的に、今日はちょうど来てくれました。今の進捗状況でございます。そういう中で一番被害が起きるのは多分５キロ、31キロ、その近くだ。しかし、うちの

町は、とりあえず風況を見た中でやっぱり東京、首都圏ですよ、主に流れるのは。その中で、首都圏が莫大な影響を受けるという中で国とかそれは止めたと私は考えております。

その中で、現在、伊豆半島における方向性、多分、壇上で言ったように、とりあえず起きたならば、とりあえずうちの中へ避難しなさいと、それが第一でございます。しかし今では、3.11、津波のほうがうちの町でも喫緊の課題でございますから、まず津波が来たら逃げなさい、そういうことを言っております。

やっぱり、原発に対する認識、確かに低いかもしれません。今、一番の喫緊の課題は、うちの町の喫緊の課題は津波対策でございますから、津波が来たときに、それじゃとりあえず自分の身を守るということで、それでまた国・県のほうですね。またそういうデータ、こういうデータがじゃ、いつ、こういう状況になりますと、そういうデータが出たならば、それは考えなければなりませんけれども、今そういう風向きとかそれによっては、これは８月の時点で流れていくのは首都圏のほうに行っています。

こういうデータが出てくればそれはまた考えます。今、とりあえず大地震に関しましては、津波で頑張って一人の犠牲者も出さない、そういう方向でやっております。その中で、また原発に対していろんなことが出てきましたならば、それはそのときに十分国・県と対応し、町民の安全を守っていきたい、そういう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これは、町長、たびたびこの件に関しても伺った点もあるんですけれども、これに関しては国・県等の指示はないというふうに考えておかないと、逆に大変なことになるというのがこの間の福島の例なんですよ。指示待ちで、何か県から指示があるんじゃないか、どこかから指示があるんじゃないかと思っているとどこからも指示がなくて、判断せざるを得ないという過酷な状況に置かれるというのが原発震災といいますか、特徴だというふうに思うんですよ。

そのように本当に考えないと、今、町長おっしゃるように喫緊の課題は津波にまず耐えることだというふうにおっしゃいますけれども、一方で、もし原発が外れたらというふうな状況におきますと、そこから濃い放射能物質が飛んでくるというのが、先ほど申したように、本当に普通の風ですと早ければ五、六時間、遅くても10時間以内くらいにはこちらに来てしまうと。

町長おっしゃるように、それは東京のほうかもしれない、こっちは来ないかもわからないというような想定は、これはちょっと希望的過ぎる、楽観的過ぎるんじゃないかと私は思うんで、先日、２月26日にも発表された政府の地震調査委員会の日本海溝の地震の発生確率なんか見ますと、町長はお持ちかな、海溝型地震が起こる確率が30年以内に本当に切迫してきて、26％以上とか30％以上とかのものが赤い印がされている。こちらも、当然、海溝型地震なんかについては30年ぐらい前から東海地震はいつ来てもおかしくないなんて言われながら過ぎてきているわけで、やっぱり切迫しているというふうにお考えいただかないとならないと思うんですよ。

その中で、影響あるというところまで、町長、お認めになっているわけですけれども、ただ、津波だけじゃなくて、次のやはり原発震災に関しても、これはあり得るというふうに想定して、むしろそれは地震がおさまったら、もちろん津波は避けなければなりません。しかし、次に、強いブルームが来る前にどうするかというふうに考えないと、これは一概に避難しようとして車に乗ってその辺に出ますと、本当に道路は渋滞する。そのうち強い放射能の雲に巻き込まれてしまうということで、放射能を浴びてしまう結果になりかねないわけですよ。

ですから、そういう点では、これは閉じこもると、おうちの中に。町長もさっきちょっとおっしゃってくれましたけれども、おうちの中に閉じこもって、それこそ目張りしまして、窓という窓、換気扇、それで絶対に出ないようにというようなことをやっぱり考えておかないと、その対策にならないと思うんですよ。

そのためには、例えば水ならどのくらい、１週間分なら１週間、町で指示なさるなり、その辺はまた防災課なんかが一生懸命考えてくださるんじゃないかと思うんですけれども、３日間は最低閉じこもりなさいとか、あるいは放射性ヨウ素が８日間で消滅するというか少なくなるんで、７日間くらいは待機しなさいとかいう数字が出るんじゃないかと思うんですよ。

そんなふうにしまして、それから水とか食料とか自助努力で待機して、それから情報収集して周りに行くとか等々考えないと、最低限その３日間くらいはおうちにじっとしているというふうに指示しないと、これは逆に放射物質を浴びてしまうというのが、この間の福島を経験した、８年前の事故を経験した私たちが学ばなくちゃならない事案ではないかというふうに思うんですよ。

これから、いろんなことをしなければならないかと思うんですけれども、そうしますと、そういうことを一々、例えば避難訓練の前にどうするというふうなこともなかなか難しいと

思いますけれども、これに関しては、本当に広報なり、皆さんに心構えとしてこういうことはあり得るよと。一応、町の教えといいますか、広報として最低限３日間、おうちに閉じこもれるだけの食料、水、そういったものを備蓄して、うかつに外に出ないようにというようなことをやはり繰り返し言っていただいて、それに備えるということがやはり防災の対策になるんではないかと私は思うわけです。

この間、もし、この辺のマニュアルの中にそういった広報ということも書いてあるんですけれども、今もって９月１日の防災訓練とかなんかには、その辺の観点はちょっとないんで、私はその辺は少しＰＲしてもらいたいなというふうに思うわけです。

それと、ヨウ素剤については次にちょっとやりますので。

○議長（飯田桂司君）　ちょっと、町長待ってください。

藤井議員に申し上げます。

今、１、２、３、４ということで掲げておられますけれども、何か３、４も入っているような関連があるような質問になっておりますので、３点目、マニュアル、４点目、避難対処と、そういうことで中身の濃いところでひとつお願いしたいと思います。

町長、お願いします。

○町長（太田長八君）　藤井議員は、この前の原発に対するパネリストにもなっておりました。原発に対する思い入れがありますのはわかります。しかし、我々の立場でまず最優先するものは何か。さっき言ったように、大地震は必ず津波は来ます。これは町民の方へ津波が来るからまず逃げようと、まずこれはやらなければいけないと考えています。

そして、たしか防災の中に入れてあります。これは、いざ来た場合は、これはうちの町だけかとかこの近辺あるかとかわかりませんけれども、また原課にさせますけれども、この近辺の中で防災計画の中で原発が入っているのは、ちょっと調べてはおりませんけれども、いざとなった場合、やっぱり原発がある程度、５キロ圏内、そして31キロ圏、ＰＡＺといいますよね。ＰＡＺ、ＵＰＺと書いてあります。やっぱりこの辺でもヨウ素の保有率は60％、全部いってないですよ、実際。県もやるって、果たしてどれだけやったか。やっぱり子供たちにへの使い方が難しいですね。全部やるということは、それはいいことですよね。それはやっぱり４日しかもたんから、そういうことがありますもので、５キロ圏内、31キロのそういう現状でございますよ。その中でうちの町がやっている。うちの町は本当、自分自身は原発に対する影響がある。それから受け入れ態勢。原発が起きたときに地域の市町村を受け入れる。やっぱりそれが大変重要な課題になってくるんじゃないかと考えておりますよ、うちの

町は。

その中で、原発が起きたら、一部として今度は必ず家の中にいなさいよということは言っておきますので、まず喫緊の課題として津波に対する正味化、安全性の確保、これをまず第一優先としてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

すみません、防災課長。

○防災課長（竹内　茂君）　それでは、原子力防災に係る地域防災計画の記載についてですが、賀茂郡下でおきますと、うちと南伊豆町、それから西伊豆町、松崎町が載せているという形では聞いております。あと、避難の備蓄の関係なんですが、これについては再三、地震防災の中で７日間ということをお願いしていますので、その中で対応していただければいいと思います。それと、避難については必ず屋内避難が原則ですので、その後、広域避難といいますと町単独ではできないものですから、県、それから各近隣市町の調整をとった中で広域避難というのは行われますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　今、町長からも課長からも答弁あったんですけれども、他町でもこういったマニュアルを載せているところもあるということでございました。

課長が７日間という形でおうちにとどまるべきだと、屋内退避・避難、そういったものをおっしゃっているんで、その点は少し安心かなと。これをもっと広報してほしいなというふうに思いますので、その点はよかったかなと思うんですが。

あと、町長おっしゃったように、ヨウ素剤に関しては、これは確かに県から別に30キロ圏じゃないから買って備蓄しておくという、それ強制でもなんでもないと思うんですけれども、これは小さいお子さんを持っている方は、特に非常に不安じゃないかと思うんですけれども、これは突発的に起こる事故なわけですから、そういう意味では、ここに安定ヨウ素剤等も、町のいわば努力目標みたいにしてここの中にも、防災マニュアルにもちょっと入っているわけですよ。

その点で、安定ヨウ素剤に関しても一応、第３章の第２節２の中に、安定ヨウ素剤の予防服用という項目がございます。これに関しては習熟しておくこと。要するに、飲むとかなんかは急にできないわけです。よしんば、備蓄しておいても、どういう指示で、どういうふう

に飲ませるかとかというのはなかなか難しいようなこともあると思うんですよ。

そういう意味でも、突発的なことが起こったときに、努力目標として、なれておくことというふうな１項があるわけですけれども、２、安定ヨウ素剤の予防服用ですよ。「国の指示または独自の判断により」というふうに、「町独自の判断により安定ヨウ素剤の予防服用が必要との場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に当たっての注意を払った上で、服用するべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保、その他の必要な措置を講じるものとする」というふうに、これは町も独自で判断して、そういうことをやっても構わないといいますか、本来的にはやるべきだと。必要な措置を講じるものとするというふうになっているわけです。

ですから、現在は小児甲状腺の発生が現実に福島でも起こっているわけですけれども、一番初めに甲状腺というところに、子供さんが一番影響を受けやすいということで、こういう予防の安定ヨウ素剤というふうなものを備蓄しておく必要があるんだと。町は、ここの最後のところに「安定ヨウ素剤の備蓄、予防服用等の体制について整備を行うものとする」というふうに、こういうふうになっているわけで、やはりこの辺もどこか片隅に置いていただいて、これにのっとった形の整備を行うというふうに、多少方向としては持っていくべきではないかというふうに思うんで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　都合のいいところで整備を行うものとすると確かに書いてあります。しかし、その前段に「なお、現時点においては、国の指針等ではＵＰＺ圏外（30キロ圏外）における具体的な措置や基準には定められていないため、今後、国の見直しにあわせ、当町における安定ヨウ素剤の備蓄、予防服用等の体制について整備を行うものとする」。国がちゃんとしたら町もやりますよと、そういうことでございますから、これを全部読んでいただきたいと思いますよ。一部は整備するものとすると書いてありますけれども、全文読むと国がそういう指針を出したときに町もちゃんとやりますと、そう書いてありますもので、その辺は誤解しないように願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　防災課長。

○防災課長（竹内　茂君）　それでは、安定ヨウ素剤の件なんですが、先ほど藤井議員は独自でも飲めるという話がありますが、予防措置として飲めるという話がありますが、いつでも飲んでも効くというものではありませんので、基本的には医師の処方とか指示とかという形

が必要になってきますので、あればすぐ飲んで効くというものではないことだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これは、安定ヨウ素剤に関しては医師やら薬剤師の指示に従えというふうに書いてあります。ふだんに飲んでいればいいというんじゃなくて、災害が発生したという場合にその必要があるというふうに私は認識しております。

それと、課長、ふだんにはあれじゃないですか。それこそ海草をたくさん食べるとかいうことのほうが、ふだんの免疫力を高めるという意味ではいいじゃないかというふうに私は思いますよ、それは。

それと、もう一つ、町長と見解ちょっと違うなと思うのは、それは国の指示とか県の指示はないからいいというんじゃなくて、全部読んでも、「国または独自の判断により」というふうになっているわけで、こういうことに関しては自然災害、突発的な災害であるというふうに私言っているわけで、予定されたものが起こる、そのことを国から指示されてないから、それはやらなくていいという問題じゃなくて、そういう国の指示とか何かがなくても、これはやっている自治体もあるんですよ。

私は今現在、ちょっと失念したんで、もし必要なら後で差し上げますけれども、30キロ圏外でも安定ヨウ素剤なんか持っているなんていう、備蓄しているような市町村もあります。だけど、それがだからどうだというんじゃないんですけれども、それは国が確かに強制しているわけでもない、法律に違反しているわけでもない。ただ、そういう突発的な原発震災なんかに対しては備えておくようなことが、ここにもちゃんと予防措置として、予防服用というふうになっておりますけれども、できるような措置をとっておくということが、やはり備えの一つになるのではないかというふうに申し上げているわけでございます。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　藤井議員の原発に対する熱い思いはわかります。しかしながら、私はやっぱりそれは優先順位という中で、まず津波に対して万全の体制をつくって、そして次にいくと。やっぱりそういう方向でいきたいと考えております。その中で、壇上で言ったように、原発に関してはまず屋内の中に逃げてくださいと、これは言っていることはあれです。ヨウ素剤とかそういうのは、まずそれよりか津波に対して町はどのような準備、体制をとっているのが一番町民の安全を守るかということでいきたいと考えております。原発に対する

ことは忘れてはおりませんので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○１０番（藤井廣明君）　１問、ここまでにして終了します。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、町営風車の譲渡についてを許します。

10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　それでは、２問目の町営風車の譲渡についてという件で質問申し上げます。

耐用年数17年というふうに言われた町営風車３基が15年で全基停止し、その後、１基のみ修理して稼働しています。早晩撤去せざるを得ない状況というふうに聞き及んでいます。そこで以下を伺います。

１、撤去費を基金として積み立てていなかった風車会計は適正運営でしたか。

２、民間会社への移譲の進捗状況は。

３、町は共同企業体に入るのですか。その際の出資規模は。

４、観光施設、保育所、別荘地、片瀬地区など周辺への影響は。

お願いします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　藤井議員の第２問、町営風車の譲渡については４点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず１点目についてですが、基金の積み立てについては、事業終了後に施設を撤去するため、年度ごとに収益から経費と一般会計繰出金を除いた金額を積み立ててまいりました。事業を運営していく上で予期せぬ故障に対処するため、基金から修理費を捻出した中で、結果的に今、基金が底をついている状況に陥っているのが現状です。もちろん、当初の予定どおり撤去費用のために積み立てておくのが望ましいのですが、大規模修繕を余儀なくされたために取り崩し、結果的に積み立てができなかったということですので、運営が不適正だということはありません。

次に、２点目についてですが、さきの全員協議会で御説明いたしましたように、再生可能エネルギーの実績がある企業を御紹介いただき協議を重ね、既存風車撤去を含めた事業の可

能性についての共同検証を行うことに合意し、検証を進めてまいりました。机上での検討を終え、さらに自主的に実地調査を行い、影響の出ないような方策を講じて、事業実施に向けた計画の策定を進めているところであります。

次に、３点目についてですが、町は企業の経営にはかかわることはなく、出資という形で参画する選択肢がありますが、まだ全く内容は決まっておりません。

次に、４点目についてですが、県の定める環境影響評価の調査は不要と判定されたものの、周辺施設に影響が出るかどうかについて事業者側で調査を行います。その調査について、それら施設の御協力を得て、１年かけて行っていく予定ですので、現時点で影響について申し上げることはできません。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これに関しては、町長、結果的に積み立ててこられなかった、これはしかし不適正ではないというふうにおっしゃっているわけですけれども、どうなんでしょうか。15年やって、町長としては、この風車運営といいますか、町営でやってきたことが、これはプラスだったかマイナスだったか。具体的な数字はこの前、聞いたんですけれども、その辺も含めてどんなふうにお考えになっていますか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　私は、町営風車はやって正解ではなかったかと考えております。といいますのは、町のエコリゾートタウンの中のシンボルでありましたし、町の自然再生エネルギーを使う中で、そういうまちづくりをやろうということで、しかしながら、再三言ったように、やっぱり机上どおりいかないなということは再三再四言っている。当然、これを始めるときは机上ではバラ色のやつで、その中で全協の中でも、やっぱり実際と机上は違うなということ、これは申し上げました。

しかし、事業自体、私はこれはよかったと考えている。と申しますのは、この中から太陽光とか一般会計、アースキッズとか子供の風に対する、再生に対する勉強もやっておりますし、その中では子供とか家庭に対してそういう恩恵を受けたということは大変よかったのではないかと思いますし、ある程度、子供たちがアースキッズという勉強の中で温暖化のことを勉強したことも、私は非常によかったのではないかと考えております。この事業をやってよかったなとは、今現状では考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　よかったなということは、それはやらないよりはよかったというふうな町長の認識のようですけれども、ただもう一つ聞きたいのは、これは国からも補助金を得てやった事業なわけですよ。全部で事業費として一番初めに５億1,000万ほどかかりましたよね。の事業規模でしたよね。

それで、この前、伺ったところでは、６億7,872万円を売電収入したと、売り上げたというふうにおっしゃいましたよね。そうしますと、一見もうかっているかのようなふうに考えるんですけれども、それについては売電収入であって、６億何千万というのは必ずしもいわゆる利益ではないはずなんですよ。というのは、これは普通のお店で言えば粗利といいますか、売り上げるためにそのほかたくさんかかっているわけで、経費に関して、経費は一体幾らかかっているのかということをちょっと伺っておきたいなというふうに思うんですけれども、どうでしょう、経費です、必要経費。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　必要経費につきましても原課のほうから言います。基本的には国庫補助事業でございます。確かに５億をやった中で、これは２分の１くらいもらっているのかな。国・県から、どこが一番……

（「45％の声あり）

○町長（太田長八君）　一応45％もらっておりますもので、今、工事費が５億としてその半分で２億5,000万、そのぐらいが一般財源を出したということですよね。その中で、また数字ではたしか7,600万、経費がどのくらいかかるかと言いますけれども、そういう中でやっぱり子供たちに対する自然エネルギー、地球温暖化の教育環境、やっぱりこれは未来の子供たちに対して、それは金額では私、はかれないと考えています。やっぱり、そういう教育をすることによって今後の地球、CO_2もやることでこの地球がだめになることも、５年生がみんな勉強しております。アースキッズの認証を与えた中で、そういう子供たちの認識も変わってきておりますもので、それは私は大変大事なことではないかと考えております。

その中で、私、さっき言ったんで、あと経費に関しましては、ちょっと原課の課長が説明いたします。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　今現状の経費というものは、今ここには持ち合わせておりま

せんけれども、一般会計に対して繰り出しした金額は7,500万で、今年、一般会計から繰り入れていただいた分がやっぱり2,700万ぐらいありますので、5,000万ほどの収益があります。ですから、必要経費を除いてもそれだけの収入があったということで御理解いただければと思います。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　そのとき、ちょうど一般会計にも繰り入れて、それから一般会計からも今度繰り出してもらったということで、残が約5,000万くらいではないかといいますと、ちょうど本来的には撤去費くらいは出たという率ですよね、今。だって、撤去費が5,000万ぐらいかかるというふうにおっしゃっているわけですから、今、いわば利益として5,000万ぐらいは残ったんではないかというふうな計算をおっしゃったんで、ちょうど撤去費くらい残っていたのかと。

ところが、残念ながら積み立ててこなかったと。積み立ててこなかったということは、本来的には撤去費として、いわば尻拭いなわけですから、一番最後にどうするかということは当然、事業計画で考えなくちゃならないわけですから。それを積み立ててこなかったということで、私は適正かどうかと言っているんですけれども。それは本来的には事業をやる者として後片づけ、そこまではきちんとして事業計画を立てないといかんわけで、そのために基金というのがあるわけですよ。それにもかかわらず基金に積み立ててこなかったから、いや、基金に積み立ててこなかったで首ひねっていますけれども、きたんだけれども使ってしまった、28年でしょう。平成28年にはもうゼロになったわけですよ。というのは、落雷はある、故障はある、だんだん劣化もしてくるということで、それの修理等々に全部基金もなくなって、一般会計から持ち出しになってきたというのが現実なわけですよ。そうしますと、本来的には積み立てておくべき撤去費が、本来は積み立ててこなかったという点で適正性を欠いたのかなと。それが一つの疑問ですね。

それと、もう一つは、町民にいろいろ啓発したからよかったと言ったんですけれども、どれだけの町民がそれで潤ったかどうかに関してはちょっとわからないわけですよ。その際に、例えばそこに町営の風車があるから、大きな停電あったときにここの町は停電しないで済むとか、あるいはそこに風力発電があるからうちの町は安いとかいうことはないわけで、その点は非常に残念だったのかなと。その辺の件を言っているわけで、まあいいですよ、その辺は。積み立ててこなかった点はちょっと不適正ではなかったかというふうに私、言っていま

すので、撤去費用ね。その点、どうぞ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　反問させてください。答弁の後に反問させてください。

○議長（飯田桂司君）　はい。

町長。

○町長（太田長八君）　まず、基金の関係でございます。

これは、当初、はっきり議会の方も知っているように、基金は撤去費用のために……

（何事か言う声あり）

○町長（太田長八君）　いや、反問を済ませてからとめればいいんだよ、これはまだ一般質問の中ですから。

基金の中、基本的には撤去費用でためておりました。しかし、3,000万の本当に莫大なる、落雷によりかかりました。その中で一般財源から出すか基金から出すかというのが、それは一般財源からよりも基金から、申しわけないですけれども、使わせていただきます。そういうことでございますもので、基金は最初の目的はあくまでも撤去費用のためにやったと、それだけは御理解願いたいと思います。

それと、やっぱり私は子供の将来のことを考えて、金でははかり切れないものが私はあると考えています。それが、やっぱり藤井議員と私との考えの相違と思いますけれども、やっぱり子供たちに対する地球温暖化、これに対する考え、これはやっぱり子供たちに対しても、これはお金では幾らとは言えませんもので、その辺はそうしたと。

これから反問させていただきます。

と申しますのは、藤井議員は今まで言ったのに、原子力もだめ、風力もいかがかと思いますと、これからの日本の電力需要、日本の経済を支える電力需要、どのような方策で考えているか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これは何度も議論したことでございますが、私は原子力は現在もほとんど動いてないにもかかわらず、54基あった中で動けなくても足りてきたという歴史があるわけですよ。最近、ぽつぽつ再稼働というのは８基したんですけれども、これが全体の中から言うと、かつて54基あったのが今、８基がやっと稼働し始めたというところで、その間、二年数カ月は原発がなくても日本経済は動いてきたんですよ。その事実は重いわけで、町長

おっしゃるように、なくて済むものならいいんじゃないかとおっしゃる、そのとおりです。

それから、これは風力がだめというのは、これは何度も議論しましたけれども、風力一般がだめではなくて、例えば離れ島とか砂漠の中とかそれだったらいいじゃないですか。しかし、我が町は国立公園の中にあり、人家に近いところに建てているわけで、それはまずいんじゃないですかということを言っているわけですよ。ですから、ヨーロッパのように風も安定しない。日本は台風もある、春だと昔、台湾坊主なんていったような春の低気圧、こういったものがいろんな被害を出す。こういうことに関しては、高いところに風車を建てるということに関しては、これはちょっとまずいなというふうに思っていますよ。

それで、解決策の一つとしては、私は水力発電の、まず一つ目は小水力発電。山梨県の都留市なんかでも４連のあれが動いているのも見たことあるかと思いますけれども、そういうのと、それから大きなダムですね。「巨大ダムが日本を救う」というような本、最近ありましたけれども、それは今の大きなダムが、これは単に発電としては考えていない。利水とか洪水のためのダムになっているんだけれども、これはそういう点では、あれをかさ上げして、そうすると今の日本の巨大なダムは非常に岩盤の深いところまでちゃんとコンクリを打って、まず壊れることはないんだと。それを、例えば１割かさ上げするだけで水の面積というのはかなりの量が、逆ピラミッドですから、たまるんだという。今、議会のほうにも送られてきていますから、本をお読みいただくとよくわかると思うんですけれども、それで２兆くらいの電力を生み出すはずだと。そういうことは、しかしまだ今のところやられてないんですよ。そういう解決策はあるわけで、これは私は大いに、また著書を、機会があればそういった本もありまして、議論していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　町長、どうぞ。

○町長（太田長八君）　小水力と言いました。しかし、これが果たして、私が言ったのは、日本経済においてどのような方策が一番いいかと聞いたんですよ。確かに小水力、これを日本全国賄えるものはできません。厳しいと思います。確かにダムは有効ですよ。しかし、そのダムに対して工事費がまた税金に上乗せされるじゃないですか。これは反問じゃないので答えは要りませんけれども。

その中で、私は一番いいのは、危害は加えちゃいけませんよ。危害が加えられなければ、やっぱりその辺の原子力とか風力とか、その辺のやつが私は一番いいんじゃないかという中で進めているのが現状でございます。確かに水力ダム少ないときあります。しかしながら、

原発のとき計画停電やりましたでしょう。その計画停電がどれだけ経済、そしてうちの町を疲弊させたか。その辺は藤井議員もわかると思いますよ。この町が真っ暗になって、そしてお客も来ない、営業もできない。やっぱり、この電気の安定的な供給、これは私、絶対必要だと考えております。とりあえず、今お聞きした中で藤井議員は水力ということを言われたと、それは理解いたしました。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　次に、またお尋ねしたいんですけれども、譲渡をするという話、あるわけですね。これはＧＰＳＳさんという会社がやるんだというふうにおっしゃっているわけですけれども、既に県のほうには事業計画書を出している。それから、何ですか、東電のほうには売電の契約も結んだというふうな知らせがあるわけです。町は、その会社のほうに譲渡をするんですか。それとも共同の企画にのるというふうに言うたんですか。先ほど、町長は共同企画体というのは考えていないというふうにおっしゃいましたけれども、あちらさんの出してきている書類の中では共同企業体、ＧＰＳＳ、東伊豆町というふうに大きく書いてあるわけですよ。事業者が出資者、いいですか、この大きなこの中に出資者東伊豆町と書いてありますよ、ほら、ＧＰＳＳほか。ですから、そういうふうな中に組み込まれているのに、初めの言っている、この会社に全てお任せするのか、ここの共同企業に出資するという形にするのか、その点を伺いたいというふうに言っているわけです。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは全協でも何回も申しましたとおり、これはまだやるかどうか決まったわけじゃありませんよ。全協で言ったように、今、実証実験の段階で、これが今年の12カ月が、ある程度ＧＰＳ側がやりますよ、やめますよと、その結論を持ってきますよね。それは全協でも言ったと思います。幾ら、今、県でそういうことを申請したとしても、事業者側が経営が成り立たないと、そうなればもうやめますので、この話は一切ありません。

そういう中で、今後これをやるかどうかという中、今、藤井議員が質問したと私は理解しております。そうなると、この事業を見てもらうと、確かに出資者、東伊豆町と書いてある。この事業体には町は入りません。何回も言ったように、全協でも事業者が説明しましたよね。この事業体が幾ら倒産しても赤字出しても、町には一切影響はかけませんよということは全協で皆さんに言ったと思います。議員もその辺は認識していると思います。

以上、そういうことであります。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　町長は、まだやるかやらないかわからないというふうにおっしゃいましたけれども、現実には全協、何回か開いて、そちらの会社もお見えになる、それから気象協会さんですか、調査さんもいらっしゃるというふうな形の中で説明を受けているわけで、これは熱川の風車をやるときも、それから三筋山の風車をやるときも、町長同じこと言いましたよ。まだやるかやらないか決まってないんだと言っていながら、実際上は建設に同意しますというふうな判こをついたということは事実なんですよ。そういう点で、本当にこれは町がやる気あるのかないのか、それとも、それじゃお伺いしますけれども、撤去するおつもりなんですか、今の３基。どうぞ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今の３基に関しましては、とりあえず撤去という中でやった中で、一応こういう事業者が来ましたもので、できるとなればありがたいなという中でやっております。そして、もしやらなかったならば当然、この３基は町で撤去しなければなりません。この事業者がやるとなれば撤去費は全て事業者がやります。そうなると町は当然やってもらいたいために全協でやっているんですよ。これは、あくまで議会側の同意がなければできないことは再三再四言っている中で。それで、この企業にも、幾ら皆さん方がやりたいと言っても議会がノーならばこれはできませんよとはっきり言っておりますもので、これは同意ありきの、やるありきの話ではありませんもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　今のやるかやらないかわからない、あるいは皆さんがやらなければやらないんだというふうなお答えいただいたんですけれども、それは議会と同時に、付近の住民の方の意見もそうなんですね、付近の住民の方も。はい、どうぞ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは、当然全協で説明したように、住民説明会も開いて、付近の同意も必要で、それが大前提ですよ。そして、さらにまた議会の同意。やっぱりある程度、100％はありませんよ。例えば住民説明した中で55対45なら、それはやってもいいと解釈いたしますし、１人の反対があったらできない、そういうことではないということだけは理解

願いたい。あくまでも同意が、住民の同意、さらには議員の同意、これが絶対条件ということは全協では言ったつもりでおりますもので、御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これは、まだやるかやらないかわからないと言いつつ、前の２つの事案ではそういうことがあったというふうに、私はそれが忘れないでおりますので聞いておるわけですよ。そのうち、いつの間にかできちゃったというふうな形の既成事実をつくるという手法というのは結構いろんな会社がやったりするわけで、その辺の警戒心をやっぱり解かないでおきたいなというふうに思うわけです。

また、例えばこの業界のＧＰＳＳさんが事業申請、要は県のアセスメントはしなくていいというふうな形でやると、このアセスメントは自主アセスになるんですけれども、これは２月から実施しているというふうに聞いているんですよ。風況調査ですか、風況調査は実施しているということで、着々と別にやめるというんじゃなくて、自分たちは自分たちなりの思惑でやるんだというふうにやっているんだと思うんですよ。その場合に、町も初めはそこに、ある金融機関さんから紹介されて、そちらにお任せしようかと思ったんだというような答弁もあったと思うので、それで私どもは非常に、これは大変なことになるなと。もし、その事業の計画どおり、1,870キロワットの風力発電所を４つ建てるという計画のようですから、それはされれば、これは大変な事態になると。

それは、そうすると町に非常に広範囲に、一番近くでは750メーターのライン、その次は1,200メートルのライン、それから川を隔てた向こうは1,500メーターぐらいのところですけれども、現実に今の風力発電所、町営の。本当に600キロワットという小さいもので３つなんですけれども、それでも川の向こうでも白田川の向こうでも聞こえるよというふうな方は言っているわけで、そうしますと、それが大きさで言うと、規模から言うと３倍、高さが２倍になる。それが基数も４つになるということになりますと、非常な影響が免れないんではないかというふうに思うわけです。

その点では、一番近い施設、これとか、給食センターも同じくらいですね。大体500メーターか600メーター以内くらいに入ります。町の水道の施設、関係ないじゃないかというかわかりませんけれども、これなんかは300メーターくらいの近さになりますよね。そうしますと、どのくらい掘るのかなと、それだけ高いものであれば。かなり深度、深く掘っていくわけで、影響もあるんじゃないかなというふうに考えるわけです。

それから、かつてのバイオパークさん、今、アニマルキングダムというふうにおっしゃるところの方なんかの施設にもうんと近くなる。そういうところも、非常に750メーター圏になったりしますので、これがもし、そういうようなことがあれば、町長としては本来的にはとめる立場じゃないかと思うんですよ。なぜなら、現実には熱川、町長のおうちの近くにも風車による被害者が出ているわけですから、こういうところが来たらうちの町は困るよというふうにおっしゃるべき筋合いじゃないかと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　私は、今の再生エネルギーの電力の中では、やっぱり風力が一番いいんじゃないか、自分ではそう感じております、いろんな面で。太陽光はごらんのとおりあのぐらいの中で、小水力はもちろん問題じゃないと。ダムのことも考えられますけれども、これは相当金もかかるし、危なさもあるし、自然の中でやるじゃない。

そうなると、近隣の同意がなければやらないと何回も言っているじゃないですか。今の藤井さんのあれでは、近隣の同意がなくてもやるようなことを言っていますけれども、全協の席で、やっぱりこの付近、２施設ありますね。それの条件、全協では片瀬、白田も言ったじゃないですか。そういうところまで、また実証実験をやって、それがわかったらまた全協を開きますよということを言ったのは議員の皆さん、わかっていると思いますよ。だから、これは絶対やるというのじゃなくて、やっぱり町としてはやってもらえばありがたい。しかしながら同意とか、影響があった場合、一つでも賛成しなければ当然、そこはやりませんよ。その辺は御理解願いたいと思います。

それと、やっぱりこの風車に関してだって、何と言ってもこれからある程度、金を稼がなければいけません。その上で、また皆さん方にはもう既に知らせていますが、今回は出資金はどのくらい出すのか、まだこれから。いざやろうとした場合、また検討いたしますけれども、事務所もこの場所に置いてくれとか、そういうことを言っております。これは一つの企業誘致と考えておりますけれども、それが全然町民の同意が得られなければ、これは幾ら自分がやると言っても、これは一切やらないということはここで確約しても結構でございますもので、実証実験をやっている段階ですから、ある程度結果が出たところで、議員の方が発言があったように、そのときは全協を開催して説明いたしますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　私が心配しているのは、もう一つには、今、熱川なんかで出ている被害の大半が騒音だけじゃなくて、そこに含まれる低周波音であるということで心配しているわけですよ。今回は、さっき言ったように、非常に高さも高くなる、出力も３倍になる。そういったものが建てば、低周波音の被害も非常に出てくるんじゃないかと。それは、低周波音というのはかなり直進性があって、騒音とはまた別なものですから、気になるのは、町長が低周波音なんてないよみたいなふうに、ちょっとさきの議会で言ったことがあるんで、それは聞き違いですか。まあ、いいです。そういう意味では、私、ちょっと心配しているわけです。

特に今回は下の、先ほど申した施設以外にも、片瀬地区にも非常に人がたくさん住んでいらっしゃるわけで、川を挟んで扇状地に開けている場所ですから、そこに住宅がたくさんございます。さらに、その後ろに、川の向こうには山があるわけですよ、小高い。そうすると、そこに住んでいる方が今現在もうるさいと言っているわけですから、山を背にしたところには低周波というのは非常に影響があるということは実証されているわけですから、あちこちで。そういう点では、非常にこの計画に関しては、町長は英断を持って、その業者にも実態を知らしめて、町民に決して不安を抱かせたり被害が出ることのないように、安心・安全な環境を整備していただきたいというふうに思っております。

これで質問を終わります。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　低周波音に関しまして、私は低周波音が出ないと一切言っていません。人体に対して低周波が影響があるのかどうかは、まだ学術研がないもので、それが低周波の影響とはわかりません。その辺だけありますもので、風力から低周波が出ないということは一切言っておりません。その辺、御理解願いたい。さらに、これに関しましては、本当、影響があった場合は一切やらないことだけは確約しておきますもので、今やっている実証実験がどのような結果になるかというのはまた議会に説明したいと思いますもので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

この際、２時15分まで休憩します。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◇　内　山　愼　一　君

○議長（飯田桂司君）　次に、６番、内山議員の第１問、商業の再生についてを許します。

６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　それでは、私は２問質問をしてありますけれども、まず商業の再生についてお願いします。

商業の衰退が厳しく、観光地としても寂れた商店街は訪れるお客に印象が悪く、にぎわいのある商店街づくりが急務であります。

まず第１点、重点商店街を決め、指導強化をすべきじゃないか。具体的には商工会と連携して。

２点目は、統一した町並みデザインや空き店舗対策は補助制度を創設し進めるべきじゃないですか。

それで、アとしてリフォームの補助金の制度。

それから、イとして家賃補助制度。

それから、ウとして融資制度。

そういうものを考えながらまちづくりを、商業の再生につなげてもらったらどうかと思っています。よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　内山議員の第１問、商業の再生については、２点からの質問となっていますので、順次お答えいたします。

まず１点目ですが、商店街とは連続した空間に多種多様な業態の商店が営業し、相互に協力し合い、集客などを行う形態の商業活動を指しますが、当町においては、既に商店街としてまとまって活動し、機能している場所は事実上ないものと考えております。ですので、今後、行政として商店街という単位で商業振興を行う考えはございません。

また、小規模な商店については、大型スーパーやコンビニ等とは異なった顧客の多種多様なニーズに対応できる独自性・専門性の高い商品やサービスを提供していく必要がありますが、この点については行政や商工会が指導できることは極めて限られており、町としては時代に合った新たな業種や業態への参入や転換に取り組む、やる気のある方の創業支援に力を注ぎたいと考えております。

次に、２点目ですが、御提案いただいた、ア、リフォーム補助制度については、町並みを統一することには数多くの商店が外観を変更する必要がありますが、商店の現状を勘案しますと、仮に補助制度があったとしてもそのような動きが広がる可能性は小さいものと考えております。また、住宅リフォーム制度と違い、維持修繕的な工事に補助金を交付しても商業振興策としては効果は見込めず、また業種がえのためのリフォームであれば創業支援補助金が利用できます。

次に、イ、家賃補助制度については、既に商工会が空き店舗対策事業として実施しております。

次に、ウ、融資制度については、自治体が行う方法としては制度融資が考えられますが、当町では既に短期経営改善資金については利子補給を行っているものの、現状は金利が低いこともあり、利用者はそれほど多くありません。また、県においてはさまざまな制度融資を行っているため、町独自に融資制度を設けることは考えておりません。

なお、今後の各種補助制度のあり方については、商工会等からの要望があれば、その都度内容を検討してまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　今の町長の答弁聞くと、商店街とか商店については可能性がないというようなことの表現に聞こえましたけれども、それでは実際に困るわけですね。ヤオハンのひとり勝ちのような格好で稲取地区についてもそうなっているし、逆に言えば、城東地区のほうでは善戦する方もいらっしゃいますけれども、片瀬のほう。それから奈良本も善戦しているのはありますけれども、一つは、私は一般の商店街だけじゃなくて、例えば稲取でいえ

ば、これから残していかなきゃならない商店街というのは、例えば駅前の関係ですね。それから、あるいは銀座通り、そういうところについては、まだそれなりの商店街の機能があります。そういう形のものを考えていかなきゃいけないのかな。城東地区においては、奈良本の中央通りなり学園通り、そこらを一つのポイントとして考えていくようなことが必要なのかなと。

それと、もう一つは、一般の商店でなくて観光商店ですね。これについて、町長の見解もちょっとお聞きしたいんですけれども、稲取の温泉場の通り、それからどんつく通り、それから熱川の温泉場の付近、あそこを実際に、町長、見てみてどう思いますか。実際に空き店舗で、ほとんど観光商店というか飲食店だとかそういうものを含めて機能しておりません。そういうものを再生しない限り、ここの稲取地区の温泉場、観光地、熱川の温泉については壊滅状況になると思うんですね。そういう点では、旅館だけに頼らずに、商店のほうとしても頑張ってやってもらうような形のものを町、あるいは商工会としても指導機関として、そういうものを考えていかなければならないと思うんですね。

まず、その点で各地の、今言った温泉、一般の商店の状況、それから温泉場の通りを見て、町長、どういう考え方をしているのか。まず、その辺をお聞きしたいと思っています。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　私は、一商店、これは絶対必要だと考えている。今言ったように、商店街という単位、多種多様な。そういう場所がこの町にはないと言っているんですよ、基本的には。ただ、言ったように、個人個人が集結してやればいいけれども、商店街という概念ではなく、そういうことがまとまった中でやっていただけば、それは限られたところを借りてありますもので、何も支援を必要としないとは言っておりませんもので、その辺は誤解しないでいただきたい。

それで、言った温泉場。あの辺は商店は通りとしてやらなければ、私はいけないと考えています。温泉通り、そして熱川のあの通り。あの辺は商店街というあれではなくて、まちづくりの一環としてこのところをどうするのかという中でやらなければならないのではないかなとは考えております。

中央商店街、熱川にありました。あそこは、一応肉屋さんがあって、それでさかいまつさんがちょっと上にあると。それだから、あそこは誰から見ても商店街とは見ませんよ。だから、個々の中でそういう中で連結する中で、また思いつきが違うかわかりませんけれども、その辺の活性化はしていけば、手助けするものは手助けしていきたい。そういう考えでござ

いますもので、商店街としてのイメージ的なものは、壇上で言ったように名前を書いてそういうことはないのではないかということで答弁させていただきました。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　まず１点目の関係ですけれども、私が町長が言うことをまともに受けて、商店街がないような感じをちょっと受け取ったものですから、失礼しました。

それであっても、私としては、今の既存の一般の商店街についても、可能性があるところについて、実際にまだ現況をもう一度、私も商工会にいたわけですから、今の商工会についても指導機関ですから、そういう形のもので一つでも提案したくてここで質問するわけですけれども、まず調査事業を、各商店街の調査事業をやって、それから実際に空き店舗だとかそういうものを埋めていくような格好のことも含めて計画も策定をさせてあげて、それで実際、行動計画までつくれるのかどうか、そういうものを考えていくことが筋だと思うですよ。

私も退職して10年以上たちましたから、一度もそういう形のものがありません。そういう点で、自分の古巣である商工会にも提案をして、そういう調査事業をして、各通りですね。一般の商店のところについても現況を把握して、これから先行きどういったらいいのかどうか、そういうものを検討してもらう形のものをまず考えていくような格好のことを町としても促していただきたいと思うんです。

それで、実際に策定するような費用については、先ほど町長言ったように、県の補助だと国の補助が、策定事業の補助があります。そういうものを十分活用しながらやっていくことが今、急務だと思うんですね。そういう中で考えてもらう。

それから、温泉場の通りだとか、それについては全く私も統一したところをつくっていかなきゃまずいと思うんですよ。だから、実際に国・県のほうでも、先ほど町長、１軒の店舗を直すとかほかに直すとかについては費用云々ということがありましたけれども、実際にはそういう費用をやっていかないと、実際にそういう補助金はあります。そういうものを駆使して実際やっていかなきゃいけないし、統一したデザインだとかそういうものの商店街、温泉場の通りをつくっていかないと、実際に熱川あたりも見てみると、本当に数軒ですよ。だから、そこのところにどういうものを行政が埋めたらいいのかどうか、そういうことも含めてもう一度やるべきだと思うんですよ。これは旅館だけに任せちゃだめです。やっぱり温泉場があって、旅館から皆さん出てきて、そこでいろんな飲食もしたり、それから買い物もし

たり、そういうような温泉場として愉快なところ、あるいはにぎわいがあるようなところをつくっていかなければ、これからの熱川温泉も稲取温泉も将来もないと思うんですね。

そういう点で、私はぜひ、これは私自身も商工会のほうには絶えずお話ししますけれども、本当に町のほうからも、観光商工課長含めてそういう形のものを促して、もう一度商店街の再生、それから商店の再生ということを真剣に考えてやっていただきたいと思っています。

それと、実際に今、個々の商店についても、従来、私がいたときあたりは、サービス店会という呼び名の商店の集まりがあったわけですけれども、今でもあります。それが150店程度のものが今36店ですよね。それで、ポイントカードとプリペイドカードのことを今実際やっていますけれども、そういう形のものを今36店の中で果たしてそういうものを機能していくかどうか、そういうことも含めて、これについてはぜひ、プリペイドカードについてはなかなか需要がないということがありますから、商品券にもとに戻して、現在、行政のほうで補助していただいているプレミアムの商品券、そういう形のものでいいと思うんですね。

そういう中で、一つはポイントカードの券を、私が在籍したときも十何年もたちます。そういう中で、今、コンパクトの関係でできるようなものもあります。そういう形のものの補助体制を町としてはとっていただいて、今、300万、500万でそういうことができるということがありますから、ぜひ町のほうで助成を考えていただいて、そういうことを一つできないかどうか、それをまずお聞きいたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、この件に関しましては、町がどうするかこうするか。まず、商業者がこうしたいからやってください、これが基本だと思うんですよ。町がこういうことをするからどうだということじゃなくて、やっぱり商店街の方が町のほうに、こうしたいからぜひともやってくれと、そういう意気込みを私は欲しいと感じております。

その中で商業再生、これは観光も商工も常に考えております。やっぱり原点はまずにぎわい創出、この町に人が来てくれなきゃ、幾ら商業をやっても買ってくれなきゃどうしようもないじゃないですか。そうなると、やっぱり流出による人口、これを増やすことが大事だと考えています。そういう中で商業の再生ができてくるのではないかという中で考えています。

そうなると、先般、土日やった雛フェス、これは本当にすばらしかったです。商工会の青年部、そして地域おこし協力隊があそこを歩天にして、いかにして店舗をあけようかと。あの発想は大したものだと、本当に私は感動いたしましたよ、自分自身は。こういう方がいる限りこの町は見捨てたものじゃないなと考えております。

やっぱりやる気のある人がこの町を支える。町が押しつけるのではなく、やっている方からこっちへ言ってくる、町かまた商工会に。そういう姿勢を私は欲しいと思います。そういう方に対しては、ある程度支援できるなら町で支援していきたいと考えておりますもので、補助事業ありきではなくて、やっぱり商店のほうからこういうことをやりたいものでお願いしたいということを言ってくれば、それは対応していきたいと思いますし、やっぱり商業の再生なくして本当、この町のことができませんもので、商業を見捨てているわけじゃないことだけは御理解願いたいと思いますし、基本的には商業がよくなった末、やっぱり観光がよくなってくると、ある程度お金がなければ観光はよくなりませんもので、やっぱりそういう中でいかにしてこの町がお金を得るか。これを全面的にやった中で商業の再生していきたいと思いますし、基本的にはそういう方から積極的に要望があれば、また商工会と相談しながらこれは対応していきたい、そう考えております。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　町長も、だから補助金ありきだけじゃなくて、やっぱりそれは何ていうか、弱い部分のことを考えてあげてくれということなんですから。

２点目に入りますけれども、実際に補助制度だとかそういうものを進めるということについては、先ほど私言ったように、このリフォームの制度だとか、それからプレミアム商品券、それから利子補給等の制度については、私が商工会にいたとき提案をしてつくっていただいた制度なんですよ。それから、そういうことが全然ありません。そういう点で、私は新しいものを今、商店街を含め商店についてそういうことを考えてあげて、やっぱりもう一度再生することを、町が率先して考えてもらうことが必要じゃないかと思っています。

リフォームの制度についても、実際に全体的な町の通りの関係は、例えば各ところに1,000万ずつぐらいやって考える。それから、１軒１軒のものは100万程度の助成をしながらそういうことをやっていく。そうすれば、また手を挙げてくると思うんですよ、出てくると思うんですよね。だから、できればそういう制度をつくって、町がリードしてあげてもらいたいということの考え方です。

それと、家賃補助についても同じように、何しろ自分の土地、建物でないうちの皆さんの場合、出にくいところがありますから、空き家になっているところに家賃を補助してあげて、出てくることを奨励してあげていくような形のものを考えてもらいたいということです。それがどうなるか。

それから、もう一つは融資制度ですけれども、これは先ほど町長言うように、県の制度融資だとかいろんなものがあります。一つには、これは形の上で、町がこういう制度があるということをつくってもらうことによって、皆さんが率先してまたやってくれるような形になるもので、そういう姿勢を持ってお願いをしていきたいと思っているわけです。保証協会の保証をつければ、別に町の名前を語っても、私はこういうものの制度がつくれないということはないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　本当、お金のことは言いたくありませんが、財源が大変厳しい中で、そこに1,000万つけるとか、そんなはっきり言えませんよ。やっぱり優先順位というものがありまして、何しろ最初は人を呼び込むことがまず大前提でありまして、その中で稼いだ中で、それは余剰代ができて、そういうことは考える。何しろ、じゃそこに1,000万、１軒100万、これは簡単に言えませんもので、こういう財源が大変、バブルのときとかそういうときにはどんどんそういうことも可能でしょうけれども、やっぱり限られた財源の中でどのようにしてこのまちづくりをやっていくかというのが原点でございますもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

その中で、やっぱりあけたいから何とかしてほしいということを言われれば、それはそれなりにまた観光も考えておりますもので、そういう提案していただいた中で、やっぱり町がこういう補助事業があるからどうだったというんじゃなく、こういうことをしたいから何かいい知恵がないかなということまで言ってくれば、それはそれなりに対応いたします。

やっぱり商店街が、サービス店会が百何店が三十何店て本当に寂しい話でございますもので、その辺がなくならないのもね。プリペイドのことも言われました。この辺も現実的にプリペイドの使い勝手が悪ければ、じゃそれをサービス店会が、このような方向でプリペイドサービス、プレミアム商品にかえていってほしいよということを言ってくれば、それはやぶさかではありませんし、ましてその辺の現状の中で今、内山議員からそういうことを聞きましたもので、その辺はまた商工会と意見調整しながら、できるものはやっていきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　町長、今、金額のことについては、私も必ずしも金額ということじゃ

なくて、そういう姿勢でもって、例えばほかのところにもないような金額で、やっぱりあおるというんじゃなくて、そういう意識を持っていただいて、町がそういう気持ちであれば自分たちもやる、そういう気持ちを持たせるようなもの形のものを考えていただきたいということです。

１点目の１問目についてはこれで終了とします。答弁は結構です。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、町長の政治姿勢についてを許します。

６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　まず第１点目は、白田川橋のかけかえ・改良工事について、過去の一般質問で「最優先で行う」と答弁しているが、いつ行うのかどうか。

２点目、大川小学校の廃校に伴う利活用について、どのように考えているのかどうか。

第３点目、火災時における同報無線・サイレンでの告知を拒否しているが、住民の要望に応えているのかどうか。

第４点目、高齢者の買い物等について、コミュニティバスの運行を考えているというが、いつ導入するのかどうか。

その４点をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君）　内山議員の第２問、町長の政治姿勢については、４点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず１点目についてですが、平成25年の改正道路法により、５年ごとに橋梁点検が義務づけされ、95橋の点検を行ったところ、21橋の修繕と、国道135号をまたぐ橋と伊豆急行をまたぐ橋の２橋の安全対策が必要となりました。橋梁の施設維持には多額な予算確保が必要となり、他の行政サービスにも影響が出てきます。

議会答弁で申しましたとおり、白田川橋のかけかえには約６億円の費用がかかります。国の社会資本整備総合交付金を活用してまいりますが、現状の補助率では町の財政負担が大きく、老朽化は把握しているものの推進できないのが実情であります。今後も国・県に対し、補助率の上乗せや有利な補助制度の新設を強く要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２点目についてですが、昨年６月の栗原議員の一般質問にお答えいたしましたとお

り、まずは地元大川区のお考えのもとで有効活用していただくことを最優先と考えております。町としては、人口増加や地域活性化、安心・安全に資する活用を望んでおります。

次に、３点目についてですが、内山議員の火災時の伝達方法の同報無線放送・サイレンでの告知についての質問に対しては、これまで再三、町としての方針をお答えしておりますが、火災に対する同報無線による放送・サイレンの告知は考えておりません。

町では、同報無線のデジタル化など住民への消防防災情報の伝達を今後どのようにしていくか議会に特別委員会を設置していただき、およそ２年かけ、さまざまな角度から検討していただきました。その方針を踏まえ、12月の一般質問でお答えしておりますが、近隣の市町ではまだ導入されていない伝達方法としてテレビプッシュという、テレビ画面にポップアップに表示するシステムと、コスモトークというスマートフォン、タブレット端末に情報を伝達するためのシステムを追加導入することで、住民生活のニーズに合わせシステムを選択できることとなりますので、住民の御要望に応えるものと考えております。

次に、４点目についてですが、まず導入に当たっては、具体的にどのような点で皆さんが困っておられ、どのような交通手段が最適なのかがまだ明確でない状況です。それらの需要を把握するため、調査費を新年度に予算計上してあります。その結果を踏まえ、さまざまな手段の中から最適な方策を講じていこうと考えております。

実施に当たっては公共交通会議にも投げかけ、委員の皆様からも御意見を聴取した上で御承認いただいた後ということになりますので、いつという明言は避けたいと思いますが、できる限り早い時期に実施したいと考えております。

ただし、以前も申し上げましたが、地域交通を成功させるためには行政からのサービスだけでなく、地域社会のサポートが不可欠ということもありますので、その面については議員各位にも御協力をお願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　まず、白田川の関係ですけれども、町長、今、大きいお金がかかるということですけれども、実際に私もこれについてはもう３回目ですか。一番最近が29年６月議会でやったわけですけれども、これ、最優先ということですけれども、実際にこれは６億円かかるということですけれども、従来の補助率が変わったのかどうか、その辺のことを一つ伺うことと、それから、これについては白田片瀬のほうからも陳情が出ているわけですけれども、もしかけかえができなければ改良工事というか、そういうものをやる気があるのか

どうか。実際に地震だとかそういうものがあったとき、崩壊するようなおそれがあるということですから、かけかえができなければ改良工事するというようなことがはっきりできるのかどうか、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　この後、反問権をさせていただきたいです。

○議長（飯田桂司君）　反問権を許します。

○町長（太田長八君）　白田川、本当に最優先、前回言ったように、これはかけかえなければならないという中で22橋を前回言った中で最優先という答弁させていただきました。しかし、財源が大変厳しいという中で、今、補助率の微増を考えていると。そういう中で、今、補助率が変わったか。55％、これは変わりありません。今も現状もそうですよ、社会資本整備事業を使った場合。

その中でもちょっと反問させていただきたいのは、一応我々、また地元議員、そして自民党議員は国・県に再三再四、この件に対しては要望・陳情いたしております。その中で、内山議員も再三再四、もう２回、３回やっております。それだけこの橋にかける熱意があると思います。国・県に対する要望はやったかどうか、それをちょっとお聞きしたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　だから、私は国・県にそういう働きかけはしたことありません。今、町長が言われるようなことはお聞きしております。当然、それの中で、もし私が今言ったように、じゃ、もしかけかえができなければ改良工事をするべきじゃないかということを考えていたものですから、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　改良工事、やっぱり目視でやったときに、この橋はかけかえと書いてあります。改良とか修繕とかそう書いてありませんもので、当然、私はかけかえが根本で改良はちょっと厳しいじゃないかと、そういう認識でございます。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　建設課長。

（「反問権だからだめだ。町長だけだ」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　反問権はこれで結構でございます。願わくは議員も、私29年も２回行ってありますもので、要望・陳情に行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　建設課長。

○建設課長（桑原建美君）　まず、白田川橋につきましては、これが現在の国道135号が有料道路から無償化に伴い町へ移管されたものでございます。現在の白田川橋につきましては、河川断面を大きく阻害しておりまして、流下能力が乏しいのが実情であります。橋脚を補強となりますと、河川断面をさらに小さくするので静岡県河川課の許可がおりないということの中で、補強費がかけかえ工事よりも高くなるという実情も踏まえた中で、経済性、河川への影響、施工性からかけかえということに診断ではなっております。

以上でございます。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　今、内容がわかりましたから、ぜひ、かけかえしかできないということであれば、そういう補助率が上がるような格好が出るころお願いをして、第１点をおしまいにしたいと思います。

それから、第２点の大川の小学校の廃校について、これは前回も一つの提案をしたんですけれども、老人ホームだとか介護施設について、大川地区の同意があればやってほしいというようなことを言いましたけれども、これについて大川地区について打診したのかどうか、その辺についてお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　打診はしておりません。あくまでも第一条件としても、大川地区のことを要望をまず第一に考えるといっておりますもので、その辺の打診はしていません。基本的には養護老人ホーム、これからもしなかったならばその辺は考慮したいと思います。打診はしておりません。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　はい、わかりました。

それで、もう一つは、今の私の提案について打診をしてなければ、実際にほかの地域でも

廃校の学校が重荷になって、利子だとかそういう管理費が負担がかかっているようなこともかなり聞いております。そういう点で、早急に大川の小学校の廃校を基本的なもののスタンスで考えてもらいたいと思います。これはあくまで町の財産ですから、町が中心になって、例えば協議会をつくるとか、あるいはそういうものの話し合いの場所を設けてやっていただくようなことを、早急にやっていただければどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　町のスタンスとしては、一応３月、今年度いっぱいは一応大川区のほうに任せようと考えております。そういう中で、大川区がなければ、その辺はまた一つの検討材料としては預かっておきます。それが採用されるかどうかわかりませんけれども、一つの検討材料。何しろ今年度中はとりあえず大川区の皆さんにお任せしている。その都合で町がこういうことはどうかと、それは言う考えもありませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　そういう御答弁を聞いて安心しました。私も、これについては大川地区に丸投げするような格好でなくて、あくまでも町の財産ですから、あそこの場合は耐震だとかそういうこともちゃんとしておりますし、それから景観もいいし、それから環境もいいところですから、うまく活用ができれば、役場でなければ民間の皆さんに譲渡するなり、あるいはお貸しするなりした中、やっていただくことが必要かなと。そんなことで、ぜひ４月以降になったら協議会だとかそういったものをつくって、３月期を待って、それがもし大川地区でいろいろお話がなければ十分に、また協議の段取りをつくってほしいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　ここで協議会を設置するとかしないとか、これは明確な答弁は控えたいと思います。ただ、大川地区のほうですが、協議会も町のほうでつくってほしいといえば、それはやぶさかではありませんけれども、町といたしましてはあくまでもその要望の中で、なかったならばその提案はいたします。その中で、大川区のほうが協議会をこういうふうにつくってほしい、それはつくるのはやぶさかではありませんけれども、町のほうからじゃ協議会をつくりましょうとかそういうことは言わず、あくまで、じゃこういうものはどうですかということは投げかけますけれども、今のところ協議会というものは考えておりませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　今の町長の答弁のとおり、協議会がすぐというようなことはないかもわかりませんけれども、また地元の栗原議員のほうからも同じような質問になると思いますけれども、そのときにはお答え願って、できれば、もしそういうものがなければ担当課のほうで十分処理して、それから各皆さんの御意見、大川地区あるいはほかの城東だとか、そういうところの御意見も聞きながら進めていただきたいと思っています。２点目については以上で終わりにします。答弁は結構です。

３点目の火災時における同報無線とサイレンの告知について、町長、その前の私が９月議会のときにお話ししたときには再考はしない。それから、12月議会では、それについては任期中はしないというようなことの厳しい御意見というか、答弁をもらいましたけれども、実際に私、あちこちに足運んでいる中で、それが例えば住民の要望に応えているのかな、そういうようなことの考え方をして、しつこいから私やめようと思ったんですけれども、そういう要望が住民の中、あるいは消防の皆さんの中からも、あるいは役場の職員の中からもそんな御意見もあったものですから、もう一度町長の耳に入れていかなきゃいけないのかな、そんなことで考えて、もう一度質問したわけですけれども、町長の政治的な信条については、みんなが安心して暮らせる町と、それから笑顔があるまちづくりというか、そういうことを掲げているわけですね。そこを考えると、もう少しちょっと親切に考えていただければなと。

実際にスマートフォンで火災の告知をするということですけれども、実際には日中はいいかもしれませんけれども、夜中には無理。それから、老人の方、大体私どもの年齢、60歳以上の年齢の人ですね、１万人の。それこそ選挙できる皆さんというのは１万人ぐらいですけれども、その人たちのものを考えると、半分がスマートフォンだとかそういうものを使われるのかどうか。そう考えるとすると、スマートフォンについては、告知は登録をしなきゃできないということがありますから、そういうことを考えたときには、町長それについてはもう一度ちょっと考え直してもらうことができないのかな。

住民の要望が、私も必要以上に多かったものですから、何度も何度もということはちょっと私も考えたんですけれども、やはりあちらこちらへ行くとそういうことを聞いて、人命、自分のうちの隣だとか、あるいは近所のところだとか、あるいは親戚のうちが火災のときわからない。それは義理も欠けるし、それから人命にもかかわるからぜひお願いしたいということがたびたびあるもので、それについて、町長どう考えているのかどうか、その辺を伺い

ます。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　反問権を使わせてください。

○議長（飯田桂司君）　反問権を許します。

○町長（太田長八君）　これは、再三再四言っているんで、私、過渡期だとも言っているんですよね。まず、反問権を後で使わせてもらいますけれども、その中で十分、100％はいかないまでも、できるだけ多くの方に安心ということの中で、言ったように、テレビプッシュとか、内山議員もわかっていると思いますよ。テレビプッシュとかコスモキャストとかそういうことをやっていれば、確かに高齢者の方は厳しいかもわからない。しかし、私はあじさい学級とかそういうときに、ちょうど今、過渡期なもので、必ず将来的にはなくなるから、皆さん方に迷惑かけますもので、今、過渡期でございますから、御理解願いたいと言っています。

その中でちょっと反問させていただきたいと思いますのは、サイレン、未来永劫、内山議員は続くと考えておりますか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　私、未来永劫ということについては考えておりませんけれども、今、町長が言っている過渡期わかります。だけども、私もう二度も質問して、正直言って今度はやめようと思ったんですよ。だけど、やはり同じようにそういう御意見が強いから、町長の考えている信条から考えると、もう少しそういうことを考えていただいたらいかがかなということを思ったんですよ。

だから、そういう中で、サイレンについて未来永劫ということはありませんよ。私どもの世代がかわればもう、今、小学校からスマホを持っていろんなことをやっているわけですから、そのときになればいいんだけれども、逆に、私は町長の任期中やらないで、町長の任期中ぐらいをやっていただけるような格好のことが逆にできないかということを考えているような次第です。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　内山議員も未来永劫続かないと、その中での認識は一致していると思います。それで、やっぱり一定の過渡期でないと、これは誰かがやらなきゃいけないんですよ。その中で、本当、これをやるのは首長として苦しいですよ。しかし、これは未来永劫続

くわけじゃないから必ず誰かやらなければならない。それが今の時期だと私は考えている。今やらなければ、また違う首長がすごい皆さんからプレッシャーかかりますもので、そういう中で、私も断固としてやっておりますし、また消防団のほうもそれなりに対応しております。だから、町民の方も不便をかけるときもあろうかと思いますけれども、今、過渡期の中で、町といたしましても、１回、消防と努力した中で、いろいろやった中で、町民により多くの情報を流そうとしておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　私も非常に町長の希望はわかるんですよ。しかし、そういう中で町をいろいろ歩いていくと、そういうようなものが声も大きいものですから、せめて逆に今、町長、自分の任期中は云々ということがありましたけれども、私は逆に自分の任期中にそういうことはある程度続けたらどうか。

それで、一つの提案ですけれども、今、火災のときに東伊豆町全体に、例えば有線だとかサイレン鳴らすということが大変であれば、試験的に、稲取地区の場合は稲取のほうだけ有線放送のサイレンを鳴らす。あるいは奈良本地区については奈良本地区にやる。それから、片瀬のときは片瀬のところにそういうようなものをやるとか、そういう形のものを考えていくようなことを試験的にできないかどうか、その辺について、もう一点お聞きします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　何にしようと私の任期中は過渡期でやらないと言っている。幾ら提案されてもやっぱり私はやりません。やっぱり今、過渡期で、これが結構いけば十分対応できますよ。それと、やっぱり認識してもらいたいのは、サイレンというのは消防団を招集することであって、火事がどこであった、場所がどこであったか、火事見舞いが大事だから教えてくれとか、私には本末転倒なもので、私の任期中は、今、提案されましたけれども、それは一切やる気はありませんので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　逆にそれは御理解できないですね。だから、そういうことを考えていく形のものも一つあってもいいのかなということを私は考えます。逆に、区長さん方のほう

からもまた陳情だとかもあるかと思いますけれども、中には、ある区長さんなんかは、有線が自分のところの地域にあるから、そこで火災があったとき、区で単独に放送してしまいたいようなことを言っているところもあります。そういうことも、心情も考えてあげて、ちょっと政治を進めたらどうかなということが私の今回言いたいようなことですから、町長、やらないということであれば、やるような格好はできませんけれども、私はそういう気持ちで今、質問させていただいているようなことでよろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　理解、これは考え直さない、これはしようがないと思いますよ。やっぱり内山議員はそういう考え、しかし私の考えはこう。これはこれでしようがない。しかし、それは執行者として、サイレンに関しましても未来永劫じゃないとは言っております。それが、例えば私の任期中にやったとする。必ずかわった首長がこの問題に直面しますよ。そういうときに、やっぱり今やっていかなければ、私はいけないと考えています。そういう中で、また区長会の皆さんも心配しています。テレビプッシュを提案したら、それならできるだけいいのかなということを言ってくれておりますし、それはこの過渡期に対して、全ての方に100％町民が満足する、これは厳しいと考えております。

やっぱりサイレンというのも、なぜサイレンか。サイレンの目的、これを町民の方、本当に知ってもらいたいと思います。やっぱりサイレンはあくまでも消防団の、いざ火災が起きたときに鳴らすということが目的でございますもので、それが消防団の方はコスモキャストで呼んだ中で、消防団のほうもそれに対して対応しておりますもので、つまりは、御理解願えないと思いますけれども、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　町長のほうの姿勢もわかりましたから、それで今、町長言われたように、せっかく議会の防災の関係の特別委員会で提案した形のものを逆にちゃんと進めていただいて、皆さんにも火災のときにはそういうものを使って、できるだけわかるような格好のことをしていくというようなことを早くに広報をしてあげていただくような格好をして、３番目の質問については終了いたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　内山議員も確かに住民の代表ですから、住民からそういう要望があれ

ばまたやること、これはやぶさかではありませんけれども、やっぱり町を預かる者としては、そういう中でこのテレビプッシュというものを広く世帯に配布した中で、それとコスモキャストですか、それをやった中で、火災とかいろんな町の災害に対することは知らしめていきたいと思いますもので、その辺はまた御支援と御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　ちょっと訂正させてください。

今、コスモトークというところをコスモキャストと言いましたもので、コスモトークに変更させてください。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　じゃ、４点目に入ります。

高齢者の買い物等について、コミュニティバスの運行を考えているかどうかというようなことで、考えているような御説明がありましたけれども、前に。それについてお聞きをいたします。

これについても、私も自分の地元の東区あたりで商店がほとんどなくなっちゃって、現在、そういうヤオハンあたりに行くにも高齢者が困っているようなことも聞いているわけです。それから、入谷水下のほうについても同じような形でお話があって、私も実際に町長のほうの配慮で、伊豆東部のバスを、買い物に行くとき途中とめてもよろしいということで了解出て、実際にそういうバスに乗っている方もいらっしゃいます。定期的に東部のバスが来ていて乗っていらっしゃるということで、それならそういう形でいいんじゃないかということも私言ったんですけれども、中には病院と一緒に乗る形のものということはどうかなと。それで、買い物の重たい荷物を、行きはいいんだけれども、帰りは荷物を持ってくるということについてがなかなかやっかいなんで、そういうことがあれば、できれば１日２便でも町のほうで、そういうコミュニティ的なバスを出していただくことができないのかどうか。

実際に自分で運転するような、そういうようなミニカーみたいなものはなかなか運転が難しいこともあるし、事故だとかそういうおそれがありますから、できれば今の東海バスあたりの小さいものだとか、あるいは現在、役場の中で使っているバスを運行できないかなと、そういう考えについて伺いたいと思っています。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　その辺の要望のことは十分認識しております。それなりに壇上で言ったように、まず新年度、当初予算に上げるもので、その辺のアンケートをとりたいと考えております。アンケートは、何かこういうことをやるには公共交通会議というものがありまして、それに諮った中で、今までの交通を今度こんなふうに変えたいということをあと言わなければ、そこでオーケーをもらった中でやっていきますもので、その根拠という中で、今回、アンケート調査をとって、一応町民はこういうことで、今の交通体系をこのような交通体系にしたいということはアンケートが出たときに、その結果を見た中でやっていきたい、そう考えております。

当然、内山議員が提案したような方向でやれば私もいいと考えておりますもので、今回はそのアンケートをとらせた中で、粛々とこれは進めていきたい。そう考えておりますもので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　町長、ありがとうございます。

そういう答弁をいただければ、皆さんも新年度予算でそういう予算づけをしてやっていただけるようなことを考えていただければ結構です。

それで、買い物だけじゃなくてもう一点、アスド会館が今度、売却して体育館のほうも使えなくなりました。そんな中で、筋トレを今までやっていた方たちのグループというか、そういうところからの要望もあったわけですけれども、実際に今までアスド会館へ行くまでは稲取地区のほうについても、城東から行くにしても運行バスがあったわけですよね、時間に合わせた格好の中で。そういうことの中で、実際に結構、稲取地区のほうでも仲間というか10人ぐらいの人たちが同じ時間で行けるような方がいらっしゃるから、そういうバスが今度、保健センターのほうに水、木ですか、そちらに移って、火曜日だかが稲取の役場のほうで筋トレやるような格好のことになるような形のものを聞いたということで、実際に今までやっていた人たちに情報が伝わってきて、できればそういう白田の保健センターに行くについて、そういう運行バスを考えていただけるかどうかということがあったものですから、その辺について御見解をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　この一件に関して、一日町長室も、実際やっていることがありました

ので、そこに向けてまだまだ、じゃそれを稲取でやるとか、保健福祉センターでやるとか、そういうことも考えておりますもので、マイクロを出すという考えは基本的には考えておりません。基本的にはアスドは遠かったものでマイクロでやりましたけれども、今回はアスドのところが使えないもので、原課のほうで、じゃどういうような方向でやろうかと。じゃ、保健福祉センター１カ所か、それが不便ならば保健福祉センター、稲取地区２カ所でやろうかと、そういうことを検討しておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　私も、今、町長言われたような考え方というか、十分、この間も保健課長とも話をしまして、アスドへ来るものと、今度は実際に白田の保健センターに行くについてはバスの運行だとか、それから東海バスですね。それから電車もあるもので、逆に筋トレやるということについては、介護を自分がならないような格好のことの運動機能の訓練だから、できれば日常生活の中で自分の自宅から駅へ行って、電車に乗ってそこまで行くとか、そういうことをやっていただくことのほうが筋トレを進めていく上で介護にならないというか、そういうことが第一の目標だからということの考え方を聞いた中で、私もなるほどそういうこともあるなということですけれども、いずれにしても、今までずっと何年もアスド会館にバスで通っていたもので、そういうことがあって仲間も大勢いらっしゃるから、そうするとバスが出ないとまた仲間が少なくなって、介護が逆に増えるということ、介護者が増えるということがある可能性あるから、できればそういうことも含めて、もう一度役場の中でたたいていただいて、もしできれば、今の役場の中のバスで運行できるような形のものであればやってほしいなということが皆さんの要望ですから、ぜひ御検討していただきたいと思っています。

○議長（飯田桂司君）　内山議員、４点目ですけれども、買い物等となっていますけれども、今どらちかというと福祉の介護の関係のほうのあれに入っていますので、余り出ないようにしていただきたいなと思います。

町長、どうぞ。

町長。

○町長（太田長八君）　これは、一日町長室で聞きましたので、原課でも検討しております。それがその人の要望に応えるかどうかわかりませんけれども、検討することだけはお約束いたします。

○議長（飯田桂司君）　６番、内山議員。

○６番（内山愼一君）　以上でいいです。

○議長（飯田桂司君）　終わりますか、はい。

以上で、内山議員の一般質問を終結します。

この際、３時25分まで休憩します。

休憩　午後　３時０９分

再開　午後　３時２５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◇　西　塚　孝　男　君

○議長（飯田桂司君）　次に、５番、西塚議員の第１問、はさみ石を観光資源にを許します。

５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　私の質問は２問からなっております。

最初に、はさみ石を観光資源に。

伊豆半島ジオパークをめぐる旅行キャンペーンで吉永小百合さんがイメージキャラクターとなり、「大人の休日倶楽部」のＣＭがテレビで放送されています。そのＣＭでは、近隣の下田市龍宮窟や瓜木崎など撮影されており、宣伝効果も期待されている。

そこで、我が町の稲取のはさみ石について伺う。

１、はさみ石に行く遊歩道はできないのか。

よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　西塚議員の第１問、はさみ石を観光資源にの第１点についてお答えし

ます。

下田市の龍宮窟や瓜木崎とはさみ石ではアクセスと安全性の面で大きな違いがあります。例えば龍宮窟は道路に面しており、車を駐車場に停車して短距離で直接アクセスすることが可能です。はさみ石については、駐車場がない上に、現在は住民有志の方たちが整備した狭い通路があるのみとなっております。

御質問の遊歩道については、今ある通路を改修するルートが現実的ですが、行政が遊歩道を整備するには利用者の安全確保が絶対条件となり、そのためには多額の費用が必要となります。また、仮に遊歩道が整備されたとしても、かなりの急勾配を往復しなければならないことから、龍宮窟のように多くの観光客を集客できる観光資源にするのは困難であると考えますので、御理解ください。

○議長（飯田桂司君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　町長、この件は53年の地震により道が崩れ、そのときの議員であります鈴木良雄議員が、そのときもやっぱりはさみ石に行く遊歩道はどうかという中で、当局の答えは、廃道になった県道だから無理だというような答弁があったと思うんですけれども、それは、だけど今この時代になって、今、ジオという中で、盛んに先ほど言ったように、いわゆる県知事も伊豆半島は世界のどこへ出しても恥ずかしくないジオのところだということを言っています。

それと、県が廃道にしたとしても、やっぱりこのジオにのっとって、いわゆるもう一度やる。県・国にお伺いを立てて、今、トンネルの昔の病院のところから行くのではなくて、その上のポケットパークになっているちょっとした駐車場があるんです。あそこの中を改造して、そこから行く道を考えたらうまく行けるのかと思いますけれども。

それと今は、町長が言ったように、上り下りが急だと言いますけれども、なだらかに旧道までおろして、あとは、いわゆる今、ＩＳＫですか、そういうところがツアーとかというものをやっていると。そういう人たちに任せて、安全なルートで、そういう人たちがついて見せに行くというのが一番いい観光の資源になるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　はさみ石の活用は今、西塚議員がやっている民間の方が旧道のところからはさみ石までつく。これが理想ではないかと考えている。これを行政の人たちがやると、

安全性の面からそれこそ多額の金額がかかってできないような感じ。それで、今、西塚議員が言った提案は大変すばらしいと思う。そういうふうに民間の方がやっていただければ、大変ありがたいと思います。

そして、ポケットパークが出ました。それだと以前それをやったなら、県のほうにお願いしたところに、今、県は下田から伊東まだ遊歩道をやっております。その中で、じゃそこを先にやりますか、それとも稲高生の遊歩道を優先しますか、どっちにしますかと言われましたもので、そこはやっぱり稲取高校生のほうを優先だと考えた中で、稲取高校のほうをやっていただきたいと。

しかしながら、町の考えがわかっておりますもので、基本的には伊東から下田を遊歩道で結ぶという考えがありますもので、そういう西塚議員が提案したようなことは、やっていく時期になれば、それは検討しても十分可能ではないかと思います。

○議長（飯田桂司君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　本当に今、テレビの吉永小百合さんの宣伝効果というのは、今日の新聞でも千畳敷の、このように、いわゆる去年はまばらだった人が今はいっぱいになったと。そのように、やっぱりツアーをちゃんとつくってやっているところ。やっぱりそこに乗りおりて、せっかくいいもの、本当にどこへ出しても恥ずかしくないパワースポットであるもので、ぜひともこれはみんなで団結して、いわゆる自民党だろうが何党だろうが、みんなで県・国に陳情して、せっかくこの観光というものに対して、今だからやれることじゃないかなと自分も思うんですよ。今、本当に県も動いてジオとやっているんだったら、これを期して、本当にどうにかして遊歩道を進めていってもらいたいなと思っています。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　ですから、旧道までの遊歩道、これは十分だけど、基本的にはあの石まで行かなきゃ。そこまで行って初めて、はさみ石のあれがある。それで、ある放送局の方に来ていただいて見たときに、これは大変すばらしいということは言いました。しかし、やっぱり旧道からはさみ石に行くまでのアクセス、これが大変厳しいもので、また町といたしますと、これは安全さが大変厳しいですと言われましたもので、本当に西塚議員が言ったように、まず民間の方がやった中で、知らしめる。

そして、ジオパークに関しても、例えば今、３分の２かな、補助率。

（何事か言う声あり）

○町長（太田長八君）　２分の１か。今は２分の１でございますから、２億かかっても１億は町の出費になりますもので、やっぱりそういう機運が盛り上がった中でそれはやっていきたいと思いますので、そのすばらしさは、やっぱりまずはその方々たちに体験してもらって、口コミも何とかやっていただければ、そうすればまた国・県にも要望しやすいもので、それはまた御理解願いたいと。町としてもあそこは何とか活用していきたい、そういう考えでございます。

○議長（飯田桂司君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　今、東伊豆町も桜とひなでという中で観光客を呼んでいますけれども、だんだんと観光客も減ってきて、新しい観光財源としての起爆剤になると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

これにて、１問目は終わります。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、鳥獣害対策についてを許します。

５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　２問目の鳥獣対策について。

農業者と意見交換において、町への鳥獣被害対策の要望が多く出されました。そこで、以下のことを伺う。

１、農家の人たちの被害状況はどのくらいか。

２、現状の対策は。

３、全国に先駆けてオオカミを導入したらどうか。

お伺いします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　西塚議員の第２問、鳥獣対策については、３点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず１点目についてですが、町内の農産物への被害はイノシシ、ニホンジカ、猿によるものがほとんどですが、平成29年度の実績によりますと被害額は813万円、面積で74.2ヘクタールです。また、金額に算入されない被害としては、農地や農地周りののり面等への施設被

害や露地栽培のミカンの木への被害等が報告されております。

次に、２点目についてですが、鳥獣被害の対策につきましては、町では現在、捕獲の対策、被害防止の対策、環境整備の対策と分類し、実施しております。

まず、捕獲の対策では有害捕獲報奨金による許可捕獲と、有害鳥獣捕獲委託業務により東伊豆町猟友会の会員に捕獲を実施いただいております。また、静岡県では年間を通じ、ニホンジカの生息数が多い区域で管理捕獲を実施しております。被害防止の対策としては、農業者みずから進入防止柵等で対策を施していただくよう、町の鳥獣害対策事業補助金の制度の活用を啓蒙しております。

環境整備の対策としましては、収穫残渣の適正処理や荒廃農地等の管理、緩衝帯設置の促進等をお願いしております。また、捕獲従事者の減少対策として、免許取得時の費用の一部を補助する制度も制定しております。

次に、３点目についてですが、オオカミは動物愛護管理法により特定動物の指定を受けており、飼養や保管を行おうとする者はあらかじめ都道府県知事の許可を受け、一定の基準を満たした施設で管理しなければならないことになっております。したがいまして、飼養責任者が安全に管理監督できることが条件です。

昨年、伊豆大島にオオカミ導入の特集記事が掲載されたことは存じておりますが、環境省は生態系への影響や家畜被害、人への危険性についての課題が多いことから、まだ検討できる状況にないとしております。このような状況下では、野に放ったオオカミを責任持って管理監督ができるかという現状のところもありますので、現実的ではないと考えております。

○議長（飯田桂司君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　当町の被害というのは813万円ぐらいのあれで、県としての被害は４億7,658万円。ピーク時の平成21年度は６億9,618万円ぐらいの被害があって、今、それだけ下がったのに下げどまりでまた伸びてきているという中で、なぜオオカミかなと思ったときに、いわゆる今、天城の山が深く、いわゆる猟友会の人も高齢になってきて奥まで入っていけない。この伊豆地区は別荘が山の上まであるから鉄砲は使えない。わなだけだと近くまでしかとれないと。天城縦走をしている人たちに言わせると、天城は鹿の被害とかで昔のよさはないと。非常に木が枯れているという中で、これは私もびっくりしたのは、大分県の豊後大野市がイノシシ、鹿の被害で、物すごく異常な増加と里山破壊で、地域対策としてオオカミ導入を考えたと。だが、そのときはいわゆる市民の理解が得られなくて、現状しなかった

と。それはなぜかというと、日本は昔からオオカミが人を襲うとか、そういう不安、概念があって、そこで断念したと。

そういう中で、去年の下田市です。８月25日に南伊豆が国のオオカミのあれになっているんですよね、協会の事務所に。そういう中で、そこで言われたのがドイツの研究者とかアメリカの研究者は、オオカミは人を襲わないと。アメリカのイエローストーン公園では非常に鹿が増えて、植物やそういうものがビーバーとかが減って困った時期にオオカミを導入して、人的被害はなく、オオカミは非常に鹿を減らしたと。ドイツでは、オオカミは35ぐらいの群れをなしているんですけれども、人を襲った例はないという中でありますし、私は我が町だけではなくて、天城山を囲む伊東市、伊豆の国市ですか。それとか河津町、全部の地域で、伊豆半島全部で物事を考えて、今はＧＰＳ、みんな打ち込めるし、そういうものを打ち込んでオオカミがどこにいるかわかると。猟友会の人たちも、そういう中でそこにオオカミがいるとわかればそこに行かないし、そういう中での、ひとつ全国に先駆けて、オオカミの飼育をしながらそういうことをやることによって日本中からいろんなところが、また人が見に来たり集まったりして、それでまた被害がなくなってくれれば一番いいことだと思っていますけれども、どうですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず訂正していただきたいと思います。

まず３点目に、伊豆新聞のことを伊豆大島と言ったらしいですけれども、その辺を伊豆新聞に訂正していただきたいと。

鳥獣害の関係、これは本当に伊豆半島全体の問題でございます。おとといには、首長７市６町の会議でも一応鳥獣害のことを言いました。そういう中で、今度は１市５町の中でやっぱり連携でやらなければいけないもので、連携でやりましょうという中で今、動いております。それで、原課で今どのような動きをしているか、原課のほうから説明いたさせますけれども、鳥獣害に対しては、沼津はともかく１市５町賀茂郡、また伊豆市を含めて、鹿の問題は大変死活問題でございますもので、連携でやりましょうというふうな感じにはなっております。そういう中で、天城山にクマザサがなくなったとか、そういうことも聞いています。鹿の被害も大変多いと聞いております。

今、オオカミのことを提案されました。それは壇上で言ったように環境省のほうが生態系とかまだ検討できる状況にはないと、国のほうがそう言っておりますけれども、一応広域の連携の中ではこういうことは提案されましたよということは言っていきたいと考えておりま

す。こういう提案があった中で、どうですか。やっぱりこれはうちの町だけやってもしようがないですから、一応連携した中でやらなくてはならない。提案して、それがどうなるかわかりませんけれども、提案だけはさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　農林水産課課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君）　ただいま広域化についての御質問ですが、昨年、町長会のほうで広域化の検討の指示が提示されまして、今、賀茂郡下の１市５町で担当部局と農協さんが入った広域の連携会議を始めております。

その中で、地域によって有害捕獲の許可が市町によっていろいろ事務が雑多になっているものを共通化にしようかとか、猟友会の皆さんの賀茂の猟友会としての扱いに進んでいこうかとか、あるいは静岡県が管理捕獲という形で鹿を伊豆半島地域と富士に分けてやっていますけれども、その行政区域をとっぱらって、多く生息しているところを中心的に、来年度から業務委託で捕獲に入るというような形で、今、広域がどんどん広がっていく中でいろいろな対策をしていこうという形で捕獲のほうは進んでおります。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　私が、皆さん、なぜオオカミとかと言うのかというと、この前の農業者との話し合いの中で、西塚さん、あなたがつくったものを黙って持っていかれたら警察を呼ぶでしょうと、それで解決するでしょうと言われました。私たちは１年間つくったものを収穫時期にみんなとられて、心が折れると、何とかならないのかと。そういう中で、今の現状は、いわゆる今の猟師だとかわなでは全然追いつかないんだという中で、私はオオカミという問題を考えていると。

やっぱり今、本当に、それは猟友会とかそういうものでやれればいいんだけれども、全国的に日本中がそういうことだと。それで高齢化になっていると。そういう中で、やっぱりいわゆる動物の中の頂点、オオカミというのが有力なのかなと。そういう中で、本当に農業者が一生懸命つくった農産物とかそういうものが食われて、心が折れて、若い者がやれなくなるとかやりたくないとか、それじゃこの一次産業にやっている若者に対しても、非常にこの町だって、ミカン、ニューサマーだって、そういうものがやっぱりなくなっていくということを考えたら、私は真剣に取り組んでいく問題じゃないかなと思っています。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　本当に西塚議員が農業者との意見交換の中で、本当にこれは農業者の悲痛な叫びだと思いますよ。何とか皆と実現したいという中で、今、オオカミということを提案していただきました。オオカミは確かにそういう一部の地方ではそういう有効なこともやっております。かといって、環境省のほうでは、壇上で言ったように、まだ課題が多いことから検討の状況にない、そういうこともありますもので、これは慎重に対応した中で、農業者がやっぱり農業を誇りを持ってできるよう、言ったように、せっかくつくったものをどうやってやっていくんだ、本当に悲痛な叫びでございますから、そういう叫びを少なくできなくなるような方向でこれはやっていかなければならないことは十分認識しておりますもので、その辺はまた今度ともまた見ていただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　本当にこの町だけではできないことで広域化のことですから、この町が先頭に立って、指導をとってやってもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（飯田桂司君）　以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

◇　栗　原　京　子　君

○議長（飯田桂司君）　次に、３番、栗原議員の第１問、旧大川小学校施設の利活用についてを許します。

３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　こんにちは。

本日最後の質問となりました。大分お疲れかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、私は２問を質問させていただきます。

それでは、１点目からお願いいたします。

旧大川小学校施設の利活用について。

旧大川小学校が昨年度で閉校になり、６月の定例会で閉校後の利活用について一般質問をしました。町からは、大川区で利活用していただくことを最優先とし、利活用の検討委員会設置の提案に、その時点では考えていないとの答弁でした。閉校から約１年が経過し、改めて次の点を伺います。

１、町として今後の展望をどうお考えか。

２、利活用の検討委員会設置のお考えは。

３、利活用のアイデアを公募するお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　栗原議員の第１問、旧大川小学校施設の利活用については、３点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、昨年６月に答弁いたしましたように、旧大川小学校の施設等の利活用については、地元大川区のお考えのもとに有効活用していただくことを最優先と考えております。町としては、人口増加や地域活性化、安心・安全に資する活用を望んでいることは何ら変わっておりません。今後も区の中で協議していただき、よりよい方策を見出していただくことが基本と考えております。町はその意向を酌み取った中で助言や提言をしていくという方針です。

次に、２点目についてですが、区の皆さんの話し合いの中で委員会等が必要ということであれば、設置についてはやぶさかではありません。

次に、３点目についてですが、これにつきましても、それが大川区の皆様の意思ということであれば実施に向けて検討いたします。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　昨年の６月の定例会で、まだ閉校になったばかりの状態のときでの質問でしたので、町としてはやはりこういうものを考えているという答弁はいただけないのかなと思いましたが、そのときも実は、そうはいってもある程度、こういうものをやっていこうとは思っているんだというような大まかな考えは持っていらっしゃるのかなとは思っておりました。

約１年、たとうとしていますけれども、全くそのときと同じ状態で、区の皆さんの意見を最優先にしていくという、区にとってはありがたいお言葉のようなんですけれども、１年たって区のほうから要望が出ていない状態で、相変わらず区のほうの要望をということは、これはじゃ区のほうから何年も何年も要望が出ない状態であった場合に、町としても、じゃ何年も何年も区から要望が出るまでそのままにしておくおつもりなのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これに関しましては、基本的には１年間ね。この１年は一応、区の皆さんで考えてくださいと。それが区のほうで考えがなければ、またいろんな面で相談して、どのような方向がいいかということかと思いますので、何しろ今年度３月いっぱいまでは大川区の皆さんに一応、お考えいただくという。そういう考えでおりますので、そういう答弁をさせていただきました。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　委員会設置のほうも、先ほどの内山議員の答弁のときに区のほうからの要望があればやぶさかではないというふうにおっしゃっていましたけれども、これ、どっちが先かで、例えば委員会を設置すると話が進んでいく部分もあると思いますし、やっぱり町のほうで、先ほど内山議員もおっしゃっていましたけれども、町の財産ですので、区の要望を最優先していただけるのはありがたいんですが、町としての方向性を示していただかないと、区のほうでもなかなか要望というのは上がってこないのかなというふうには思います。

現実、区のほうからも学校はどうするのかとか、やっぱり区のほうにと言われてもどういうふうにしていいのか全くわからないよねという声はよくいただいておりますので、そこら辺はちょっと町として考えていただけたらなと思います。

実は、兵庫県の佐用町という町がありまして、そこでは平成29年４月から中学校１校と小学校４校、保育園５園の10カ所施設が一気に閉校になったそうであります。担当の課のほうで、やっぱり最初は地域住民にとって、学校は地域コミュニティの中心だったために区の要望を生かしていきたいということで各区を回って、自治体が勝手に利活用を考えるわけにはいかないだろうということで、各区を回って活用方法を投げかけたそうであります。

ただ、やはりほとんどの地域では自分たちには使えないという答えになりまして、であるならば、じゃどうにかして町としてもやっていかなきゃいけないということで、どうかして

民間企業に使ってもらえないかということで考えたそうであります。そこで出した答えが、10年間無償で貸すという結論に至ったそうであります。家賃をとらないということで、随分いろんな意見もあったようですけれども、やはり今、全国的に廃校が生まれてきている中で大きなことをやっていかないとなかなか企業の人たちにも振り向いてもらえないということで、思い切って10年間無償という案を打ち出したそうであります。

そうしたところ、事業者を募集したところ、担当課が驚くほど応募が殺到したそうであります。それには、ドローンスクールだとか、サービス付高齢者住宅、またエサ用コオロギの研究や飼育など、また障害者就労施設など現在、閉鎖された学校10校のうち８校が多彩な事業者に活用されているそうであります。

無償で貸与するというのは何となくデメリットのほうが大きいような気がしますけれども、やっぱり学校というものを大きな施設を持っていくとなると、町としては維持管理に相当なコストがかかるところでありますので、家賃を無償にしてでも使っていただければ、企業などが光熱費なんかも払っていただけますし、また何よりも地域の活性化になるので、そこはメリットのほうが大きいんだというふうに担当課はおっしゃっていたようであります。

また、売却ではなく貸すということで地域の方も安心感が生まれるそうです。やっぱり、売るとなると相手によってはちょっと地域住民に不安も広がるんですけれども、あくまでも町が所有ということになれば地域の方にも安心を与えていけるということで、貸すということでやったようであります。

また、全国的には文教厚生常任委員会の視察にも行ったんですけれども、宿泊施設またレストラン、カフェ、雑貨店、製造業、イベントスペース、ギャラリー、体験工房など多くの形で利活用がされているようであります。そこら辺に関しても、町は何かお考えがありましたら、こんなことに使っていきたいんだよというお考えがありましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（太田長八君）　反問権使わせてください。

○議長（飯田桂司君）　反問権を許します。

○町長（太田長八君）　基本的には何回も言っているように、今年度までは基本的には大川区に任せたいと。そういうふうにだんだん今、栗原議員が言ったことは、大変損して得とれじゃないですけれども、やっぱり小さい目で見るよりかも将来的に見たら、そこの人が増えれば大変いいことですから、それは大変いい提案じゃないかと自分自身は考えております。

やっぱり、その中でまた３月だって４月、どういうことになるか、それはちょっと確認し

ながら、ちょっと反問させてもらいたいのは、基本的には委員会設置は区のほうが、大川区ですから当然、栗原さんもいろいろ思いがあると思いますけれども、区の中の話し合いの中で委員会設置をお願いしたいということを言われたらどうか。それはちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　すみません、いまいち理解ができなかったんですけれども、区のほうの話し合いの中で委員会を設置したいよねという話が区の中でまとまればという。

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時５５分

再開　午後　３時５５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

○３番（栗原京子君）　区のほうで諮って、委員会を設置したほうがいいという声があったわけではありません。区の同年代の友人なんかにもいろいろ話をしていて、そういう委員会が設置されたら自分も入って、いろんな案を提案していきたいという、そういう話でありました。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱりこれは何回も言っているけれども、いろいろな点で、なにしろ町としてもあそこを何とか活用したいというようなことで、またいろんなことを言いますと、今まだ末になってないもので、そういう中で今、栗原さんが提案した、あれね。これは私、大変いいと考えておりますもので、その辺はまたやっていきたいなとは考えておりますけれども、ここで町の考えを言いますと、まだ１カ月いかないですけれども、一応そういう中で、新年度になってまた今度は町のほうから区のほうにどうなったといって、区のほうから一応まだできないもので、何かしらそういう委員会とか設置してほしいとなれば、それは設置するのはやぶさかではありませんし、大川区があそこを一つの活性化の拠点となれば、町といたしましても大川区としても大変うれしいと思いますもので、これはいろんなことを中でやっていきたいと考えております。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　ありがとうございます。

文科省のみんなの廃校プロジェクトというところで、活用廃校とかそういう施設を活用するまでの５つのステップが紹介されています。地方公共団体において転用等の意見募集、そして地方公共団体、地域住民等で構成される検討委員会、地域住民との話し合い、そこでニーズの把握をします。それから、みんなの廃校プロジェクトへの登録などというのがステップ１として紹介されていますけれども、みんなの廃校プロジェクトへの登録はもうお済みだというふうに前回のときに伺いました、教育委員会のほうで。２件ほど何か問い合わせがあったというお話を伺っていますけれども、やっぱりこのステップにのっとって進めていくというのが、スムーズに、時間もかからずにいろいろ物事が決まっていくのではないのかなと思いますけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然、それは前回その中、廃校プロジェクトが２つぐらいの企業があるということは言いました。その中で現状はということは、多分言ってこないから、その話はストップしているのかなとは考えております。その中で、５つのステップのことをやっていく。これは、当然やらなければならないと考えておりますし、その中で、私は廃校プロジェクトの登録も当然やっていかなければならないとは自分の頭の中でありますし、さらに私、本当に栗原議員が提案した、損して得とれね。これは大変すばらしい考えで、そうすれば多分来るんじゃないかと考えておりますもので、何しろ多くの方にこの町に来ていただいた中で活性化していきたいと思いますもので、その辺はまた、今、３月末で４月になったらまた区のほうと話をした中で、なければ一応こういう提案があったがいいじゃないかということは、また町のほうからいろいろなことはアドバイスとか助言をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　町のほうは、一応年度がかわってからまた区と話し合いを持ってということでありました。これ、区にこだわらなくても、町の中に廃校をこんなふうに使ったらいいという、いいアイデアを持っている方って結構いらっしゃると思うんです。なので区にこだわらずに町として、町民の方全員に広報という形でやっていただけたらいいんじゃない

かと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、今、区といっても、当然この１年間、大川区が持っていましたもので、何しろ大川区のためにこれはやっていきたいという中で大川区、大川区と言っております。そういう中で公募はともかくとして、やっぱり広く意見を募る、これは大変重要と考えておりますもので、それは至極、今度は大川区にこだわらずいろんな提案があれば、それは受け入れていきたいなと考えております。公募というとなかなか、それも一つの選択肢かわかりませんけれども、検討した中で、何しろ広くその考えを募る、これはやっていきたい。自分の中では、大川区に限らずそういうことがあればどんどん検討はしていきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　それで、公募をしていくときに、やっぱり廃校活用に当たって、さまざまな省庁からさまざまな補助金が出ています。そこら辺もなかなか皆さん、御存じないと思うので、あわせて紹介いただけるといろんなアイデアを出やすいのかなと思いますので、そこら辺もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今、公募という提案がありましたけれども、これをやると言ったわけじゃありません。その辺、御理解願いたいと思います。その中で、いろんな中で、どれが一番いいかということで、公募すれば時間もかかりますし、なるべく町としても早く活用したいということがありますもので、それが一つの有効な方法であれば、また公募もやっていきたいと思います。それは決定したわけじゃありません。その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　大川小学校の利活用に関しましては、大先輩のほうからも、大川小学校は周りにダイダイの木がいっぱいあるので、それを絞ってポン酢をつくっている工場というか作業場をつくってもいいんじゃないかとか、東伊豆町はジャムになるような素材の果物等がたくさんあるので、果物を使ったジャムをつくって、またそこに高齢者就労支援にもなるし、障害者の就労支援にもなるかもしれないですし、また空き教室で給食を高齢者単世帯

の方たちが食べるような仕組みがあってもいいんじゃないかという、とにかく国が振り向くような仕事をやっていくのがいいというのがその方の自論でありまして、本当に廃校になってちょっと寂しくなったんですけれども、これはピンチはチャンスで、活用のいかんによってはこれから大きく希望が広がる事業でもあると思いますので、また町のほうでもしっかり取り組んでいただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、食品ロスについてを許します。

３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　食品ロスについてを質問いたします。

まだ食べられる食品が捨てられてしまう食品ロス、日本の食料自給率は40％で、世界最大の輸入国であるにもかかわらず、食べ残しなどで年間約632万トンとされ、国民一人当たり毎日茶碗１杯分の食品を捨てていることになります。全国の自治体によって、既にさまざまな食品ロス対策が行われており、東伊豆町においても「もったいない」の心を醸成する観点から、また大量の食料廃棄物の焼却処理に税金が使われることから対策が必要と考え、次の点を伺います。

１、学校や幼稚園など教育現場においての食育・環境教育を通しての啓発の取り組みは。

２、家庭における食品ロス削減のための啓発、飲食店や宴会時の食べ残し、持ち帰りのためのドギーバック等の活用や、宴会時の30・10運動の推進についてのお考えは。

３、事業所や家庭からのフードバンクへの寄附の啓蒙をするお考えは。

よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君）　栗原議員の第２問、食品ロスについては、３点からの御質問ですので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、教育現場では年齢に応じた取り組みを実施しておりますので、幼稚園、小中学校についてそれぞれお答えいたします。

まず、幼稚園での取り組みですが、町の保健福祉センターと食育に関する取り組みを継続して実施し、保護者の方々を含め栄養面の意識づけ、食の大切さ、好き嫌いをしないようにするなど調理実習も含め活発に取り組んでおります。また、畑を活用した野菜の栽培も行い、

成長と収穫を学んだ後、実際食べてみることで食材にも興味を持ち、身近に感じることで食べ物を大切に思うような取り組みも行っております。

小学校教育では、食生活推進委員の協力によるエコクッキングの調理実習を通して食材の廃棄部分を減らす料理を学んだり、油、洗剤が環境に及ぼす影響を考えることなど生かしているほか、学校の委員会活動にて給食を残さない取り組みを実施しております。中学校教育でも、小学校同様エコクッキングを実施しているほか、給食の配膳を短時間で完了させ、食べる時間を長くとる工夫、配膳で残った食材を食べられる生徒に再配膳すること、各クラスで残った野菜の量を校内放送で発表するなどをし、給食を残さない取り組みをしております。

２点目についてですが、静岡県では食材を買い過ぎない、使い切る、食べ切るといったライフスタイルの定着を目指し、食品ロスの削減対策として、登録した飲食店と協力し、「ふじのくに食べきりやったねキャンペーン」等を実施しております。町といたしましては、広報「ひがしいず」に家庭における食品ロスについて掲載し、啓発しているところでありますし、食育の観点からも、えがお食育推進計画の中で食品ロスについて盛り込んでいるところであります。

外食等での食べ残し食品を持ち帰るためのドギーバックの活用はアメリカで広がった風習でありますが、食中毒の発症等によるリスクを考慮した日本では広がらなかったと聞いております。また、宴会時の最初の30分と最後の10分は自分の席に戻って料理を残さず食べようとする取り組みである30・10運動の推進につきましては、よい取り組みであると考えますので、時期を見て周知することを検討したいと考えております。

次、３点目についてですが、フードバンクとは品質に問題のないものの、やむなく消費することができなかった食料を無償で提供していただき、行政、社会福祉協議会、支援団体を通じて、食べる物がなく困っている方へ食料をお渡しする活動です。フードバンクに食料を寄付する運動をフードドライブと呼んでおり、当町では社会福祉協議会が窓口となり、夏と冬に生き生きサロン、社協だより、ハイキャット、ポスター・のぼり旗等で啓蒙・広報し、運動期間中、役場、図書館、保健福祉センターに回収ボックスを設置し、寄付をお願いしております。

賞味期限が２カ月以上残っていて、常温保存ができ、未開封の食料を困窮している人へ提供することにより、環境負荷の軽減のみならず、社会貢献につながる効果がありますので、今後も引き続き社会福祉協議会を通じまして啓蒙・広報活動をしていきたいと考えております。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　食品ロスというのは日本だけではなく、世界にとっても大変な問題になっております。2015年の国連サミットで採決された、持続可能な開発のための2030アジェンダ、いわゆるＳＤＧｓですけれども、そこでは食料の損失、廃棄の削減が目標として設定されておりまして、それを受ける形で農水省は「食べ物にもったいないをもう一度」というコンセプトのもと、食品ロスの削減とリサイクル推進という指針を打ち出しました。

また、農水省だけではなく、各省庁横断的に食品ロスに対する取り組みを進めているところであります。また、消費者庁の取りまとめによりますと、平成29年度は全ての都道府県及び指定都市で、約４割の市区町村で食品ロス削減のための取り組みが今実施されているようでありまして、大分広がりつつあるのかなという感じは受けております。

東伊豆町でも、さまざまな取り組みをしていらっしゃるということで、１点目の子供への啓発、推進として、本当に畑で食べ物をつくって、またクッキングスクールだとか給食の時間を食べる時間を長くして残さないように対応するとか、さまざまな工夫をした取り組みがされているようで、ああよかったなというふうに思ったんですけれども、その先進例として、山梨県の甲府市などでは市の職員で構成されたごみ減らし隊という会員たちが、出前講座や食品ロス削減の親子料理教室を開催して、小学生のごみ減らし隊隊員を一人ずつ増やしていっているそうです。それによって、先ほどの食推とか食育の観点から、子供たちが食べ物を大事にする感覚が育つように、子供たちのごみを減らしていこうという感覚を伸ばしていっているということでありました。

また、足立区では、旬の食材や天然だしを使った自校給食をしまして、９年間で給食の食べ残しを３分の１に減らすことができたということであります。これはおいしい給食事業と呼ばれて、結構先進例として取り上げられているものであります。やはり小中学生は給食という部分が大変に大きいのかなというふうに思います。

東伊豆町では、ちなみにどのくらいの給食、食べ残しだとか、牛乳なんかも今問題になっている地域多いようですけれども、残した分量というか、どのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　それでは、小中学校の給食の食べ残しの件につきまして、お答えいたします。

今年度の数字をちょっと発表しているんですけれども、今月までまだあるものですから、確実に正確な数字とは言えないんですけれども、小中学校の合計で言いますと、年間で5.9トンですね、5,900キロほどの食べ残しがあるという形になります。一人当たりに計算しますと、年間で6.4キロほどに上っております。牛乳のほうですけれども、ばらつきが相当あるんですけれども、１日に多い学校ですと10本ほど残ることがある。学校によっては、大体全校で四、五本だというところで、ばらつきはあるんですけれども、多く見積もって１日20本ほどは残されてしまうのかなというところでございます。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　ありがとうございます。

給食は、やはり食べる時間を長くとるということで、配膳等には余り時間をかけないようにという流れの中で、ちょっと難しいのかもしれませんけれども、女子なんかは量がもうちょっと少ないほうがいいなという子なんかも結構いると思うんですね。例えば量を半分でいいとか、そういう盛りつけの段階でちょっと少なく盛りつけてあげたりとか、逆に男子はもっといっぱい食べたいという子もいると思うので、そこら辺でうまくやりくりができたらいいなというふうに思います。

また、牛乳の残すものは、米飯給食のときにやっぱり牛乳が御飯に合わないということで問題になっているようでありまして、米どころの新潟三条市では完全米飯給食になっているんですけれども、やはり牛乳が合わないということで、時間を給食の時間ではなくて、別の時間に牛乳だけを飲む時間を設けたり、昔ミルメイクってあったんですけれども、粉を溶いて味になるようなものをつけたりとか、そういう形で廃棄量を減らしている取り組みをしているということも伺いました。また、給食いろいろ難しいかもしれませんけれども、なるべく細やかに対応してあげて、なるべく食べ残しが出ないような取り組みもぜひお願いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今、栗原議員が言った食べ残しの少ない方策、これは必要でございます。それは検討した中で、そういう方向でやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　また、家庭への食品ロス削減の啓蒙として、「ふじのくに食べきりやったねキャンペーン」ということで、協賛店をつくってやっているということでしたけれども、また飲食店の啓発促進として、神奈川県の横浜市なんかはグルメ情報サイトのホットペッパーグルメと協働して、残った料理を持ち帰れるシェアバック、ドギーバックですね。利用を促進する取り組みをやっていたりとか、先ほどの30・10運動、長野県の松本市なんかは宴会の乾杯後の30分と終了前の10分間は自席で食事を楽しむ時間を持とうということで推進をしているようであります。

シェアバック、ドギーバック、持ち帰るのがちょっと恥ずかしいので、飼っている犬に持ち帰るんだという名目でアメリカのほうで始まった、犬用にという意味のドギーバックなんですけれども、だんだん今、日本でもドギーバック普及推進委員会というのができまして、徐々にですけれども広まりつつあります。ただ、消費者側ではなく飲食店側が、先ほど町長が答弁されましたように、食中毒のリスクを心配してなかなか普及が進まないということでありました。

ただ、ホットペッパーグルメって、結構大きなグルメサイトであります。そこがそこに取り組むということは、やっぱりこれ、進めていく価値はあるのかなというふうに思いますし、アメリカに拠点を置いてあるアウトバックステーキ、チェーン店なんですけれども、大分昔から日本にありますが、ここも食べ残しを持っていくバックを用意してあるようであります。

やっぱり飲食店側としては、持ち帰ってもらった後のことを考えると、なかなか積極的にそういう持ち帰りに協力していこうという思いには至らないと思うんですけれども、だからこそ町のほうで、協力をお願いしますということで啓蒙をしていったらいいのではないかなというふうに思います。

ドギーバック、中が防水加工してある紙かと思いきや、プラスチックで洗って何度も使えるものであります。やはり自己責任でということを各店舗、強調しておりまして、自己責任カードというものが実はあるんですね。自己責任で持ち帰ります。取り分けるときには清潔なお箸で、完全に火の通ったもの、野菜とか生ものとか、中がきちんと火が通ってないものは持ち帰らないとか、いろいろな注意事項が書いてあるものであります。そこら辺も飲食店組合さんとかに、また行政のほうからお声がけをしてもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　食品ロス、すみません、私も全然無関心でございましたけれども、自分も党員のところの大会があったときに、三原じゅん子さんが来まして、私は食品ロスに命をかけていると。やっぱり多くのものがロスとして残るのは本当にもったいないし、世界の貧しい国に送ってやりたい、そういうことを聞いて感動しましたもので、それからちょっと気にしているところでございます。

そういう中で、今言ったように、一番いいのはキャンペーンやっている中で、いろんな中で、エコ推進委員の中で食品ロスについてはやっております。そして、今のドギーバックですか、この活用。今、自分はちょっとテレビを見たとき、エコバックみたいなものが1,000円で売っていて、ここでやっていると聞いたもので、いろいろなやり方があるのかなという中で、少しでもやっていきたい。

そうなると、アプリがすごいですよ。テレビで見た中で、時間的にはアプリで安くあげるから、飲食店もすごい助かっているというようなことも聞いておりますから、そういうことはまた町のほうにも紹介した中で、店舗ができれば、それはやっていただければ、本当に食品ロスは減りますもので、この辺はやっていきたいし、一番やっぱり心配しているのは食中毒なもので、そこを自己責任という中で、町内でやるときに、広範囲に知らしめるとき、そこが一番、いざ責任が起きた場合は飲食店、本当に心配しますもので、そこをいかにクリアするかというのが一番のあれじゃないかと考えています。できれば、いろんな検討した中でこれを広めていきたいと思います。

さらに、30・10も、これはやって成功したことも聞いております。自分は、30・10は、そういう席は、すぐ席に座らないで行っちゃいますもので、30・10運動も大変有効ではないかと考えておりますもので、できるところからこれはやっていければいいなとは考えておりますので、少し見守っていただきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　今、町長がおっしゃった30・10運動なんですけれども、実は先日の河津の町議会との交流の席で、司会者の方が声をかけたんです。終わるちょっと早目に、「残り10分間は皆さんの席で料理を楽しんでください」という司会のほうからのお声がけがあって、私はこの質問をやろうと思っていたのでとても感動しました。終わった後にお声がけをしたんですけれども、僕は生産者なので出された料理はおいしく食べていただきたいんだと

いうふうにおっしゃっていました。本当に持ち帰るのは難しいかもしれませんけれども、出された料理はなるべく食べ切れるような、司会からの声かけ。そこら辺も、やっぱりちょっと町のほうから声をかけていただけたらなというふうに思います。

食中毒の件なんですけれども、これはやはり皆さん心配されるんですけれども、弁護士さんいわくは、それでいわゆる裁判になった場合でも敗訴してしまうということはないそうです。集団食中毒でも起こさない限りは原因の特定がなかなかしづらいために、お店側が負けてしまうということはないということでありますので、そこら辺もちょっと飲食店の皆さん、頭に入れておいていただけたらなというふうに思います。

また、最後のフードバンクへの寄付なんですけれども、家庭は社協のやっている取り組みで結構意識が高まれば、家庭からの食品提供というのは結構あると思います。ただ、食品を扱う事業所さんが、今までフードバンクに食品を寄付する場合には税金のリスクがありました。寄付扱いになって、そこで寄付するんであれば廃棄してしまったほうが税制上、優位だったんですね。ただし、去年の12月に税制変わりまして、全額、損金算入ができるようになりましたので、そこら辺の周知はぜひ食品を扱う事業者さんにしていただけたらなというふうに思いますけれども。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　その税金というのは、ごめんなさい、無知で知らなかったもので。基本的には社協が中心にやっておりますもので、その辺はまた町の広報の中で、税金に対しましてはそうなるということで、これは知らしめていった中で、その企業の方というのは多くをフードバンクのほうに出していただければ本当にありがたいことですから、その辺は啓蒙していきたいと、やっていきたいと思います、それは。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　ありがとうございます。

食品ロスといっても本当に大きなことではなくて、自分にできる身近な、少しずつの取り組みで大分変ってくると思いますので、ただ１点ちょっと気をつけていただきたいのは、給食のほうで残さないようにというのが余りにも強烈になっちゃうと、残すことは悪だみたいな、何か悪いことをしてしまったみたいになっちゃうと、そこは困りますので、そこら辺は楽しく、やっぱり楽しく食事をして残さないという方向を上手に考えていただけたらなとい

うふうに思います。また、そこら辺の周知はぜひ町のほうでもよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（飯田桂司君）　以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（飯田桂司君）　本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会　午後　４時２２分

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成３１年３月７日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問

１．　１番　笠　井　政　明　君

１）キャッシュレス決済について

２）地域おこし協力隊について

３）児童遊園整備について

２．　８番　須　佐　　衛　君

１）ふるさと納税の展望について

２）企業版ふるさと納税の検討について

３）県内大学の賀茂キャンパス構想について

４）非正規雇用公務員の実情について

３．１４番　山　田　直　志　君

１）移住者・滞在者に対する町長の考えについて

２）細野高原の今後について

３）国民健康保険税について

日程第　２　専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号））

日程第　３　議案第　１号　東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第　２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第　３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第　４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第　５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第　６号　東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第　８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第　９号　東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第１０号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第１１号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

日程第１４　議案第１２号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）

日程第１５　議案第１３号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）

日程第１６　議案第１４号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１０号）

日程第１７　議案第１５号　平成３０年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１８　議案第１６号　平成３０年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第１９　議案第１７号　平成３０年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第２０　議案第１８号　平成３０年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）

日程第２１　議案第１９号　平成３０年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）

日程第２２　議案第２０号　平成３０年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	須　佐　　衛　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	遠藤一司君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	齋藤匠君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
農林水産課長	鈴木伸和君	観光商工課長	森田七徳君
建設課長	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼会計管理者	正木三郎君	教育委員会事務局長	梅原巧君
水道課長	石井尚徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第１回定例会第２日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　一般質問

○議長（飯田桂司君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで議員各位にお願いをいたします。

昨日の定例会一般質問で感じましたので、お願いします。発言の際は、必ず議員何番と申し入れ発言し、質問に入ってください。

◇　笠　井　政　明　君

○議長（飯田桂司君）　では、１番、笠井議員の第１問、キャッシュレス決済についてを許します。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　皆様、おはようございます。

私は今回、３問の通告をしておりますので、御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

早速１つ目のキャッシュレス決済についてをお伺いいたします。

本年の10月より消費税が10％に引き上げられる予定であります。国は、キャッシュレス決済の手段を用いて支払った場合、ある一定のパーセンテージの消費者還元を考えているようであります。また、来年控えますオリンピック、またはこの観光地であります東伊豆町も、大変インバウンドに力を入れております。これらの対策においても効果があると私は考えておりますので、以下の点をお伺いいたします。

１つ目、町内の小中事業所に対して、商工会、町はどのような指導をしていくのか。

２つ目、機器導入に関しては、国が補助を出す予定なので、事業者負担はない予定とはなっておりますが、その他、レジやインターネット回線等変更が出た場合、町独自で補助をするお考えがあるかどうか。

３つ目、町民に対してキャッシュレス決済を推奨するようなことは考えていないのか。

４つ目、現在、町税のコンビニ収納は行われておりますが、あわせてクレジットカードでの収納は考えているか、４点御答弁をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　おはようございます。

笠井議員の第１問、キャッシュレス決済については、４点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず１点目ですが、10月に予定されている消費税増税の経済対策として、中小規模事業者でのキャッシュレス決済については５％、大手チェーン店については２％ポイント還元が実施されることが検討されております。これを受けて、商工会では、既にキャッシュレス決済について説明会を実施するなど、必要な情報提供や相談業務を行っているとのことです。

キャッシュレス決済については、機器の導入や運用コスト、決済手数料、資金ぐりへの悪影響など、個人商店等の小規模事業者にとってはデメリットも多く、また町内各店舗の客層がキャッシュレス決済の利用を求めているかなど、導入に関してはそれぞれの経営判断によるところが極めて大きいと考えておりまして、町が一律にキャッシュレス決済の導入を積極的に指導する予定はございませんが、必要に応じて商工会を中心に相談業務を実施していき

たいと考えております。

次に、２点目ですが、現在、キャッシュレス決済には多種多様な方式があり、レジを改修することなく導入できる方法もあります。また、インターネット回線の変更については、費用的にも少額な場合が多いことから、補助金制度をつくっても、申請にかかわる手間を考えますと、利用者は多くないことが予想され、補助金交付が必ずしもキャッシュレス決済導入の誘引にはならないと考えられるため、現時点では町独自に補助をすることは考えておりません。

次に、３点目ですが、決済については、年齢や生活環境によって現金決済のほうが利便性が高いと考える方も少なくないと予想されます。また、キャッシュレス決済を行えば、決済手数料は確実に町外に流出することから、町が率先して町民の皆さんに対し特定の決済手段を推奨することは考えておりません。

次に、４点目についてですが、決済手段としてのクレジットカードの利用は、現金を持ち歩く必要もなく、パソコンやスマートフォンなどからインターネット環境を活用して気軽に納税できることや、カード会社による立てかえ払いであることから、確実な入金が期待できるメリットがあり、また納付機会の拡大による納税者の利便性の向上に加え、収納率の底上げが期待できるといったメリットもございます。

一方で、クレジットカードの収納を考えていく上では、費用対効果につきましても十分に検証する必要があり、コスト負担が許容される範囲であるのか、またさらに多様化が収納率の向上に結びつくのか、重要な判断要素であります。

現時点では、調査段階ではありますが、既存の基幹システムを活用した場合、システム改修費用が発生することを確認しており、加えて利用者による手数料負担といった課題もあり、需要を見きわめる必要があることから、直ちに導入することは考えておりませんが、近隣市町の導入状況、また利用状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　御答弁ありがとうございます。

１番の商工会のことに関しては、多少、先日も「ＬＩＮＥ　Ｐａｙ」の説明会を行ったりとか、あと三島信用金庫さんを呼んで、「Ｏｒｉｇａｍｉ　Ｐａｉ」というやつの説明会というのを行っていると思います。

ただ、なかなかどうしてもこの町自体の事業所さん、中小の事業所さんだと、年配の方が

どうしても多く見られます。やはり説明会というところもあるんですけれども、本当に町だったりとか商工会連携していただいて、窓口になっていただいて、これに関しては、今後国のほうも、あと10数年で40％台に持っていきたいという思いがあるようです。

というのは、近隣諸国に比べて、日本は治安がよく、偽造紙幣の出回りも少ないため、現金という文化が、これはすごいいいことだと思うんですけれども、現金という文化で来ているので、どうしてもキャッシュレスという概念が少なくなっている国、文化ではあります。どうしても韓国とか中国、あとはアメリカとかですと、紙幣の偽造というものがありまして、それを防止するための策として、キャッシュレスというものが導入されてきた経緯もあります。

ですので、なかなか日本でというのはあるんですけれども、国のほうがやはりインバウンドだったりとか、オリンピック対策というところで、これを急速に進めていくという背景は、やはり外国人のお客様にその文化、日本独自の文化を味わってもらうんではなくて、やはり使いやすい状況をつくって、来ていただこうというのが背景に私は見えると思います。ですので、町、商工会、積極的に説明会をしていただいて、かつ年配の方でもわかりやすく説明を望む所存でございます。

ここに関しては、今までやっているようなことをどんどん積極的にやっていただけたらと思います。今後もよろしくお願いしますというところです。

２つ目の機器導入に関してのところなんですけれども、町長は、手間が多くて、金額的にも少額にはなるので、今、補助のことは考えていませんよということがありました。

確かに金額的には、インターネット回線を新規で引いても、数万円というところですね。工事費があったとしても、二、三万円というところだと思います。レジに関しても、安いものから高いものまであります。それは事業者さんというところはあるんですけれども、私がここで１つ補助を出すお考えはありますかと聞いたのは、町が行っている無線ＬＡＮですね。無線ＬＡＮの補助、Ｗｉ－Ｆｉの設置機器の補助というものがあります。ここの拡大解釈、そろそろＷｉ－Ｆｉの設置機器の補助金というのも、あらかた私的には設備が整ってきたのではないかなと思います。この財源部分を拡大解釈して、こういうところ、ちょっと変えてもらって、こういう部分も一緒に補助ができないかということで御提案をさせていただきました。

３つ目の町民に対してキャッシュレス決済を推奨できますかと……

（発言する人あり）

○１番（笠井政明君）　一問一答で行きますか。すみません、ではそうします。では、２つにします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、１点のキャッシュレス、これは本当に文化の違いで、本当に日本は安全・安心という中で、現金ということで、国のほうが、今言ったように、40％を目指していると言っており、そういうことで、本当に国は確かにそうです。マイナンバーのときもそうですよ。やっぱり国のほうはマイナンバーを増やしたいというようなのをやっても、やっぱり国民はそれについていかない。やっぱり文化の違いで、なかなかそういうふうに行かないということで、やっぱりこのキャッシュレスも、なかなか日本にはなじめるかどうか、私はちょっと疑問に思っております。

そういう中で、やっぱりキャッシュレスをやろう、これは啓蒙はしていきます。やっぱり主体は商工会でございますから、一応はこういう機会があるからなもんで、どんどん積極的にそういう講習会に出てくださいとは言いますけれども、やっぱり興味のある方は必ず出ますよ。そういう中で、やっぱり少ないということは、やっぱりそれだけキャッシュレスに対する魅力がないという中でいると思いますけれども、それは町としては啓蒙はしていきます。

しかしながら、キャッシュレス等もまた、ぜひとも町がキャッシュレスをお願いします、そういうことは町はやっていく考えはありません。

キャッシュレスに対する講習会、それに対しましては、町も積極的に商工会と連携して、こういう機会があります。もちろんこれは広報とかいろいろな面で啓蒙はしていきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、補助金関係、これはまたそういう要望があれば、基本的にはＷｉ－Ｆｉはほとんど終わりました、笠井議員が言ったように。そういう中では、それこそＷｉ－Ｆｉに対しましては、これはほとんど旅館でしたけれども、そういう中で、やっぱり旅館に関する外国人が多いときに、やっぱりＷｉ－Ｆｉというものは絶対必要でございましたから、一応その中で町としては積極的にその補助金を出したというのが、これは現状でございます。

やっぱりＷｉ－Ｆｉがなければ、外人はここに来ても、全然そのよさがわからない。いろいろな情報が集められないという中で、一応Ｗｉ－Ｆｉに対しては補助金は出しましたけれども、この商店街に対するインターネットに対する補助金、これはまたいろいろな要望とかそういうことがあれば、検討いたしますけれども、現状では今、考えていないというのがございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　すみません、ありがとうございます。なかなかちょっとすみません、なれないもので、すみません。短くやりますように気をつけます。

先ほど言ったように、これからどんどん啓蒙していくというのはそうなんですけれども、魅力がないというよりかは、正直言ってしまうと、多分わからないというのが一番だと思います。

町長は、もしかしたら笠井議員はあれだから、よく知っているからと言うかもしれないですけれども、実際問題、今、これ、市場調査とかでもそうなんですけれども、キャッシュレッス決済が今、10月からこのように増税になったときに、ポイントが返ってくるということは、非常に消費者としてはシビアにとらえている方が多いです。これは、若い世代がではなくて、むしろ僕は、自分も聞いた感じ、あとは資料を読みあさったり調べた感じだと、逆に言うと、これに興味を持っている世代というのは、50代、60代が非常に多いです。若い世代より、50代、60代のほうが多いです。

ただ、そこに出てくるのは、使い方がわからない。当然消費者のほうが使い方がわからないので、導入するほうも手間があるんではないかとか、手数料の話も先ほどありました。

確かに手数料の部分はあります。だけれども、今後増えていって、本当に10％に上がったときに、５％戻ってくるよなんていうと、かなり大きな差が出ますよね、現金とカード決済との。といったときに、やはりわからなくても、やっぱりもったいないことはしたくないという心理はありますので、そのときに、やはり東伊豆町に来ていただいて、何か飲食をしよう、お土産を買おうといったときに、使えませんということであると、またそこの魅力というところで減っていく部分があると思います。

ですので、ここに関しては、魅力がないからではなくて、多分わからないからだと思うんです。そういうパソコンだというものがわからない。スマートフォンで決済をするって、どうやってやるんだろう、わからないということが非常に多いと思います。

ですので、ここに関しては、本当にも商工会と町と連携して、もう10月なんで、半年ぐらいです。国のほうも、今の段階でまだ案みたいな形になっているので、実際問題どうなるかわかりませんが、市場としては、非常にこのキャッシュレス、今、国内、海外合わせて物すごい数がありますけれども、今後ここの部分は注目されていく分野ではあると思いますので、

ぜひこれからも商工会と連携して、必要があれば、予算措置もとっていただきながらやっていただければと思います。

２つ目のところに関しては、先ほど町長説明ありましたけれども、２つずつ行きますね。すみません、２つ返してもらったんで。

ここに関しては、Ｗｉ－Ｆｉのことは、先ほど言ったとおりでございまして、もうだんだん終わってきています。先ほど言ったように、インバウンド、海外のお客様が来ていただいたときに、Ｗｉ－Ｆｉがないとなかなか厳しいよということで、この補助を始めたということで御答弁いただきました。

今後、やはりキャッシュレスというところも同じことが出てくると思います。これは旅館さんはもう導入されているところがかなり大手さんは多いと思います。ここからは小さな民宿さんだったりとかいうところ、あとはまち歩きをしていく商店に対しての補助、インバウンド補助という形で柔軟に考えていただき、先ほど町長が言ったように、手間は多いかもしれませんけれども、補助としては金額は少ない部分でございます。それでも助かる部分で、導入のきっかけになれば、使える部分が増えれば、エージェントさんからこちらにお客さんを呼んできていただいたりだとか、個人旅行者が今後増えていくと考えます。その部分で、利便性が上がれば、リピーターが増えると私、考えておりますので、ここの部分はお願いいたします。

以上２点はこのあたりにさせてもらいます。答弁はいいです。

（「言わせて」の声あり）

○１番（笠井政明君）　はい。では。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　キャッシュレスに関しましては、私ももう海外ではほとんどもうクレジットカードで、現金は持っていませんよ。しかしながら、やっぱり確かに商店、よくテレビなんでも、キャッシュレスなんて困ると個人商店は言っているのが現実ですよ、それが。ある程度そういう方はもうなかなか、やっぱり若い、たしか50代、スマートフォンに関係する商店、そういうところは結構興味を示します。本当個人商店は、いや、困ったよというのが現実でございますよ。あのテレビを見る限りね。確かに還元があるけれども、果たしてそこまでやってもということは言っておりますもんで、これは町は啓蒙していきますよ、やっぱり国の方針はそうですから。

ただ、そういう中で、やっぱりこのキャッシュレスが果たしていいのか。やっぱり、それ

はたしか外人になれば、それはキャッシュレスはもうやらなければならない。これはほとんどもう外人なんていうのは現金ではない。ほとんどクレジット、いろいろな面でね。

だから、やっぱりこの日本において、本当貨幣価値の安全性、これが高いですから、なかなかそういう中で行くのは厳しいではないかとは考えております。これが１点でございます。

次が、補助、これ、やっぱり町が、やっぱりある程度そういう声が大きくなった場合ね。それは当然、今、町としてはそういう必要性感じてないもんで、そういうことを言っております。町のほうが、商店とかいろいろなところからこれやってほしいよという要望があれば、やっていきたいと思いますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　はい、わかりました。

そうしましたら、３つ目の部分、町民に対してキャッシュレス決済推奨というのは、今、いろいろお話の中でかぶってきたので、ここはちょっと割愛させていただいて、４つ目の現在、町税のコンビニ収納のことをお伺いします。

先ほど町長言ったとおりでございまして、今、調査をしているよということでございますが、メリットとしては、先ほど町長の答弁にありました家からインターネット等で支払いができたりとか、町にとっては、クレジット会社からの入金になりますので、滞納が少なくなるという部分が非常にメリットが高いと思います。

今、県のほうとかでも検討はされているようでございまして、ただ、ここのデメリットは、先ほど町長が言ったとおり、手数料の問題が出てくると思います。あとはシステム改修ですね。

ただ、先ほど言ったように、滞納部分を繰り越していって、なかなか回収が見込めないという部分と、そこを手数料を支払っても回収が確実になるかという部分で、町長がどちらをとるかというのが今後判断になっていくと思います。

今、現状で言ってしまえば、かなりいろいろな部分で、クレジットカード決済というのは、税金関係でも国が進めている部分では使える部分というのも非常に増えてきてはいます。国の動向としても、そういうふうな形になってきていますので、ぜひここに関しては、調査をしていただいているんですが、早い段階での私は導入を希望しますが、町長的にはもう一度お考えをお伺いしてもよろしいですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　検討して、原課からちょっと説明いたさせますが、現状では、メリット的なのはどうかということを言っております。ちょっとその現状を説明いたさせます。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君）　それでは、現状についてお話しいたします。

需要でございますが、平成30年３月の総務省の資料によりますと、自動車税につきましては、クレジット収納に取り組む都道府県が47都道府県中33県ということで、70％を占めるということで、大変有効に機能しているかと考えております。

ただ、市町村税につきましては、1,741市町村中、クレジット収納に取り組んでおりますのが、全体で136件から税目によりまして156件、7.8％から９％と、導入率が低い状況となっております。

あと、総務省で示されておりますモデルとなっている指定都市の状況を見ますと、これはクレジット決済ではございませんが、キャッシュレス決済の一種であるＰａｙ－ｅａｓｙというものがあるんですけれども、こちらのほうの利用割合は4.9％ということで、都市部においても利用状況が限定的であるということが確認できております。

平成30年３月における地方税の収納徴収対策等に係る調査結果、これ、各市町村の調査結果ですけれども、そちらを見ますと、1,741市町村中、クレジット収納導入のメリットについて尋ねたところ、「納税者の利便性向上」や「いつでも納付が可能」を挙げた市町村がそれぞれ142から101であるのに対し、デメリットについて、「費用対効果」や「利用者拡大が見込めない」、「手数料負担が高額」を挙げた市町村が、それぞれ994件、388件、306件となっております。回答のほうは、これ、複数回答となっております。

あと、県内の状況でございますが、現在確認できております県内で導入状況につきましては、静岡県のほか、西部地区を中心に６市町がクレジット収納に取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　御答弁、丁寧にありがとうございます。

確かにまだデメリットのほうが大きいというところもあると思います。ここに関しては、あれば当然便利ですし、リスクのほうが高いよ、お仕事的にも量も増えるし、手数料の部分

というのもあると思うんで、見きわめに関しては、慎重にやっていく必要がありますし、私たちも勉強していくところはあると思います。

今後、どのように国だったりとか県だったりが動いてくるかというところで、まだ私どもの町では導入はちょっとこの数字だと早いかなとは思いますけれども、やはり今やらなくていいということではないかなとは思いますので、ここに関しては、どんどん検討していきながら、先ほど言ったように、キャッシュレス決済が本当にこれが進んでしまった場合、やはり急速にこういうところの利便性というか、必要性が多くなってくると私、考えます。

ですので、今、デメリットの方が多いから、考えなくてもいいやということではなくて、こういうことも考えながら、収納率とね、向上にあわせて研究をしていっていただきたいというところが正直なところでございます。

なかなか最終的にクレジットカードとかキャッシュレス決済って言っても、さっき言ったように、数が多いので、なかなかこれって言うのは難しいとは思いますけれども、だからその辺もあわせてやっていって、町民の利便性、やはり高齢化してくると、なかなか支払いに行くというのも大変になってくる状況って、もう将来的には見える部分もあります。銀行からの引き落としというのもあるんですけれども、やはりクレジットカードが生活の一部になってくるような時代になった場合には、当然早急な対応をしていただければと私、考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然その辺はもう国・県の情報、アンテナを高くして、的確に現在の状況がどのような状況か、これは見きわめなければならない。それはもう十分認識しております。

それで、クレジットカードも１つの方法、これ、もう頭の中にも入っています。

何しろ国・県の動向を十分注視して、それにおくれないように対応していきたいと考えます。よろしくお願いいたしたいと思います。

○１番（笠井政明君）　１番終了。終了でお願いします。

○議長（飯田桂司君）　終了ね。

次に、第２問、地域おこし協力隊についてを許します。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　それでは、２つ目の地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。

早いもので、１期生がこの３月で任期が満了となります。２期生も来年度が最終年度となりまして、来年度の地域おこし協力隊については、新聞のほうでも大きく取り上げられましたが、提案型で募集するということでありましたので、以下の点を３点をお伺いします。

１つ目が、１期生の今後の予定についてどうなっているか。

２つ目が、３年間の地域おこし協力隊を置いて、当町においてどのようなメリット、また問題点があったか教えていただきたいと思います。

３番目、提案型の選考はどのように行ったのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　笠井議員の第２問、地域おこし協力隊については、３点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、荒武さんにつきましては、これまで協力隊で活動する傍ら、ＮＰＯ法人ローカルデザインネットワークの一員としても活動しており、任期終了後は、ＮＰＯの代表として、当町を生活拠点としてまちづくり事業を続けてまいります。町からは、空き家対策事業、若者交流事業、シティプロモーション事業等を委託する予定です。これら事業は、従前から芝浦工大生、商工会、観光協会や旅館組合といった団体と連携して行っており、今後も活動を通して知り合ったさまざまな人脈を生かした活動をしていく予定であります。

野口さんにつきましては、入隊当初から伊豆急ホールディングスで進めるオリーブ圃場にて研修として管理業務に携わってまいりました。また、町内に土地を借り、伊豆急から提供された苗木を植え、個人的にも圃場も管理しております。最終的には、オリーブ栽培で生計を立てる計画ですが、実際に製品を出荷できるようになるまで、収穫まで設備投資に時間がかかるため、任期終了後、しばらく副業をしながら、自分の圃場を整備、管理していく予定と伺っております。

次、２点目ですが、メリットとしては、空き家改修によって誕生したダイロクキッチンを拠点に、「食」をテーマにしたイベントなどを開催し、多くの町民の憩いの場を提供してきました。同時に、都市部を中心に当町の魅力を発信し、当町のファン増加させました。県からも、当町の協力隊が注目され、講演依頼があるなど、高いＰＲ効果を得ました。

また、これまでシャッター通りとして長年静まり返っていた空き店舗を何とかしようと、商工会青年部とともに「雛フェス」を開催するなど、地域再生の起爆剤として活躍をいたし

ました。

また、オリーブ栽培、柑橘農家、天草漁の各分野で担い手候補として精力的に活動し、受け入れ事業者等に貢献し、感謝されております。

問題点といたしましては、受け入れ体制についてですが、現在、５名の隊員がそれぞれ一生懸命にいろいろなことに取り組んでいけばいくほど相談や交渉事も多くなり、対応が十分にできない状況です。今後どのような管理をしていくかが課題であります。

次に、３点目についてですが、履歴書と別に提案書を提出いただきました。一次審査においてその内容を検討し、絞り込みを行いました。面接では、一般的な質問の後、内容の説明を行っていただき、事業の実現性や応募者のその事業にかける情熱、この町に対する愛着度などを聞き取りました。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　ありがとうございます。

１つ目の今後の予定ということなんですけれども、荒武さんに関しては、先ほど町長があったように、ローカルデザインネットワークの一員で、では今後プロモーション活動とかを町が積極的にそこを使って委託をしてやっていただくということで、来年度以降、そういうふうにしていくということでしたね。

あとは、野口さんに関しても、僕も知ってのとおりですけれども、個人的に野口さん、非常にいろいろなことをやっていただいて、この町にも残っていただくということは聞いております。

１つここでお伺いしたいのが、平成28年３月にやはり私、何回かこの地域おこし協力隊、またこの時期に聞いているんですけれども、３年後、この任期終了したときに、町はどのようにしていきたいんですかということでお伺いしたところ、任期終了前後１年以内に当町において新たな事業を起こしたときは、必要な経費を上限として出す考えがあるよ、上限100万円として出す考えがありますということがありました。

今回に関して、この２人に関しては、なかなか新規事業というか、片方はＮＰＯで、野口さんに関しては、個人的な個人事業主なので、新たな事業ではないのかもしれないんですけれども、例えば来年度委託をしていく中が、町長にとって補助と同じような形でとらえているのか。

また、野口さんは個人的に農業をやっていらっしゃるので、この辺に関して、今後も続け

ていくという中で、これの拡大解釈ではないですけれども、何か町がお手伝いをするような考えがあるかどうかだけ、１つ教えてください。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、荒武君、本当この３年間一生懸命やってくれました。そして、ＮＰＯという形でこの町に残ってくれると。それでは、町といたしましては、補助ではないです。そういうある程度後方支援として委託としてやった。今、笠井議員が言っていたような感覚でよろしいかと思います、荒武さん。

そして、野口君の場合は、もし違う副業をやる場合は、当然町としては補助関係があると思いますので、その辺をちょっと原課に説明いたさせますけれども、そういう副業をやったときは、何かしらのそれは助成はしていきたいと思います。その辺はちょっと原課のほうで説明。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　野口さんにつきましては、先ほども町長の答弁にありましたけれども、オリーブ栽培ではまだ生計が立てられないということで、当分副業を考えているということでございます。

それにつきましては、新年度予算に補助金のほうを上限の100万円計上してありますので、それで対応する予定でございます。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　御答弁ありがとうございます。

なかなかやはり３年間という短い中で、かなり２人の隊員は一生懸命やっていただいたと私も思っております。今後も残っていただけるということなので、これに期待しながら、今後の動向を見ながら、町もやはりここで終わりということではないと思いますので、そこの２人がこの東伊豆町に根づいていただけるように進めていただければと思います。

続いて、すみません、１項目はこれで終了いたします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　本当この荒武君と野口さん、本当にこの町のために本当に一生懸命やって、町としても大変感謝しております

特に、荒武君、この３月にやった雛フェス、２日、３日の。本当これに関しましては、地域おこし協力隊と商工会青年部がコラボして、本当大変すばらしい町の活性化やったと思い

ます。また今後、そういうことを期待した中で、荒武さんには頑張ってもらいたいと思います。

さらに、野口さんにおきましては、野口さんも家族でもうこの町に来てくれたんですよね。基本的には、野口君はオリーブとかいろいろな面で、そして奥さんはもう本当子供のために今、一生懸命頑張ってくれておりますもんで、そういう面に対しては、本当町は大変感謝しておりますもんで、またこの２人がこの町に永住するような方向で頑張っていただければ大変ありがたいと思いますので、また笠井議員も何かアドバイスがあったら、アドバイスしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　ありがとうございます。

そうしたら、２つ目に移りたいと思います。

地域おこし協力隊を置いてのメリットというのは、非常に先ほど町長の答弁にもありましたが、ダイロクキッチンの活用とか、かなり成功事例と呼んでもよいと思います、私自身も。

当町のファンだったりとかというのを増やした。確かに荒武君と言ってはいけないですけれども、ローカルデザインネットワーク自体が、かなり東京とのパイプ、都会とのパイプをつくっていただいて、この東伊豆町というものをアピールしていただく機会は非常に増えて、ここに関しては、私も非常にメリットがあったと思います。

問題点に関しては、いろいろな管理等々、隊員が増えれば大変だというところはわかります。わかります。

ただ、どうしても、では隊員を減らせばいいかというと、やはりいろいろな部分で、外から入ってきた新しい考え方、人たちというのの活用という僕は希望のほうが大きいと思いますので、当局側には非常に大変なことだと思いますが、手厚くケアをしていただいて、やっていただければと思います。

ここに関して、もう一つ、ちょっと僕が今後心配なのは、もうローカルデザインネットワークの荒武さんが３年で第１期を終えて、一応地元には残るんですけれども、地域おこし協力隊ではなくなりますよね。そのときに、今いる２期目の方々が、このようなことを引き継いで、要は町外へのアピールだったりとかというのがちょっと弱くなってしまうんではないかなと私はちょっと思っているんですね。

その辺に関しては、町長だったりとか担当課長、その辺は何か策を考えているのか。例えば、ローカルデザインネットワークに全面的にそこのところは取り持ってもらって、今後も都会との中で地域おこし協力隊を紹介するようなイベントに積極的に出てもらうとか、何か考えがあるか、ちょっとお伺いをしたいかと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは本当、荒武君、本当に頑張ってくれております。本当、私もこの成功例ではないかと思っております。

それを２期、３期の、２期生のどういうことで活動するか、やっぱりＮＰＯ、今度はローカルデザインネットワーク、荒武君の所属する。これは基本的には町とのパイプ役、情報発信、いろいろな面で強くなっていくと思います。

それから、２期生の天草漁とフードネーターと柑橘、これはその分野においてすごい一生懸命頑張っています。彼らは基本的にはその分野で進んでもらうという中で、情報発信とか受け入れに対しましては、荒武君のところでやってもらおうかと考えているのが現状でございます。

そういうことで、やっぱり、では一番やっぱりはなぜ成功したかということを考えますと、やっぱりこの地域おこし協力隊を本当１週間に１回、職員がいろいろアドバイス、相談事に乗っている、これが私、一番大きいのではないかと考えて、やっぱりほかの町を見ても、このように手厚く地域おこし協力隊の相談、また悩み事に乗っているところはありません。本当にうちの職員は１週間に１回必ずミーティングをやった中で、彼らの希望、悩みを聞いておりますもんで、それが１つ成功した例ではないかと、成功した１つの要因ではないかと考えておりますもんで、その辺はまた今後、そういうような体制をつくっていきたいと思います。

職員は大変でございますけれども、その辺がやっぱり地域おこし協力隊を成功させた１つの要因であると今回ちょっと感じたもんで、その辺は手厚くしていきたいと思います。

ちょっとまた原課はどのように感じているか、ちょっと課長から説明いたさせます。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　先ほどもう笠井議員がお答えを言ってしまったような感じもありますけれども、まだ予定ですが、４月からシティプロモーション事業というものをＬＤＮがやる予定であります。それは、東京でこちらから連れていった講師で町の魅力をＰＲしたり、逆に次の機会には、東京からお客さんを招いて、こちらの体験していただいたりとか、

その中には農業体験であったりとか、漁業体験とかありますので、２期生の皆さんにも御協力いただいて、この町の魅力を発信していくというような事業を考えておりますので、これからもＯＢとして現役の地域おこし協力隊とは手をつないでやっていくというような考えでおります。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　御答弁ありがとうございます。

すみません、僕と同じような使い方というか、プロモーションの考えがあることに関しては、ちょっと安心しております。

問題点としても、管理の問題というのもありましたけれども、あとは僕がちょっと感じているのは、やはりこの３年間で１名が途中で退任されてしまったことの問題というところで、こういうことを起こさないために、今後どのように町が、これに関しては、別に悪いとかいいとかではなくて、本人の希望もありますから、あるんですけれども、こういう事例を踏まえて、今後、例えば面接の段階でどのように気をつけていくのかとか、あとは昨年のように２名決まっていただいていたところを、辞退をされて、正直言ってしまうと、この１年が空白の１年という形になっています。やはり空白の１年があると、どうしても先輩がいなくなる年が出てくるということがありますので、また新たな問題が発生したりとかしてくるところも考えます。

そこも、２点の問題点について、町長はどのようにこれを踏まえて考えているかを教えてください。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　基本的には、地域おこし隊は１年１年の契約でございます。それで、最長３年というのがその内容でございますもんで、当然１年１年やった中で、当然また、最長３年やっていくのが一番いいんでしょうけれども、やっぱり２年でもこれはしようがないと思っていますよ。それだけれども、町は本当３年やってもらう中で、地域おこし協力隊、雇用したわけだけれども、１期生に関しましては、鎌田君、本当この町でいろいろ観光でやった中で、やっぱり視野を世界に広めたいと言われましたもんで、それは彼の考えで、やっぱり彼は海外でも頑張っていると思いますよ。

それはそういう中で、それで２点目、空白、これは本当に反省しております。やっぱりこれに関しては、大変勉強になりましたもんで、今回のときも、必ず来るということを条件に、

絶対来なければ、ペナルティーつけられないでしょうけれども、それをもう確約をとった中でやるという中で、やっぱりこの１年間の空白、これは町としても大変大きいもんですから、これは大変反省した中で、今、地域おこし協力隊の募集を行っているところでございます。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　ありがとうございます。

その辺の問題点を踏まえ、今後よりよくしていただければと思います。

２問目はこの辺で終わります。

３問目に関してなんですが、提案型の……

○議長（飯田桂司君）　ちょっとお待ちください。まだ、一度座っていただいて。３点目ですか、３問目。

○１番（笠井政明君）　３点目。

○議長（飯田桂司君）　３点目。はい、どうぞ。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　すみません、３点目です。

提案型の選考に関しては、先ほど御説明があったとおりでございまして、一応資料を見て、書類選考、その後面接という形で伺ってはいます。

僕がここの今説明を伺った中で、今回提案型ということで、面接に関しては、日常的なことの話を聞きましたよということだったんですけれども、ここは提案として、僕、ちょっと残念かなと思うのは、提案型で資料をいただいたときに、大きくプレゼン大会ではないけれども、いうような形をちょっとするのかなと個人的には思っていたわけです。書類選考をして、面接の中には聞くのかもしれないですけれども、ここの部分で、なかなか僕的には、選考があった人たち一堂に会して、もうそれこそ時間が合う人が見て、プレゼンをしていただいて、熱意があってという選考もおもしろいのではないかなと思っておりましたが、今回に関してはこのような流れでやっていきましたということです。

昨日ちょっと資料をいろいろ見ていたら、また３月６日からですかね、再度何か募集をしているようなんですけれども、前回３名ですかね、募集がありまして、なぜ追加募集をしたのか、ちょっとここも教えていただきたいなというところがあります。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　一応今回、３名いたうちの１名、今年２名という中で、一応面接した中で、面接官全員と、面接のメンバー、一応自分と、これはいいと思いますけれども、自分が入り、そして総務課長、そして企画課長、そして観光商工課長と、そして課長代理、そして観光協会の協会長入ってもらえばいい、いなかったので事務局長入ってもらいました。そして、あと地域おこし協力隊の２名の方も入ってもらいました。そういう中でいろいろやった中で、今回は１名がいいんではないかというような、ちょっと２名の方にはごめんなさいという中で、そしてまた今度、一応２名なもんで、一応再募集という中で、また来ていただけば大変ありがたい中で、また再募集した、そういう経過でございますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　ありがとうございます。

そういう経過で再募集ということで理解はいたしました。

なかなかこの提案型の募集というところで、やはり３年間こういうふうに町をしていきたいんだという熱い思いがあっての応募だと思います。

ここの提案型の難しいところは、３年後ですね。１年ごとの契約と言っていましたけれども、町としては、３年間続けていただいて、やっていただくことが一番理想だということもありましたので、ただ、問題点としては、この３年後ですよね。３年後、この事業というか、提案を町がどのようにバックアップしていくのか、もしくはバックアップしないでも、３年間で独立ができるレールをあらかた町のほうがやはり側面からで敷いてあげられるかどうかが、この提案型の勝負だと思います。

非常に、新聞にもありましたけれども、なかなか例のない募集の仕方ということで、これがうまくいくと、またいろいろなところで注目を浴びることだと思いますので、ぜひこれに関しては成功させていただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱりこの提案型で、本当若い方たちのいろいろな意見を聞いたり、大変私も面接して勉強になりましたもんで、やっぱりその提案型をやっぱりこの町に対しては３年後生かせるような、そういう方向で町としても対応しなければならんと考えております。それが１つのよい事例となって、またどんどん提案型の方がこの町をどうしようかとい

うことでやってくれれば、町も大変ありがたいですから、笠井議員が言ったような方向で、３年後夢が実現するような方向で町はやっていきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○１番（笠井政明君）　議長、１番、２問目終了です。

○議長（飯田桂司君）　次に、第３問、児童遊園整備についてを許します。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　ちょっとしゃべり過ぎてしまって、時間が押せ押せですけれども、３つ目の児童遊園整備についてお伺いいたします。

これも以前質問させてもらいまして、平成28年の12月議会に質問しておりまして、この中で町長は、保護者との面談をしていく中で、安全に遊べる場所、雨天に遊べる場所が欲しいという要望があり、この２点については考えていくよという答弁がありました。その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。

それから約２年がたちまして、特に計画自体とかをお伺いは、議会にも提案されていませんが、どのように考えているか教えてください。

○議長（飯田桂司君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　笠井議員の第３問、児童遊園整備についての第１点についてお答えいたします。

平成28年に稲取保育園の保護者との話し合いの中で、児童遊園の遊具の多くが腐食などの影響で使用禁止となっており、「１カ所でもよいので遊べる場所の整備と雨天時の遊び場所の確保」との要望があり、28年の12月議会で、安全性や利便性などを考慮し、検討していきたいとお答えしております。

先般、平成31年度中に計画を策定する第２期子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査をゼロ歳から小学校６年生までの子供を持つ保護者に実施し、児童遊園の利用状況について調査したところ、全体の30％が利用したとの結果でした。

現在、大型遊具類の劣化状況は顕著で、危険性のあるものから順次撤去している状況でありますので、整備計画は作成しておりませんが、このアンケート調査の結果等を重視し、遊具の充実した公園の一本化に向けた環境整備及び雨天時の遊び場所の確保についても、引き

続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　御答弁ありがとうございます。

これに関しては、非常に町で子育てをしている保護者の願いでございます。やはり雨の日遊べないよというのは、これ、当町だけではなくて、かなり賀茂地区においては結構共通の課題にはなっています。

例えば、土日等でなかなか２日間とか、３連休とかになると、３日間子供が雨で外へ出れないと、やはり保護者のほうのお母さんとかのストレスもたまってきて、行く人はやっぱり沼津、三島まで屋内遊具を使いに足を伸ばしているという現状も非常に聞いております。当然民間なので、お金もかかってくるところもあるんです。

当町の財政状況で考えると、今すぐこれを整備して、どこというのは、なかなか現実的ではないというのも非常に私わかっております。ただ、やはり遊ぶ場所、自然があって、天気であれば、外で走り回ったりとか、クロスカントリーコースにボールを持って行って、ちょっと遊んだりとかすることは非常にできると思います。本当にここ一番は雨天時というところでございます。

私、これ、いろいろ提案はできるかなと思うのは、例えば昨日もありましたけれども、大川小学校とかの一部教室にボールプールの設置とか、あとはエアでできる滑り台のようなものの設置等、これは町立の体育館でも、移動ができますので、場所場所で日を決めてでもやっていくことは、すごいコストがかかるわけではなく、人の手間と少しのコストで町民の要望にこたえられると私、考えますが、このような小さなものの考えというのは、町長どうでしょう。考えていますか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、当然今、提案されて、笠井議員から提案した、大変いいことだと思います。そういう中で、やっぱり今度はやったとき、誰がその場で安全で子供たちの様子を見るか、やっぱりそこが課題になってくると思うんですよね。やっぱり提案型、確かに体育館にそこに置いたとしても、１日２日でもいいと言います。では、その時間帯に誰が責任を持ってそれを管理するか、そういうことも十分熟慮した中でそういうことはやっていきたいと思います。

また、先般も大川小の跡地の活用がありました。やっぱり３月末までは、一応大川の区の

方たちの考えをもってやりたいと思います。そして、もし大川区のほうからもそういう提案が何かあった場合、町と相談してほしいと言われたら、それも１つの案だと思いますので、その辺は提案していきたいと思います。

大川小に関しまして、申しわけないけれども、３月いっぱいは一応大川区の一応要望の中でやっていきたいと思いますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　残りあと５分少々になりましたので、質問の整理をしてください。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　そうですね、大川小学校の活用をどうこうということではなくて、一例で取り上げたものでございますので、昨日の答弁も聞いていますので、その辺は大丈夫です。

僕が最終的に言いたいのは、大きなものをもうつくるのは、なかなかもう難しいです、はっきり言ってね。建物を専用でつくるのは難しい。ただ、ある、先ほど言ったように、町立体育館の一部だったりとか、大川小学校とか、別にいきいきセンターでもいいと思います。やれないではなくてやる。例えば、職員の配置も大変だと思いますが、30％以上の方がやはりこういう児童遊園とか、雨の日遊べる部分というところを切望していますので、これは早急の対応をお願いして、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然自分としても、新たにハード的なものでやる考えは一切ございません。今まで既存の公共的なものを使った中で雨天をやっていきたい。今、新たにそういったものを建てると、もうまた維持管理が非常に大変ですから、もう新設でそういうものを考えはありませんもんですから、その辺は御理解願いたいと思います。

あくまでも既存の中で、既存の公共建物の中でそれはやっていきたい、そういう考えでございます。

さらに、やっぱりそういう中で、やっぱり全て安全性を役場の職員に任せるのではなく、やっぱりその置かれた方たち、やっぱり自分たちが責任を持ちますから、そういう場所が欲しい、そういうことを私は切に願っているんですけれども、やっぱりそういう場所を願ったら、やっぱりある程度ＮＰＯとかそういう方、ＮＰＯとは言わなくても、そういう方の親たちの協力もぜひとも私は欲しいと考えております。

やっぱり職員だけがそこで面倒を見ずに、やっぱりそういう親たちの責任の中で、やっぱりそういう責任を持って面倒を見るかという中で、そういう気持ちにもなっていただきたいなと考えております。

最終的に、やっぱり新たな建物、これは絶対建設しません。その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で１番、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩します。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時４５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開をいたします。

11番、森田議員より一時退席願いがありましたので、許可します。

（１１番　森田禮治君退場）

◇　須　佐　　衛　君

○議長（飯田桂司君）　次に、８番、須佐議員の第１問、ふるさと納税の展望についてを許します。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　おはようございます。

今回４問通告しております。時間が気になるところですけれども、次々質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ふるさと納税の展望についてということで、今般、ふるさと納税に関しさまざまな報道がなされ、特に寄付額の50％を超える返礼品や、いわゆるギフト券などを目玉とし、地場産品にこだわらない品ぞろえをする自治体も出てきました。しかし、ふるさと納税の本来の趣旨

は地域活性化であり、地場産品や町内施設の利用が還元されるものがよいと私は思います。その上で、以下の点につき伺います。

１つ目、今年度のふるさと納税の寄付額の見込みは。また、本事業の総括と次年度に向けた展望を伺いたい。

２つ目、返礼品について、６次産品の強化やブランド力に磨きをかけるために、ジェラートアイスクリームを町営でつくることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　須佐議員の第１問、ふるさと納税の展望については、２点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、今年度のふるさと納税寄付金の決算額といたしましては、約１億3,000万円で、前年に比べ３割減程度になるものを見込んでおります。

また、本事業の総括と展望につきましては、御質問にもありましたとおり、ふるさと納税の運用方法について、過去の返礼品競争が過熱したことから、総務省では法規制に踏み切る方向で現在検討を進めている状況であります。

本年６月以降は、国の認定を受けた自治体が一定のルールのもとで制度を活用していくこととなりますので、特産品や活用事業等により、町のＰＲを推進していきたいと考えております。

次に、２点目についてですが、返礼品の開発や生産などにつきましては、町内事業者の皆様に創意工夫を凝らして取り組んでいただくことで、企業力・商品力の向上につがなるものと期待しているところであります。

町の役割といたしましては、寄付者の皆様の共感が得られるよう、活用事業の明確化や町の魅力を発信していくことだと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　答弁いただきました。

１億3,000万円ということで、３割減ぐらいにとどまっているのかという感じがしました。

前回質問させてもらったときに、ＰＲ方法についてもいろいろ伺ったところでございますけれども、新年度の予算でも、ふるさと納税の活用について、活用というか、ＰＲですね。

ＰＲ法について、予算どりがされているようですけれども、具体的にその辺のところ、どういう形になるのか、１つ伺いたいなというふうに思います。

それと、あとやはり前回、成人式を迎えた若者に、二十を迎えた者に、その成人式でふるさと納税の制度を理解してもらって、将来的にこの町を離れても、この地域を忘れないために、ふるさと納税というものを覚えておいてほしいというようなことを提案させてもらったと思いますけれども、その辺のところは、声かけはされているのかということをちょっとお聞きしたいです。

また、介護などでこちらに帰省された際に、交通費の補助等も、これからやっぱり高齢化が進んでいきますと、そういうことも出てくると思います。その辺のところの検討なんかもされているのかどうか、その辺のところ、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

とりあえず。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、具体的なことは総務課長より答弁、１点目は具体的予算。

それで、２点目、申しわけない。今年度に関しては、ちょっとこのふるさと納税のことをやりません。来年度必ずこれはやりたいと思いますので、その辺はまた教育委員会のほうに言っていくと。今年度申しわけなかったです。ちょっと行いませんでした。

次に、ちょっと介護の意味がちょっと、帰ってくるときの補助金。その辺はちょっとどうなるか、その辺はちょっと、それがふるさと納税に当たるかどうか、またその辺、原課のほうからちょっと答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　それでは、新年度のふるさと納税の取り組みということで、具体的なことにつきましては、それぞれ委員会のほうで詳しく御説明させていただきますけれども、概要ということで、当町につきましては、この制度ができて以来、平成20年度ですかね、一貫して町長は法令遵守ということで、私どもはずっと守り続けておりまして、このスタンスというふうなことは、もう変わることはございません。

御案内のとおり、新年度は国が新たに法整備を予定しているということで、６月ですけれども、しっかりと動向を注視して、一定のルールの中で制度をうまく活用していけるように取り組んでまいりたいと思います。

１つには、ふるさと納税のポータルサイトを、今まで１カ所でしたけれども、これを２カ所に増やすということで、ふるさとチョイスが大きなシェアを今まで占めておりましたけれ

ども、今の動向を見ますと、サイトも増えまして、窓口が分散されてきたということで、サイトを増やして、寄付の増加を図ってまいりたいというふうに思っております。

それに伴いまして、サイトを増やすことによりまして、取り扱い件数の大幅な増加が見込まれるということで、これまでの自前で、財政のほうの担当でやっていた自前のエクセルでは管理が難しくなってきているということで、新たに管理システムを導入したいというふうに思っております。

それから、広告ですけれども、鉄道広告ですとか、あるいはこれまでどおり専門誌への広告掲載をしてまいりたいというふうに思っております。

昨日の答弁にもありました、特に私どもは６割がいわゆる宿泊補助券ですとか、あるいはそういった観光施設の利用ということで、今年度１億3,000万円の約６割はその部分ということで、これは私、非常にいいと思うのは、必ずこの町に来ていただいて、交通機関を利用して、町に宿泊していただく。そして、その中で観光施設なり、それから飲食店等々を利用して、非常に経済波及効果が大きいということで、他の町と違うところというのは、そこをしっかりともっと増やす方法、観光商工のキャンペーンとも連動した形で、できるだけ経済波及効果を広めていきたいというふうに思っております。そんな取り組みを新年度も続けていきたいということ。

それから、もう一つ、議員のおっしゃった成人式の皆さんに、二十を迎えて、生まれ故郷にそういった寄付をという、その取り組みは非常にすばらしいということで、まことに申しわけないんですけれども、この記念品のカタログがちょっと最近できたばっかりだもんですから、これ、立派なカタログができましたもんですから、来年度はぜひその辺をＰＲをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　いいかな。

（「ちょっと暫時休憩」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１０時５５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開いたします。

８番、須佐議員に申し上げます。

１点目の納税の寄付額等について、１点目についてを今後を含めて質問する。それから、２点目については、返礼品について、どっちかというと返礼品についてもちょっと絡んで話をしたようなところがありますので、１点、２点のを含めて話をするのか、１問、２問を別々に話をするのか、そのところをはっきりと１問目、２問目ということで申し上げて質問してください。こちらのほうも困りますので、一問一答ですから、１問ずつできればしていただきたいと思います。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　総括ということでちょっと質問したと思いますので、１問目でその辺のところをちょっとお聞きしたかったんですけれどもね。

では、２問目のところですね、返礼品、このジェラートアイスクリームについてです。

今、このアイスクリームというのは、これは今だからはやっているとかというわけではないんですけれども、このジェラート、要するに果実を含んだもの、果実だけではなくて、野菜等も含んだアイスクリームというのは非常に人気があるんですよね。

昨年10月に次世代農業エキスポというのが千葉の幕張で展示会がありまして、ちょっとそこへ行ってみたんです。そこで６次産業エキスポという部会がありまして、そこで人気があったのが、ドローンを使った農業とか、そういうのもすごくあったんですけれども、やはりこのジェラートを地場産品にというコーナーがすごく人気があったんですね。

試食コーナーで私もちょっと並びまして、いただいたわけなんですけれども、その並んだ列の中にもやっぱり自治体の職員の方なんかもいたりして、ちょっとお話をしたりということもありました。

要は、自分なんかも宿でジェラートアイスクリームを出しているんですけれども、非常にこれ、許可をとるのが難しいんですね、ジェラートアイスクリーム、アイスクリームの関係というのは。

例えば、私なんかは営業許可というのは飲食店営業という形で、その場でつくって、その場でお客さんに提供するというアイスクリーム、喫茶店とかそういった形もそうなんですけれども、アイスクリームをパックに詰めて、それを販売するということに関しては、アイスクリーム製造業という特別な許可が必要になるんです。

それ、アイスクリームという一口に言いましても、３種類ぐらい保健所のほうでは分けて考えられているんですけれども、１つが乳成分が非常に強いアイスクリームと、それからジェラートアイスのような果実を含んでいるアイスミルクというもの、それから比較的乳性分が少ない氷菓子に近いようなラクトアイスという３種類なんですね。それぞれによって、どれぐらいの乳脂肪が入っているかとか、成分がどれぐらい入っているのか決まりがあります。そんな中で、免許をとる、資格ですね。販売するための許可をとるというのは非常に厳しい。

いろいろなところで、例えば牧場ですとかそういうところ、大きな施設でやっているところが大体メーンなんですが、これはふるさと納税総合ランキングということで、これ、週別の、ちょっとプリントしてきたんですけれども、これはふるさとチョイスですかね。その週別のランキングということであるんですね。

今、１位から９位まで持ってきたんですけれども、１位が、この冬のさなかですけれども、これ、北海道の上士幌町の欲張りアイスクリームセット、14個セットになっている。これが１万円の寄付。これ、全て１万円の寄付に対してなんですけれども、４番目も北海道、これ池田町ですけれども、牧場の生ソフトクリーム14個入り、豊富牛乳のソフトアイスクリーム、これは豊富町って、やっぱり北海道。そして、島の素材をそのままにプレミアムジェラートアンドソルベ、これは鹿児島県の徳之島町。９位の中で、４位が実にこれ、お菓子部門ですけれども、アイスクリーム類が含まれているということであります。これ、非常にこれも子供からお年寄りまで、好き嫌いなく食べられるものであるということがあります。

私が言いたいのは、なかなか民間で、この町でこういうものをできるものは少ない。ところが、素材はたくさんあるわけですよね。そういったものは、例えば農協の認定商品ですよね。地域認定商品の中、58品目になったということですけれども、商工会に確認しましたところ、アイスクーム類は一つも入ってないということであります。

ですから、これ、目玉商品として、このふるさと納税の返礼品として、こういったものが、例えばその場所がということであれば、昨日から大川の小学校とかという話があるわけなんですけれども、そういうところを利用して、地域の地場産品としてできないかということを今後検討していったらどうかなというのが１つ、私の提案なんですね。これが２問目の質問であります。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　基本的には、ふるさと納税は地域のやつが、民間がもう知恵を絞った中でやって、また地域の魅力を発信する、これが町営でつくるということは、果たしてふる

さと納税、町営がふるさと、これはちょっと趣旨的にどうかと思うんですよね。

今言ったのは、多分全て、豊富町ですと、民間の牧場が出したやつであって、町営でつくって、それはちょっとふるさと納税、ちょっと、ごめんなさい。ちょっと検討してみますけれども、しかしながら、やっぱりこれ、基本的には今はそうかもわかりません。また、将来お荷物になるかわかりませんが、以前水のことも検討したですよ。そういう中で、これはちょっと厳しいかなというような感じ、町でやるのは。やっぱりそういうことがありますもんで、簡単にできるとか、そういうことはできないもんで、もしこれが町がつくったものがふるさと納税の対象になるならば、ちょっと検討した中でも厳しいと思います。

それはいいと思いますけれども、そういう中で、そういう場所を提供するのは、それは何らそういう活性化のために、それはいいと思います。今、仮に大川と言いましたけれども、そういう場所、町として場所を提供、そういうことをやりたいから、一応場所の提供、どこかありませんか。ふるさと納税の中でそういうことをやっていきたい。そういうことがあったら、それは検討していきます。

今までは、町独自のふるさと納税は聞いたことがありませんもので、それは、町が独自ですと、町が事業主体となって、それはちょっと調べさせて、自分はそういう発想が全然なかったもんで、ちょっと担当のほうで調べさせていただきたいと思います。

何しろ町営で、それで基本的にはそういう施設をつくる意思はありませんもんで、その辺はちょっと御理解願いたいと。ただし、そういうところがあるかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○８番（須佐　衛君）　では、１問目、以上で……

○議長（飯田桂司君）　終了するかしないかはっきりと。

○８番（須佐　衛君）　では、終了します。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、企業版ふるさと納税の検討についてを許します。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　企業版ふるさと納税の検討について。

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、自治体がプランニングした総合戦略に企業が呼応し、国が認定をして、事業を進むと、税の優遇措置が得られるものです。

当町にとっては、全国の企業に町の戦略をＰＲし、指示を得るチャンスとも言えます。例えば、移住・定住に欠かせない雇用の場づくりとして、テレワークを積極的に導入すること

は、新しい雇用の形としてUターンの受け皿づくりにも通じますし、地方創生応援税制の理念にも合致するものと考えます。

また、急速に注目度が高まっているジオパークは、単に集客が見込める施設として考えるのではなく、その意味や学術的な点を考えると、地域がしっかりとバックアップする必要があります。このままでは、伊豆全体のジオサイトに水を差すことにもなりかねません。その上で、以下の点につき伺います。

１つ目、企業版ふるさと納税について、９月議会で質問させてもらいましたが、その後検討はされていますか。

２つ目、旧大川小学校をテレワークのサテライトオフィスとして活用する計画案はいかがですか。

３つ目、稲取割れ目火山のジオサイトを整備し、はさみ石と連動させながら、稲取高校周辺の魅力アップに努める計画立案はいかがですか。

４つ目、アスド会館の周辺は、将来的にジャイアントパンダの誘致も視野に入れた戦略特区として計画に力を入れる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　須佐議員の第２問、企業版ふるさと納税の検討については、４点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、昨年の９月議会でも答弁いたしましたとおり、この企業版ふるさと納税につきましては、企業からの寄付の見込みが立った上で、国に地域再生計画を認定申請する流れとなっております。

当町出身の創業者やゆかりのある企業などと接する機会があれば、この制度を検討していただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２点目についてですが、内山議員、栗原議員にもお答えいたしましたが、旧大川小学校の利活用については、大川区の意向を最優先と考えておりますので、その中で民間企業の活用という結論が出た場合については、御提案の計画についても選択肢の１つと思われます。

次に、３点目についてですが、町ではジオパークへの取り組みや観光への活用を優先度の高い重要施策とは位置づけておりませんことから、それを企業版ふるさと納税の対象として

企業にＰＲすることは考えておりません。

次に、４点目についてですが、昨年の９月定例会一般質問の際に、ジャイアントパンダの誘致については考えていない旨お答えしております。

また、アスド会館は民間企業に既に売却済みでございますので、企業版ふるさと納税制度を活用して、アスド会館の周辺について整備する考えはございません。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　今、御答弁いただきましたけれども、なかなかプランニングから企業がそれにいいプランだということで乗ってくると言いますか、あるいは町と関係のある企業がなかなか少ないということの中で、ただ、この企業版ふるさと納税というのは、これ、ふるさと納税全般についても言えると思うんですけれども、第二の地方交付税とも言っていいような大変な魅力、町の財源が厳しい中で、これは本当にすぐにでも考えていかなければいけない大きな部分だというふうに思っているんです。

今、（１）から御答弁いただきましたけれども、（２）大川小学校の件につきましては、昨日からそういう話もありましたので、また新年度、このテレワークという形、要は都会の企業の仕事のわかりやすく言えば請け負いみたいな形ですよね。そうすることによって、例えばこの町の出身者がその都会の企業に勤めていて、その分室みたいな形でそのオフィスがこの地域で設けられれば、ここで非常に雇用として確保できるといったような問題が、いいメリットが出てくるということなので、積極的にまたここもちょっと考えていってほしいなというふうに思うところです。

そして、（３）番についてですけれども、これはジオサイト、昨日も西塚議員がはさみ石のことも質問していましたけれども、なかなかこのうちの町がジオサイトということで、町長も例えば割れ目火山のところは、クロワッサン型の火山弾、あれを認めていると思いますけれども、そのＰＲとして、そこにこれがジオサイトであるといったような看板的なものもないというようなことの中で、ジオサイトということだけに注目することもなく、クロスカントリーコース全体でというような見方、このアスド会館周辺の先ほどのジャイアントパンダ、私もこれ、もうこの間からも言っていることなんですけれども、あの周辺、内陸フロンティア構想って、県のほうでたしかありましたよね。ただ、その県の声かけもある一方で、なかなかそういったことも県のほうも真剣に取り組んでないのか何とか、進んでない中で、企業と一体となったあの辺の整備をするということは、これ、夢のある話ではないかなとい

うふうに思うんです。

１つに、オリーブの栽培をあそこでやられていると思うんですけれども、あの中で、伊豆急グループさん、東急が会社が町と一体となって、あそこにオリーブの栽培を始めましたよね。近くにある大きな企業といいますと、やっぱり伊豆急さんとか、やっぱりその大もとである東急さんとかというところがあると思うんですよ。ですので、そういうところとまんざら関係がないわけでもないんですから、積極的にそういうところで周辺整備というところを進めていくのも１つの案かというふうに思います。

また、ジャイアントパンダに関しまして、やっぱり加森観光さんですとか、町にも大変協力してくださる施設があるわけです。そういったところと積極的に協力していくということも考えていく必要があるかなと。

観光に関しましては、昨日の施政方針でもありましたように、町長は昨日の施政方針の中で、「魅力不足の顕在化」という言葉を話されたというふうに思います。これまでも観光の低迷という中で、施設が閉鎖したとか、長引く不況がとかというまくら言葉が多い施政方針とか行政報告だったと思いますけれども、ここで魅力不足の顕在化という、これ、私、初めてと言っていいぐらい聞きました。

ないんだということ、魅力がね。魅力がもう今、ちょっと乏しくなってきているんだということを認めたということは、将来的にやはり新たな魅力というものをつくり上げなければいけない。それがこの企業版ふるさと納税、町単独でできなければ、企業と一体となってやっていくということを次年度に向けて考えていただきたいということです。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　せっかく一問一答のを新しくやろうという中で、もうほとんど旧態依然のことをやっているもんで、やっぱり一問一答、こうやるのが今回の実証の中で、これでは本当に今までと同じようなもんで、新たにやっぱりこの試みをやるような方向で、また質問形式をやっていただきたいと考えておりますので、御理解願いたいと。

ふるさと納税、１点目でございますけれども、これは本当に言っても、やっぱり私、今度今、12年、一つも企業からそういう声かからないですよ。うちの町で企業を起こしたいから、町も協力してくれってなかったですよ、本当に。そういう中で、本当、一応はやっぱりこの地域の方が企業を起こした人が、では、この町に寄付するから、ふるさと納税と企業版ふるさと納税。そういうことが大変多いです。

そしてまた、地域再生も、これも労力も大変かかりますし、そして東海道線はやっぱりも

うアクセスがよいですから、当然企業もそういうところを中心に行くという中で、当然東急さんとかも、今、東急さんのことを言われましたもんで、それはちょっと声をかけます。

東急は東急さんで、もう渋谷のほうでいろいろなことをやっている中で、このオリーブも、本当、今の社長はすごい熱心に力を入れておりますもんで、それはちょっとまた声はかけてみたい。今、須佐議員からそういう提案されたもんで、一応声かけだけはさせていただきたいと思います。

企業版ふるさと納税、うちの町は大変厳しいということだけは御理解願いたいと思います。

次に、大川小の活用、これは再三言うように、もうこの３月までは一応もう町としては白紙の状態です。あくまでもこの３月までは大川区の意向の中で、そして４月になったら、一応須佐議員からそういうことも提案されて、これはいろいろな中で検討材料の１つで、それはやぶさかではないと考えております。

次に、ジオパーク、これ、本当最初のジオパークを選定するときに、うちの町の一番すばらしいジオパークといったら、私、これ、びっくりしたんですけれども、町立体育館がありますよね。その裏の断層、20メートルぐらい。あれがすごいすばらしいと。しかし、あれは観光として、このジオパークを生かすために、今、細野高原はジオパークでやっています。ジオパーク、最下位ですよ、あの細野高原は。ジオパーク的には。だから、やっぱりジオパークを生かすの、それはやっぱり観光とはある程度ギャップがあることは間違いない。私はそう感じたですよね。

だから、その中で、やっぱりやった中で、そこをやって、そこに10番議員さんも一応そういうことを提案されましたけれども、なかなか厳しいなという中で、現在も進んでいる状況でございますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

それで、今、いろいろとそこのところを、提案したのは企業版ふるさと納税等ですね。今、東急さんのことを言われましたもんで、それはちょっと投げかけてみますけれども、大変厳しいなということを御理解願いたいと思います。

次に、４点目のジャイアントパンダ、これは簡単に、これ、いざこの町に、白浜なんていうのも、本当、国の本当のトップの方が仲介したから、それ、御存じですよね。仲介したから、白浜町に来ているというようなことでやっていますけれども、これがこのようなちっちゃな自治体がやった場合、本当これ、夢のような話で、幾ら加森さん投げかけても、それはとてもとても、では補償はどうするだとか、呼んだときのあれはどうするだとか、やっぱりこれは大変夢のある話で、実現性は私はないと考えておりますもんで、誘致については考え

ていないと言っています。

そして、やっぱり魅力不足の顕在化、これ、たしか言いました。その中でも、また何か新しいものを考えていかなければならないと考えておりますもんで、それが果たして、ジャイアントパンダかとなると、これはちょっと首を傾げるもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

（発言する人あり）

○町長（太田長八君）　白浜は中国の研究施設らしい。そういう研究施設の中で、一応白浜に来ている、そういう状況でございますもんで、御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　ちょっと盛りだくさんなもんですから、ちょっと一問一答みたいな形にならないかもしれないんですけれども、今、私が言いました割れ目火山というのは、町長が言われた断層のことなわけなんですけれども、そういった地域一帯の魅力をアップさせるということに関して、やはり伊豆急さんとか、東急さんとかという、今、町長が答弁され、その辺のところで、やはり町が有効なプランニングをしていかないと、なかなか企業も食いついてこないと言いますか、そういうことになると思いますので、その辺のところで、前向きにいろいろなことを提案していただきたいなということがあります。

また、雇用の問題というのは、すごくこれから町にとって大切な問題ですので、この辺のところも、サテライトオフィス等の企業版ふるさと納税で何とか活用できないのか、そんなようなことを提案して。

また、ジャイアントパンダに関しましては、今、町長言われましたように、研究施設であるということで、これは町がどれだけ関係するかということの問題は、先々町がお金出すとか何とかという問題ですと、非常に厳しい問題があるわけなんですから、その辺のところで、地域の周辺の施設と連携しながらということが大切な問題になってくるかと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　企業版ふるさと納税、これ、ちょっとインターネットで調べた中で、ふるさと納税の中で、やっぱりまず最初に「各企業に相談し」と書いてありますよ。やっぱり企業がこの町に来ることが前提の中でこれをやっていくと。それだけは、本当にいいあれだと思いますけれども、企業がこの町に来るということを前提に、この地方創生のやつをつくる。せっかく立案しても、企業が全然来なければどうしようもありませんから、これは企

業と相談した中で、この地方創生の計画を立てるということは御理解願たいと思います。

そういう中で、ちょっと東急さんに一応投げかけてみますけれども、多分厳しいではないかとは考えていますので、御理解願いたいと思います。

パンダに関しては、もう一切町は、もうさっき言ったように、もう一切考えておりませんもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○８番（須佐　衛君）　では、終わります。

○議長（飯田桂司君）　次に、第３問、県内大学の賀茂キャンパス構想についてを許します。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　県内大学の賀茂キャンパス構想についてということで、昨年12月の報道によれば、賀茂地域６市町と静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学は包括連携協定を締結したとのことですが、東伊豆町でのキャンパス構想についてお伺いします。

１つ目、包括連携協定の内容はどのようなものですか。

２つ目、町内においてキャンパス構想はありますか。

○議長（飯田桂司君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　須佐議員の第３問、県内大学の賀茂キャンパス構想については、２点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、１点目についてですが、昨年12月18日に静岡県、静岡県立、静岡文化芸術の各大学と賀茂地域１市５町は相互連携に関して協定を締結いたしました。

目的としては、賀茂地域において大学と１市５町がお互いの人的・知的資源等を生かして多様な分野で連携し、相互の発展と地域社会の持続社会の発展、人材の育成に寄与することとなっております。

内容は、連携事項として、①人づくり、人材交流の活性化、「賀茂の子」を育てる環境づくり、②まちづくり、地域振興、③観光を初めとした地域産業の活性化、④人口減少などによる諸課題に関することとなっております。

連携方法としては、それぞれの職員・学生等の派遣や受け入れ、施設・設備等の利用を相互に行うとなっております。

次に、２点目についてですが、お尋ねのとおり、賀茂地域の廃校等を活用して、賀茂キャンパス（仮称）を設置するという提案が大学から寄せられています。そこでは社会人コースや公開講座の実施、地域の現職教員研修等に利用する計画があげられております。

しかしながら、これらについてはあくまでも構想段階であり、どこで実施するかなども全く未定の段階であります。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　今、答弁いただきましたけれども、大変夢のある話ですよね。やはり若者がいないという中で、何とか呼び込もうと。町も、いろいろな大学と学生と来てもらって、さまざまな手助けをしてもらっている。積極的に、賀茂郡ということになっているわけなんですけれども、東伊豆町としても、せっかくなんで手を挙げて、学生を呼び込んでいく。

今、廃校という話がありましたけれども、そういった形のことで整備を進めて、何とか学生に入ってきてもらって、また成人の生涯学習とか、そういうプログラム等にも有効的なことだと思いますので、ただ、ちょっと雲をつかむような話ではありますから、具体的になるのはまだちょっと先の話なのかなというふうに思いますけれども、何とかそういう形で、この賀茂郡に大学を誘致できるような方向でちょっと考えていただけると、どういう形になるのかということ、ちょっとわかりませんけれども、町長の中で、例えばこういう形だったらできるではないかというのがもしありましたら、ちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　大学設置まで彼らは考えて、何しろ若者がどんどんこの町に入ってきまして、その若者の発想とかいろいろなことによって、この１市５町が活性化、そしてすればいいのかなというので、やっぱり趣旨として、人づくり、人材交流で、そしてまた「賀茂の子」という、要するにこの子供たちにこの賀茂がこんなにすばらしいよということを大学生たちに教えてもらうということでございます。

もう既にうちの町は、もう既にもう芝浦工大、工学院、明治、駒沢女子と、結構交流しておりますもんで、雛フェスなんかも静岡大学と芝浦工大も携わった中でまちづくりをやっておりますもんで、そういう中で、町といたしましては、もう今後も大学生たちのやわらかい考えをこの町の中で生かしていただいて、地元の人と若者たちがコラボした中で、このまちづくりをやっていきたい、そう考えておりますもんで、御理解願いたいと思います。

キャンパス構想は、もう全く今のところ全く言っているのは白紙状況でございまして、う

ちの町にできればいいかなと思うけれども、その場所も、今のところちょっとわからないもんで、何かそういうところがあれば、それはそういう拠点になるところがあれば、ちょっといろいろな人が拠点となって、そこでいろいろ活動をしていただけば、町としてもありがたいですけれども、その拠点となる場所がまだありませんもんで、全くこれ、白紙状況で、１市５町の首長でもまだ話し合ったことがありませんもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　本当これはちょっと雲をつかむような話でもあるわけなんですが、実際に今、大学生がうちの町にもかなり来ているという話があった中で、それも１つのキャンパスととらえると、何か場所を設けてあげて、そこでいろいろな意見交換をしながら、町おこしを考えていくとか、職員とか町民も入っていきながら、１つのそういう勉強会みたいなもの、意見交換会みたいなものも１つのキャンパス構想かなというような感じもします。

そういうところから少しずつ始めていくと、またちょっと話が戻るようですが、これも企業版ふるさと納税的な形で、企業の支援を得ながら、大きなキャンパスをつくっていくというものにつながっていきはしないかなというふうに思いますので、またもし町長、お考えが、何か御答弁ありましたら、お願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱり今、須佐議員が言ったように、当然うちの大学生とこの地元の若者のコラボ、話し合い、これは大変重要と考えています。

その中で、もうまちづくりの一環で、もう芝浦工大の方が空き家対策、いろいろな面でもう入っている、若者たちと話し合いをしておりますもんで、その輪を広げて、では芝浦工大の方たちと、今度は新たに、では静大の方も結構この町には来ているもんで、そういう方たちも輪の中に入ってもらって、そうやってそういうキャンパス、うちの町だけのキャンパス構想、これは実現可能と考えております。これは進めていきたいなと考えておりますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

一応そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

○８番（須佐　衛君）　終わります。

○議長（飯田桂司君）　次に、第４問、非正規雇用公務員の実情についてを許します。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　最後の質問になりますが、非正規雇用公務員の実情についてということで、総務省によりますと、全国の自治体で臨時や非常勤として働く非正規公務員は、平成28年の時点で48万人余り、全体のおよそ30％に上がっているということです。そのような現状がある中、労働災害の申請ができなかった自治体が問題になっていますが、以下の点について伺います。

１つ目、東伊豆町の教職員を含む自治体職員は何人で、うち非正規雇用職員は何人、何％いますか。

２つ目、非正規公務員の雇用形態にはどのようなものがありますか。また、業務内容に正規と非正規で差はありますか。

３つ目、いわゆる産休や育休の取得はできますか。また、看護休暇や労災の申請などはできますか。

４つ目、今後に向けて、当町の職員の採用と雇用形態はどのようになりますか。

お願いします。

○議長（飯田桂司君）　第４問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　須佐議員の第４問、非正規雇用公務員の実情については、４点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、現在の東伊豆町の全職員数は176人、うち非正規雇用職員は32人で、非正規雇用職員の割合は全体の18.2％となっております。

なお、東伊豆町自治体職員としての教職員は、幼稚園職員のみとなりますので、御承知ください。

次に、２点目ですが、当町は全て臨時的任用として、６カ月ごとの更新により任用しております。

業務内容ですが、正規職員の補助的業務が主であり、専門的な業務はほとんど正規職員が行っております。

次に、３点目についてですが、今現在は取得できないこととなっております。

現在、有給としているのは、通常の有給休暇に加え、公民としての権利の行使に必要な期

間、公務上の負傷または失敗を療養するため勤務することができない期間及び忌引きの場合で必要と認める期間となっております。

また、業務上のけが等による労災の申請は行っております。

次に、４点目についてですが、平成32年４月１日より現在の臨時的任用にかわり、会計年度任用職員という雇用形態になります。これにより、臨時職員の任用期間も、現在の６カ月ごとの更新から最大１年の同会計年度内となり、休暇等においても、平成31年度中に例規整備することとなります。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　御答弁いただきました。

非常に難しい問題だと思います。報道でも、最近流れていました九州のほうでなかなか労災が申請できなかったというその中で、非正規公務員で亡くなられた方がいたというふうな問題があるわけです。

ただ、うちの町の場合は、労災の申請もできるということになりますので、何かの際には、そういう形で対応していただけるということを聞いて、安心したところであります。

18.2％という数字も、近隣市町のこともちょっと耳に挟んだんですけれども、その中では低い、20％を切っているということの中で、非常にそういった意味では正常と言ったらおかしですけれども、そういう形としてあるということはよかったなというふうに思います。

全国に目を向けますと、産休を制度として定めてないというところが全体の35％ぐらいあるということで、やはり３分の１は産休を制度として認めてないというような形があるということなんですけれども、また看護休暇については53％、交通費の支給は33％の自治体が制度として定めてなかったということがあるようです。

こういったことも、国の制度が今、会計年度任用制度ということが始まるということの中で、少しずつ待遇はよくなっていくものと私も確信していますので、町のほうの対応も、そういう形でなっていくものと思います。

大切なのは、やっぱり働いている職員の方たちが、私は大丈夫なのかなというようなことを報道等を見て、そういうふうに思うことではないかなというふうに思うんですよね。ですから、そういった権利があるというようなことをわかってもらえる、職員同士がわかり合える、そういうような形が望ましいのではないかというふうに思います。

（４）番目ですけれども、今後に向けてということで、そういう形の中で、働きたい人と

いうのは、やっぱりそういう形で、短時間でいいという方もいれば、長く働きたいという方もいると思いますので、そういう実情に合った採用の仕方をしていただければいいのかなというふうに思います。

ちょっととりとめのない形の質問になっていますけれども、今後に向けて、万全な形で職員が元気に生き生きと働いていける形であれば望ましいなというふうに思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然、原則的には正規職員が本当に働きやすい場を設けなければならない。その中で、足りない部分は補助的な人、雇用の人も、臨時雇用を雇っておりますもんで、正規職員の働きにくい場所にしては絶対なりませんもんで、それは十分認識はした中でやっておりますので、御理解願いたい。

あとは、ちょっと総務課のほうから説明いたさせます。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　議員も御承知のことと思いますけれども、この制度というのは、日本政府がそもそも働き方改革という中で掲げる同一労働・同一賃金の実現というものが念頭にありまして、公務員における正規、非正規間の待遇差にも改革をしなければいけないということで、地方公務員制度が改正されまして、会計年度の任用職員制度が平成32年４月から施行されるということでございます。

本改正につきましては、従来地方自治体ごとに任用、勤務条件の異なる全国で約64万人の臨時職員ですとか一般職の非常勤職員を会計年度任用職員として統一をして、加えて常勤職員同様に給与体系ですとか、あるいは休暇も含めて、勤務条件等の整備を図るということで、臨時・非常勤職員の処遇改善を推進するということが大きなねらいでございます。

当町におきましても、その辺をしっかりと念頭に置いて、条例整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○８番（須佐　衛君）　終わります。

○議長（飯田桂司君）　以上で８番、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩とします。

休憩　午前１１時３９分

再開　午後　１時００分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇　山　田　直　志　君

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用についての申し出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第１問、移住者・滞在者に対する町長の考えについてを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　移住者・滞在者に対する町長の考えをお伺いいたします。

町内には多数のマンションや別荘があります。これらを所有し、また移住または滞在している方々は、単なる来遊客でなく、町内の経済効果、町財政にも寄与し、またマンパワーの面でも私は大きな存在であると考えております。その上で、次の点について町長の考えを伺います。

１点目、固定資産税において、町外の納税者数と調定額の割合はどのようになっていますでしょうか。

２点目、過去の定例会において、移住者や滞在者との話し合いを持つとの答弁をされましたが、たしか実現してないように思いますが、どうしてでしょうか。

３点目、こうした方々を町の審議会委員等に登用することや、社会教育の関連事業等で活用することについて考えてはと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（飯田桂司君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第１問、移住者・滞在者に対する町長の考えについては、３点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、平成30年度の当初課税時点の町外納税者数は5,371人で、調定額

が６億2,049万7,000円となり、全体に占める割合は、いずれも51.3％となります。また、平成30年４月１日現在、町外納税者のうち、町内に家屋を所有する納税者数は2,649名で、全体に占める割合は25.3％となります。

次に、２点目についてですが、この御質問につきましては、平成27年３月議会での答弁となるかと思います。

御指摘のとおり、確かに懇談会的に意見交換の機会を持っていなかったことは事実でありますが、別荘地等に移住された方々とは個別にお話をしたり、御提言を賜ったりしているような現況です。

改めてそのような機会を計画していきたいと思いますが、どのような形で周知し、また実施していくのがよいのか、また議員各位からお知恵をいただきたいと思います。

次に、３点目についてですが、既に移住されてきた方々に委員をお引き受けいただいている実績もありますが、２点目で申し上げましたように、意見交換等でお話を伺った中で、従前の経歴、資格取得状況等を参考にさせていただいた上で、まちづくりにかかわっていただくことは望ましいことと考えております。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、やっぱりまず１点目の問題からいきたいと思うんですけれども、非常にやっぱり町外者の方々が固定資産等で大きな割合を占める。これは、うちの町がいわゆる賀茂郡の中でも財政力がいわゆる高いという要因というのは、ホテル、旅館がやっぱり大型のものがあり、これが鉄筋コンクリートでできているということと、やっぱりこの別荘、マンションというものの存在がうちの町の財政力、財源の大きなやっぱり力になっているということだと思うんですよ。これは非常に私は大きいというふうにやっぱり考えますし、今後もそこのところ、その状況はどうなのかな。

ただ、考えると、別荘やマンションというものも、やっぱり当然老朽化をするとか、購入された親御さんとお子さん方だと生活も違ってくるので、来なくなると。私の知り合いでも、小林住宅の入り口の辺に小さな別荘を持っているんですけれども、奥さんのお父さんが買われた。奥さんが子供のころ、熱川の海岸にも泳ぎに行ったよと。けれども、もうこの20年ぐらいは使ってない。そういうやっぱり状況ですよね。

当然、マンションや別荘というのも老朽化があるし、手が離れるというようなこともあるわけですよね。そうすると、この町外者にかなり依存している財源の部分も、私は安心した

財源とは言えないんではないのかなというふうに感じているんですが、町長、この辺はどう思いますか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今、町は分譲地の関係、まさにそのとおりでございます。本当悪い例といたしまして、いつかマスコミに、ある分譲地で100万円で出ていると、現状がそういう現状でございますし、当時買った人たちは、本当に時代がよくて買った中で、今、その跡取りの方が非常に厳しい状況、これは十分認識しております。

そういう中で、今後の財政状況ですか、やっぱりそれは十分注意した中で財政運営していかなければならない、それはそういう考えでございますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　１点目からちょっと２点目のほうへ移るところもあるんですけれども、やっぱりそこをせっかく建てたり、購入されたりという人たちのところで、十分にやっぱり活用されていくという環境というのをやっぱり考えていかないと、あることだけで、そのままそれがつながっていくということにはならないわけで、言われたように、廃屋みたいのがあったり、変な話が、マイナスで、お金くれるから、もう使ってほしいぐらいのところなんていうのが取り上げられるという今、時代でもあります。

そういう点から考えると、やっぱり私は２点目になるんだけれども、現在、ここに所有されたり、当然住民票を移している方もいらっしゃれば、住民票は移してないけれども、実際長期にわたって滞在をしている方、こういう方が本当に多いわけですよね。

前、その町長とやりとりをしたときの話だと、大体世帯で考えると、650世帯ぐらいですね。人口で考えると、恐らく1,000を超えるような方々が別荘やマンションのところにほとんど長期的にお住まいになっている。住民票はわかりませんけれどもね。こういう状況があるわけですよ。そうすると、やっぱりこういう人たちの声をやっぱりちゃんと聞いていくということ、このことがやっぱり非常に大事になっているんではないのかな。

町も関係して、こういうパンフレットなんかで移住もやっている。この中で紹介されている方は、お試しから移住へというふうに移った、こういう部分があるんですよね。こういう流れをやっぱりしっかりとやっぱり太くしていくということでは、話し合いの場というのが私はとても貴重だと思います。

その中で、非常に、当然ここへ来るということで、自然環境、温暖だと、こういうことが一番の１つの魅力になっていると思うんですけれども、もう一つ、熱川等に住まわれている人の中で、もう一つの案外資源になっているのは図書館です。図書館。

これ、館長に聞いても、別荘やマンションの利用者、すごく多いです。赤沢あたりにある名鉄だとか、あの辺の方々も利用されています。それは、町立図書館が収蔵11万というその量の問題だけではなくて、伊東や下田の図書館は非常に古くからあるんだけれども、割と暗くて閉鎖的な図書館ですよね。うちの図書館、河津もそうですけれども、割と開放的で明るい図書館で、非常に利用しやすい。そういう面で、当然移住してこられる方などは、当然環境がいいというのが１つですけれども、人間、生活するためには、自然環境というものだけではなくて、そこにやっぱり食べることもあるし、カルチャー、文化という問題もあるわけで、そうしてくると、食べるものもいいですね。暖かいですよ。だけれども、ちょっとした時間の中で図書館を活用されるという人が非常にやっぱり多いんですね。

では、図書館の中では、館長や図書館の職員がやっぱり多いですから、そういう方々に図書館運営とか、いろいろな行事にも協力してもらっていく、こういう１つの流れがあると思うんですよ。

こういうやっぱり場を、やっぱり話し合いの場をつくることで、やっぱりうちの町のやっぱり魅力として強いものは、あっここにあるんだとか、いや、ここはもっと考えなければいけないところもあるのかな。確かに移住の方々で100％医療を満足させることはできないと思いますけれども、そういう方々は割ともともと自分の近所にかかりつけ医なんていうのがいらっしゃる。だけれども、この場を設けることで、やっぱり町の強いところ、弱いところを知り得るし、またそういう中で、次にもつながるところですけれども、有為な人材の方々を我々が築くという機会にもなるんではないかな。そういう点はやっぱり意味して、やっぱり考えていく必要が私はあると思うんですよ。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　確かに今、山田議員言ったとおり、27年の３月議会、本当これはちょっと私の力不足でできなかった。これは非常に。しかしながら、ちょっと個別的に話し合った中で、いろいろなことを、町のことを聞いております。

そういう中で、今、図書館のことを言いました。今、図書館の館長ほか、いろいろなイベントをやった中で、よく外部の人にも来てもらっている。この前も世界何とかフェス、世界フェスと言ったか。その移住者の方がいろいろなことでまた協力してくれておりますし、そ

の中で、これからまた任期３年のうち２年以内に、最後の１年でやってもしようがないですから、できれば２年以内のうちに、また壇上で言っていますように、どのような方向でやっていいのか、また周知したらいいのかという中で、またいろいろな意見を聞いた中で、これは来るかどうかはわかりません。その辺の取り込みはしていきたいと考えております。

やっぱり外部から見た目、本当これ、大変大事ですし、また分譲地とかいろいろな移住施設がこの町に対してどういう思いを持っているか、またどういう点が改善してほしいか、それは大変これからのまちづくりに対して大事だと考えておりますもんで、この３年のうちに、２年のうちにそういう場を設けたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　実は質問、このことがキーポイントだと私は思っていて、それはやっぱり現在住んでいる方々に対して、今度は逆に私は町からもいろいろなふるさと納税のことや、市民農園の問題だとか、いろいろなイベントの提案、またお知らせできる機会にもなっていく。そういうことを通じて、やっぱりこの町に対するやっぱり魅力を知っていただき、今お住まいの方々、またそのお子さん、その周りの方々が、ああ、ではそんな町なら行ってみようかって、こういうやっぱり形も含めてなっていくことで、やっぱり別荘やマンションが将来的にも意味あるものとして活用され続けること、そしてこの町の魅力をやっぱり発信していただく。

恐らく、時には相当な苦情もあるかもしれません。でも、苦情があるということは、逆に言うと、町へのやっぱり期待もあるということですから、そういう意味も含めまして、こういう機会を多く持たれることが、またそういう中には、例えば熱川の大きな施設なんかには大学をやめられた方なんかが何人もいらっしゃいますよね。これは人がこの地域との交わりを持ちたいと考える人と、持ちたくないよと考える方いらっしゃるから、一様には言えませんけれども、私もちょっと知り合った人の中には、古代ローマの研究で日本の第一人者だったというような方が、東大名誉教授、フェリス大学学長なんかを務められた方なんかも熱川にいらっしゃったですよね。亡くなりましたけれどもね。

あそこの町内の施設というのは、そういう方もいらっしゃるし、また普通に考えても、それぞれの働き場でそれぞれのやっぱり働きをしたから、こういうところにそういうものを持てるんだろうな。だから、そういう人の中には、いろいろな技術者やいろいろな営業マン、すばらしい力を持っている方々がやっぱり町内にはいらっしゃるのではないか。そういう

方々との交流ができることによって、町のやっぱり魅力がさらに深まり、高まっていくというようなことをぜひ思考していただきたいなと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　確かに彼らの意見も聞いたまちづくり、それぞれ今、山田議員が言っているこの東伊豆町の魅力をやっぱりその方たちを通じて発信してもらうこと、これ、大変大事なことと考えていますもんで、それはこの任期の中で１回はぜひとも取り組んでいきたい、そう考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○１４番（山田直志君）　１問目はいいです。

○議長（飯田桂司君）　次に、第２問、細野高原の今後についてを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　細野高原の今後について伺います。

観光エリアとして整備、活用を図っているが、山焼きの実施が困難になりつつあるなど、所有者との協議検討も必要な時期になっているというふうに思っております。その上で、２点について伺います。

１点目、今後の細野高原の利活用についてどのように考えているのか。

２点目、細野高原を維持、活用する上での課題をどう考えているのか。

以上、お願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第２問、細野高原の今後については、２点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず１点目ですが、細野高原につきましては、町としても重要な観光資源であると考えております。現在は、春の山菜狩りと秋のすすきイベントが中心ですが、徐々に知名度が上がり、その他の時期にも県外ナンバーの車が細野高原を訪れているのを目にするようになりました。

今後の利活用については、その参考とするため、稲取地区特別財産運営委員会が奈良県曽爾高原を視察し、その後、私も区長や商工会、観光協会と視察しましたが、すすきの高原から少し離れた場所には日帰り入浴施設、地ビールレストラン、地場産品直売所などが整備さ

れ、多くの観光客でにぎわっていました。

細野高原を１年を通じた観光資源にするためには、曽爾高原のような何らかの施設整備が必要になると感じましたが、集客を図るためには、少なくとも現在整備中の入谷地区農道から２キロにわたりアクセス道路である町道入谷天城線の整備が必要になることから、細野高原の利活用につきましては、所有者である稲取地区特別財産運営委員会として考えをまとめていただきまして、中長期的なあり方について協議する必要があると考えております。

次に、２点目についてですが、細野高原の維持については、防火帯づくりと山焼きの今後の継続実施が最大の課題であると考えており、この点については、今後、土地所有者である稲取の４町内会の御意見を集約していただき、それについて町でも検討することが必要と考えます。

また、細野高原の活用については、先ほども申し上げましたとおり、今以上の活用を行うためには、アクセス道路の整備が不可欠であり、また曽爾高原のような施設整備を行う場合には、財源の確保や事業計画、運営主体などの決定が大きな課題と考えております。

幸い、2020年度には当町におきまして全国草原サミットを開催いたします。日本じゅうの草原を擁する自治体関係者が集まりますので、そのサミットの中で維持・活用に関する問題を議題といたしまして、課題をともに解決していく機会としてとらえたいと考えております。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、私も一稲取の町民として、また財産区のほうで事務員ということでかかわっていますが、あくまでも質問は個人的な質問で行っていますけれども、今の町長のお話で思うんですけれども、確かに何か曽爾高原が大変よかったし、その草原沿いにいろいろな施設があると。今言われたように、町でそういうものが100％できるということもないんだろうと思うんですけれども、ただ、同時に、稲取の財産区で考えるといっても、恐らく実際お金のないところでアイデアを出すということも、実際そういう話し合いを帰ってきてから区長さん方もしておりまして、それを私は横で聞いておりますけれども、なかなか自分たちのところに元手がないところで計画を練ろと言われても、恐らくそんなに計画というものは出てこないので、それは町がかなり主導的にこういう考え方というものを提示していただかないと、もしかしてたたき台はやっぱり出してもらいながらやって、調整していかないと、なかなか前へは進んでいかないという感じが聞いていてしました。

もう一つの問題は、道路の問題がもう一つありますけれども、町長言われた農道ですね。

できる道路からあの上ということで言うと、実は案外地主さんの数は少ないんではないのかなと思うんですよね。

入谷天城１号線のところというのは、多少土手があるので、その土手、高い土手という問題がありますけれども、いわゆる中ノ平の最近はハート池と言われているあの部分から上の入谷天城２号線というところで考えると、土手は低いですよね。地主さんなんかは、別にブロックの土手なんかしなくても、もう道路を広げて、土が流れないように、そういう多少の作業をしてくれれば、別に何も、それで提供はしますよという方なんかはいらっしゃるわけですよ。

そうすると、そこはそんなにね、町が問題はそこのところに手をつけるかつけないかというような問題がやっぱり一番大きい問題でないのかなという感じがしておりますけれども、最後に、この管理上の問題で、もう既に防火帯を４区で管理するということで、草刈りをしていますけれども、既に町長、２つの区は、シルバー人材、自分たちが最初からやれないので、大体草刈り機なんか持ってない人がいるということで、ずっとシルバー人材に委託してきたんだけれども、シルバー人材センターでも、あの山の斜面をやるという人がいなくなって、入谷の有志でやっていると。

もう一つの区も、もう既に草刈り機を持っている人なんかが少なくて、そういう状況にもなりつつあるというようなところまで来ていて、なおかつ入谷でも、ミカンが中心だった時代はみんな山へ草刈りに行ったということもあって、みんな草刈り機というのはあるんですけれども、今はもう山へ草を刈りに行く人たちというのは、本当にミカンの専業農家の方々ということで、今、許可証を出していても、入谷の人でも、イベントの関係で出す人というのは10数人ぐらいなんですよ。多くないんですよ。

それは草刈り機イコールではないんですけれども、そうしますと、もう入谷だってかなり管理が厳しくなるという状況にあるんですけれども、町長、この辺のことは御存じですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず１点の関係、確かに曽爾高原を見たときに、やっぱりこれからはやっぱり財源不足になってくると、やっぱり稼がなければという考えがあるんで、しかしながら、自然を壊してはいけませんよというのは、それは一致した意見でございます。

そういう中でやった中で、もしまたその中で、では財産区の委員の方が来た中で、町と協働して考えましょう、これは十分わかりますので、その辺はやっていきたいと思います。

何しろ財産区の委員会のほうは、ただ投げかけただけで、自分ちで考えた中で、では町長、

一緒に考えてくださいよと言えば、それは当然考えることはやぶさかではありませんので、その辺は御理解願いたいと思います。

そしてまた、道路の関係でございます。池からあの上、もう私も土地所有者からいつでも使っていいよということを言われております。協力しますと言われていますけれども、基本的には、あそこの一部をやっても、全線やっぱりやらないと、バスが通れなければどうにもならないもんで、とりあえずそこをやっても、こっちの見通しがついた中で、やっぱりそこから下が相当擁壁積んだりして金がかかるもんで、そこの一部をやっても、基本的には確かにアクセスはよくなりますけれども、基本的にはこれから活用するためには、これだけ多くの方がそこに来てもらうかということで、やっぱりバスの問題は大変大きな課題でございますもんで、それは十分認識しておりますので、そこを先にやるのか、それはちょっと検討させていただきたいと思います。

次に、活用について、これはもう十分認識しております。もうこれはただ言ってもしようがないですけれども、これはもう人材不足になるのは、もうあの風車の問題があったとき、もうこういうときももう目に見えておりました。

そういう中で、その当時、東電さんは道路をつくっていただく。さらに、尾瀬高原並みにやると。さらに、山焼きに関しては直接やるわけにいかない。ある程度それに何か対応できることで山焼きは存続するような方法で、それがお金がいいのか、何がいいのかという中でやっていただきました。もう本当に今、非常に残念でございます。それをやっていれば、全然違った今、細野高原の活用ができていますもんで、本当に今、人材不足を嘆いていますけれども、もうそれはもう風車があったときから、もうこういう状況になるのはもう目に見えているのはわかっておりましたので、それで、今、現状は十分認識しております。

しかし、たらを言ってもしようがないですから、その辺はまた４区の方たちと相談しながら、どのような方法が一番いいか、またその辺は役員の皆さんと話し合いをしていきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、来年度の、先ほども言われたように、草原シンポとかあるんですけれども、これ、具体的にどういうことをやるんですかというのをやっぱり率直に伺いたいと思って、例えばそれで今、町長言われたように、草原持っているところが大勢いらっ

しゃるとか、いろいろなこともあるんだけれども、僕はそうだったら、過去議会でこの一般質問でも何回か取り上げているんだけれども、例えばもう中山１号湿原なんかのところは、入谷天城２号線のやっぱり雨水が入り込んで、土がもうどんどん浸食をして、湿原自体がもう荒れてきているわけですよ。その上、中山１号、２号だと、イノシシが入る。芝原だと、やっぱりシカも入る。そういう足跡というのはあるわけですよ。そういうやっぱり対策ってやっぱり何もしてないではないですか。

だから、やっぱり当然草原サミットだから、ススキがということなんだろうけれども、しかし、やっぱり外からそういう意味でサミットをやって、シンポジウム、サミットをやるんだということでお客さんを呼ぼうというんならば、やっぱりこういう点はやっぱりしっかりやっていかなかったら、せっかく草原の中に貴重な県の史跡の認定を受けているような湿原があっても、その湿原がやっぱりたなざらしだと、こういう状況では、やっぱりやっていることのやっぱり意味がないし、逆に言うと、町として私は恥ずかしいと思いますよ、それを紹介するというのはね。そのことが１つありますね。

町長、僕はもう一つの問題で、さっき言ったように、道路の問題がどうもありますけれども、維持管理の問題で考えると、この２年間ぐらい、特に入谷の方々も、人手の不足というものがあるよというような中で、例えば町長、これ、ここの写真であるやつは、これは特に字で言うと、石上、大峰の部分ですね。いわゆる八代養豚から、昔の養豚場から下の部分になります。やっぱりここの問題が一番容易でない。入谷の人たちも、ここの稜線で大体２キロ、下のほうが大体1.5キロぐらいでしょうか。このやっぱり間の草刈り、防火線焼き、山焼きというのがやっぱり非常にある。

これがいつも議論になるんだけれども、話を私は聞いている側の感想から言うと、いつもそこで問題になるのが、町長が、例えば町長、一般的な問題としてだけれども、いわゆる浜のほうから見たときに、細野と言っても、ここの大峰の稜線が細野だよと。だから、ここのやっぱり草刈り、山焼きをやってくれよということもあって、当然これ、町有地の部分だけれども、入谷区にも支援をしていると。

結局、そうすると、今やっているこの山焼きを中心とした全ての作業のこの面積がいじれないわけさ、今の状況は。そうすると、このところをどうしようか。当然この２年間、入谷の区長さんを初め、防火線にサンゴジュとか、火に強い木を植えようかとか、いろいろな提案は出てくるんだけれども、これが物になるのが３年、４年かかりますよと。では、その間、両方のやっぱり維持管理をするのか、こういう問題もやっぱり出てきて、そうすると、今の

僕は状況だと、オール・オア・ナッシングというのか、全てやり続けることができるのか、だめになるときは、もう全部やめてしまうのかというような形の状況だと私は横で聞いているんですよ。

やっぱり町長が言われたからという、その一言がすごく重いんですよね、はっきり言って。その一言があるがために、ではこのいわば120町歩になるのかもしれませんけれども、この全部をいつまでも維持管理しようって考えると、非常に苦しいものがある。もしかして、いっときやめてしまったんだけれども、ここのところを少しでも切り離すとか、そういうこともしないと、この５年先、10年先が、このままこの細野高原を利活用するという方向に向いていかないのかもしれません。

当然、入谷の中でも、昔どおりこれをやっていたほうがいいと言う人もいらっしゃるし、もういいんではないかと言う人もいらっしゃる。これははっきりその意見、両方ありますから、何とも言えませんけれども、ただ、今、町として、町長最初に言われたように、観光資源として今後もここを活用し続けようということを考えると、道路とこの維持管理が本当に５年先、10年先までに続くようなやっぱり体制、形を本当に追求していかないと、これ、本当にどうしようもならない。

道路ができたけれども、そのころはもう山焼きもできませんよという状況にもなりかねないんではないかなという感じを持っているもんですから、この辺、町長はどう考えますか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず１点、湿原の関係でございます。

これは、今回草原サミットをやるということで、この前のサミットの会場へ行ってきました。そこには湿原があります。それはボランティアでやっております。基本的には、これを何とかしなければというのが、ボランティア、町は一切、ある程度かかわらない、そのボランティアというのは大変復活しました、いろいろな面でね。やっぱり基本的には町も、やっぱりボランティアの方もこれをやらなければって、町だけやったってだめですから、その辺は十分わかっています。

そして、来たとしても、今、その最中の中で、この湿原を復活する。私はそれでもいいと思っておるんですよ。はっきり言って、今、湿原があるけれども、今、こういう現状の中、それを何とか復活するような方向で今、やっています。私はそれでいいと思います。

サミットなどのやっぱり一番の問題は、山焼きの問題でございます、前回もね。やっぱり草原を持っている人たち、山焼きをどのように存続するか、これが一番の課題のようなこと

も聞いていますので、来年はこのサミット、一応財産区が、稲取地区の特別財産運営委員会、この方たちも一応やりたいもので、御協力をお願いしたいとも頼んでありますもんで、その中でいい方法ができればありがたいなと思います。これは、永遠の課題のような感じがいたしました。

そういう中、今、山焼きのことを言いましたけれども、町は、皆さん個人個人がそれを言ってくるんですよ。その特別運営委員会の全体の意見として町に言っていただければ、それではここはもう大変だから、ではどのような方向がいいか。やっぱりあの全体を山焼きをやると、本当に大変ですから、やっぱり一応町がお願いしたとか、大変厳しいから、ではちょっとやめようかと。それはもう話し合いですから、やっぱりそこに自分が入っている中で、一応特別運営委員会のその役員の方たちも町に相談に来れば、それはそれは乗っていくつもりでおりますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、そうすると、町長も今言われたということで、確認ですけれども、特段に条件をつけるとかなくて、やっぱり活用のためには、長くこれが維持管理できるという方向で、４区の皆さんの合意をしていただくということを期待しているというふうに、そのように受けとめたいと思います。

町長、本当にこの二、三年が非常に重要だなと思っているんですけれども、たしか平成６年ぐらいからこの山焼きが４区になりました。その前は入谷区で、みんな各戸、出不足も取られてやっていましたけれども、これが４区でやるようになったのが、それからですから、二十四、五年ということで考えると、それまで毎年出ていた人たちというのが、例えば50歳の人はもう75になっているわけですから、こういう人たちがもうどんどんいなくなってきてしまっているんですね。

今、大体、数もちょうど多いんですけれども、団塊の世代の方々なんていうのは、そういう点では今でも第一線の一級品の担い手なんですけれども、こういう方々も、もう今年70です。ということになると、この二、三年の間は頑張れていただけるかもしれませんけれども、その５年後とかになると、なかなかないんで、そうすると、私なんかもそうなんですけれども、自分も区の役員なんかも経験させていただいて、実を言うと初めて山焼きにも行きました。もう65から下の部分だと、よっぽどミカン専業の農家でなければ、区の役員とか、班長

とか、入谷でもそういう役につかない限り、山焼きに参加している経験というのは本当少なくなってきたんですよ。

逆に田町なんかだと、逆にもう最初から草刈り機を持っていて、畑仕事をできる人なんていうと、ずっと決まっているもんですから、そういう人のほうが、下手すると毎回行っているというようなことになると、今までの一番の戦力であった入谷のところでも、今後、この維持管理ということに非常にやっぱり厳しい状況が生まれてくる。

今年、町長、実は入谷の方々は非常に頑張りまして、三筋から入谷と西町の部分で、入谷から大峰の馬頭観音までのところを入谷と西町が３班に分かれてやるんですけれども、この石上、大峰の部分も、午前中に稜線を終わって、その人がちが、入谷の部分は今度は下のほうに回り込んで、３班が稜線、養豚場の裏から、またツバサの橋の裏から、また途中のパイロットの終わったところから、３カ所ぐらいから入ってやっていただいて、大変な負担をかけたんですけれども、事故なく、また割と早くに終わったと。これ、なかなかこんなことはやっていた人たちもそんなにもできないぞというのがやっぱり実情なんですね。

ですので、ぜひ利活用のことを考えたときに、ぜひ町長からもそういう投げかけをしていただいて、また町のほうでも、道路の整備なんかでできるところを意を配して、全てできなくても、例えばいつも見ると道路に石が出っ張っているところがあって、年じゅう車ぶつけていくんではないかな。塗装の跡が残っているような出っ張っている石だとか、いろいろなところがあるんですけれども、やっぱり少しずつでもやっていただくといいんではないかなと思うんですけれども、ただ、町長のほうからしたって、僕らも議員として考えると、確実に維持管理できるんだったら、道路に対するこれは整備も必要なんだけれども、そこが不安定だったら、安心して道路整備できないという、この痛しかゆしの問題があるので、ぜひ町長、その点は観光資源という位置づけの中でにイニシアチブを発揮していただくことが必要かと思いますが、いかがですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　本当この山焼きに対しては、本当４区の方には本当心から敬意を表したいと思います。

やっぱり自然を何とか守ろうと今、頑張っている中で、やっぱりこれが負担になっているのは個人的には聞いておりますけれども、やっぱり何回も言ったように、委員長、４区の区長さんがまとめて、では話し合いをしましょう、そういう場を設けた中でやっていきたい。

そうすれば、今回、当初予算の中で、町が頼んだ、ちょっと入谷区に出しておりましたけ

れども、何か各区で４万円ほど出してやる。それは、申しわけないんだけれども、ちょっと値切って10万円を、ちょっと町の予算で計上しましたので、そういう大変さはある程度わかっておりますもんで、その辺は、この山焼きが末長く続くような、そういうような方向、これは町も４区と相談しながら、これはやっていきたいと考えております。

さらに、道路に関しましては、もう一回道路を点検いたしまして、今、山田議員が言ったように、そのような石が出っ張っているところ、そういうところは、できればやっぱり来た人に、車を運転していて悪い印象を与えては困りますもんで、そういうできるところはやっていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、先ほどの町長の答弁にもあったように、知名度上がったというのは、すごくいいこともあるんですけれども、大変なことも実はありまして、確かにこの時期でもオートバイで来る方も多いですし、自動車で来る方もありますね。昨年は、ワラビ狩りなんかやっているときに、早く来て、９時前に来たりするとやってない。車が来て、駐車場のところで脱輪をすると、三筋山でね。そういうこともある。

財産区のほうでも、区長さんとみんなで相談をして、三筋から上がっていくところには、やっぱり基本作業道ですから、「上がらないでください」とかという警告を出したり、オートバイも両方から来ますから、稲取から上がっていく方に対しても、やっぱり言葉ではわからないですので、イラストの掲示も出すとか、また白田のほうからもオートバイって来るもんですから、そちら側にも掲示板をつくるとか、やっぱり来て、やっぱりその敷地内で事故が起きるということは物すごくマイナスですから、そういうこともないように、財産区でもいろいろな形で頭はひねってはいるんですけれども、そういう状況もあります。

ですので、ぜひそういうことを含めてやって、これは要望だけで。

２点目、いいです。

○議長（飯田桂司君）　次に、第３問、国民健康保険税についてを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　国民健康保険税について伺います。

町民の暮らしの中で、国保税の重税感が非常に大きいです。その上で、３点について、町

長の考えを伺います。

１点目、加入世帯と現年度、また滞納繰越それぞれの滞納世帯数というのはどういうふうになっているでしょうか。

２点目、本年度、財産調査や差押を行った件数、また滞納整理機構へ移管した件数はどうなっているでしょうか。

３点目、税の負担を軽減する施策をどう考えていますか。

○議長（飯田桂司君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第３問、国民健康保険税については、３点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目についてですが、平成30年12月末の加入世帯数は2,571世帯でございます。滞納となっている世帯は、現年度で375世帯、滞納繰越では342世帯となっております。

次に、２点目についてですが、賀茂地方税債権整理回収協議会、税務課、健康づくり課で連携し、滞納整理事務を実施しております。財産調査については、税種に関係なく行われています。また、調査件数については、１世帯で複数に調査依頼する場合がありますので、滞納世帯数との符合はありません。その上で、12月末での調査依頼件数は6,991件となっております。差押については、抽出が可能ですので、国保分については86件を処理しております。

東伊豆町から滞納整理機構への移管件数は10件と決まっており、平成30年度の移管で国保税が含まれているものは９件となっております。

次に、３点目についてですが、税額の算定には医療費が多く影響いたします。医療費の削減を目指し、生活習慣病を予防するための特定健診・特定保健指導、人工透析の新規導入を抑制するための慢性腎臓病重症化予防事業、早期発見・早期治療を目的とした人間ドック補助制度、ジェネリック医療品の普及啓発などを行っております。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、今御答弁いただいた１点目、２点目で一緒で、できるできないの問題は別ですが、感想として町長、伺いたい。やっぱりこれだけ、2,500というか、その世帯の中で滞納者があって、またこういうやっぱり差押の件数が出るということで言えば、やっぱりこの国保税というのは、やっぱり重い税金になっているということについては、町

長もそのように思いますか。いかがですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　確かにこの数を見ると、大変厳しいなということは、率直にそれは思います。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　それで、町長、ここへちょっと２つ張り出したんですけれども、こちらのほうは国保の被保険者１人当たりの保険料と加入世帯の平均所得の問題。

これで言うと、変な話なんだけれども、所得のほうが減っても、保険税はやっぱり上がり続けていく。それは当然医療費があるからという、この状況がやっぱり国保の１つの大きな問題。これは保険だからしようがないという部分はそう。

ただ、もう一つの問題は、町長、この隣の表なんですよ。国民健康保険が昭和33年に法律が施行されて、昭和36年かな、完全に国民皆保険として全面実施になったというのが。この1965年、その直後ですけれども、このときは、いわゆる農林事業者が42％、自営業者が25％、被用者が19.5、無職6.6％、こういう状況だったんですね。これが直近で2016年度はどうなっているかというと、農林業者が2.3％、自営業者が15％、被用者というのが34％、無職が43.9％、言えば年金生活者ということなんですよ。

だから、やっぱり医療費が伸びているから税金が上がるという部分は、確かにそうなんだけれども、もう一方で、言えばもう私が生まれたころにできた制度ですから、60年前の制度で、その制度の実態は、高度経済成長期、農業者も商業者も非常に潤っていた。また、当然働けたわけだから、当然若くて元気だった。このときのやっぱり法の枠組みが、現状ではもう全然違ってしまったと。半分近くが年金者。その年金者というのは、その点そんなに収入がないわけですから、そのほかの人たちに負担が行くというような制度になってしまった。

これはもう町長、制度がもうちょっと老朽化してしまって、現状に合わないというふうに考えますけれども、町長、どうですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　確かに今の現状を見ても、山田議員の、当初のやつと今の現状、働き方が全然違っていますから、それはちょっと制度的にいかがなものか、その内容がね。

これはもう国のことですから、もう全部、例えば議会とか首長、市長会、町長会、これが意見書という中で、この辺のことをちょっと見直してほしいということをやらなければ、と

てもできないことですから、私はそれ、今聞いた中で、それはやってもいいのかなということは率直に感じております。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、そうすると、３点目のところに入りたい。

今、町長言われたことなんですけれども、どうしたらやっぱり負担軽減できるかというと、やっぱりもう枠組みを変えるしかないということろは、もう町長とも御認識が一緒だと思うんですよ。

それで、町長、僕もびっくりしたのが２つありまして、全国知事会は昨年の７月に31年度の予算要望をしておるんですけれども、そういう中で、少子高齢化が進む中での全世代型社会保障制度を構築する観点から、地方の役割が大きいので、財源の負担をちゃんとしろと、こういうことを全国知事会は提言をしています。

さらに、昨年の11月に全国市長会は、国民健康保険制度等に関する提言というものをまとめて、ここでもやっぱり国庫負担率の割合をやっぱり上げるべきだと、こういうようなことを提言をされています。

しかし、知事会、市長会、町村会はないんですよ。町長、こういうことは、都道府県とか市長会の動きとか、こういうことについては何か耳にしたことはありませんか、こういう動きは。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　ごめんなさい。町長会やっておりませんか。当然ながら、私、六のは入っていますもんで、知事、そういう中で。当然町長会もやるべきだと思います。

これは、ごめんなさい、勉強不足で。そういう中で、町長会も当然これはやらなければならないことだと考えておりますもんで、その辺は申しわけなかったです。すみません。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　一応町村会のやつを見たんですけれども、やっぱりちょっと災害があって、具体的に北海道もあったり、西日本なんかもあったりで、災害対応の要望なんかがすごくいっぱい大会、理事会とかいろいろなところで決議されていたので、それと、もしかすると都道府県のほうが絡んだということで、ちょっと気持ちがあれしたのかもわかりませんけれども、しかし、私、町村会のホームページなんかを見る限りでは、具体的に語句はあ

りませんでした。

町長、それで、その先、さらに驚くんですけれども、実はちょっとうちの新聞「赤旗」が取材をして、知事会のそういうことがあって、全国知事会の社会保障常任委員長を前務められていた栃木県知事の福田さんは、知事会の要求は国に対して１兆円の公費投入を求めているんだということをはっきり公言しております。

安倍さんは、30年度から3,400億円のセーフティーネットという事業で取り組んでいますけれども、3,400億円では足りないと、１兆円必要だと、こういうことを言っておりますし、さらに少子高齢化の時代の中で、子育て世代のやっぱり負担を軽減するような、特に均等割での子供の負担、こういうものを減らすべきだと、こういうようなことも言っておられます。

全国市長会のほうでは、これは国民健康保険中央会の会長を務めております高知市長さんは、もうこれも同時に、１兆円とは言わないけれども、国保への公費支援を増やさなければだめだと。

これは個人的な見解としてですけれども、やっぱり財源を考えると、大企業の法人税減税ばかりが来て、下げ過ぎているんではないかと、こういうことまで言われて、ここでもやっぱり少子高齢化の中で、子育て世帯への負担を考えると、やっぱり子供からも保険を取るというのはいかがなものか、こういうことをやっぱり提言されておられます。

そこで、町長、大体１兆円の公費負担というものが入るとどうなるかということで、実はここのところに、これはうちのほうで計算したやつなんですけれども、年収400万円、４人世帯モデルでも、うちの町の保険料率でいった場合の34万4,000円というものが、均等割、平等割等がもしなくなったとすれば、19万8,000円ぐらい。これは大体協会健保さんが保険料が大体19万5,000円ということで、協会健保並みになると。

また、それは年収240万円世帯でも同様だし、年金世帯の場合はそこまで行きませんけれども、ほぼそういう金額になるということで、財源の問題というのは確かにあると思いますけれども、知事会も市長会もこういう動きで、やっぱり今、この国民健康保険がそれぞれ市町の中で町民の皆さんの中での負担が非常に大きいと。そのことによって大変な問題が起きているということで、こういう提言やってあるわけですから、ぜひ町長、町長会でもこういう動きがやっぱり出て、やっぱりよく地方公共六団体なんて言いますから、当然議長会なんかも含めてなんですけれども、みんなでやっぱりここのところをやっていくということが大事ではないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今回ちょうど全国町長会のとき知事が来たんですよ。それで、毎年全国町長会出た中で、幾つか決議があるもんで、それで大体わかりますけれども、今回出なかったもので、今、町長会がそれをやってなかったということ、これは当然足並みをそろえなければいけないですよ。やっぱりそうしてある程度政府のほうにお願いする。やっぱり１つでも抜けますとそれは弱くなりますもんで、この辺は十分今度は注意した中で、また町長会のほうにも投げかけていきたいと思います。

やっぱり、確かに財源が決められた中で、政府も大変だろうかと思いますけれども、それでやっぱりある程度そういう実情をやっぱり投げかけていきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、私たちは財源の問題とすると、例えば株譲渡に対する税金が今、20.315％なんですけれども、例えばこれ、欧米並みに30％に上げるというようなことでいくと、１兆2,000億円というものの財源確保というふうなこともあるわけで、これは単純な話。

ただ、いろいろな形の中で、負担をどこかでやっていかなければならない中で、やっぱり足並みをそろえて取り組んでいくということは非常に大事だと思います。

そこで、町長、このことで、やっぱり町としても、町長がそういう形で町村会でも頑張っていただくと。この知事会や市長会で言っているように、やっぱり子供の部分の保険料なんかの問題、子育て世帯へ何とかというのは、これは町でできないこともない部分だと思いますが、またそれは考えていただきたいと思うんです。

同時に、町長、僕、今でも大分よくなったなと思うんです。今回、県移管の中で資産割がなくなったですね。これは、実を言うと、さっきの質問でも、ちょっと１問目にした移住の問題でも、一番国民健康保険税が上がるというのが、移住、住民表を移すか移さないかということで言うと、一番ネックだったんですよ。

東京都市部というのは、大体所得でやっているわけですよね。こっちはやっぱり資産割もあった。だから、私の知り合いで伊東のほうに住んでいる人もそうなんですね。向こう、いわゆる杉並区にいるときは十五、六万円だった保険料が、伊東へ来たら30何万円になるとか、こういうことがあって、ここもやっぱり年金生活になって、保険料がこれだけ上がるんだと、いや、もう保険証は向こうでいいやと、こういうことがあったわけです。

ただ、今回資産割がなくなる。また、今後またこういう形で保険料も、当然国民健康保険という名前がついておりますから、国がちゃんと支えてくれなければいけないんだけれども、保険料のところがやっぱり非常にフラットになってくると、都会から今まで田舎へ来る人が、「保険料が高い、田舎はよ」ということの壁は低くなっていくんですね。こういうことも含めて考えていくと、非常にこの保険料をやっていくというのは、町民のためにも本当に助かることなんだけれども、今、移住や、また都会に住んでいたって、あんなコンクリートの中ではなくて、行きたいんだけれども、住民票も移せなかった人たちも、この壁が低くなって、移住という面で考えても、これは非常にプラスの効果がある問題だと思うんですよ。

ですから、そういう意味で、ぜひ私はこの取り組みは、当然健康づくりの施策の問題もありますけれども、しかし、あとそのもう一歩できる政治の力といったことでは、町長がやっぱり町民の意を配して頑張っていただくと、こういうことがないとできません。

我々も当然、さっき町長が言われたように、意見書を上げる、これは我々もできることですから、またみんなで相談すればいいことなんですけれども、ぜひその点で、町長のできるところをしっかりやっぱり担って、頑張ってもらいたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　今言ったように、本当、地方六の中で、なぜ町長会は入っていないか、これはちょっとまた確認してみます。

確かに災害が多かった。そっちへ行った可能性もありますもんで、もし何かあったら、またそこは全国知事会、市長会と足並みをそろえた中でやっていきたい。

やっぱり基本的には、まずは国保で健康で行くのが第一でございますから、これ、もうさらにそこはやっていきたいと思います。

私ができることはやりますし、また議会ができることは、また議会にお願いしたいと思いますもんで、よろしくお願いいたしたいと思います。

○１４番（山田直志君）　以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で14番、山田議員の一般質問を終結します。

この際、２時15分まで休憩とします。

休憩　午後　１時５９分

再開　午後　２時１５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◎日程第２　専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号））

○議長（飯田桂司君）　日程第２　専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、稲取中学校空調設備整備事業において、施工数量増加により空調設置工事に不足を生じたため、平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）を処分したものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　ただいま提案されました専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについての平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）について、概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,608万8,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

２、歳入について御説明いたします。

18款繰入金、３項基金繰入金、２目財政調整基金繰入金、補正前の金額に285万4,000円を追加し、３億2,388万4,000円といたします。

１節財政調整基金繰入金、細節１財政調整基金繰入金285万4,000円の増は、今回の補正における財源不足額を補てん措置いたした内容でございます。

７ページ、８ページをごらん願います。

次に、３、歳出について御説明いたします。

９款教育費、３項中学校費、３目学校建設費、補正前の金額に285万4,000円を追加し、3,241万円といたします。

事業コード２稲取中学校空調設備整備事業、15節工事請負費、細節１空調設置工事285万4,000円の増につきましては、施工数量増加に伴い、工事請負費に不足を生じたため、増額するものであります。

恐れ入りますが、３ページ、４ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括しております。

まず、歳入ですが、補正前の額53億9,323万4,000円に285万4,000円を追加し、53億9,608万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額53億9,323万4,000円に285万4,000円を追加し、53億9,608万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全額一般財源といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　すみません、言葉が丁寧なんですけれども、中身がわからなくて、施工数量と言った場合には、具体的に何か増えたということの意味を言っているのか、ちょっと空調の配管が延びたとか何とかなのか、エアコンの設置の数が増えたなのか、その辺がちょっと正確にわからないんで、お願いします。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　それでは、今回工事の額を増額させていただいた御説明になりますけれども、稲取中学校におきましては、受電設備であるキュービクルからエアコン設置予定の教室まで、設計において、校舎の構造と配線延長を考慮しまして電気ケーブルを配線することとなるわけですけれども、見積もり時点で見込んでいた予想よりも、そのケーブルの配線距離が長くなってしまいまして、その長くなったことによりまして電気の損失が多く、安定して機器を稼働させるためには、配線の容量を上げ、太いケーブルを使用する必要がございます。そのために、電気配線と附属部材の単価と数量が増加してしまったために、工事費に不足を生じる結果となってしまったという形になります。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　そうすると、今、局長言われたんだけれども、見積もりというのか、設計が入っていたんではなかったっけ。そういう点で言うと、設計の段階でその辺がわからなかった、把握ができなかったのかなというふうに思うんだけれども、その辺はどういうことですか。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　設計の時点で、工事費をすぐ決めなければならないということで、時間も大分なかったものですから、設計士の方にいろいろ見てもらいながらは単価をはじいてもらったんですけれども、それでもやっぱり各学校ごとに多少の見込み違いが出るとは思っていたんですけれども、今回はちょっと予想外に出てしまいまして、本来足りさせなければいけない工事費のほうが足りなくなってしまったということで、補正をお願いしている形になっております。

ただ、時間的な問題というのが一番大きな要因です。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第１号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第３　議案第１号　東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第３　議案第１号　東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第１号　東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図るものであります。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画調整課長（遠藤一司君）　ただいま提案されました議案第１号　東伊豆町庁舎１階会議室使用料条例の一部を改正する条例について、概要説明をさせていただきます。

本年10月１日の消費税率改正に伴い、使用料を税率10％に合わせ改定するものです。

それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

１枚おめくりください。

東伊豆町条例第　号。

平成　年　月　日。

東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例。

東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例（昭和60年東伊豆町条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

改正後の金額は、記載のとおりとなっております。

別表備考（注２）を次のように改める。

（注２）結婚式場の場合、総額３万3,000円とする。

附則。

第１項、この条例は、平成31年10月１日から施行する。

第２項、この条例の施行前に許可した東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用に係る使用料の額は、改正後の東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例にかかわらず、なお従前の例による。

１枚おめくりいただきますと新旧対照表がありますので、御参照ください。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　別表のまさに注２のところなんですけれども、私の記憶では、結婚式というのは、１回ぐらいしかやられないんではなったかなという部分があるのと、逆に、たしかお葬式を１回やったかなという記憶があるんですけれども、そういう状況の中で、結婚式、この注意２というのが残す必要があるのかなという部分とか、また逆に、おめでたいほうではなくて、仏のほうで使ったときの対応というのはどうなるのかなという、ただ、実際、たしか１回は記憶しておりますから、仏のほうが１回あったかと思いますけれども。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　実は、私はこのときに結婚式場は今の時期必要かどうか言ったですよ。そうしたら、やっぱり過去に１回し、やっぱりそういうことも考えられるもんで、やっぱりこれは置いておきたいと、そう言われました。

仏はちょっとわかりません。ちょっとその辺は、仏はあったのかどうか、詳しくはまた原課から説明させます。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　使った回数につきましては、私、結婚式の司会もあそこでやったことありますし、何回か出席したことございますので、１回ではないというふうに記憶しております。

葬儀のほうは、ちょっと私は記憶にはないんですけれども、これも残すかどうするかという議論はありましたが、置いておいてもいいだろうということで、残させていただいております。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第１号　東伊豆町庁舎１階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第４　議案第２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびお試し移住施設の使用料の算定方法を見直すことに伴い、条文の整備を図るものであり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　ただいま提案されました議案第２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、概要説明をさせていただきます。

供用開始以来、使用料を１日当たり1,000円としておりましたが、運営経費と近隣施設の利用料を勘案いたしまして、この４月から、中学生以上１人について1,500円と改めるものです。

それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例（平成28年東伊豆町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「１日」の次に「あたり中学生以上１人につき」を加え、「1,000円」を「1,500円」に改める。

附則。

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

この条例の施行前に許可した東伊豆町お試し移住体験施設の使用に係る使用料の額は、改正後の東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例にかかわらず、なお従前の例による。

１枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますので、御参照ください。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第２号　東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第５　議案第３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成28年３月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する等の法律が平成31年10月１日から施行されることとなり、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君）　それでは、ただいま提案されました議案第３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律では、法人町民税関係及び軽自動車税関係につきまして、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

お手元の議案第３号の２枚目、説明資料をごらんください。

１点目、法人町民税関係では、地方自治体間の税収の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率10％への引き上げ時に法人町民税の法人税割の税率を9.7％から6.0％に3.7％引き下げる内容でございます。

２点目、軽自動車税関係では、消費税率10％への引き上げにあわせ、県税である自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持強化する環境性能割が創設されることとなり、また従来の軽自動車税は種別割に名称が変更となる内容でございます。

軽自動車に係る環境性能割は、三輪以上のものが課税対象となり、課税標準は軽自動車の

取得価格、税率は燃費性能等に応じて、非課税から３％までとなります。

なお、賦課徴収は当分の間、都道府県が行うこととなっております。

適用条件及び税率の詳細は、電気自動車等及び平成17年排出ガス基準75％低減達成かつ平成32年度燃費基準プラス10％達成車が非課税となり、平成17年排出ガス基準75％低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車のうち、自家用のものが１％、営業用のものが0.5％、平成17年排出ガス基準75％低減車かつ平成27年度燃費基準プラス10％達成車のうち、自家用のものが２％、営業用のものが１％、これら以外のもののうち、自家用のものが３％、ただし当分の間は２％とされ、営業用のものが２％となります。

３点目、その他といたしまして、地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つため、条文を整備するとともに、字句の統一を図ります。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から施行します。

ただし、法人町民税関係及び軽自動車税関係の規定の一部は、平成31年10月１日から施行するということで、以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第６　議案第４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図るものであります。

詳細につきましては農林水産課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君）　ただいま上程されました議案第４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、使用料の見直しを図るためのものでございます。

恐れ入りますが、３枚目の新旧対照表をごらんください。

旧の表にございます奈良本けやき公園のきぼうの館、陶芸窯、広場の使用区分、それぞれ営業目的外、営業目的、午前、午後、夜間、全日の料金につきまして、消費税の10％を右の表のように改正をさせていただくものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、本文、附則のとおり、平成31年10月１日からの施行といたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第４号　東伊豆町奈良本けやき公園の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第７　議案第５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図るものであります。

詳細につきましては農林水産課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　農林水産課課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君）　ただいま上程されました議案第５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、使用料の見直しを図るものでございます。

恐れ入りますが、３枚目の新旧対照表をごらんください。

施設の使用区分の研修室、会議室、生活改善室の営業目的外、営業目的、午前、午後、夜間、全日の料金に関しまして、税率10％を右の表のように改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年10月１日から施行するものでございま

す。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第５号　奈良本地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第６号　東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第８　議案第６号　東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第６号　東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料及び利用料の見直しを図るものであります。

詳細につきましては農林水産課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　農林水産課課長。

○農林水産課長（鈴木伸和君）　ただいま上程されました議案第６号　東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、使用料及び利用料の見直しを図るものでございます。

恐れ入りますが、４枚目の新旧対照表をごらんください。

使用料についてですが、市民農園の管理棟の使用料を、左の表を右の表のとおり、消費税率分に合わせて、町内のその他の施設と同じように10％分、右の表のとおり改正をさせていただくものでございます。

もう一枚をおめくりください。

４枚目の新旧対照表は、利用料の新旧対照表となります。

滞在型施設、日帰り型施設、両方のこの利用料が現行の利用料を決定した際に、現行の８％の消費税を含むという形で決めたものですから、今回、右の表のとおり、10％との差額の２％の分について改正をさせていただくものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、本文、附則のとおり、第１条の規定は平成31年10月１日からの施行とし、第２条の規定は32年４月１日からの施行といたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより東伊豆海のみえる農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第９　議案第７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消費税率の改正にあわせ、収支バランスの均衡を図ることを目的とし、唐沢汚水処理場の使用料を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　建設課課長。

○建設課長（桑原建美君）　ただいま提案されました議案第７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

唐沢汚水処理場は、平成15年に日本軽金属株式会社から町へ移管されて以来、使用料は改定してございません。消費税率の改正にあわせ、収支バランスの均衡を図るため、算定方法を改正し、条文の整備を図る内容でございます。

それでは、３枚目の新旧対照表をごらんください。

第11条第１項中、基本料金は「10立方メートルまで1,050円」を「10立方メートルまで1,365円」に、超過料金は「10立方メートルを超える１立方メートルにつき105円」を「10立方メートルを超える１立方メートルにつき136円」に改めます。

改正文をごらんください。

附則としまして、第１項、この条例は、平成31年７月１日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第７号　東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第10　議案第８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　ただいま上程されました議案第８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

町長の提案理由にありましたとおり、10月１日に消費税が８％から10％へ引き上げとなる

ことに伴い、条例第７条関係の別表にあります総合グラウンドの使用料を改定させていただく内容です。

恐れ入りますが、４枚目の新旧対照表をごらんください。

これまでの料金は、消費税５％にて算出された料金であり、８％時は暫定的な面もありましたため、改定せずに据え置きとなっておりましたが、今回の増税分を加算した料金に改定させていただく内容となっております。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第８号　東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第９号　東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第11　議案第９号　東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第９号　東伊豆町立体育センターの設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在の利用形態に適した条文の整備を計るとともに、本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　それでは、ただいま上程されました議案第９号　東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、４枚目の新旧対照表をごらんください。

本則第３条中に「卓球場」という言葉が入っておりましたが、現在、体育センターに卓球場という区分はなく、卓球の御利用につきましては、多目的室を御利用いただいておりますので、「卓球場」という言葉を削除いたします。

次に、別表の料金表ですが、こちらも卓球場として使用料が定められておりましたので、その箇所を削除するものです。

また、別表の使用料金ですが、こちらにつきましても、これまでの料金は消費税５％にて算出された料金であり、今回の増税にて消費税が10％となりましたので、その分を加算した料金に改定させていただく内容となっております。

さらに、現在の御利用状況に合わせるため、貸出時間を朝については１時間早くから、夜間については１時間遅くまで利用できるように変更する内容となっております。

時間が延長されたことに伴い、消費税増税分以上に利用料金が上がってしまっておりますが、現在の実情に合わせるとともに、利用者の利便性は向上いたしますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第９号　東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１０号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田桂司君）　日程第12　議案第10号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第10号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例の条文中、一部修正が必要等の箇所を改め、条文整備を図るとともに、本年10月１日に消費税率の引き上げが予定されていることから、受益者負担の原則に立ち、使用料の見直しを図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　それでは、ただいま上程されました議案第10号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、５枚目の新旧対照表をごらんください。

まず、第１条、目的、第１項中「体育」を「スポーツの推進」に改めます。現在、「体育」

という言葉は「スポーツ」に言いかえられることが多く、そちらが一般的であるため、改めるものです。

また、「使用及び使用料の徴収について、」を「学校長が学校教育上支障がないと認める範囲において使用することに関し」とします。学校の施設は、所有者は町ですが、学校長が管理者となっており、使用については、学校行事等に支障がない場合に町民に貸し出すことができることを明確にするものであります。

次に、第３条、使用の許可、第１項に「（以下「使用者」という。）」が必要であるため、追加します。

また、「東伊豆町立小中学校使用規則の定めるところにより」を削除します。これは、今回改正させていただく条文にて、使用に必要な条文は整備されているため、規則自体が不要なためであります。

さらに、「使用する施設を有する学校長（以下「学校長」という。）」を「教育委員会」に言いかえます。

さらに、第２項の「学校長」も「教育委員会」とします。こちらは、使用の許可権者は学校ではなく、所有者である町にあるため、また利用の申請受け付けも町にて行っているため、変更するものです。

続きまして、第４条、使用許可の制限です。

第３号の「障害補償の請求が生ずると認めるとき。」を削り、「営利を目的に使用するものと認めるとき。」を追加します。実際の使用許可に即した内容に変更するものです。

次に、第５条、使用料につきましては、先ほど御説明した第３条第１項に「（以下「使用者」という。）」を追加させていただいたことによりまして、こちらは単に「使用者」とします。

また、「ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。」を追加します。利用料の納付を許可日限定といたしますと、不都合が生じる場合もありますので、条文を追加するものです。

続いて、第６条、使用料の免除中、「次の各号に該当する場合は」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改めます。従前の表現ですと、全てに該当しなければならないと受けとられかねないことから、改めるものです。

また、減免の程度があいまいなところもあったため、１号につきましては免除、２号につきましては条文を明確に整備するもので、町または教育委員会が共催または後援する事業に

使用する場合は免除といたします。３号につきましては、社会教育団体に社会福祉団体を追加する形で免除とし、４号は町長が適当と認めた場合は５割減免とします。

同４号にありました夜間照明料ですが、これまでも照明料という名目で料金をいただいておりませんでしたので、混乱を避けるため削除いたします。

続いて、第７条、許可の取り消しですが、１項の「学校長は、使用者がこの条例の規定に違反し、又は使用の許可後に第４条各号の事由が生じたときは、使用の許可を取消すことができる。」としておりましたが、第７条内に各号を置き、取り消し条件を定めるほか、「学校長」を「教育委員会」に改めるもので、「教育委員会は、使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。」といたします。

第１号、この条例に違反したとき、第２号「偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき」、第３号「許可を受けた目的以外に使用したとき。」、第４号「その他管理上支障があると認められたとき。」を追加、また、第２項「前項の規定により使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消したことにより生じた損害については、教育委員会は責を負わない。」を追加いたします。

次に、第９条、使用料の還付中、「次の各号の１に」を「次の各号のいずれかに」に表現を改めます。第６条においても同じ言い回しを使っておりますので、統一するためのものです。

続きまして、第11条、損害賠償、第１項の「使用により建物又は附属設備を滅失または損傷したときは使用者はその損害を賠償しなければならない。」を「故意又は過失により学校施設、附属設備等に損害を与えた者は、速やかにこれを原状に回復し、又は町長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償を減額又は免除することができる。」に改めます。従前ですと説明不足の面もありましたため、改正するものです。

次に、第13条の委任ですが、「教育委員会規則で定める」を「教育委員会が定める」とします。これは、教育委員会規則という規則はなく、どの規則を指すのか明確でないために改正するものであります。

最後に、別表の学校施設使用料ですが、ほかの施設と合わせ、消費税増税分の料金改定となっております。

また、先ほど第６条で御説明させていただいたとおり、夜間照明料の項目を削除してござ

います。

以上、条文の整備を図りたいため、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号　東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１１号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

○議長（飯田桂司君）　日程第13　議案第11号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第11号　静岡地方税滞納整理機構の規約の変更について提案理由を申し上げます。

地方税法の改正により、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の３第１項の規定による関係地方公共団体との協議について、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるのでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君）　それでは、ただいま提案されました議案第11号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更について御説明いたします。

地方税法の改正により、平成31年10月１日から自動車取得税が廃止され、あわせて自動車取得税のグリーン化機能を維持強化する環境性能割が導入されることに伴い、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

第４条第４号中「及び自動車取得税」を削り、「第442条第２号」を「第442条第５号」に、「同条第４号」を「同条第７号」に改める内容となります。

なお、施行期日につきましては、平成31年10月１日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号　静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１２号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）

◎日程第１５　議案第１３号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）

○議長（飯田桂司君）　日程第14　議案第12号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）、日程第15　議案第13号　公の施設の指定管理者の指定について

（東伊豆町営稲取海浜プール）を一括議題とします。

町長から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま一括上程されました議案について、提案理由を申し上げます前に、公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

いずれも平成28年４月より指定管理者が管理していた施設について、３年間の協定が本年３月末に終了いたしますので、再び指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定は、東伊豆町公の施設の指定管理者選定委員会の２回の審議結果に基づくもので、今回は指定管理期間を５年間としてございます。

それでは、議案第12号及び議案第13号の提案理由を申し上げます。

議案第12号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）。

東伊豆町営熱川海浜プールの指定管理者に、熱川温泉観光協会を指定するものであります。

続きまして、議案第13号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）。

東伊豆町営稲取海浜プールの指定管理者に、稲取温泉観光協会を指定するものであります。

詳細につきましては観光商工課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　観光商工課課長。

○観光商工課長（森田七徳君）　ただいま一括上程されました議案第12号及び議案第13号　公の施設の指定管理者の指定について、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第12号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）。

東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例（平成18年東伊豆町条例第18号）第３条第１項の規定により、東伊豆町営熱川海浜プールの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、東伊豆町営熱川海浜プール。

指定管理者所在地、東伊豆町奈良本966番地の13。

名称、熱川温泉観光協会。

指定の期間、平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間といたします。

続きまして、議案第13号については、議案番号、施設の名称、指定管理者のみを申し上げ

ますので、よろしくお願いいたします。

議案第13号、施設の名称、東伊豆町営稲取海浜プール。

指定管理者所在地、東伊豆町稲取1528番地の３。

名称、稲取温泉観光協会。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより議案第12号及び議案第13号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第12号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営熱川海浜プール）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号　公の施設の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号　公の指定管理者の指定について（東伊豆町営稲取海浜プール）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案おとおり可決されました。

この際、３時20分まで休憩します。３時20分です。

休憩　午後　３時１０分

再開　午後　３時２０分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第１６　議案第１４号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１０号）

○議長（飯田桂司君）　日程第16　議案第14号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第14号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から8,546万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を53億1,062万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、緊急的な案件が発生しない限り、平成30年度の最終補正となりますので、全般的に事業の精算及び執行残額の最終調整を行ったところであります。

歳入の主な内容ですが、町税におきましては、個人町民税や固定資産税を実績に基づき増額としております。

次に、歳出の主な内容ですが、国民健康保険並びに介護保険特別会計への繰出金について、確定に伴い減額としております。

必要な財源配分を行った後に、余剰財源を財政調整基金へ繰り戻しております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　ただいま提案されました議案第14号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）について、概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,546万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,062万3,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費。

第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」によります。

債務負担行為の補正。

第３条、債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第４条、地方債の変更及び廃止は、「第４表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、11ページ、12ページをお開きください。

２、歳入について御説明いたします。

１款町税、１項町民税、１目個人、補正前の金額に1,882万5,000円を追加し、４億3,768万円といたします。

１節現年課税分、細節１個人町民税普通徴収現年課税分1,500万円の増は、修正申告による調定額増加に基づく増額措置であります。２節滞納繰越分、細節１滞納繰越分382万5,000円の増は、収入実績に基づくものであります。

２目法人、補正前の金額に681万2,000円を追加し、8,425万4,000円といたします。

１節現年課税分、細節１現年課税分657万3,000円の増は、一部事業所の税割増加に伴う増額措置であります。

２項１目固定資産税、補正前の金額に1,980万3,000円を追加し、11億2,613万3,000円といたします。

１節現年課税分、細節１現年課税分1,800万円の増は、償却資産の課税額が伸びたため、増額するものであります。２節滞納繰越分、細節１滞納繰越分180万3,000円の増は、収入実績に基づく増額措置であります。

４項１目町たばこ税、補正前の金額に230万円を追加し、9,693万円といたします。

１節現年課税分、細節１現年課税分230万円の増は、10月のたばこ税増税に伴う増額措置

であります。

13ページ、14ページをごらん願います。

５項１目入湯税、補正前の金額から450万円を減額し、１億800万1,000円といたします。

１節現年課税分、細節１現年課税分450万円の減は、入湯客数の減少に伴う減であり、本年度の見込みを72万人とさせていただきます。

５款１項１目株式等譲渡所得割交付金、補正前の金額から100万円を減額し、500万円といたします。

１節株式等譲渡所得割交付金、細節１、株式等譲渡所得割交付金100万円の減につきましては、交付実績に基づく減額措置であります。

６款１項１目地方消費税交付金、補正前の金額に1,300万円を追加し、２億4,300万円といたします。

１節地方消費税交付金、細節１地方消費税交付金1,000万円の増並びに細節２地方消費税交付金（社会保障財源分）300万円につきましても、交付実績に基づく増額措置であります。

15ページ、16ページをごらん願います。

７款１項１目ゴルフ場利用税交付金、補正前の金額から200万円を減額し、1,500万円といたします。

１節ゴルフ場利用税交付金、細節１ゴルフ場利用税交付金200万円の減につきましても、交付実績に基づく減額措置であります。

12款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金、補正前の金額から275万1,000円を減額し、4,461万1,000円といたします。

１節社会福祉費負担金、細節１老人ホーム入所者徴収金121万2,000円の減は、利用者の減少により減額する内容であります。２節児童福祉費負担金、細節10広域受託児童保育所運営費負担金132万4,000円の増は、利用実績に基づく増額措置であります。細節12広域受託児童保育ママ運営費負担金201万6,000円の減は、本年度利用がなかったため、全額減額するものであります。

17ページ、18ページをごらん願います。

13款使用料及び手数料、２項手数料、１目総務手数料、補正前の金額から102万3,000円を減額し、554万2,000円といたします。

３節戸籍住民手数料、細節１戸籍住民手数料100万円の減は、相続に関する新制度開始に伴い、申請件数が減少したため減額するものであります。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、補正前の金額から1,313万9,000円を減額し、２億6,836万7,000円といたします。

１節社会福祉費負担金、細節１保険基盤安定負担金276万8,000円の減は、国の負担金確定に基づく減額であります。細節４障害者自立支援医療費負担金307万円の減、２節児童保護措置費等負担金、細節１子どものための教育・保育給付費負担金346万円の減及び３節児童手当負担金、細節１児童手当負担金453万7,000円の減につきましては、対象者の減や利用の実績に基づき減額するものであります。

19ページ、20ページをごらん願います。

15款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金、補正前の金額から961万1,000円を減額し、１億9,312万5,000円といたします。

１節社会福祉負担金、細節４国民健康保険基盤安定負担金375万5,000円の減は、負担金確定に基づく減額であります。細節７障害者自立支援医療費負担金153万5,000円の減は、国庫支出金と同じく、対象者減少による減額であります。２節児童保護措置費等負担金、細節１子ども・子育て支援給付費負担金365万1,000円の減並びに３節児童手当負担金、細節１児童手当負担金104万円の減につきましても、国庫支出金と同じく、実績に基づく減額措置であります。

２項県補助金、２目民生費県補助金、補正前の金額から251万4,000円を減額し、3,462万1,000円といたします。

１節社会福祉費補助金、細節３多様な保育推進事業費補助金133万円の減及び細節４重度心身障害者医療費補助金102万5,000円の減につきましても、実績に基づき減額するものであります。

21ページ、22ページをごらん願います。

４目農林水産業費県補助金、補正前の金額から59万円を減額し、3,841万5,000円といたします。

１節農業費補助金、細節２機構集積支援事業補助金122万円の減は、交付決定に基づく減額であります。細節４経営体育成支援事業補助金137万8,000円の増は、台風24号の被災農業者に対する国・県補助金の増額であります。

６目消防費県補助金、補正前の金額から341万1,000円を減額し、1,097万4,000円といたします。

１節地震対策費補助金、細節２緊急地震・津波対策等交付金341万1,000円の減は、交付対

象事業費の確定に伴う減額であります。

23ページ、24ページをごらん願います。

16款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、補正前の金額に163万円を追加し、6,856万1,000円といたします。

１節土地貸付収入、細節２町有地貸付料163万円の増は、樹木伐採補償料及び鉄塔敷地地代について増額するものであります。

18款繰入金、３項基金繰入金、２目財政調整基金繰入金、補正前の金額から9,392万1,000円を減額し、２億2,996万3,000円といたします。

１節財政調整基金繰入金、細節１財政調整基金繰入金9,392万1,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の余剰財源を基金へ繰り戻しするため、減額するものであります。なお、補正後の財政調整基金残高の見込みは、約９億7,600万円でございます。

３目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から260万5,000円を減額し、9,183万8,000円といたします。

１節ふるさと納税基金繰入金、細節１ふるさと納税基金繰入金260万5,000円の減は、歳出の補正に伴う減額で、ふるさと納税基金へ繰り戻す内容となっております。

20款諸収入、４項雑入、１目過年度収入、補正前の金額に680万円を追加し、966万5,000円といたします。

１節民生費過年度収入、細節２後期高齢者医療費負担金過年度返還金685万6,000円の増は、後期高齢者医療費の確定に伴う増額であります。

２目雑入、補正前の金額から242万7,000円を減額し、6,217万7,000円といたします。

９節雑入、細節15社会保険料等被保険者負担金181万3,000円の減は、臨時職員の年度途中退職及び社会保険非該当などによる減少分を減額するものであります。細節18市町村振興協会交付金100万円の増は、交付予定額通知に基づく増額措置であります。

25ページ、26ページをごらん願います。

21款１項町債、１目農林水産業債、補正前の金額から640万円を減額し、3,320万円といたします。

１節農業債、細節１中山間地域総合整備事業640万円の減は、事業費確定に伴う減額措置であります。

４目災害復旧債、補正前の金額から360万円を減額し、ゼロといたします。

１節その他公共施設・公用施設災害復旧債、細節１観光施設災害復旧事業360万円の減に

つきましては、起債対象外のため、全額減額といたします。

27ページ、28ページをごらん願います。

次に、３、歳出について御説明いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正前の金額に753万6,000円を追加し、４億8,869万1,000円といたします。

事業コード１施設管理事業、11節需要費、細節５修繕料360万円の減につきましては、庁舎消火栓の交換見送りにより減額するものであります。

事業コード11職員共済事業、３節職員手当、細節13職員退職手当負担金211万9,000円の減につきましては、中途退職など当初見込みからの減少分を減額するものであります。細節16退職手当組合特別負担金1,878万9,000円の増につきましては、早期退職者分の増額措置であります。

29ページ、30ページをごらん願います。

事業コード14総務課一般事務管理事業、４節共済費、細節８社会保険料430万円の減につきましては、臨時職員の中途退職及び社会保険非該当により減額するものであります。

６目アスド会館費、補正前の金額から544万円を減額し、2,726万4,000円といたします。

事業コード１アスド会館維持管理事業、11節需要費、細節４光熱水費431万円の減につきましては、アスド会館売却に伴い不用額を減額するものであります。

33ページ、34ページをごらん願います。

10目自治振興費、補正前の金額に105万6,000円を追加し、4,112万円といたします。

事業コード３生活路線バス運行管理事業、13節委託料、細節１生活路線バス運行委託料115万3,000円の増につきましては、乗降調査の結果に基づく不足分の増額措置であります。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額に136万9,000円を追加し、9,997万4,000円といたします。

事業コード１ふるさと納税基金管理事業、25節積立金、細節１基金積立金136万9,000円の増につきましては、ふるさと納税寄付推進事業における減額分を基金積立金へ振りかえる内容となっております。

37ページ、38ページをごらん願います。

３款民生費、１項社会福祉費、２目障害者福祉費、補正前の金額から654万2,000円を減額し、３億3,127万7,000円といたします。

事業コード１、障害者児自立支援給付事業、39ページ、40ページをごらん願います。20節

扶助費、細節１補装具等給付費138万2,000円の増につきましては、本年度、高額な補装具の利用があったため、不足分を増額するものであります。

事業コード４自立支援医療事業、20節扶助費、細節１身体障害者更正医療費611万3,000円の減及び事業コード５重度障害者児医療費助成事業、20節扶助費、細節１重度心身障害者医療費給付金205万円の減につきましては、制度利用者減に伴う減額措置であります。

３目老人福祉費、補正前の金額から634万6,000円を減額し、２億5,460万6,000円といたします。

事業コード２養護老人ホーム施設入所事業、20節扶助費、細節１老人保護措置費367万8,000円の減につきましては、施設退所などによる不用額の減額であります。

事業コード５後期高齢者医療事務事業、19節負担金補助及び交付金、細節１後期高齢者医療費負担金177万7,000円の減につきましては、負担金確定に伴う減額措置であります。

41ページ、42ページをごらん願います。

７目国民健康保険費、補正前の金額から943万9,000円を減額し、１億1,384万3,000円といたします。

事業コード１国民健康保険特別会計支援事業、28節繰出金、細節１国民健康保険特別会計繰出金943万9,000円の減につきましては、繰り出し見込み額の減であります。

８目介護保険費、補正前の金額から828万6,000円を減額し、１億7,233万7,000円といたします。

事業コード１介護保険特別会計支援事業、28節繰出金、細節１介護保険特別会計繰出金780万9,000円の減につきましても、繰り出し見込み額の減であります。

43ページ、44ページをごらん願います。

２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、補正前の金額から1,118万4,000円を減額し、２億116万円といたします。

事業コード２地域型保育事業、13節委託料、細節１保育ママ委託料266万2,000円の減及び細節３小規模保育入所委託料146万3,000円の減につきましては、いずれも利用の実績に基づく減額措置であります。

事業コード４保育園事業、13節委託料、細節１保育所入所委託料343万8,000円の減及び19節負担金補助及び交付金、細節１子育て支援事業費補助金351万6,000円の減につきましても、同じく利用の実績に基づく減額措置であります。

２目児童措置費、補正前の金額から661万5,000円を減額し、１億1,361万8,000円といたし

ます。

事業コード１児童手当給付事務事業、45ページ、46ページをごらん願います。20節扶助費、細節１児童手当661万5,000円の減につきましては、対象者減に伴う不用額の減額措置であります。

47ページ、48ページをごらん願います。

４款衛生費、１項保健衛生費、８目環境衛生費、補正前の金額から169万2,000円を減額し、685万3,000円といたします。

事業コード４合併処理浄化槽補助事業、19節負担金補助及び交付金、細節１浄化槽設置整備事業費補助金136万8,000円の減につきましては、浄化槽つけかえの実績に基づき、不用額を減額するものであります。

２項清掃費、２目塵芥処理費、補正前の金額から418万4,000円を減額し、３億2,123万7,000円といたします。

事業コード１ごみ処理対策事業、13節委託料、細節１収集業務委託料418万4,000円の減につきましては、契約差金の減額措置であります。

49ページ、50ページをごらん願います。

５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、補正前の金額に195万1,000円を追加し、1,488万4,000円といたします。

事業コード１農業振興事業、19節負担金補助及び交付金、細節15経営体育成支援事業補助金187万4,000円の増につきましては、歳入と同じく、台風24号の被災農業者に対する補助金の増額であります。

５目農地費、補正前の金額から752万2,000円を減額し、1,766万7,000円といたします。

事業コード１中山間地域総合整備事業、19節負担金補助及び交付金、細節２中山間地域総合整備事業負担金750万円の減につきましては、県の事業費確定に伴う減額であります。

53ページ、54ページをごらん願います。

６款１項商工費、２目商工振興費、補正前の金額から200万円を減額し、3,720万5,000円といたします。

事業コード１商工振興事業、19節負担金補助及び交付金、細節５創業支援補助金200万円の減につきましては、本年度制度の利用がなかったため、全額減額といたします。

57ページ、58ページをごらん願います。

８款１項消防費、２目非常備消防費、補正前の金額から266万9,000円を減額し、4,004万

6,000円といたします。

事業コード１非常備消防事務事業、11節需要費、細節８被服費229万円の減につきましては、事業完了に伴う不用額の減額であります。

67ページ、68ページをごらん願います。

９款教育費、６項保健体育費、２目学校給食費、補正前の金額から175万2,000円を減額し、5,079万8,000円といたします。

事業コード１学校給食センター事業、７節賃金、細節１雇人料187万8,000円の減につきましては、臨時職員減に伴う不用額の減額であります。

69ページ、70ページをごらん願います。

11款１項公債費、２目利子、補正前の金額から550万円を減額し、3,738万5,000円といたします。

事業コード１起債利子償還事業、23節償還金利子及び割引料、細節１公債利子550万円の減につきましては、本年度の借り入れ状況に基づき不用額を減額するものであります。

恐れ入りますが、５ページへお戻りください。

第２表繰越明許費でありますが、国の１次補正により採択を受けたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、実施いたします９款教育費、２項小学校費、３項中学校費及び４項幼稚園費の各空調設備整備事業の全額繰り越しと、９款教育費、２項小学校費の稲取小学校ブロック塀改修事業のうち、一部を繰り越しする内容であります。

６ページをごらんください。

第３表債務負担行為補正でありますが、資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託料、町議会議員選挙用消耗品費及び消費税増税に係る債務負担行為の追加と、契約締結による事務機器等リース料の限度額を変更するものであります。

７ページ、８ページをごらんください。

第４表地方債補正でありますが、中山間地域総合整備事業、観光施設災害復旧事業、熱川小学校空調整備事業、稲取中学校空調整備事業、熱川幼稚園空調整備事業について、廃止及び変更をしておりますので、御確認願います。

９ページ、10ページをごらん願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額53億9,608万8,000円から8,546万5,000円を減額いたしまして、53億1,062万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額53億9,608万8,000円から8,546万5,000円を減額いたしまして、53億1,062万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が3,130万1,000円の減、地方債が1,030万円の減、その他財源は1,068万9,000円の減、一般財源を3,317万4,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　全体的には減額して、調整されている補正だと思うんですけれども、その中で、28ページで退職手当組合の特別負担金1,878万9,000円というのがありますけれども、これは今年度退職される方の分ということでしたか。お聞かせください。

２つ目に、金額は小さいんですけれども、62ページと64ページ、教育委員会の関係なんですけれども、要保護及び準要保護世帯の金額が２万1,000円と５万4,000円増えているんですけれども、これは何か年度中の人員の増減なのか、それとも最近は４月に新入学等に対する経費を３月中に支払ったりするというふうなことで、増えるということもあるようです。これはどっちの理由でしょうか。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　まず初めに、退職手当組合の特別負担金1,878万9,000円につきましては、今年度の早期退職者に係る特別負担金でございます。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　こちらの要保護・準要保護の補正につきましては、年度途中による異動という形になります。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　そうしますと、28ページのところなんですけれども、1,800万円出るということは、人数的にある程度人数が出るということなんでしょうか。何人ぐらいということなんですか。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　早期退職者は５名ということでございます。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ございませんか。

８番、須佐議員。

○８番（須佐　衛君）　私のほうは、16ページになりますが、ゴルフ場利用税交付金、こちらが200万円減になっておりますけれども、少し詳しい説明をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　ゴルフ場利用税交付金の200万円の減につきましては、これはあくまでもゴルフ場の実績ということで、その伸び率は県のほうから示されまして、その内容で減額ということでございます。

したがいまして、ゴルフ場の利用、残念ながら利用者が減っているということでございます。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第14号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１５号　平成３０年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（飯田桂司君）　日程第17　議案第15号　平成30年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第15号　平成30年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳出歳出予算の総額からそれぞれ835万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,497万7,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、実績見込みによる保険税の増、一般会計からの繰入金の減であります。

歳出につきましては、保険給付費・保健事業費の減額が主な内容であります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案第15号　平成30年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、概要を説明いたします。

平成30年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ835万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,497万7,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明をいたします。

１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額に112万7,000円を追加し、３億7,829万5,000円といたします。

１節現年課税分、細節２医療給付費分普通徴収現年課税分540万8,000円の増、細節５後期高齢者支援分普通徴収現年課税分212万9,000円の増は、１月末の調定額に基づきまして見込み額を試算し、それぞれ増額をさせていただきました。

２節滞納繰越分、細節１医療給付費分滞納繰越分431万5,000円の減、細節３後期高齢者支援分滞納繰越分172万4,000円の減については、収納の実績見込みにより、それぞれ減額をさせていただきました。

４款県支出金、１項県補助金、３目保険給付費等交付金、補正前の額から74万1,000円を減額し、12億9,957万円といたします。

２節特別交付金、細節１保険者努力支援分271万円の減、細節２特別調整交付金229万1,000円の増は、保険者努力支援として交付予定であった国が市町の取り組みを支援するための経営努力支援分について、特別調整交付金での交付に変更されたことによるものです。

６款繰入金、１項１目一般会計繰入金、補正前の額から943万9,000円を減額し、１億1,384万3,000円といたします。

１節、細節１保険基盤安定繰入金869万9,000円の減は、負担金の確定による減額となります。

３節助産費等繰入金、細節１助産費等補助金繰入金140万円の減は、出産実績並びに今後の見込みに基づく減額です。

恐れ入りますが、９ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明をいたします。

２款保険給付費、１項療養諸費、２目退職被保険者等療養給付費、補正前の額から1,276万5,000円を減額し、634万6,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１退職被保険者等療養給付費保険者負担金1,276万5,000円の減は、退職被保険者の減少に伴う療養給付費の減による減額です。

２款保険給付費、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費、補正前の額に1,546万5,000円を追加し、１億6,370万2,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１一般被保険者高額療養費保険者負担金1,546万5,000円の増は、高額療養費の実績見込みによる増額です。

２目退職被保険者等高額療養費、補正前の額から270万円を減額し、137万8,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１退職被保険者等高額療養費保険者負担金270万円の減は、退職被保険者の減少に伴う高額療養費の実績見込みの減額によるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

２款保険給付費、４項出産育児諸費、１目出産育児一時金、補正前の額から210万円を減額し、462万4,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１出産育児一時金210万円の減は、出産実績並び今後の見込みに基づく減額です。

13ページ、14ページをお開きください。

６款保健事業費、２項１目特定健康診査等事業費、補正前の額から408万8,000円を減額し、1,361万7,000円といたします。

13節委託料、細節１特定健診委託料200万円の減は、特定健診の受診実績に基づき減額をいたしております。細節４特定保健指導委託料200万円の減は、委託実績の減に伴い減額となります。

７款１項基金積立金、１目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額から286万3,000円を減額し、１億4,609万5,000円といたします。

25節積立金、細節１国民健康保険事業基金積立金286万3,000円の減は、今回の補正における歳入及び歳出予算調整のため、積立金を減額するものです。

恐れ入りますが、３ページ、４ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額19億3,333万5,000円から835万8,000円を減額いたしまして、19億2,497万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額19億3,333万5,000円から835万8,000円を減額いたしまして、19億2,497万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金で74万1,000円の減、その他財源で943万9,000円の減、一般財源で182万2,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第15号　平成30年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第１６号　平成３０年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（飯田桂司君）　日程第18　議案第16号　平成30年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第16号　平成30年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に３万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億8,105万6,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入歳出とも保険基盤安定交付金の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案第16号　平成30年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、概要を説明させていただきます。

平成30年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,105万6,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金、補正前の額に３万円を追加し、4,355万円といたします。

１節、細節１保険基盤安定繰入金３万円の増は、保険基盤安定交付金の確定によるものです。

７ページ、８ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

１款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に３万円を追加し、１億8,063万5,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１後期高齢者医療広域連合納付金３万円の増は、保険基盤安定交付金の確定により、後期高齢者医療広域連合への納付金を増額するものであります。

３ページ、４ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額１億8,102万6,000円に３万円を追加いたしまして、１億8,105万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額１億8,102万6,000円に３万円を追加いたしまして、１億8,105万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源で３万円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第16号　平成30年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第１７号　平成３０年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（飯田桂司君）　日程第19　議案第17号　平成30年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第17号　平成30年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出額の総額から6,497万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,321万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、介護保険料の実績による増減と、給付費の減に伴う国・県支払基金、町からの法定負担分の減額であります。

歳出では、保険給付費と地域支援事業費を実績により減額するものであります。

なお、交付金内示額等による不足分について補てんするため、基金積立金の減額措置をさせていただきました。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案第17号　平成30年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、概要を説明させていただきます。

平成30年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,497万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,321万2,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料、補正前の額から427万7,000円を減額し、２億9,813万円といたします。

１節現年度分保険料、細節１特別徴収保険料368万4,000円の増、細節２普通徴収保険料732万4,000円の減は、徴収実績見込みによるものでございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、補正前の額から1,010万7,000円を減額し、２億1,482万1,000円といたします。

１節現年度分負担金、細節１現年度分介護給付費負担金1,010万7,000円の減は、給付費の減に伴う変更交付決定によるものです。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、補正前の額から265万円を減額し、5,729万4,000円といたします。

１節現年度分調整交付金、細節１普通調整交付金265万円の減は、給付費の減に伴う変更交付決定によるものです。

４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正前の額から3,274万3,000円を減額し、３億27万8,000円といたします。

１節現年度分交付金、細節１第２号被保険者介護給付費交付金3,274万3,000円の減は、給付費の減に伴う変更交付決定によるものです。

７ページ、８ページをごらんください。

５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金、補正前の額から761万7,000円を減額し、１億6,831万3,000円といたします。

１節現年度分負担金、細節１介護給付費県負担金761万7,000円の減は、給付費の減に伴う変更交付決定によるものです。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、補正前の額から681万7,000円を減額し、１億4,736万円といたします。

１節現年度分繰入金、細節１介護給付費繰入金681万7,000円の減は、給付費の減に伴う法定負担分の減によるものです。

11ページ、12ページをごらんください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、補正前の額から3,480万円を減額し、５億1,994万5,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１居宅介護サービス給付費保険者負担金3,480万円の減は、サービス量の実績見込みによるものです。

３目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額から294万5,000円を減額し、２億2,463万1,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１地域密着型介護サービス給付費保険者負担金294万5,000円の減は、サービス量の実績見込みによるものです。

５目施設介護サービス給付費、補正前の額から1,600万円を減額し、２億8,470万4,000円といたします。

13ページ、14ページをごらんください。

19節負担金補助及び交付金、細節１施設介護サービス給付費保険者負担金1,600万円の減は、給付費見込み額の減によるものです。

９目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額から200万円を減額し、5,512万円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１居宅介護サービス計画給付費保険者負担金200万円の減は、当初見込みより利用者が少なかったことによるものです。

２款保険給付費、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費、補正前の額に185万8,000円を追加し、1,998万9,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１介護予防サービス給付費保険者負担金185万8,000円の増は、リハビリテーションの増によるものです。

17ページ、18ページをごらんください。

２款保険給付費、５項高額医療合算介護サービス等費、１目高額医療合算介護サービス費、補正前の額から100万円を減額し、212万1,000円といたします。

19節負担金補助及び交付金、細節１高額医療合算介護サービス費保険者負担金100万円の減は、高額医療合算の対象の減によるものです。

19ページ、20ページをごらんください。

４款１項基金積立金、１目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額から857万6,000円を減額し、3,741万8,000円といたします。

25節積立金、細節１介護保険給付費準備基金積立金857万6,000円の減は、介護給付費及び地域支援事業の減に伴う財源調整のため、積立金を減額するものです。

恐れ入りますが、３ページ、４ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億8,818万4,000円から6,497万2,000円を減額いたしまして、13億2,321万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億8,818万4,000円から6,497万2,000円を減額いたしまして、13億2,321万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が1,947万1,000円の減、その他が3,341万5,000円の減、一般財源が1,208万6,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号　平成30年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第１８号　平成３０年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）

○議長（飯田桂司君）　日程第20　議案第18号　平成30年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　議案第18号　平成30年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79万2,000円とするものであります。

財産収入と繰越金の確定により、一般会計への繰出金を調整させていただいたものであります。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　ただいま提案されました議案第18号　平成30年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）について説明をさせていただきます。

平成30年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79万2,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

歳入ですが、１款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、補正前の金額に４万4,000円を追加し、75万1,000円といたします。

１節その他普通財産貸付収入、細節１土地貸付料７万円の増は、土地貸付面積の増によるものです。細節２配分金２万6,000円の減は、天草事業収入の確定によるものです。

２款１項１目繰越金、補正前の金額に３万9,000円を増額し、４万円といたします。

１節前年度繰越金、細節１前年度繰越金３万9,000円の増は、決算の確定によるものです。

７ページ、８ページをお開きください。

次に、歳出ですが、２款諸支出金、１項繰出金、１目一般会計繰出金、補正前の金額に８

万3,000円を追加し、12万3,000円といたします。

28節繰出金、細節１一般会計繰出金８万3,000円の増は、決算の確定によるものです。

３ページ、４ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額70万9,000円に歳入歳出それぞれ８万3,000円を追加し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ79万2,000円といたします。

なお、補正予算財源は、一般財源で８万3,000円の増となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第18号　平成30年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第１９号　平成３０年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（飯田桂司君）　日程第21　議案第19号　平成30年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　議案第19号　平成30年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,018万円とするものであります。

売電収入を減額し、損害保険料の増との差額を基金積立金に充てさせていただいたものであります。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　ただいま提案されました議案第19号　平成30年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）について、概要説明をさせていただきます。

平成30年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,018万円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

歳入ですが、４款諸収入、１項収益事業収入、１目売電収入、補正前の金額から249万1,000円を減額し、1,620万2,000円といたします。

１節、細節１売電収入249万1,000円の減は、発電量の減少によるものであります。

２項１目雑入、補正前の金額に792万2,000円を追加し、792万2,000円といたします。

１節雑入、細節１損害保険金792万2,000円の増は、落雷による機器の損害及び発電休止時の収入に対する保険金であります。

７ページ、８ページをお開きください。

次に、歳出ですが、１款電気事業費、２項風力発電事業費、２目風力発電基金費、補正前の金額に522万4,000円を増額し、522万5,000円といたします。

25節積立金、細節１期金積立金522万4,000円の増は、災害保険金による収入増分を増額するものでございます。

３ページ、４ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額4,470万9,000円に歳入歳出それぞれ547万1,000円を追加し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ5,018万円といたします。

なお、補正予算財源は、一般財源で547万1,000円の増となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号　平成30年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第２０号　平成３０年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（飯田桂司君）　日程第22　議案第20号　平成30年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第20号　平成30年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入では、水道事業収益の予定額に208万1,000円を追加し、４億4,371万4,000円といたします。給水収益では、ホテルなど大口使用者を中心に使用水量が減少していますが、簡易水道収益では、使用水量が見込みより増加していることによります。

支出では、水道事業費用の予定額から560万9,000円を減額し、４億2,270万5,000円といたします。主に動力費や薬品費の減によるものであります。

また、予算第４条に定めた資本的支出の予定額から1,055万2,000円を減額し、１億8,238万2,000円といたします。主に予定していた工事の中止や入札差金などによります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　水道課課長。

○水道課長（石井尚徳君）　ただいま提案されました議案第20号　平成30年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）について説明させていただきます。

総則。

第１条、平成30年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

業務の予定量。

第２条、平成30年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第２号中「239万2,000立方メートル」を「240万2,000立方メートル」に、同条第３号中「6,553立方メートル」を「6,580立方メートル」に改めます。

第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第１款水道事業収益、既決予定額４億4,163万3,000円に208万1,000円を追加し、４億4,371万4,000円といたします。

第１項営業収益、既決予定額４億1,874万1,000円に153万円を追加し、４億2,027万1,000円といたします。

第２項営業外収益、既決予定額2,289万2,000円に55万1,000円を追加し、2,344万3,000円といたします。

支出、第１款水道事業費用、既決予定額４億2,831万4,000円から560万9,000円を減額し、４億2,270万5,000円といたします。

第１項営業費用、既決予定額３億8,844万4,000円から560万9,000円を減額し、３億8,283

万5,000円といたします。

２ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

第４条、予算第４条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「１億9,293万4,000円」を「１億8,238万2,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「１億9,293万4,000円」を「１億7,627万4,000円」に改め、次に「、過年度分消費税資本的収支調整額610万8,000円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第１款資本的支出、既決予定額１億9,293万4,000円から1,055万2,000円を減額し、１億8,238万2,000円といたします。

第１項建設改良費、既決予定額１億72万円から1,055万2,000円を減額し、9,016万8,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第５条、予算第５条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第１号、職員給与費、既決予定額8,392万7,000円に９万5,000円を追加し、8,402万2,000円といたします。

他会計からの補助金。

第６条、予算第６条中「176万6,000円」を「169万6,000円」に改めます。

９ページを……

◎会議時間の延長について

○議長（飯田桂司君）　説明中ですが、会議延長についてお諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

会議時間を延長します。

○水道課長（石井尚徳君）　９ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益、１節水道料金200万円の減につきましては、ホテルなどの大口使用者を中心に、使用水量が減少していることによるものです。

２目簡易水道収益、１節水道料金340万円の増につきましては、別荘地等の使用水量が増加していることによるものです。

10ページをお開きください。

次に、収益的支出ですが、１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、26節動力費220万円の減につきましては、白田取水場から浄水場への水のポンプアップ制御方法を改良したことによる減です。

27節薬品費249万5,000円の減につきましては、薬品の一部を高濃度薬品に切りかえたことによるその他薬品費の減によります。

７目資産減耗費、１節固定資産除却費114万円の増は、雷等により水位計３カ所が故障したための取りかえによる増です。

次に、資本的支出ですが、１款資本的支出、１項建設改良費、１目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費982万3,000円の減は、白田浄水場・取水場遠方監視装置設置工事を新白田浄水場建設計画の関係で中止したことよるものと入札差金です。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第20号　平成30年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（飯田桂司君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会　午後　４時３１分

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成３１年３月８日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算
日程第　２　議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第　３　議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　４　議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第　５　議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第　６　議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
日程第　７　議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
日程第　８　議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算
追加日程第１　発議第１号　風力発電修繕工事に係る検査に関する決議について

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	須　佐　　衛　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	太　田　長　八　君	副　町　長	鈴　木　利　昌　君
教　育　長	黒　田　種　樹　君	総　務　課　長	梅　原　裕　一　君
企画調整課長	遠　藤　一　司　君	税　務　課　長	福　岡　俊　裕　君

住民福祉課参事	木田尚宏君	健康づくり課長	鈴木嘉久君
健康づくり課参事	村上則将君	観光商工課長	森田七徳君
建設課長	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼会計管理者	正木三郎君	教育委員会事務局長	梅原巧君
水道課長	石井尚徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第１回定例会第３日目は成立いたしましたので、開会します。

なお、住民福祉課長及び農林水産課長より、本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算

○議長（飯田桂司君）　日程第１　議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　おはようございます。

ただいま上程されました議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算について、概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明をさせていただいておりますが、当初予算の規模は51億2,900万

円となり、平成30年度当初予算に比べ１億6,900万円の増額となっております。

まず、歳入予算の内容でありますが、自主財源は前年対比0.1％増の26億1,948万3,000円で、構成比は51.1％となります。このうち構成比37.1％を占める町税におきましては、給与所得や株式譲渡、配当などの贈与による町民税の増収、また新規課税客体の増加による固定資産税の増収などを見込んでおります。町税全体では19億108万1,000円、前年対比3,582万1,000円の増額となっております。

次に、依存財源は前年対比7.1％増の25億951万7,000円で、構成比は48.9％となります。このうち地方交付税についてですが、地方財政計画では1.1％増とされておりますが、当町の交付実績を勘案した中で、普通交付税並びに特別交付税を前年同額といたしました。

次に、国庫支出金につきましては、橋梁のメンテナンス及び白田漁港の津波対策に対する交付金などが増加し、前年対比１億1,709万6,000円の増となりました。

県支出金につきましても、国庫支出金と同じく、津波対策に対する補助金などが増加し、前年対比775万9,000円の増となりました。

町債につきましては、適債事業に対する発行並びに臨時財政対策債との合計で４億1,950万円とし、道路橋梁の安全対策のための土木債及び防災情報システム整備のための消防債の発行が増加しております。

次に、歳出でありますが、構成比38.5％を占める義務的経費のうち、人件費につきましては、退職手当組合負担金や社会保険料の減などにより10億672万4,000円で、前年対比2,673万8,000円、2.6％の減となります。

扶助費につきましては、対象者の減少に伴う児童福祉高齢者福祉計画関係の減により４億3,257万9,000円で、前年対比1,293万6,000円、2.9％の減となります。

公債費につきましては、臨時財政対策債の償還額増加により５億3,656万円で、前年対比646万8,000円、1.2％の増となります。

物件費につきましては、アスド会館売却に伴う維持管理経費の減少により７億6,893万5,000円で、前年対比196万円、0.3％の減となります。

維持補修費につきましては、公共施設の老朽化に伴う補修箇所の増加により116万7,000円、3.1％の増となります。

扶助費等につきましては、東河環境センター及び駿東伊豆消防組合への負担金減少により12億5,221万円で、前年対比3,525万5,000円、2.7％の減となります。

次に、投資的経費についてですが、５億9,531万5,000円となり、前年対比２億6,115万

7,000円、78.2％の増であります。

補助事業では、橋梁補修工事や稲取片瀬線舗装補修工事の皆増、また入谷天城１号線改良工事の事業量増加などにより１億9,005万4,000円、151.6％大幅な増となっております。

単独事業では、防災情報システム整備にかかわる工事請負費や備品購入費の皆増、その他白田漁港津波対策測量設計業務委託料、町道全般の維持補修工事などを計上しております。7,828万6,000円、39.1％の増となります。

以上、平成31年度一般会計予算の概要説明及び提案理由とさせていただきますが、依然として厳しい財政状況が続く中で、出産・子育ての支援の充実や移住定住の促進、社会基盤、交通基盤の整備など、喫緊の課題解決や福祉関係の行政ニーズに対応していくため、当面緊急を要する事業以外は計画的な投資にとどまるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　それでは、ただいま提案されました議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明いたします。

１ページをお開きください。

平成31年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51億2,900万円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

（債務負担行為）

第２条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」によります。

（地方債）

第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」によります。

（一時借入金）

第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は７

億円と定めます。

（歳出予算の流用）

第５条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この予算の中で、「本年度」と申し上げますのは「平成31年度」であり、「前年度」とは「平成30年度」といたします。また、比較につきましては、平成31年度当初予算と平成30年度当初予算での比較で申し述べますので御理解をお願いいたします。

それでは、２ページをごらんください。

第１表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

１款町税につきましては19億108万1,000円、前年対比3,582万1,000円の増で、構成比は37.1％であります。

まず、１項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で５億919万4,000円となり、前年対比1,289万7,000円、2.6％の増であります。個人町民税における株式譲渡や配当割、給与所得者数の増を見込んだところであります。

２項固定資産税につきましては、新規課税客体の増加により11億3,770万6,000円で、前年対比2,633万1,000円、2.4％の増となります。

３項軽自動車税につきましては3,608万4,000円で、前年対比1.8％の増を見込んでおります。

４項町たばこ税につきましては、たばこ税引き上げの影響により9,809万6,000円で、前年対比3.7％の増となっております。

５項入湯税につきましては１億2,000万1,000円で、前年対比750万円、5.9％の減となります。課税対象者を80万人と推計しております。

次に、２款地方譲与税につきましては4,500万円で、前年対比2.2％の減となっております。

１項自動車重量譲与税につきましては3,200万円で、前年同額であります。

２項地方揮発油譲与税につきましては1,300万円で、前年対比100万円の減となっております。

３款利子割交付金につきましては170万円で、前年対比5.6％の減となっております。

４款配当割交付金につきましては430万円で、前年対比8.5％の減であります。

５款株式等譲渡所得割交付金につきましては500万円で、前年対比16.7％の減であります。

６款地方消費税交付金につきましては２億2,000万円で、前年対比1,000万円、4.3％の減となっております。なお、構成比は4.3％であります。

７款ゴルフ場利用税交付金につきましては1,400万円で、前年対比300万円、17.6％の減であります。

８款自動車取得税交付金につきましては900万円で、前年対比1,000万円、52.6％の減であります。消費税率引き上げに伴う税制改正の影響により、大幅な減額となります。

９款地方特例交付金につきましては370万円で、前年対比120万円、48.0％の増であります。消費税率引き上げに伴う税制改正の影響による減収補塡を見込み、増額としております。

ただいまの２款から９款の地方譲与税並びに各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県の試算した伸び率、また現下の経済情勢等に基づきそれぞれ予算計上しております。

次に、10款地方交付税につきましては10億500万円で、前年同額であります。構成比は19.6％となっております。普通交付税では各種留意事項を踏まえた上で推計をし、実績も考慮し、前年同額の９億3,000万円を計上いたしました。特別交付税につきましても7,500万円と同額としております。

11款交通安全対策特別交付金につきましては80万円で、前年同額を計上しております。

12款分担金及び負担金につきましては3,896万4,000円で、前年対比751万円、16.2％の減となっております。保育料無償化による保育所、保育料負担金の減などを見込み、減額となっております。

13款使用料及び手数料につきましては5,068万8,000円、前年対比219万8,000円、4.2％の減となっております。

１項使用料につきましては4,411万1,000円で、前年対比４％の減であります。

２項手数料につきましては657万7,000円で、前年対比5.2％の減であります。

次に、14款国庫支出金につきましては４億6,701万円、前年対比１億1,709万6,000円、33.5％の増で、構成比は9.1％となっております。

１項国庫負担金につきましては２億6,847万1,000万で、ほぼ前年並みとなっております。

３ページをごらんください。

２項国庫補助金につきましては１億8,309万1,000円、前年対比１億395万5,000円、131.4％の増で、橋梁のメンテナンスに対する社会資本整備総合交付金の増加が主な増額の

要因であります。

３項委託金につきましては1,544万8,000円で、参議院議員通常選挙費委託金の皆増により、前年対比1,302万9,000円の増となっております。

15款県支出金につきましては３億1,450万7,000円、前年対比775万9,000円、2.5％の増で、構成比は6.1％となっております。

１項県負担金につきましては１億9,552万円と、ほぼ前年並みとなっております。

２項県補助金につきましては8,277万6,000円、前年対比388万7,000円、4.9％の増で、白田漁港の津波対策事業補助金の増や地籍調査に対する国土調査費補助金の増が主な増額要因であります。

３項委託金につきましては3,621万1,000円、前年対比453万7,000円、14.3％の増であり、静岡県議会議員選挙費委託金の増が主な要因となっております。

16款財産収入につきましては6,954万円、前年対比100万円、1.4％の減で、構成比は1.4％となっております。

１項財産運用収入につきましては6,767万4,000円、前年対比1.5％の減で、土地貸付収入が主な内容でございます。

２項財産売払収入につきましては186万6,000円、前年同額で、温水売払収入を計上しております。

17款寄付金につきましては１億5,000万円で、ふるさと納税寄付金を見込み額として前年同額を計上したところであります。

18款繰入金につきましては３億1,598万7,000円、前年対比2,233万9,000円、6.6％の減で、構成比は6.2％となっております。

１項財産区繰入金につきましては９万円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

２項特別会計繰入金につきましては７万円で、後期高齢者医療特別会計からの繰入金であります。なお、風力発電事業特別会計からの繰入金は皆減となっております。

３項基金繰入金につきましては３億1,582万7,000円、前年対比2,069万3,000円の減で、財政調整基金から２億3,800万円、ふるさと納税基金から7,372万7,000円、育英奨学基金から410万円をそれぞれ基金条例の目的に沿って繰り入れいたします。

19款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから実質収支額6,000万円を見込み、そのうち地方自治法233条の２の規定による基金への編入を3,000万円といたしましたので、予算計上額は前年度と同額の3,000万円となります。予算全体に占める割合は0.6％となって

おります。

20款諸収入につきましては6,322万3,000円、前年対比27万3,000円、0.4％の増で、構成比は1.2％となっております。

１項延滞金、加算金及び過料につきましては380万円で、町税の延滞金であります。

２項町預金利子につきましては1,000円で、前年同額を計上いたしました。

次の貸付金元利収入につきましては、本年度育英奨学金の返還予定がないため、廃項となります。

４項雑入につきましては5,920万6,000円、ほぼ前年並みとなっております。

５項収益事業収入につきましては21万6,000円で、幼稚園、小中学校の学校施設における太陽光発電売電収入を計上しております。

最後に、21款町債につきましては４億1,950万円、前年対比6,540万円、18.5％の増となり、構成比は8.2％となっております。農林水産業債、土木債、商工債、消防債及び臨時財政対策債を計上しております。

お手数ですが、７ページ及び８ページをごらんください。

本予算の第３条で定めました第３表地方債の内容でございますが、限度額４億1,950万円で、起債の方法につきましては、証書借入または証券発行といたします。利率については、年５％以内とし、償還方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書232ページに記載しておりますので、ごらんの上、御確認をお願いいたします。

恐れ入りますが、４ページへお戻りください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明申し上げます。

まず、１款議会費につきましては6,367万円、前年対比５万9,000円、0.1％の増で、構成比は1.2％となっております。内容につきましては議員報酬、各常任委員会活動費及び事務局職員人件費などが主なものとなっております。

２款総務費につきましては10億44万1,000円、前年対比380万9,000円、0.4％の増で、構成比は19.5％となっております。

１項総務管理費につきましては８億71万円、前年対比3.6％の減であります。全般的な需用費や庁舎維持管理費、自治振興費、地球温暖化対策費、電算費などを計上しております。また継続事業といたしまして、若者定住促進住宅取得補助金や地域おこし協力隊事業、ふるさと納税寄付推進事業などにより、移住定住の促進、また、地域の活性化対策に取り組んで

まいります。

２項徴税費につきましては１億1,252万3,000円、前年対比6.6％の増であります。税務担当職員人件費、賦課徴収事務費等を計上しております。

３項戸籍住民基本台帳費につきましては4,507万6,000円、前年対比0.4％の減で、戸籍事務関係経費、マイナンバー関連の事務的経費並びに証明書コンビニ交付関連の事務的経費を計上しております。

４項選挙費につきましては3,474万2,000円、前年対比2,883万3,000円の増で、本年度は参議院議員通常選挙費、静岡県議会議員選挙費及び東伊豆町議会議員選挙費を計上しております。

５項統計調査費につきましては613万8,000円、前年対比29.1％の減であります。各種統計関連経費を計上しております。

６項監査委員費につきましては125万2,000円で、監査事務諸費を計上しております。

次に、３款民生費につきましては13億2,801万9,000円、前年対比2,644万3,000円、2.0％の減で、構成比は25.9％となっております。

１項社会福祉費につきましては10億690万5,000円、前年対比0.9％の減であります。後期高齢者医療等の老人福祉費、国民健康保険費、また介護保険費等を計上しております。

２項児童福祉費につきましては３億1,706万1,000円、前年対比4.4％の減であります。保育所入所委託料や小規模保育、保育ママ、放課後児童クラブ運営事業などを計上したほか、子ども医療費助成事業や子宝祝金、子育て用具購入費補助金などを継続して予算化し、子育て支援の充実を図ります。

３項国民年金事務取扱費につきましては395万3,000円、前年対比40.1％の減で、国民年金事務の取り扱いに係る経費を計上しております。

４項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、４款衛生費につきましては５億5,260万円、前年対比5,358万2,000円、8.8％の減で、構成比は10.8％となっております。

１項保健衛生費につきましては２億1,331万8,000円、前年対比1.7％の減で、保健福祉センター維持管理事業費や各種保険対策事業費、環境衛生費、美化推進費及び担当職員人件費等を計上しております。

２項清掃費につきましては３億3,928万2,000円、前年対比12.4％の減となっております。ごみ収集委託料や東河環境センター分担金、最終処分場包括的運転管理委託料が主な内容で

あります。

次の上水道費につきましては、水道事業会計の経営戦略策定に要する経費の支援としての繰出金が皆減となり、廃項としております。

５款農林水産業費につきましては１億4,451万1,000円、前年対比2,399万4,000円、14.2％の減で、構成比は2.8％となっております。

１項農業費につきましては7,360万2,000円、14.3％の減であります。農業委員会費を初め、農業振興費補助金、有害鳥獣対策費、中山間地域総合整備事業負担金等を計上しております。

２項林業費につきましては2,053万6,000円、前年対比27.2％の減となっております。優良景観樹木保全事業や公園緑地維持管理事業等を計上いたしました。

３項水産業費につきましては5,037万3,000円、前年対比7.4％の減となっております。白田漁港津波対策測量設計業務委託料のほか漁業振興費補助金や稲取漁港整備事業地元負担金等を計上しております。

次に、６款商工費につきましては１億7,437万9,000円、前年対比18万8,000円、0.1％の減で、構成比は3.4％となっております。観光協会補助金や商工会補助金を初め、町内景気対策や観光振興対策に要する経費を計上しております。新規事業といたしまして、漁港のにぎわい創出事業委託料や稲取漁港修景広場整備工事を計上いたしました。

次に、７款土木費につきましては４億4,889万3,000円、前年対比１億6,038万6,000円、55.6％の増で、構成比は8.8％となっております。

１項土木管理費につきましては2,786万9,000円、前年対比20.3％の減で、地籍調査業務や境界確定のための事務委託料、その他担当職員人件費などが主な内容となっております。

２項道路橋梁費につきましては３億5,802万円、前年対比77.7％の増で、道路維持費では町道全般維持補修工事を計上し、また道路新設改良費では橋梁長寿命化のための設計委託料や工事請負費を措置したため、大幅な増額となっております。そのほかには、継続事業の湯ノ沢草崎線のり面対策工事ほか３路線の改良工事費を計上いたしました。

３項河川費につきましては1,641万5,000円、前年対比57.6％の増で、湯ケ岡山田水路や上赤川の改修工事のほか、本年度は湯ケ岡赤川線改築事業費付帯工事を計上しております。

４項都市計画費につきましては3,554万3,000円、前年対比7.1％の増で、都市公園並びに唐沢汚水処理場の維持管理費及び担当職員人件費を計上いたしました。

５項住宅費につきましては1,104万6,000円、前年対比30.1％の増で、町営住宅の維持管理経費と稲取町営住宅ベランダ改修工事並びに熱川町営住宅の階段手すり取りつけ工事を計上

しております。

次に、８款消防費につきましては４億8,033万円、前年対比１億299万4,000円、27.3％の増で、構成比は9.4％となっております。防災情報システム整備に係る工事請負費と備品購入費、また関連の防災情報伝達機器購入補助金の皆増により、増額となりました。

次に、９款教育費につきましては３億8,808万4,000円、前年対比667万4,000円、1.7％の増で、構成比は7.6％となっております。

１項教育総務費につきましては１億761万6,000円、前年対比5.7％の増となっております。教育委員会並びに教育委員会事務局運営費や国際教育推進事業などを計上しております。また、新規事業といたしまして、幼児教育アドバイザー共同設置負担金計上をしております。

５ページをごらんください。

２項小学校費につきましては4,121万9,000円、前年対比14.5％の増で、教員用パソコン等借上料や熱川小学校防犯カメラ設置工事などにより、増額となりました。

３項中学校費につきましては3,979万6,000円、前年対比1.5％の増となっております。中学校費におきましても、教員用パソコン等借り上げを新規で計上しております。

４項幼稚園費につきましては9,122万6,000円、前年対比3.1％の増となっております。稲取幼稚園への防犯カメラ設置工事を計上しております。

５項社会教育費につきましては3,277万8,000円、前年対比4.2％の増であります。図書館用公用車購入費などが増額の要因であります。

６項保健体育費につきましては7,131万3,000円、前年対比10.6％の減であります。前年度の町立体育センター改修工事設計業務委託料皆減が主な減額要因であります。

７項育英奨学費につきましては413万6,000円で、育英奨学金の貸付金及び育英奨学基金への積立金を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては148万8,000円、前年対比718万3,000円、82.8％の減であります。なお、前年度観光施設の災害復旧を行ったその他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、廃項といたしました。

次に、11款公債費につきましては５億3,658万5,000円、前年対比646万8,000円、1.2％の増で、構成比は10.5％となっております。内容につきましては、元金償還金４億9,894万7,000円、公債利子3,711万3,000円、一時借入金利子50万円を見込んだほか、諸費として２万5,000円を計上したものであります。臨時財政対策債の償還額増加により、元金償還金が増額となっております。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2％を計上いたしました。

６ページをお開きください。

第２表につきましては、債務負担行為として平成31年度設定分をお示ししております。事項、期間、限度額等をごらんの上、御理解をお願いいたします。なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、229ページ以降に調書を掲載してございますので、後ほど御確認ください。

７ページをごらんください。

第３表地方債につきましては、歳入の21款町債の限度額等をお示ししてございますので、次の８ページまで御確認をよろしくお願いいたします。

９ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較も含めお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

10ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国・県支出金が７億8,151万7,000円、町債が２億1,950万円、その他財源が４億556万8,000円となります。一般財源につきましては37億2,241万5,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

◎日程第２　議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第３　議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第４　議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第５　議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第６　議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第７　議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第８　議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（飯田桂司君）　日程第２　議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。日程第３　議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。日程第４　議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算。日程第５　議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。日程第６　議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。日程第７　議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。日程第８　議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題といたします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成31年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は17億9,541万円で、前年度当初予算に比べ5,715万3,000円、3.1％の減となっております。

まず、歳入につきましては、主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が３億6,610万1,000円で、前年度当初予算に比べ13.6％の減で、歳入総額の20.4％となっております。県支出金が13億７万円で、歳入総額の72.4％となっております。繰入金は１億1,383万9,000円で、前年度当初予算に比べ7.7％の減で、歳入総額の6.4％を占めております。諸収入は1,500万円で、前年度当初予算に比べ200.8％の増で、歳入総額の0.8％を占めております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が12億8,040万円で、前年度当初予算に比べ0.2％の減で、歳出総額の71.3％となっております。国民健康保険事業費納付金は４億6,655万1,000円で、前年度当初予算に比べ9.9％の減で、歳出総額の26.0％となっております。保健事業費は2,752万9,000円で、前年度当初予算に比べ18.6％の増で、歳出総額の1.5％となっております。諸支出金は1,210万円で、前年度当初予算に比べ38.3％の減で、歳出総額の0.7％となっております。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成31年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は１億8,472万9,000円で、前年度当初予算に比べ372万6,000円、2.1％の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が１億4,170万6,000円で、前年度当初予算に比べ3.4％の増で、歳出総額の76.7％となっております。繰入金は4,260万円で、前年度当初予算に比べ2.1％の減で、歳入総額の23.1％となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が１億8,430万8,000円で、前年度当初予算に比べ2.1％の増で、歳出総額の99.8％となるようでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

引き続き、議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成31年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は12億8,350万9,000円で、前年度当初予算に比べ2,265万4,000円、1.7％の減となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が２億9,314万5,000円で、前年度当初予算に比べ3.1％の減で、歳入総額の22.8％となっております。国庫支出金の２億9,940万9,000円で23.3％、支払基金交付金が３億2,803万5,000円で25.6％、県支出金が１億7,849万3,000円で13.9％、繰入金が１億8,218万6,000円で14.2％となります。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が1,313万5,000円で、前年度当初予算に比べ40.3％の増で、歳出総額の1.0％となっております。保険給付費は11億8,774万1,000円で、前年度当初予算に比べ3.4％の減で、歳出総額の92.5％、地域支援事業費は5,590万7,000円で、前年度当初予算に比べ3.1％の減で、歳出総額の4.4％となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は66万2,000円で、前年度に比べ４万7,000円、6.6％の減となりました。土地貸付料が51万7,000円から40万円に改定されたことが減額の要因となっております。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の総額は2,000万3,000円で、前年度に比べ2,449万9,000円、55.1％の減となりました。平成30年度の実績に基づき、売電収入を昨年より減額し調整したものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

平成31年度より、賀茂郡賀茂地域１市５町において幼児教育アドバイザーを共同設置するに当たり、事務局を置きます当町に特別会計予算を新たに計上するものであります。

特別会計歳入歳出予算の総額は197万5,000円となっております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は４億4,031万8,000円で、前年度に比べ131万5,000円、0.3％減といたしました。前年度実績を参考に推計したものでございます。

水道事業費用は４億947万5,000円で、前年度に比べ1,450万6,000円、3.4％の減といたしました。薬品費や委託料の減などを見込むものでございます。

資本的収入は110万6,000円で、旧百山荘の土地の一部を道路用地として静岡県に売却するものでございます。

資本的支出は２億730万5,000円で、前年度に比べ1,437万1,000円、7.4％の増といたしました。主な事業では、稲取地区の新規井戸利用に向けた測量調査、基本設計などの事業を予定しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、233ページをお開きください。

平成31年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億9,541万円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１億円と定めます。

（歳出予算の流用）

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第１号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

234ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明申し上げます。

１款１項国民健康保険税は３億6,610万1,000円で、前年度対比5,747万7,000円、13.6％の減で、予算全体の20.4％を占めております。減額の主な要因は、国保税の資産割廃止によるものですが、被保険者数の減少も見込んでおります。

２款使用料及び手数料、１項手数料は40万円で、督促手数料でございます。

４款県支出金、１項県補助金は13億７万円で、前年度対比24万1,000円の減で、予算全体の72.4％を占めております。保険給付に要する額が県から交付されます。

６款繰入金、１項一般会計繰入金は１億1,383万9,000円で、前年度対比944万4,000円、7.7％の減で、予算全体の6.4％を占めております。一般会計からの法定繰入金で被保険者数の減少に伴い減となっております。

８款諸収入は1,500万円で、前年度対比1,001万4,000円、200.8％の増で、予算全体の0.8％を占めております。

１項延滞金、加算金及び過料は405万円で、一般及び退職被保険者の延滞金でございます。

３項雑入は1,095万円で、第三者行為の納付金及び返納金等であります。制度改正に伴い、３月支払分の保険給付費に関し精算、返還の処理が必要となったため、1,000万円を予算計

上いたしました。

235ページをごらんください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

１款総務費は777万9,000円で、前年度対比49万2,000円、5.9％の減であります。主な内容として、１項総務管理費で525万3,000円、２項徴税費で206万1,000円を計上させていただきました。

２款保険給付費は12億8,045万円で、前年度対比293万2,000円、0.2％の減で、予算全体の71.3％を占めております。

１項療養諸費は11億1,263万6,000円で、前年度対比920万7,000円、0.8％の減となっております。平成30年度の医療実績により推計し、計上させていただきました。

２項高額療養費は１億6,067万1,000円で、前年度対比795万6,000円、5.2％の増となっております。

３項移送費は10万円で、前年と同額です。

４項出産育児諸費は504万3,000円で、12人分を計上させていただきました。

５項葬祭費は200万円で、前年度と同額であります。

３款国民健康保険事業費納付金は４億6,655万1,000円で、前年度対比5,104万3,000円、9.9％の減で、予算全体の26.0％を占めております。

１項医療給付費分は３億1,770万円、２項後期高齢者支援金等分は１億933万円、３項介護納付金分は3,952万1,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

４款１項共同事業拠出金は1,000円で、年金受給者名の打ち出し事務費です。

６款保健事業費は2,752万9,000円で、前年度対比432万1,000円、18.6％の増です。

１項保健事業費は618万8,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

２項特定健康診査等事業費は2,134万1,000円で、前年度対比363万6,000円の増となっております。未受診者対策及び保健指導を充実させるため、委託料などを増額いたしました。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金は1,210万円で、前年度対比750万3,000円の減となります。保険税の還付金並びに制度改正に伴い、３月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となったため、県への返還金を予算計上しております。

10款予備費は100万円とさせていただきました。

236ページ、237ページをお開きください。

ただいま説明いたしました款項の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え、総括してあります。歳入の国庫支出金、財産収入、繰越金及び歳出の財政安定化基金拠出金、基金積立金、公債費については廃款となっておりますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、237ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国・県支出金が13億７万円、その他財源は１億1,383万9,000円、一般財源は３億8,150万1,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、概要を説明申し上げます。

恐れ入りますが、265ページをお開きください。

平成31年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億8,472万9,000円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

次のページ、266ページをごらんください。

第１表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明申し上げます。

１款１項後期高齢者医療保険料は１億4,170万6,000円、前年度対比464万6,000円、3.4％の増で、予算全体の76.7％を占めております。均等割額４万400円、所得割7.85％、賦課限度額62万円となっております。

２款使用料及び手数料、１項手数料は７万円で、前年度と同額で督促手数料となります。

３款繰入金、１項一般会計繰入金は4,260万円、前年度対比92万円、2.1％の減で、予算全体の23.1％を占めております。保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金であります。

４款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料は35万2,000円で、保険料還付に係る後期高齢者医療広域連合からの納付金であります。

５款繰越金につきましては、科目存置となっております。

267ページをごらんください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

１款１項後期高齢者医療広域連合納付金は１億8,430万8,000円、前年度対比372万6,000円、

2.1％の増で、予算全体の99.8％を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

２款諸支出金は42万1,000円で、内訳は、１項償還金及び還付加算金で35万1,000円、２項繰出金７万となっております。

268ページ、269ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え、総括してありますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、269ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。特定財源のその他で4,302万1,000円、一般財源で１億4,170万8,000円となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　この際、10時50分まで休憩します。

休憩　午前１０時２１分

再開　午前１０時５８分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　次に、議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、274ページをお開き願います。

平成31年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億8,350万9,000円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

（歳出予算の流用）

第２条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第１号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

275ページをお開きください。

次に、第１表歳入歳出予算の歳入の款項の区分で概要説明をさせていただきます。

１款保険料、１項介護保険料は２億9,314万5,000円で、前年対比926万2,000円、3.1％の減で、予算全体に占める割合は22.8％でございます。65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で基準月額は4,840円でございます。

２款使用料及び手数料、１項手数料は10万円を計上させていただきました。普通徴収分の督促手数料となります。

３款国庫支出金は２億9,940万9,000円で、前年対比210万2,000円、0.7％の増で、予算全体に占める割合は23.3％でございます。

１項国庫負担金は、介護給付費負担金で２億1,624万円、前年対比3.5％の減で、負担率は保険給付費の施設分15％、その他分20％でございます。実績に伴う給付費の増によるものです。

２項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金で8,316万9,000円、7.5％の増で、負担率は調整交付金5.0％、地域支援事業のうち介護予防日常生活支援事業20％、包括的支援事業・任意事業38.5％。市町の取り組みを推進するため新たに設置された保険者機能強化推進交付金でございます。介護保険法の改正に伴い、国が自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するため、町の取り組み状況を点数化し、その点数に基づき算出された額が交付されるものです。

４款１項支払基金交付金は３億2,803万5,000円で、前年対比1,214万1,000円、3.6％の減で、予算全体に占める割合は25.6％でございます。２号被保険者の保険料でございます。

５款県支出金は１億7,849万3,000円で、前年対比575万5,000円、3.1％の減で、予算全体に占める割合は13.9％でございます。

１項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で１億6,977万5,000円、前年対比3.2％の減で、負担率は保険給付費施設分17.5％、その他分12.5％でございます。

２項県補助金は、地域支援事業交付金で871万6,000円、前年対比1.0％の減で、負担率は介護予防日常生活支援事業12.5％、包括的支援事業19.25％でございます。

３項財政安定化基金支出金は、科目存置でございます。

６款財産収入、１項財産運用収入につきましても、科目存置となっております。

７款繰入金は１億8,218万6,000円で、前年対比667万4,000円、3.8％の増で、予算全体に占める割合は14.2％でございます。

１項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金及び事務費繰入金、包括支援センターの人件費分繰入金、低所得者保険料軽減繰入金で１億8,218万5,000円、前年対比3.8％の増で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業12.5％、包括的支援事業・任意事業は19.5％でございます。

２項基金繰入金は、科目存置となっております。

８款１項繰越金は、前年と同額の200万円を計上いたしました。

９款諸収入は14万円で、前年対比32.6％の減で、主に雑入でございます。

１項延滞金、加算金及び過料、２項預金利子につきましては、科目存置となっております。

３項雑入は13万8,000円、前年対比33.3％の減で、県からの介護認定手数料及び介護予防教室参加者の自立体力検定の本人負担分でございます。

276ページをごらんください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

１款総務費は1,313万5,000円で、前年対比377万5,000円、40.3％の増で、予算全体に占める割合は１％でございます。

１項総務管理費は281万4,000円、前年対比63.0％の増であります。全般的な需用費、役務費、委託料などを計上してございます。高齢者実態調査業務委託費の計上により、増額となっております。

２項徴収費は153万1,000円、前年対比1.5％の減で、納入通知書等の印刷製本費と郵便料が主なものでございます。

３項介護認定審査会費は879万円、前年対比44.6％の増で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金、認定調査費などを計上してございます。更新申請件数の増による認定調査費の増を見込んでおります。

２款保険給付費は11億8,774万1,000円で、前年対比4,178万3,000円、3.4％の減で、予算全体に占める割合は92.5％でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

１項介護サービス等諸費は10億9,751万4,000円、前年対比4.0％の減で、要介護認定者の介護サービス給付費等であります。

２項介護予防サービス等諸費は2,650万5,000円、前年対比18.2％の増で、要支援者の介護サービス給付費等であります。

３項その他諸費は83万7,000円、前年対比9.2％の減で、介護給付費請求書審査支払委託料であります。

４項高額介護サービス等費は2,215万5,000円で、前年対比1.1％の増で、負担限度額を超える介護給付の自己負担に対して補填するもので、実績により算出してございます。

５項高額医療合算介護サービス等費は313万3,000円で、前年対比2.7％の減で、実績により算出してございます。

６項特定入所者介護サービス等費は3,759万7,000円で、前年対比0.4％の減で、低所得の施設入所者の居住費、食費の補足給付でございます。

３款１項財政安定化基金拠出金は、科目存置です。

４款１項基金積立金は2,519万4,000円で、介護保険給付費準備基金への積立金です。

５款地域支援事業費は5,590万7,000円で、前年対比181万5,000円、3.1％の減で、予算全体に占める割合は4.4％でございます。

１項介護予防生活支援サービス事業費は2,475万6,000円で、前年対比9.1％の減で、介護予防サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

２項一般介護予防事業費は247万6,000円で、前年対比24.4％の減で、介護予防事業費等でございます。

３項包括的支援事業費は2,858万4,000円で、前年対比5.3％の増で、人件費及び在宅医療介護連携推進事業・生活支援体制整備事業の委託料や認知症総合支援事業費等でございます。

４項その他諸費は９万1,000円で、総合事業に係る請求書審査支払委託料でございます。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金は53万1,000円で、保険料過誤納還付金でございます。

７款１項予備費は100万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

277ページ、278ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年比較を加え総括してありますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、278ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国・県支出金が４億7,790万2,000円、その他の財源が３億2,827万2,000円、一般財源は４億7,733万5,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　企画調整課長。

○企画調整課長（遠藤一司君）　議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について御説明させていただきます。

318ページをお開きください。

平成31年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ66万2,000円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

319ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入は66万円で、前年対比４万7,000円、6.6％の減となります。主な内容は、むかい庵の稲取温泉旅館組合への土地貸付料が３年ごとの改定により減額となったものです。

２款１項繰越金及び３款諸収入、１項預金利子は科目存置とさせていただきました。

次に、320ページの歳出ですが、１款管理会費、１項管理会委員会費は51万9,000円で、前年対比11万7,000円、18.4％の減となります。内容は７名の委員報酬及び天草用地使用補償料ですが、稲取旅館組合への土地貸付料の改定により補償料が減額になったものです。

２款諸支出金、１項繰出金は一般会計への繰出金９万円で、前年対比５万円、125％の増となります。要因は一般住宅用土地貸付料増額によるものです。

３款１項予備費は５万3,000円で、前年対比２万円、60.6％の増となります。

恐れ入りますが、321ページ、322ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書で、予算内容を総括しております。

歳入歳出予算の合計は、歳入歳出それぞれ66万2,000円で、前年度比４万7,000円の減となっております。本年度予算の財源内訳は全て一般財源となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について御説明させていただきます。

327ページをお開きください。

平成31年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,000万3,000円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

（歳出予算の流用）

第２条、地方自治法第222条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第１号、電気事業費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、328ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入の予算額2,000円は、預金利子を見込んだものであります。

２款繰入金、１項基金繰入金及び３款１項繰越金1,000円は、科目存置とさせていただきました。

４款諸収入、１項収益事業収入2,000万円、前年対比2,400万円、54.5％の減は、平成30年度の売電収益実績から算定したものであります。

次に、329ページの歳出ですが、１款電気事業費は1,950万3,000円で、前年対比65万8,000円、3.3％の減となります。

１項電気事業管理費は２万円で、前年同額となります。

２項風力発電事業費は1,948万3,000円で、前年対比65万8,000円、3.3％の減となります。主な内容ですが、施設稼働時の電気料、修繕料、予期できない事故等により運転を停止した場合に売電収入を補償する保険料、施設保安管理委託料等を計上しております。保安管理委託料は前年同額1,000万円としました。

基金積立金は267万円で、前年対比153万3,000円、134.8％の増となっております。

４款１項予備費は、前年同額の50万円を計上いたします。

330ページ、331ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書で内容を総括してあります。

本年度の歳入歳出予算の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,000万3,000円で、前年度比2,449万9,000円の減となりました。なお、財源内訳は特定財源でその他1,000円、一般財源2,000万2,000円です。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原　巧君）　それでは、議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について、概要を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、339ページをお開きください。

平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ197万5,000円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

次のページ、340ページをごらんください。

第１表歳入歳出予算の歳入については、款項の区分で概要を説明申し上げます。

１款分担金及び負担金、１項負担金は197万5,000円となっております。これは賀茂地域１市５町の負担金となります。

341ページをごらんください。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

１款総務費、１項総務管理費のみとなっておりまして、197万5,000円となります。主な支出は、アドバイザーの雇人料184万9,000円となります。

次に、343ページをごらんください。

財源内訳ですが、財源につきましては特定財源その他で197万5,000円です。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　水道課長。

○水道課長（石井尚徳君）　それでは、議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算に

ついて、概要を説明させていただきます。

１ページをお開きください。

（総則）

第１条、平成31年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第２条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第１号、給水件数、5,820件。

第２号、年間総給水量、235万1,000立方メートル。

第３号、１日平均給水量、6,423立方メートル。

第４号、主な事業、稲取地区新規井戸利用に向けた測量調査、基本設計、そのほかを予定しております。

（収益的収入及び支出）

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

（収入）

第１款水道事業収益４億4,031万8,000円。

第１項営業収益４億2,065万5,000円。

第２項営業外収益1,966万3,000円といたします。

（支出）

第１款水道事業費用４億947万5,000円。

第１項営業費用３億7,397万9,000円。

第２項営業外費用3,449万5,000円。

第３項特別損失1,000円。

第４項予備費100万円といたします。

２ページをお開きください。

（資本的収入及び支出）

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額２億619万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金２億619万9,000円で補塡するものといたします。

（収入）

第１款資本的収入110万6,000円。

第８項固定資産売却収益110万6,000円。

（支出）

第１款資本的支出２億730万5,000円。

第１項建設改良費１億1,277万5,000円。

第２項企業債償還金9,453万円といたします。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第５条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費8,439万5,000円といたします。

（たな卸資産の購入限度額）

第６条、たな卸資産の購入限度額は426万4,000円と定めます。

14ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、１款水道事業収益は４億4,031万8,000円で、前年度対比131万5,000円、0.3％の減といたします。

１項営業収益は４億2,065万5,000円で、前年度対比191万4,000円の増といたします。水道料金収入を前年度実績で推計し、給水収益で100万円の減、簡易水道収益で170万円の増を見込みました。

２項営業外収益は1,966万3,000円で、前年度対比322万9,000円の減といたします。主に給水分担金などとなります。

次に、収益的支出ですが、１款水道事業費用は４億947万5,000円で、前年度対比1,450万6,000円、3.4％の減といたします。

１項営業費用は３億7,397万9,000円で、前年度対比1,019万円の減といたします。薬品費や委託料の減などによります。

17ページをお開きください。

２項営業外費用は3,449万5,000円で、前年度対比431万6,000円の減といたします。企業債の支払利息が減少したことなどによるものであります。

３項特別損失は1,000円、４項予備費は100万円といたします。

18ページをお開きください。

資本的収入ですが、１款資本的収入110万6,000円、８項固定資産売却収益は110万6,000円

といたします。

資本的支出ですが、１款資本的支出２億730万5,000円で、前年度対比1,437万1,000円で、7.4％の増といたします。

１項建設改良費は１億1,277万5,000円で、前年度対比1,205万5,000円の増といたします。片瀬都市計画区域内配水管布設替え工事など16件を予定しております。

２項企業債償還金は9,453万円です。

なお、６ページには予定キャッシュフロー計算書を、11ページには予定貸借対照表などを添付してありますので、御参照ください。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　以上で、提案されました平成31年度の各会計の当初予算の概要説明を終了します。

この際、１時まで休憩します。

休憩　午前１１時２５分

再開　午後　１時３０分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◎動議の提出について

（「議長、動議について」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　私は今、動議を発意しましたのは、12月議会におきまして可決はしておりますが、風力発電修繕工事にかかわる周囲の検査に対する調査をお願いしたいと思い、動議を提出した旨でございます。

○議長（飯田桂司君）　ただいま１番笠井議員から説明がありました動議について、賛成者となる方は起立をお願いします。

内山議員。

○６番（内山愼一君）　私は退席したいと思いますけれども、お願いします。

○議長（飯田桂司君）　まだちょっと早い、後で。まだいいです。

議員から説明ありました動議について、賛成者の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（飯田桂司君）　この動議は１人以上の賛成者がありますので、成立しました。

◎日程の追加について

○議長（飯田桂司君）　この動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（飯田桂司君）　起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩　午後　１時３２分

再開　午後　１時５０分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開します。

◎追加日程第１　発議第１号　風力発電修繕工事に係る検査に関する決議について

○議長（飯田桂司君）　これより、追加日程第１　発議第１号　風力発電修繕工事に係る検査に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　それでは、発議第１号　風力発電修繕工事に係る検査に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成31年３月８日提出。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

提出者　東伊豆町議会議員　笠井政明。

賛成者　東伊豆町議会議員　藤井廣明。

提案の理由を述べます。

町営の風力発電所の風車修繕工事に当たり、予算措置前に修繕工事の執行をされた疑義が生じたためでございます。

別紙をおめくりください。

風力発電修繕工事に係る事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第１項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

１、検査事項　風力発電修繕工事に係る事務検査に関する事項

２、検査方法

（１）関係書類及び資料の提出を求める。

（２）検査は地方自治法第109条及び委員会条例第５条の規定により委員６人で構成する風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

３、検査権限　本会議は１に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第１項の権限を風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会に委任する。

４、検査期限　平成31年３月29日まで

５、運営経費　10万円以内

もう１枚おめくりください。

風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会名簿は以下のとおりになります。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　ただいま提出されました決議につきまして、この決議を求める根拠は何でありますか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　お答えいたします。

12月議会において、修繕費の予算可決はしておりますが、このときの質疑において、町長、また担当課長より説明がございました。ただし、その部分において100％納得ができていないものが多々あります。

また、その後、やはり町民の中にも疑念を抱いている方々があること、私自身も少し納得をしていないところがありまして、再度調査をさせていただきたいと思い、この発議をさせていただいております。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　先ほど開かれました全員協議会においての特別委員会の設置についての説明の中で、今、提出者が言われたみたいに、議案としては可決をしたわけでございますけれども、後日の提出された資料の内容により、再調査をしたいというような説明があったと私は記憶しておるんですけれども、この総務委員会においては、後日、私たちもこの資料というものについては、自分たちの手元には届かなかったなという気持ちがするんですけれども、もし今、発議しております議員さんの手元にこの資料がいったならば、この経緯についても説明を求めたいと思いますし、資料がいっていないんだったら、資料がないですで結構ですから、よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　お答えします。

提出されたと発言したかどうかはちょっと定かではございませんが、私個人的には総務課長より発電の運転記録をいただいております。

（何事か言う声あり）

○１番（笠井政明君）　すみません、企画課長よりいただいております。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　ここの運営の費用とする金額が10万円以内という形があるんですけ

れども、金額にとっては調査する期間というのが短いという形を私は感じるんですけれども、ちょっと予算規模が大きいもので、これはもしかしたならば、この短い期間の間にどれぐらいの調査をし、また町外にも調査に赴くのかなという気持ちがして、この金額が計上されたのかなという気がするもので、そこら辺についてもお話をいただきたいなと思います。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　すみません、運営経費に関してはお答えします。

今、10万円という金額においてですが、まず資料請求は求めさせていただきますが、資料において疑義が生じた場合、参考人を招致する可能性があります。そのための費用弁償を行わなければいけないので、10万円以内という形をとっております。

○議長（飯田桂司君）　12番、いいですか。

○１２番（鈴木　勉君）　はい。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　今、質疑をさせていただいたわけでございますけれども、自分といたしましたら、この定例会の中で、修繕については全員で担当の委員会のほうでは可決されているわけなんですよね、了承されているわけなんですよね。そういう点からいくと、自分たち委員会にとっても、この内容の調査については、ここを自分たちが審議した予算、計上されたこの工事費の内容について、自分たちの審議不足というものもここで追及されているような気がするわけなんですけれども、自分たちにとったら、そのときには十分審議したと、そういう自負があるもので、私はこの件の形につきましては反対をさせていただきます。

○議長（飯田桂司君）　次に、本案に賛成の発言を許します。

10番、藤井議員。

○１０番（藤井廣明君）　私は、この間、町営の風車が全機停止という状態になりました。その際に、これは昨年の12月の議会で270万円でしたか、１号機だけ修理するというふうな、そのような補正予算で決まったわけです。

しかし、それ以前に全機停止しているのにもかかわらず１機動いていたということが、この予算の可決前に事実としてあったわけですよ。これは、私ども水下に住んでおりますので、

歩いておりますとよく見えるんですね。それが、あれ、全機停止中のはずなのに動いているぞということで、これは疑問も寄せられておりますし、複数の方から目撃されておりますので、何で動いているのかなというふうに非常に疑問に思ったわけです。

そういった観点から、これは議会に予算を計上する前に動かしているんではないか。とすれば議会の軽視であり、これは、あるいは無視であるというふうに私思いまして、その点に関しては、今回調査するというのは当然のことであるというふうに私は考えます。

○議長（飯田桂司君）　ほかに討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　これで討論を終結します。

これより、発議第１号　風力発電修繕工事に係る検査に関する決議についてを採決します。

６番、内山議員。

○６番（内山愼一君）　私については退席を願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　はい、許可します。

（６番　内山愼一君退席）

○議長（飯田桂司君）　この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（飯田桂司君）　起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

内山議員、入ってください。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩します。

（６番　内山愼一君着席）

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時０３分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ再開いたします。

大綱質疑の締め切りにつきましては、本日午後２時15分までにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。

よって、大綱質疑の締め切りを本日午後２時15分までといたします。

なお、質問の範囲は款項目の事業までとしますので、御承知ください。詳細については特別委員会にて質疑していただくようお願いいたします。

通告書につきましては、あらかじめ配付してありますので、用紙を御使用ください。

なお、大綱質疑締め切り後、議会運営委員会を開催いたします。なお、議会運営委員会は２時15分から開催いたしますのでお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（飯田桂司君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

11日は午後１時からの本会議となります。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散会　午後　２時０５分

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成３１年３月１１日（月）午後１時開議

日程第　１　議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算
日程第　２　議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第　３　議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　４　議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第　５　議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第　６　議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
日程第　７　議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
日程第　８　議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	須　佐　　衛　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	太　田　長　八　君	副　町　長	鈴　木　利　昌　君
教　育　長	黒　田　種　樹　君	総　務　課　長	梅　原　裕　一　君
企画調整課長	遠　藤　一　司　君	税　務　課　長	福　岡　俊　裕　君
住民福祉課長	齋　藤　　匠　君	住民福祉課参事	木　田　尚　宏　君

健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
農林水産課長	鈴木伸和君	観光商工課長	森田七徳君
建設課長	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼会計管理者	正木三郎君	教育委員会事務局長	梅原巧君
水道課長	石井尚徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田義則君	書記	吉田瑞樹君

開議　午後　１時００分

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君）　皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第１回定例会第６日目は成立いたしましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算

○議長（飯田桂司君）　日程第１　議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算を議題とします。

これより大綱質疑を行います。

大綱質疑の範囲は事業別までとし、質疑の回数は通告分を含め２回までとし、質疑と答弁を含め１人30分以内とします。

なお、予算に対する質疑ですので、一般質問にならないよう御注意願います。

14番、山田議員の大綱質疑を許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　それでは、大綱質疑を行いたいと思います。

私は、町長の施政方針と、また施政方針の裏付けとして予算書というものは構成されてい

るだろうというような視点から、町長のお考え、また、今年、平成31年度の予算案の内容についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、１点目なんですけれども、歳入のところで、18款の３項基金繰入金で財政調整基金からの繰り入れについてです。これは、29年度の決算段階でも議会としてそこについては触れているわけなんですけれども、やっぱり財政調整基金からの繰り入れが常態化するということで、これが被災時等に対応できるかどうか、しっかりと財源を確保していくということが必要ではないかというふうに考えておりますけれども、この点で町長のお考えを伺っておきたいと思います。

次に、歳出関係なんですけれども、全般的に働き方改革法案が施行されるという関係となりますけれども、公務員改革のほうはまだこの先ということですけれども、既に時間外問題だとか、有給問題だとか、関連する問題もあるんではないかと思うんですけれども、これらに対する対応というのは、町としてどういう形で予算処理等されているでしょうか、お伺いをしたいと思います。

２点目に、２款１項総務管理費、５目財産管理費における支出の問題なんですが、施政方針で町のマイクロバスを貸し出すということを町長、表明をされました。この町のマイクロバスの貸し出しというのは、一般質問でもいろんな形で議論されてきたんですけれども、これまではいわゆる白タクになるんではないかとかいう、そういう法律的な問題もありました。また、取り扱う要綱に抵触しないのかというような問題も今までは議論されてきました。この点について、町としてどのようにお考えであるのか、また貸し出すということにおいての責任の分担をどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、３点目に、２款１項総務管理費、９目企画費で移住定住化の促進についてなんですけれども、これも29年度決算段階でも、非常に進展がおくれているんじゃないかということについて厳しい意見もあったんですけれども、この点について施政方針では非常に意欲的には表現されているんですけれども、具体的に昨年までと今年はどういうところで取り組みを見直したり、新たに取り組むものがあるのか、こういう点についてお伺いをしておきたいと思います。

４つ目に、５款１項農業費、６目山村振興対策事業費、海のみえる農園事業についてですけれども、ここでは施政方針では情報発信に努めるというふうにありますけれども、情報発信をどのようにされていくのか、そのことによって利用率の向上なり、また、あそこの活用状況がどう改善されるというふうにお考えであるのか、お伺いをしていきたいと思います。

５つ目に、６款１項商工費、３目観光費で漁港にぎわい創出事業委託金ということが出ておりまして、施政方針でもこの伊豆漁協の稲取漁協直売所を中心としたにぎわいを創出するということが施政方針でも述べられております。私は、これがいけないということではなくて、私が聞きたいのは、こういうにぎわいを創出するその前提の問題として、議会でもこの伊豆漁協に対する補助金を行う際にも、付帯決議というものをつけました。そういうものの実施、実行というものがどのように具体化されているのか、ちゃんとやっぱり担保されてこういう事業も打ち出していくのかどうか。これは、私たちとすると前提がないままににぎわい事業創出だということは、私は考えられないというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（飯田桂司君）　答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　皆さん、こんにちは。

山田議員の一般会計の大綱質疑は６点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

歳入の第１点についてですが、当町の財政調整基金の残高目標といたしまして、標準財政規模の約30％、10億円と定めているところでありますが、平成22年度末以降、おおむね７億円程度の年度末残高で推移しているのが現状であります。しかしながら、過去の伊豆大島近海地震発災後の災害復旧費を見てみますと、発災から３カ年で約13億円の支出を要した経緯もあることや、他団体と比較しても残高は低水準でありますので、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歳出の１点目についてですが、働き方改革の一環として、平成31年度に会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務を予算化いたしました。内容は、平成32年度からの会計年度任用職員制度実施に向け、専門研究員が従来の臨時職員に関する例規の見直し、また新たに会計年度任用職員に関する任用根拠の明確化、適正化、給料（報酬）、手当、勤務時間、休暇等など多岐にわたる法整備について調査・研究し、最終的な例規改正案、新規制定例規案を提案していただくこととなります。また、人事担当及び職員向けの制度内容の研修も予定しております。これにより、平成32年度から同制度の円滑な導入に資することを目的としております。

次に、２点目についてですが、従前から庁用マイクロバスについては使用規定を定め、そ

れに基づいて運用をしております。その中で使用者の範囲として役場各課のほか、別表に定めた公共的な団体と町長が特に必要と認めた場合の使用を認めると定めております。運転手に関しては、使用団体が大型免許の資格を持った者に依頼して運行することも許容する規定としております。責任の分担については、事故の処理、保険の加入及び修繕に関しては、団体の責任者の責任において行うものと明記しております。

法律に関しましては、道路運送法で一般旅客自動車運送事業を行う者は、大臣の許可が必要であるということの定めがあります。乗客から経費以外の運賃を徴収することは、これに抵触する行為となりますが、それ以外は問題ないと考えます。

次に、３点目についてですが、従前から行っている若者定住促進住宅補助金、移住相談会、お試し居住事業、空き家バンク推進事業、空き家利活用拠点づくり事業に加え、シティプロモーション事業を実施いたします。これにつきましては、町と都市部との親密度を高めることを目的とし、東京と町においてＰＲ・交流イベントを隔月で実施いたします。東京ではフリートークの交流会、町では現地での体験会などを実施する予定です。

また、公共施設の改修により、空き家のリノベーションを行ってきた空き家改修プロジェクトは、どのようにしたら空き家を利活用により解消し、外部からの人を呼び込めるかについて、ソフト事業を中心に展開する予定となっております。

次に、４点目についてですが、引き続き、町のホームページの掲載やＳＮＳへの投稿、ポスター・チラシの配布、新聞広告と折り込みを実施する予定でおりますが、掲載内容の改良や配布先等の区域拡大を計画しております。また、利用者の皆様にも協力を求め、農園利用の楽しさ等を友人、知人に広めていただくようお願いしてまいります。

次に、５点目についてですが、漁港のにぎわい創出事業につきましては、観光振興の一環として実施するものであり、稲取漁港直売所を支援するために実施するものではございません。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　町長、そのお気持ちの、まず歳入の基金の問題だと、一旦あらわれとして、多少昨年度よりは基金からの繰り入れを2,000万円ぐらい圧縮していると。ただ、やっぱりほか周辺考えてみると、ほかはもうこの基金というのを確保して運用しているというのが、例えば賀茂郡だとか周辺市町ですよね。そういう点でいくと、非常にそこは、要は配していかないと、きょうちょうど3.11ということもあるんですけれども、考えなければいけない。

市町村で当然大規模地震等であれば、激甚災ということの指定も受けられるということはあるんですけれども、財政力の問題で、どうしても補助の範囲と補助の範囲の間をつなぐところというのがどうしても市町村の単独事業になったりするとか、また当然、激甚の場合でも、国庫からの支出というのが年度末になるとかいろんな問題があって、町として一定の資金を確保していないと、避難者に対する食事の提供であれ、仮設住宅の建設等々であれ、一時的に町が全て支出をしなきゃならない。そういう事態を考えると、今、総務省がこの言っている30％、10億円というのは、本当最低限の部分なんだなと思うんですよね。

なので、これはやっぱり町長、努力目標としてぜひもう少し頑張るというところはあるんですが、ぜひ町長の任期中にここのところはぜひクリアをしていくというぐらいのところで頑張って、ほかの内部的な行政改革も含めて、事業も見渡しながらやっていただくということが、私は必要ではないかなと思っております。その点、お答えをお願いします。

２つ目の働き方改革の問題では、公務員は32年度から特に臨時職員等の問題あるんですけれども、正規職員のところの問題でも有給取得問題だとか、役場の場合は三六協定はないという問題もあろうと思うんですが、時間外の問題だとか、インターバルの問題だとか、うちの町の場合は特に休日出勤もあったりするとか、いろんな部分もあるんだろうと思うんですけれども、そういう部分は特に改善等されるようなところというのは、今年度はありませんか。その点確認をしておきたいと思います。

３点目なんですけれども、マイクロバスの問題なんですけれども、町長言われたように稲取高校のほうが使用範囲に入ると、入れるということになれば、町長が言われたような考え方は一つそうだと思うんですけれども、そうすると、いわゆる中学校なんかの地元の熱川、稲取の中学校なんかの部活での運用とかという問題等はどうなるのかというような問題も当然出てこようかと思うんですけれども、またそれは時期的にも、特に春先とか秋は中体連であったりインターハイがある、または新人戦がある、この時期というのはそれぞれが絡んでくる部分があるんだと思うんですが、これ基本的にはこの辺の考え方というのは、町はどういう考えでこの運用に踏み切ったのか、その点をお伺いをしていきたいと思います。

次に、移住定住促進問題なんですが、私は29年度の決算段階でも特におくれている問題というのは、言われているように、うちの町のアピールをどうするかという問題。アピールは恐らくいっぱいしているんですね、実績もそのアピールはしている。問題は、アピールをしたけれども、そういう人たちが東伊豆町に目を向けてくれたときに、例えば空き家として、そういう方に紹介する物件、またそのニーズに合った物件をやっぱり掘り起こすというとこ

ろが今一番、この間の取り組みの中でおくれているのではないか。

だから、いかにアピールするか、これは当然アピールし続けなきゃならないから、ここは大事なんだけれども、おくれているところをやらないと結果に結びつかない。幾らにぎやかにやっても、最後の結果が大事だというところがあるんではないかと思っていまして、ここの辺、昨年の取り組みと今年何か取り組みを変えられるのかどうなのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

次に、海のみえる農園の問題なんですが、最初のころのポスターからすると、ドローンを使って、施設は見えて、当然海が見えていいという部分はわかるんだけれども、前から言うように、あそこへ行ったら楽しいんだとか、魅力というのは野菜をつくる喜びとか、あそこへ行って楽しめる、いろいろ道具も買ってあるわけなんだけれども、楽しめるとか、利用していただきたい人たちにアピールするポイントが、海が見えるということだけでは非常に情報発信が弱くて、もっとそこの辺改善しないといけない部分があるんじゃないのかなと私は思っています。

最後の問題なんですけれども、直販所の問題で言うと、当然漁協のものだから漁協が責任を持ってやると。当然そういうことだと思うし、町長言われるように直販所を中心に、また朝市を中心ににぎわいをつくろうというのは、これは悪いことではないです。ただ、では一体、本当に直売所は、町が補助金を出して、議会でも付帯決議をして頑張ってくださいと言って渡したんだけれども、心配されるような点はしっかり対応としてクリアされているかどうか。それは私としては非常に関心事で、責任を持ってそこのところはやって伺っていかないと、本当ににぎわい創出につながるのかどうかという点では、非常に不安の残るところでございます。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず１点、この財調の考え方でございます。

本当の財調はもう10億円、これはもう本当にできればなあということでならない。いつも７億まではいってはまたその前後する、これ現状でございますから。その中で、今回、総務課長、財政も十分検討した中で去年より財調二、三千万円かな、減らすことができました。やっぱりできるだけ財調を使わないで、いざ災害のとき、３カ年で13億使ったと、今、山田議員が言ったとおりでございますから、やっぱり元々、自分がなってからとりあえず静岡の財務事務所のほうが、うちの町は最低10億円は必要ですという、それに向かって今努力している最中でございます。

任期中はできるだけその方向にいきたいんですけれども、なかなかこれがいかないもので、７億円か、いつもこの前後していますもので、できるだけこの財調を取り崩さないでやっていくよう調整、運営していく、そういうような現状でまた今後やっていくつもりでおりますし、３カ年で10億というここではっきり言えませんので、その方向に向かって努力していく、これは力強くお約束できると考えております。

次に、２点目の働き方改革、これは32年度になりますので、一応そういう今言われたようなその残業というか、そういうことはいつでも考えております。要するに32年に向けてこの町がいかにこの働き方改革にちゃんと対応できるか、今そういうような方向で今回一応予算化したことを御理解願いたいと思います。

次に、２款のマイクロバスの貸し出し、これは当然一番の最初の目的は、今、稲高の魅力推進会議でやっております。現場サイドから、やっぱりこのとりあえず稲高を残すために、一応こういうことが重要ですよと言われたので、町がとにかくできるやつ、それは町のマイクロバス。しかしながら、町のマイクロバスを稲高貸し出し、基本的には義務教育は最優先ですよということは言っております。やっぱり山田議員が言ったように、中学校それこそ出てきた、やっぱりそれを最優先した中でマイクロバス貸し出す。これは学校サイドもわかっておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

次に、移住定住、山田議員が言ったように、私も知らなかったが１年か２年くらい前か何か稲取会というものが向こうにできたらしいですよ、都会のほうに。そういう中でやっている中でやっと、情報発信は少なくはないけれども、この町に来てくれる人はなかなかない。そういうので今回シティプロモーション事業の中で一応都会の方も一応隠れて、来てくれるような方向でやっておりますもので、そういう中でまた違った意味で移住定住はできるのではないかと、方策はできるのではないかと考えております。

次に、海のみえる農園、これ本当は山田議員の言った、やっぱり楽しさ。年２回食事会をやっていますよね。そして農園を使っている方も参加してくれます。そういう中で楽しい思い、来た人はわかります、確かにそのやり方、例えば年１回とそういう募集ではないですけれど、一応こういう施設があるからちょっとあいておりますので、そういう方策も必要かなとは考えている。おかげさまでラウベのほうは、10棟埋まったと聞いておりますもので、後はその一日のやつをいかに使ってもらうか、これはまた十分真剣に考えていきたいと思います。

次に、５点目の伊豆漁協、これはやっぱり稲取漁港全般をこれをにぎやかしたいというの

が町の考えでございまして、直売所にこれを直接支援、これは当然付帯決議が出ておりますもので、そういうことは町は一切いたしません。やっぱりそういう中で、この町の中にいかににぎわいを創出していくか、この町の中の交流人口をいかにふやしていくか、そういう中でやっていきたいと考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で、14番、山田議員の大綱質疑を終結します。

次に、８番、須佐議員の大綱質問を許します。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　こんにちは。よろしくお願いします。

それでは、私のほうからは大綱質疑、歳出のほうになります。

大問で２問お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本年度予算を見ると、町民への直接利益に資する部分を除いては、予算の切り詰めが目立ち、厳しい予算繰りをうかがわせるが、一方で広域事業に対する負担金や大型事業に対する補助金が増大していると感じた。

そこで、次の点につき、その内容を伺う。

ア、２款総務費、１項総務管理費、９目企画費、公益行政推進事業の美しい伊豆創造センター負担金について。

イ、６款商工費、１項商工費、３目観光費、地域観光推進対策事業のＤＣ推進事業補助金について。

２つ目です。

次については、事業の内容と財源の根拠について伺う。

ア、６款商工費、１項商工費、３目観光費、観光地域づくり整備事業の稲取漁港修景広場整備事業について。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　須佐議員の一般会計の大綱質疑は２点からの御質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、１点目のアについてですが、美しい伊豆創造センターにつきましては、平成25年度に７市６町首長会議にて策定されました伊豆半島グランドデザインの実現のため、平成27年４月に設立されました。事業内容は、伊豆半島観光戦略推進事業、国内観光キャンペーン事業、インバウンド事業、情報発信事業、来誘客周遊性向上事業、地域ブランド化事業等を行っています。

財源としては、主に会費収入として市町会員からの負担金と民間の会員からの会費、県市町村振興協会からの助成金となっております。負担金の算定は、７市６町にて、均等割、人口割、観光レクリエーション数割、宿泊客数割及び人件費諸手当分の均等割となっております。

次に、イについてですが、デスティネーションキャンペーン推進事業補助金については、主に細野高原で開催される星空観賞会及び熱川温泉で開催されるキャンドルナイト「音と光のシンフォニーフェスタ」について補助金を交付するものです。

次に、２点目ですが、事業内容については、役場庁舎海側に来遊者が休憩できるスペースを整備するものです。財源については、対象経費の２分の１について、県より観光地域づくり整備事業費補助金の交付を受ける予定となっております。

○議長（飯田桂司君）　８番、須佐議員。

○８番（須佐　衛君）　美しい伊豆創造センターということで、非常にブドウの柄で一つ一つ房が、その中に身が一つ一つあって、非常にインパクトのある、最初始まったときは印象を受けたわけです。今年度361万7,000円という負担金が出ているわけなんですけれども、昨年より、計算しますと、これ当初予算の予算書を見た感じでは91万6,000円増えているということであります。徐々にこういう形で補助金が増加傾向なのかなと。その割には何か町にメリットといいますか、そういうものがちょっと見えてこないなというのが実感だと思います。

町長、会議等に出席されていろんな意見交換をされて、それなりにメリットがあるとお考えだと思うんですけれども、その辺で、職員も行っていると思うんですよね、今は何人行っているのかちょっとお伺いしたいと思いますけれども、担当として行っている、そういう貴重な職員を行ってもらっているわけなんですよね。

フェイスブックでちょっと見ましたら、ちょうどこの議会の開催中でしたけれども、温泉旅館ホテル合同企業説明会というのもやっておったようです。ですので、そういった意味ではそういう職員を向こうに派遣しているわけですから、いろんな形でその内容をフィードバックしてもらうとか、それでこういうようなことをやっているから協力しましょうとか、協

力体制ですとかというようなことを、これまでもやっていると思うんですけれども、しっかり対応してやっていって、施政方針のことをまた繰り返すわけでもないんですけれども、ちょっとその魅力不足というものがある中で、やはり広域の中でそういうものを見出していくという努力というのは、これから必要になってくるのではないか。町内だけで何かやろうとしてもうまくいかない部分というものを、そういうところにどんどん乗り出していって積極的にアピールするというような。

これ、美しい伊豆創造センターというのは、ジオパークなんかもこれやっていると思う……

（何事か言う声あり）

○８番（須佐　衛君）　別でしたっけか。と思いますので、その辺のところで対応をお願いしたいなというのがあります。

それとあと、デスティネーションキャンペーンについては、やはりこれも拠出金といいますか、800万円の補助金があって、その中で町で事業を行うという魅力づくりという新たな魅力づくりも入ってくるのかと思いますけれども、ＤＣキャンペーンでいいますと、いま一つ４月から６月の間の約３カ月間ぐらいの間で、どれだけこの町が注目されるかということも大きな部分だと思うんですよね。積極ＰＲに担当課、観光協会等努めておられると思うんですけれども、いま一つ何か事業者もピンとこないというようなお話を聞いたりしております。

ある観光客の方からちょっと聞いたんですけれども、静岡ＤＣ伊豆フリーきっぷというのが発売されているらしいんですよね。これは、4,000円でＪＲとそれから伊豆急、東海バス乗り放題３日間というような内容だったようです。こういったものを積極的に町内でもうまくリンクさせていくと、うまく生かせる大型事業等に踏み出していけるような気がしていると思うんですけれども、町長、とにかくお考えをお聞きしたいと思います。

それと、修景広場という名前が、何かこう修景って余り聞きなれない、私の不勉強なのかもしれないですけれども、専門用語なのか、どういうものなのかなということでお伺いしたわけなんですけれども、ベンチ等を設置するというようなことですね。もうちょっと具体的に場所、どの辺なのかということをもう一度お聞きして、それがどういう形で港に生かされていくか。

直売所ができまして、非常に期待度が高まっているということはあると思うんですけれども、中には景観が、海が見えなくなっちゃったみたいな形のことを言っている人がいるもの

ですから、その景観の上でよいものができるのかなと思いまして、ちょっとこれわからなかったものでお聞きしましたので、またお願いします。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、１点目の伊豆創造センター、これ、基本的には人件費がこちらに来たという、各均等割して、大体それが主な要因でございます。その中でこの職員、うちのバック、うちの町から行っている職員、まさにその合同企業、これをやってる人間でございまして、彼によってこのやつが、そして彼が一応いろんな東京なんかへ行ったりしたときに、結構大学なんか行ったりした中で、その大学生がこちらに来てもらえるらしい。それで行ったら二子玉川で今、雛飾りやっておりまして、これも彼の功績でございまして、やっぱりそんな行ったところで、とりあえず人材づくりをやってきてほしいという中で、今、一生懸命頑張っていました。そういう中で美しい伊豆へ行った中で、人間的にもスケールアップしまして、彼にとっては大変よかったんではないかと思います。またそういう場にしていきたいと町は考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次、デスティネーションキャンペーン、これ本当に全然今まで盛り上がらなかったですよ。しかしながら吉永小百合さんのＣＭ、これによってある程度脚光を浴びたかなと感じておりますが。あと４月だからもう始まりですよね。そういう中でちょっとまだ盛り上がりが欠けているのかなというような実感でございます。そういう中でせっかくの800万円近くお金をかけますもので、当然うちの町の細野高原とかそういった熱川のイベント、光のイベント、当然多くの方に来てもらいたいと思います。4,000円というやつもできるだけ多くフリーパスも使ってもらいたいと思いますもので、しかしながら、やっぱり魅力がなければ来ませんもので、いかにそういう魅力ある商品にするか、これが私は大変大事ではないかと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、２点目の漁港の修景、この前でございます。庁舎からこっち側に、何メーターかな、後でまた。その中で、これはあくまでもやっぱり修景広場と書かれている中で、結構人が、今回もお雛様で多くの方が来ました。そういう中でちょっと休むところがないかななんて言われて、最近ではもう段飾りだの、素盞嗚神社と三嶋神社、これも結構歩く人が多くなっておりますもんで、その中でどこか休むようなところはないかなという中で、それも含めた中で、またにぎわいという中でやった事業でございますもので、また御理解願いたいと思います。

以上です。

（何事か言う声あり）

○町長（太田長八君）　美しい伊豆、１名の人です。はい。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　以上で、８番、須佐議員の大綱質疑を終結します。

以上をもって、平成31年度東伊豆町一般会計予算の大綱質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算については、６人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第21号については、６人の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。したがって、一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま一般会計予算審査特別委員会に付託しました議案第21号については、会議規則第46条第１項の規定により、来る３月22日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会において、来る３月22日までに審査を終え、報告できるように期限をつけることに決定しました。

◎日程第２　議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第３　議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第４　議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第５　議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第６　議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第７　議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第８　議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（飯田桂司君）　日程第２　議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第３　議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第４　議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第５　議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第６　議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、日程第７　議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第８　議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

お諮りします。議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算から議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算までは、６人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第28号までは、６人の委員で構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。したがって、特別会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま特別会計予算審査特別委員会に付託しました議案第22号から議案第28号までについては、会議規則第46条第１項の規定により、来る３月22日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、特別会計予算審査特別委員会において、来る３月22日までに審査を終え、報告できるように期限をつけることに決定しました。

なお、委員会室として、一般会計予算審査特別委員会には中会議室を、特別会計予算審査特別委員会には第１委員会室をそれぞれ当ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、３月12日から21日までの10日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。したがって、３月12日から21日までの10日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る３月22日は、午前９時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑、討論、並びに採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（飯田桂司君）　本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

なお、各予算審査特別委員会は、２時10分から開催をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

散会　午後　１時４２分

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第５号）

平成３１年３月２２日（金）午前９時３０分時開議

日程第　１　議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算

日程第　２　議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

日程第　３　議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

日程第　４　議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算

日程第　５　議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

日程第　６　議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

日程第　７　議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

日程第　８　議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算

日程第　９　議案第２９号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１１号）

日程第１０　同意案第　１号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１１　同意案第　２号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１２　同意案第　３号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１３　同意案第　４号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１４　同意案第　５号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１５　同意案第　６号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１６　同意案第　７号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１７　同意案第　８号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１８　同意案第　９号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第１９　同意案第１０号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

日程第２０　意見書案第１号　国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書について

日程第２１　防災情報システム整備特別委員会の報告について

日程第２２　議会改革調査特別委員会の報告について

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	須　佐　　衛　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	太　田　長　八　君	副　町　長	鈴　木　利　昌　君
教　育　長	黒　田　種　樹　君	総　務　課　長	梅　原　裕　一　君
企画調整課長	遠　藤　一　司　君	税　務　課　長	福　岡　俊　裕　君
住民福祉課長	齋　藤　　匠　君	住民福祉課参事	木　田　尚　宏　君
健康づくり課長	鈴　木　嘉　久　君	健康づくり課参事	村　上　則　将　君
農林水産課長	鈴　木　伸　和　君	観光商工課長	森　田　七　徳　君
建　設　課　長	桑　原　建　美　君	防　災　課　長	竹　内　　茂　君
会計課長兼会計管理者	正　木　三　郎　君	教育委員会事務局長	梅　原　　巧　君
水　道　課　長	石　井　尚　徳　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山　田　義　則　君	書　　記	吉　田　瑞　樹　君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第１回定例会第17日目は成立いたしましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　議案第２１号　平成３１年度東伊豆町一般会計予算

○議長（飯田桂司君）　日程第１　議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算を議題とします。

報告を求めます前に、一般会計予算審査特別委員長から副委員長の同席を求めたいとの申し出がありましたのでこれを許可します。

一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　皆様、おはようございます。

それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告いたします。

平成31年３月22日。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

一般会計予算審査特別委員会委員長　西塚孝男。

一般会計審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号・件名・審査の結果。

議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算、原案可決。

１ページをお開きください。

一般会計予算審査特別委員会に付託された議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算について、審査の対象となった主な事項を報告します。

第１、会議回数、月日、場所、出席委員等は、下記のとおりとなっておりますので、御確認ください。

それでは、４ページをお開きください。

第２、審査の要旨

１、主な質疑の対象となった事項

（１）総務課

問：地方消費税交付金の減額の要因は。

答：10月１日より消費税が引き上げられる予定で、その前に駆け込み需要があるが、その後買い控えが予想されている。国・県の試算では3.9％減となっており、それに基づいて計算している。

問：ふるさと納税増加のための対策は。

答：これまでポータルサイトはふるさとチョイスだけであったが、来年度はポータルサイトを増やす。また、それに対応して、今まで職員がエクセルで処理していたが、専用の管理システムを導入する。

（２）企画調整課

問：加森観光への町有地貸付料の契約更新年度は。また、町と稲取地区特別財産区の配分割合と貸し付け単価は。

答：加森観光の貸し付け分については平成32年度が契約更新年度となっており、平成31年度までは現行の条件で契約している。配分割合は４区が52.48％、町が47.52％となっている。貸付単価についてはゴルフ場用地が１坪当たり75円、その他用地が１坪当たり90円となって

いる。

問：交流定住事業のシティプロモーション事業委託料と若者定住促進住宅補助金の内容は。

答：シティプロモーション事業は町の交流人口を増やすため、東京と東伊豆町でＰＲ活動を行う。当町で農漁業体験をしてもらい、ファンを増やすことを目的とする。

若者定住促進住宅補助金は、町外に住宅を建て流出してしまう若者に町内に家を建ててもらうことにより定住を促す。

問：ＮＰＯ法人ローカルデザインネットワークへ委託する３事業の財源は。

答：県市町村振興協会より、シティプロモーション事業に10分の10、空き家・空き店舗利活用事業に対し３分の２の補助がある。若者交流事業は町単独事業となる。

（３）税務課

問：景気は悪いと思われる中、町民税が前年対比900万円ほど増えているのはなぜか。

答：普通徴収では人口減の影響などにより、均等割は減となるが、譲渡所得や配当等所得の増に伴い、所得割が増となる見込み。また、特別徴収では、配偶者特別控除の見直しを受け、給与所得者数が増となる見込みである。

問：コンビニ収納代行業務委託料は１件当たり幾らか。

答：月額使用料3,000円の12カ月分及び１件当たり61円の２万4,000件分を合算し計上した。

（４）住民福祉課

問：母子家庭等医療費補助金について、父子家庭も対象になるか。

答：母子家庭等ということで、父子家庭も対象となる。

問：敬老会について、参加者が少なくなっているが、諸費130万円の内容は。

答：町制60周年記念で歌手の永井裕子さんに出演していただく予定でおり、その出演料と弁当、お茶代を計上している。

（５）健康づくり課

問：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金の内容と人数は。

答：子宮頸がん20歳と乳がん40歳が対象となり、無料クーポン配布、検診費用の自己負担分の助成、要精密検査未受診者への受診勧奨事業に対し国が補助するもの。全てのがん検診において、個別の受診勧奨が増となっている。

人数は子宮がん、乳がん合わせて95人、要精密検査未受診者が62人を予定している。

問：産後ケア事業委託料について、当町には産婦人科がないので事業の充実を図ってほしい。

答：平成31年度は伊東市民病院と契約予定でおり、上山レディースクリニックについても交渉していきたい。臼井医院は現在も利用できる。

（６）農林水産課

問：日帰り型農園・滞在型農園の契約者数をどのように見込んだのか。

答：昨年12月に利用者の来季の意向を確認した。日帰り型農園は21区画で滞在型農園は10区画の歳入を計上している。

問：けやき公園の管理委託について、今年度は直営でシルバー人材センターに委託したが、来年度以降も直営とするのか。

答：来年度も、造園事業組合等に直営で委託する。将来的には地元で活動している方々の拠点となっているため、指定管理としていきたい。

（７）観光商工課

問：観光地域づくり整備事業費補助金の内容は。

答：観光施設整備事業の名称と趣旨がモデルチェンジした。内容としては役場海側の花壇を利用し、ベンチ、ウッドデッキを兼ね備えた休憩所を整備する。補助率は２分の１の県補助金となる。

問：漁港の賑わい創出事業委託料はどのようなものか。

答：ＮＰＯ法人ローカルデザインネットワークに委託し、これまで町内で行われていなかったイベントを開催し、東伊豆町に目を向けていなかった人を誘致する。ドローン、流しそうめん、キャンピングカー、マリンスポーツ、キャンプ、ロゲイニング、高校生グルメグランプリといったイベントを行い、集客に関するマーケティングを４月、６月を除き５月から１月まで８回の開催を予定している。

（８）建設課

問：社会資本整備交付金の増額原因は。

答：改正道路法により義務づけられた橋梁修繕の整備費用を大幅に増額したため。整備内容は補修設計の４橋2,200万円、補修工事１億6,800万円で、補助率55％、9,240万円の交付金を計上した。

問：道路新設改良事業の増額要因は。

答：橋梁の補修設計４橋と補修工事５橋が増額の主な要因となっている。

問：橋梁補修工事の場所は。

答：町道稲取片瀬線の黒根橋、町道桜久保線の堰口橋、町道熱川停車場線の駅前橋、町道

青柳線の第一青柳橋、町道湯ノ沢草崎線の大川橋を補修する予定。

（９）防災課

問：食糧費の内容は。また、小中学校で食料は備蓄しているか。

答：備蓄用食料の購入費を計上した。小中学校には避難所として備蓄しているが数は少ない。

（10）教育委員会事務局

問：防犯カメラ設置工事について、熱川小学校と稲取幼稚園で計画されているが、設置場所はどこか。また熱川幼稚園には設置されないのか。

答：熱川幼稚園には建築当初から１台設置されている。熱川小学校については、プール横に正門を向いて１台と、図書館側に１台の計２台。稲取幼稚園については正門に１台設置する。

問：幼児教育アドバイザーの事業内容は。

答：経費は今年度までは県から出ているが、来年度以降は国の補助がないため、賀茂１市５町の共同事業となる。研修等を通じて、幼児教育と小学校教育の連携を円滑にし、授業を聞けない、離席して教室を出て行ってしまう等のいわゆる「小１ギャップ」の解消を目的とする。

（11）議会事務局

特になし。

（12）会計課

特になし。

２、予算に対する意見

（１）稲取漁港修景広場整備工事について

稲取漁港修景広場整備工事については、歩行者の安全の確保と障害者に配慮したバリアフリー化された休憩所を整備されたい。

（２）ＮＰＯ法人ローカルデザインネットワークへの委託事業について

ＮＰＯ法人ローカルデザインネットワークへの新規委託事業については、多くの斬新なイベントが企画されており、関係人口の増加が期待されるところである。

しかしながら、年間委託料が700万円と高額であることから事業成果を十分に検証し、事業の見直しや廃止も視野に入れ、2020年度以降は事業費を縮減するように努めていただきたい。

また、ＮＰＯ法人が町内で永続的に活動していただくためにも、自主財源を確保されるよう町から指導・助言をされたい。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と意見を付し、全員一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

○議長（飯田桂司君）　これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決するものです。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第21号　平成31年度東伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第２２号　平成３１年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第３　議案第２３号　平成３１年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第４　議案第２４号　平成３１年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第５　議案第２５号　平成３１年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第６　議案第２６号　平成３１年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第７　議案第２７号　平成３１年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第８　議案第２８号　平成３１年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（飯田桂司君）　日程第２　議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算から日程第８　議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上７件を一括議題とします。

報告を求めます前に、特別会計予算審査特別委員長から副委員長の同席を求めたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

特別会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、森田議員。

（１１番　森田禮治君登壇）

○１１番（森田禮治君）　皆さん、おはようございます。

特別会計予算審査特別委員会審査報告書について朗読をもって報告させていただきます。

平成31年３月22日。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

特別会計予算審査特別委員会委員長　森田禮治。

特別会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号・件名・審査結果。

議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、原案可決。議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算、原案可決。議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、原案可決。議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、原案可決。議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、原案可決。議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算、原案可決。

第１、会議回数、月日、場所、出席委員等については、以下のとおり。

次に、３ページをお開きください。

平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、主な質疑の内容。

問：被保険者数・世帯数の前年比と税額は。収納率の向上や限度額の改定を見込んでいるか。

答：被保険者数は3,957人、世帯数は2,527世帯見込んでおり、219人、92世帯減である。１世帯当たり一般が26万4,463円、退職が４万3,508円で収納率は前年度比２％増の92％で見込み、限度額は54万円から58万円への変更を見込んでいる。

問：一般被保険者療養給付費の算定方法と今後の傾向は。

答：平成30年３月から８月までの診療報酬実績に基づいた６カ月分に、過去３カ年分の月平均の６カ月分を加えて算定している。これまで療養給付費は増加傾向で推移していたが、被保険者数の減もあり、減少傾向に転じると予測される。

問：特定健康診査の受診率の現状とペナルティーは。

答：40％前後で県平均を上回る。ペナルティーではなく、前年度より努力した自治体に交付金が多くつく努力支援制度となっている。

その他質疑の対象となった事項については、下記のとおりです。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、主な質疑の内容。

問：後期高齢者医療費の状況及び加入者の状況は。

答：被保険者数は前年度より100人増の2,950人を見込んでおり、医療費は広域連合で試算し、平成31年の見込み額を平成29年度の確定額により案分して算定している。今後増加傾向で推移すると予測される。

問：被保険者数は増だが、一般会計繰入金が減になっている理由は。

答：軽減対象の人に対し県４分の３、町４分の１負担の法定繰入金があり、特例措置により９割軽減、8.5割軽減となっていたものが、平成31年度から特例措置が廃止となり本来の７割軽減となったため。

以上のとおり、主な質疑の対象になった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算、主な質疑の内容。

問：被保険者数と保険料の減の要因は。

答：特別徴収4,843人、普通徴収563人の計5,406人で計上。平成31年10月の消費税増額に伴い低所得者の保険料軽減が制度化され、１段階から３段階までの保険料が軽減されることから収入の減を見込んだ。

問：保険給付費が前年度比減となっているが、前提となる介護認定者数の見込みは。また、

要介護認定の期間と認定見直しはどうなっているのか。

答：介護認定者は平成29年度で717人、平成30年度１月末で710人と横ばい状態である。被保険者数もここ１、２年でピークを迎える見込みのため、給付費も平成30年度実績見込みに基づいて微増で計上しているが、前年度比では減となっている。要介護認定については介護度や状態等に応じ６カ月から２年の期間で認定されるが、状態に変化があった場合は区分変更申請をすれば見直しができる。

その他質疑の対象となった事項については、下記のとおりです。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、主な質疑の内容。

問：地域おこし協力隊などの新たな取り組みがなされた中で、予算が減額になっているが、取り組みの効果はどうか。

答：地域おこし協力隊は２年目で技術の習得中である。漁業権がないので漁師の船を出してもらうのだが、どうしてもなぎのいいときには自分の漁に行ってしまうのでなかなか出る機会がない。また大きな船なので沿岸のほうに近づけない。アクアラングでは足場が確保できないので安定しないためうまくとれず、従前の漁獲量を確保できない。

今後、小さな小回りのきく船で操業することと、足場の確保ができる方法で潜水できることを確立するのが課題である。昨年は台風でかなり海の中がやられて草のつきが悪く収入が少なかったのが現状である。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、主な質疑の内容。

問：売電収入2,000万円の算出根拠は。

答：月ごとに風況を勘案して月の見込みを立て、積算し合計した金額である。月に平均すると200万円程度になり、安全を見て2,000万円を計上した。

問：保安管理委託料は５年間の定額で決まっているものなのか。

答：年次点検と月次点検があり、それについては定額だが、そのほかの突発的な故障があると部品の交換などに費用がかかる。

問：以前は2,000万円を超えていた年もあったと記憶している。今は１機になったのでもっと負担が減るものと思えるが。

答：３機が１機になったということで金額は減っているが、とまっている２機も制御中で、その機器を点検するため、丸々３分の１になるということはない。また、この中には点検時の部分交換費用も含んでおり、その費用が少なければ決算時には支出が少なくなるということである。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、主な質疑の内容。

問：当町の幼稚園には年に何回訪問があるのか。またアドバイザーはどのような方が選任されているか。

答：訪問回数については、１園当たり巡回訪問１回、要請訪問１回となっており、当町は幼稚園２園、保育園１園なので、年間６回の訪問となる。その他研修会への訪問を行う場合もある。アドバイザーの選任については、平成30年度既に県の事業として行われており、下田市の幼稚園を退職した方を雇用している。平成31年度も引き続き同じ方にお願いする。

問：アドバイザーが必要になるということは、幼児を育てる環境、主に家庭環境の複雑化等が要因か。またその要因が家庭環境にある場合はアドバイザーはどこまで踏み込んでいくのか。

答：求められる理由は、小学校から中学校へ進学する場合と同様に、幼稚園から小学校へ進級する場合にその環境に対応できず、「授業を聞けない」「教室を出て行ってしまう」という子が増えているためで、研修等を通じて子供たちがなじみやすい環境をつくることの指導を行う。なお、家庭環境の問題が入った場合は、スクールソーシャルワーカーが対応することになると思われる。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

平成31年度東伊豆町水道事業会計予算、主な質疑の内容。

問：１項営業収益、１目給水収益100万円の減と、２目簡易水道収益の170万円の増の主な要因について。

答：給水収益については、件数は5,500件、給水量は平成30年度見込みの98％、また、10月の消費税10％への改正で100万円の減で計上した。簡易水道収益については、件数は320件、給水量は大川地区の７割を占めている別荘地が捨て水を始めたことにより6.5％増を見込み、

10月の消費税10％への改正で170万円の増で計上した。

問：水道料金の滞納についての対応と、その件数は。

答：水道料金の調定が下がってきているので収納率は上がっている。滞納者については、１年間に３回停水予告を発送している。従わない人に対しては停水通知を送付、それでも従わない人に対して停水する対応をしている。なお、滞納者は300件である。

問：１項営業費用、５目総係費、７節報酬で42万9,000円が予算計上されているが、その内容について。

答：平成29年度アセットマネジメント計画では５年ごとの改定を策定（計画）したが、今後審議会で検討してもらうことになる。平成32年度改定を目標に、平成31年度に13名の委員で６回の審議会開催を計画している。なお、独立採算制で水道事業を運営する必要があるため一般会計から繰り出してもらう計画はない。

問：水道ビジョン等で示された事業計画の中で、内部留保資金６億5,000万円の活用について検討はしないのか。

答：平成29年度末定期預金等で７億1,400万円ほどの資金があるが、水道は住民のライフラインであり、災害対応を考えると10億円程度の預貯金が必要であると考える。2026年度に新白田浄水場の完成を計画しているので、2027年度に企業債残金一括返済を考え資金として残しておきたい。

その他の質疑の対象となった事項については、下記のとおりです。

（３）予算に対する意見

若い専門人材（管理係）の確保等の組織体制の強化。

今年度策定された水道ビジョンに基づき事業に着手するが、この事業は長期にわたるものであり、特に、ここ数年は稲取地区新規井戸利用や新たな浄水場整備という水道ビジョンの中核的な事業に取り組むこととなる。これらの整備と安定的な水道事業の運営には、長期的な視点を持ち、かつ事業のかじ取りができる若い専門的な人材の確保が必要不可欠である。町は、こうした専門人材の確保・育成に意を配し、組織体制の強化を図られるよう求める。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と意見を付し、全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

以上で、特別会計予算審査特別委員会の審査報告を終了します。

よろしく御審議のほど、聞きづらいところがあったと思います。どうもすみません。

○議長（飯田桂司君）　お諮りします。議案第22号から議案第28号までの平成31年度特別会計

及び水道事業会計の予算７件について、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第28号までを一括質疑とします。

それでは、議案第22号から議案第28号までについて、委員長の報告に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第22号　平成31年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第23号　平成31年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第24号　平成31年度東伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第25号　平成31年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電

事業特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第26号　平成31年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第27号　平成31年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号　平成31年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、議案第28号　平成31年度東伊豆町水道

事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第２９号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１１号）

○議長（飯田桂司君）　日程第９　議案第29号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　おはようございます。

ただいま上程されました議案第29号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳出歳入予算の総額から901万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億160万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、交付額確定に伴い、歳入の国・県補助金及び歳出の水産業費補助金を減額する内容であります。詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　ただいま提案されました、議案第29号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）について概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ901万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億160万7,000円といたします。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

２、歳入について御説明いたします。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、３目農林水産業費国庫補助金。

補正前の金額から644万円を減額し、8,277万8,000円といたします。

３節水産業費補助金、細節１浜の活力再生交付金644万円の減は交付額確定に基づく減額であります。

15款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金。

補正前の金額から257万6,000円を減額し、3,583万9,000円といたします。

５節水産業費補助金、細節１水産業振興総合推進事業費補助金257万6,000円の減につきましても、交付額確定に基づく減額であります。

７ページ、８ページをごらん願います。

次に、３、歳出について御説明いたします。

５款農林水産業費、３項水産業費、２目水産業振興費。

補正前の金額から901万6,000円を減額し、１億5,365万円といたします。

事業コード１、水産振興事業。

19節負担金補助及び交付金、細節11水産業振興総合推進事業費補助金901万6,000円の減につきましても、歳入の減額に合わせた減額措置であります。

３ページ、４ページをごらん願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額53億1,062万3,000円から901万6,000円を減額いたしまして、53億160万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額53億1,062万3,000円から901万6,000円を減額いたしまして、53億160万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国・県支出金を901万6,000円の減といたします。

以上、簡単でありますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　そうしますと、この国・県の補助金が削減をされたということで上程されてるわけですけれども、町からの補助金の部分についての削減というのはないんですか。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　御案内のとおり、国・県から交付された補助金をそのまま事業主体となる伊豆漁協へ支出するものでありまして、町といたしましては、ここに係る事業費に一般財源を補塡するとかそういうことは一切ございませんので、そのままその金額を伊豆漁協に補助という形になります。

○議長（飯田桂司君）　町長。

○町長（太田長八君）　補足でございまして、この減額に対しまして、消費税の関係でございます。町が事業主体となった場合は消費税は全然関係ありませんのですが、事業主体が伊豆漁協になったもんで、その国・県の消費税分が今回減額、そういう内容でございますもんで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第29号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　同意案第　１号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１１　同意案第　２号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１２　同意案第　３号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１３　同意案第　４号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１４　同意案第　５号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１５　同意案第　６号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１６　同意案第　７号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１７　同意案第　８号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１８　同意案第　９号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

◎日程第１９　同意案第１０号　東伊豆町農業委員会委員の選任について

○議長（飯田桂司君）　日程第10　同意案第１号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第11　同意案第２号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第12　同意案第３号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第13　同意案第４号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第14　同意案第５号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第15　同意案第６号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第16　同意案第７号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第17　同意案第８号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第18　同意案第９号　東伊豆町農業委員会委員の選任について、日程第19　同意案第10号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま一括上程されました同意案第１号から同意案第10号まで順次提案理由を申し上げます。

同意案第１号　東伊豆町農業委員会委員の選任について。

東伊豆町農業委員会委員に下記の者を選任することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町大川222番地の２。

氏名、木村捷男。

続いて、同意案第２号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町奈良本1080番地。

氏名、成瀬明子。

続いて、同意案第３号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町奈良本910番地。

氏名、太田規正。

続いて、同意案第４号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町奈良本586番地の３。

氏名、秋永幸宏。

続いて、同意案第５号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町片瀬1045番地の６。

氏名、土屋陽一郎。

続いて、同意案第６号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町白田1213番地の２。

氏名、横山新一。

続いて、同意案第７号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取2037番地。

氏名、鈴木和美。

続いて、同意案第８号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取2418番地。

氏名、田村俊宣。

続いて、同意案第９号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取147番地の１。

氏名、齋藤　傳。

続いて、同意案第10号。

同じく住所、賀茂郡東伊豆町稲取1060番地。

氏名、前田はや子。

提案理由を申し上げます。

御審議いただく10件の同意案件のうち、同意案第１号、第４号及び第６号につきましては、平成31年６月21日に前任者が任期満了となるため、新たに農業委員会委員の就任をお願いするものであります。

また、第２号、第３号、第５号及び第７号から第10号までにつきましては、再任をお願いするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより同意案第１号から10号までの、一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより同意案第１号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第１号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第２号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第２号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第３号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第３号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、第４号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第４号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第５号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第５号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第６号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第６号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第７号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第７号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第８号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第８号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第９号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第９号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意案第10号　東伊豆町農業委員会委員の選任についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第10号　東伊豆町農業委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

この際、10時50分まで休憩します。

休憩　午前１０時４０分

再開　午前１０時５０分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程第２０　意見書案第１号　国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書について

○議長（飯田桂司君）　日程第20　意見書案第１号　国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　朗読をもちまして提出とさせていただきます。

意見書案第１号　国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成31年３月22日提出。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

提出者、東伊豆町議会議員山田直志。賛成者、東伊豆町議会議員藤井廣明。

１枚おめくりください。

国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書（案）

国民健康保険（以下「国保」という。）制度は、国民の４人に１人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっている。しかしながら、国保税の滞納世帯が、全加入者の15％を超えるなど、国保税の重い負担に町民が悲鳴をあげている。国保の加入構成（市町村国保に全国で約3,500万人）は、かつては７割が「農林水産業」と「自営業」従事者であったが、今では、43％が年金生活者などの「無職」、34％が「非正規雇用」などで、合わせて８割近くになっている。協会けんぽや組合健保に比し、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度である。

国保の構造的な問題を解決し、重い負担である国保税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠であると考えるものである。全国知事会・同市長会・同町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を１兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。1984年以降、国庫負担の削減・抑制で国保に対する国の責任が後退する中、今年、約3,400億円の財

政支援が行われたが不十分であり、国保加入者の貧困化・高齢化等が進む中で、国保税に対する負担はますます重くなっている。国保税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にはないものである。

「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収されている保険税額は、およそ１兆円とされている。１兆円の公費投入で「協会けんぽ」並みの保険税とすることが可能である。

以上の趣旨から国においては、下記事項について措置を講ずるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

１国民健康保険税引き下げのため、国庫負担を増額すること。

平成31年３月22日。

殿。

静岡県東伊豆町議会。

１枚おめくりください。

３枚目が送付先の一覧、国会関係行政庁及び静岡県関係の国会議員の方々でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

意見書案第１号　国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　防災情報システム整備特別委員会の報告について

○議長（飯田桂司君）　日程第21　防災情報システム整備特別委員会の報告についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　すみません、お手元に配付してあります委員会報告書のほう、朗読をもって提案とさせていただきます。

平成31年３月22日。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

防災情報システム整備特別委員会委員長　山田直志。

防災情報システム整備特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

１枚おめくりください。

１．調査事件

防災行政無線（同報系）のデジタル化整備に関する調査・研究。

会議の開催、出席者及び視察等については、参考資料の１となっております。

３．活動経費について

合計でおきまして25万9,240円でございます。

４．調査の経過

（１）第１回中間報告。平成30年第１回（１月）臨時会

防災行政無線（同報）の整備で４方式を比較検討し、ポケベル方式（280ＭＨｚ帯）を採用することが最適であると報告。

（２）第２回中間報告。平成30年第３回（９月）定例会

防災行政無線（同報系）の整備に、スプリアス対応のアナログ方式を採用することが最適であると報告。

（３）第３回中間報告。平成30年第４回（12月）議会

住民への情報伝達の補完的な手段として、スマートフォンやテレビを活用した新たなシステムを採用する方針を報告。

１枚おめくりください。

５．防災情報システム整備計画（当局案）

当局より提案のあった整備計画は以下のとおりである。

（１）システムの方式

スプリアス対応したアナログ波方式とする。

（２）本年度の整備

本年度中に、落雷により被害を受けた同報無線操作卓を、平成31年３月に更新設置・切りかえを行う。

（３）来年度以降の整備

ア．子局（屋外スピーカー）の整備方針

屋外に対する情報の伝達を主眼として、現在70局ある子局を新型スピーカーの導入等により設置数を削減し、維持管理経費の抑制を図る。

また、消費税が10％に上がることを見据え、増税前の平成31年９月末までに、公共用・施設等に設置されている基点となる子局（約15局）を、優先して更新して事業費の削減を図る。

イ．整備スケジュール

防災無線装置、子局（屋外スピーカー）を2020年度までに整備する。

（４）多重化のためのシステム導入

平成31年４月１日より新たな情報伝達ツールとして以下のシステムの運用をする。

ア．コスモキャスト（スマートフォンアプリによる音・文字伝達）

イ．テレビプッシュ（テレビに災害情報等を表示）

６．委員会の意見

（１）調査結果

本委員会では、これまで①町民に災害情報が確実に届けられること、②国の方針である情報伝達の多重化に対応できること、③町の財政負担が少ないことなどの視点から、調査・研究を進めてきた。

その結果、上記５の「防災情報システム整備計画（当局案）」を進めることは適当であるとの結論に至った。理由としては以下の点が挙げられる。

ア．平成30年９月５日に落雷によって更新した同報無線操作卓を継続して利用できるため。

イ．既存の浅間山中継局、大川再送信局の活用が可能で、事業費の大幅な削減が期待できるため。

ウ．町と東海総合通信局でアナログ波の継続利用についての協議を行ったところ、「アナログ波の終波の期限等について明確な時期は決まっていないが、猶予期間なく期限を設定することはない。計画書にデジタル化の記載をしたからといって必ずデジタル化しなければならないということでない」との回答があった。そのため、早急にデジタル化する必要がなくなったため。

（２）整備計画に対する意見

ア．子局（屋外スピーカー）の設置については、難聴地域を解消することを念頭に置き、最適な配置計画とされたい。

また、地形、財政面等を勘案しながら、既存スピーカーと高性能スピーカーを設置されたい。

イ．アナログ波による整備は、既存設備が活用できることから、大幅な事業費削減が見込まれる。

しかしながら、今回デジタル化を見送ったことで、子局整備については、財政面で非常に有利な緊急防災減災事業債を財源とできず、町財政への影響も懸念されるところである。

そのため、財政部局と連携しながら慎重に事業を進められたい。

ウ．コスモキャスト、テレビプッシュは、屋内への情報伝達手段として有効なツールである。そのため、普及率の向上を図る観点から、チラシ作成だけでなく、自主防災会との連携や住民への説明の場を設けるなど、制度の周知に努められたい。

エ．町ではテレビプッシュ機器購入費の補助事業（補助率３分の２）を実施するとのことであるが、利用者の負担が伴うものである。

こうしたところから、低所得世帯等には普及が進まない懸念がある。低料金での貸し出しなど、今後もさらなる普及促進の施策を検討されたい。

オ．災害による犠牲者は一人も出さないという町の考えのもと、平成30年３月27日付の消防庁通知「災害情報伝達手段の多重化・多様化の推進等について」を遵守されたい。

カ．今後、国よりアナログ波の終波とデジタル化の期限が示された場合は、議会へ早急に報告をされたい。

以上参考資料として、会議の出欠席及び消防庁通知等が添付されています。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、防災情報システム整備特別委員会の報告についてを終了いたします。

◎日程第２２　議会改革調査特別委員会の報告について

○議長（飯田桂司君）　日程第22　議会改革調査特別委員会の報告についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　それでは、議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

お手元に配付されている報告書をごらんいただきたいと思います。朗読をもって報告とさせていただきます。

平成31年３月22日。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

議会改革調査特別委員会委員長　山田直志。

議会改革調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

１枚おめくりください。

１．調査事件

地方分権時代に即した議会運営についての調査・研究。

次の会議の開催、出席者及び視察等については、参考資料１として添付してございます。

３．活動経費

合計で12万8,470円でございます。

４．委員会の調査方針

（１）委員からの意見を集約し、重点を定め調査を行いました。

（２）試行を行い町民の声も聞きながら検証した。

（３）全国町村議長会の調査や既に改革を実施している市町を参考とした。

５．議会改革の目標

町民に開かれた議会に。

６．当町の現状

情報共有、住民参加、機能強化を中心に評価する早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部の調べでは、当町の議会改革度は、1318議会中1215位（回答率73.7％）という状況にある。

７．重点課題の取り組みについて

委員会では、委員（議員）１人１人から当面取り組みたい議会改革について意見聴取し、議会改革意向一覧にまとめ、その中から重点項目を抽出し、委員会で協議を重ねた結果、以下のとおりとなった。

（１）会議のあり方の見直しについて

「議会がわかりにくい」「何をしているのかわからない」などの町民の声があることから、議会の会議のあり方について以下の検討を行った。

ア．一般質問、答弁のあり方（回数）の見直しについて。

議員より一問一答の要望が多く、伊豆市の一般質問を見学し検討を行った。その後、町長に申し入れを行い、協議を重ね以下の４項目の確認を行い実施することで合意した。

①一般質問の通告書の改善。

②答弁検討時間の確保。

③町長の反問権行使を認める。

④反問権行使の際、質問時間の延長を一定認める。

３月の第１回定例会において試行的に行われた。今後は町民の方々の声を聞きながら、継続的に行えるよう当局に申し入れを行う。

イ．通年会期制について

通年会期制については、常任委員会の活動が活発になることが期待される。事務的な対応を含め今後も引き続き調査する。

ウ．自由討議の実施

自由討議は、議員同士が課題に沿っていろいろな角度から議論する取り組みである。実施の方向で検討してきたが、自由討議の議題を提出するためのルールづくりまでの協議しかできず、テーマを設定して実施することはできなかった。

オ．夜間休日議会開催

この地域での産業構造を考えると、開催しても町民の議会傍聴や有線放送での視聴が増え

ることは考えにくく、また、職員への負担やかかる経費も大きいので開催はしない。

（２）開かれた議会へ議会の取り組みについて

議会の状況をわかりやすく知ってもらう努力と、直接町民の方々から意見、要望を聞く機会を設けるなど、新たな議会活動への取り組みが必要である。そのための具体的な活動内容については、以下のとおり検討を行った。

ア．議会だよりの充実

広報編集委員会において、「読みやすい紙面」の充実に向けての写真の活用や、議会における討論の内容及び採決の賛否の結果などの掲載、一般質問に係る文章の簡潔化による紙面のレイアウト向上などに取り組んだ。

イ．住民の意見を取り入れた議会

平成30年12月３日に区長会と、平成31年２月１日には農業者と意見交換会を行った。

町民生活の現場の声を聞くことは非常に有意義であり、議会では意見交換会で出された意見や要望について、それぞれの担当常任委員会にて協議し、町当局に意見または協議していく方向で進められている。

また、議会への質問や批判も多くいただいたが、今後の議会に生かせる意見もあるので、引き続き地域住民や各種団体等との意見交換会を行っていく。

なお、今回の意見交換会は議会として要請したものと、町民からの要望で開催されたものがあり、継続的に開催するには一定の時間と準備が必要であるので、計画的に行うことが重要である。

ウ．議会情報配信の検討

（ア）稲取地区、城東地区の情報格差の解消について

議会定例会の配信に関する情報格差の解消という視点から考えると、インターネット中継が考えられるが、議場機材の設備更新費用などの点ですぐに対応することは困難である。

（イ）インターネットの活用

東伊豆有線テレビの一般質問の映像データをＹｏｕＴｕｂｅを活用して、町のホームページから視聴できるよう東伊豆有線テレビと交渉した。

その結果、12月定例会、３月定例会の分の映像データを無償で提供されることになり、議会として配信準備を進めている。

今後は東伊豆有線テレビより継続的に映像データの提供が受けられるよう引き続き交渉する。

（ウ）高校生議会及び親子議場見学会等の開催

今年度中での開催は準備期間が短く、スケジュールの面で厳しいことから実施は見送った。今後については年間を通した学校行事・計画が検討される時期に校長会に要請を行い、次年度以降の開催を引き続き検討していく。

８．議員定数、議員報酬について

先進地視察や全国議長会の状況、意見交換会でも出された意見をもとに検討した。

（１）議員定数について

議員定数を削減すべきという意見には、「人口が減少しているので、議員定数も削減していくべきでは」「区長会や農業者との意見交換会でもそのような意見が出た」というものでした。

一方、定数を現状のままという意見には、「議員の活動が知られていない」「議会には大事な役割があり軽々に決めるべきではない」「郡下の状況を見ても議会運営を考えると今のものが適正ではないか」というもので、結果、議員定数については削減すべき意見は少数であった。

当面、議会の活動内容や役割を町民に知らせること、議会改革を継続して取り組むことなどで適正な議員数を町民の声を聞きながら、絶えず検証していくことが重要であり、人口減少など町を取り巻く環境の変化に合わせて柔軟に対応していくことも必要である。

（２）議員報酬について

若い人が出やすくするために、「賀茂郡でも最下位では、なり手がいなくなる」「合併問題のときに報酬の２割削減をしてきたので、もとに戻すという考えでよいのではないか」など、報酬の値上げが必要ではとの意見があった。

一方で、「改選前でなく、議会改革で結果を出してからお願いすべきでは」「少しぐらい上がっても若い人が出られる環境は変わらない」と現状のままを主張する意見もあった。

今回は現状どおりとする意見が多数であったので、報酬の引き上げについては行わないが、全国の地方議会の中でも大変低い状況であることに変わりない。全国町村議長会からの報告では、国の地方制度調査会等で地方議会議員の待遇についての検討がなされていることから、それらの状況も踏まえ、町民の意見も聞きながら、町議会及び賀茂郡議会議長会で今後協議していく必要がある。

９．その他について

（１）議場の放送設備の更新について

現在の議場内の放送設備は、役場庁舎を新築した昭和59年当時のままで、持ち時間制やインターネット放送には対応できていない。また、役場庁舎４階の議会関連施設についても、さらに広く活用が図られるよう当局と協議し計画的に改修・更新していくことが必要である。

（２）議会改革の継続について

議会改革、議員定数、議員報酬は議会の重要な課題であり、東伊豆町議会基本条例の制定も視野に継続的な検討を行っていく。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、議会改革調査特別委員会の報告についてを終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（飯田桂司君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

25日は事務検査特別委員会の報告を行います。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会　午前１１時１７分

平成３１年第１回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第６号）

平成３１年３月２５日（月）午前９時３０分時開議

日程第　１　議案第３０号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１２号）

日程第　２　風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会の報告について

日程第　３　発議第　２号　行政事務の適正な執行に関する決議について

追加日程第　１　発議第　３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議について

日程第　４　議会運営委員会所掌事務調査について

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	須　佐　　衛　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	太　田　長　八　君	副　町　長	鈴　木　利　昌　君
教　育　長	黒　田　種　樹　君	総　務　課　長	梅　原　裕　一　君
企画調整課長	遠　藤　一　司　君	税　務　課　長	福　岡　俊　裕　君
住民福祉課長	齋　藤　　匠　君	健康づくり課長	鈴　木　嘉　久　君
農林水産課長	鈴　木　伸　和　君	観光商工課長	森　田　七　徳　君
建　設　課　長	桑　原　建　美　君	防　災　課　長	竹　内　　茂　君
教育委員会事務局長	梅　原　　巧　君	水　道　課　長	石　井　尚　徳　君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　山　田　義　則　君　　書　　記　　吉　田　瑞　樹　君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成31年東伊豆町議会第１回定例会第20日目は成立いたしましたので、開会します。

なお、会計課長兼会計管理者、住民福祉課参事及び健康づくり課参事より、本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　議案第３０号　平成３０年度東伊豆町一般会計補正予算（第１２号）

○議長（飯田桂司君）　日程第１　議案第30号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　おはようございます。

ただいま上程されました議案第30号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）について提案理由を申し上げます。

平成31年３月20日に承認されました経営体育成支援事業費補助金について、年度内に事業

を完了させることが困難であるため、全額を翌年度に繰り越す内容であります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　総務課長。

○総務課長（梅原裕一君）　ただいま提案されました、議案第30号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）について概要を御説明いたします。

平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

（繰越明許費）

第１条、地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」によります。

恐れ入りますが、１ページをお開きください。

第１表、繰越明許費でありますが、５款農業水産業費、１項農業費、農業振興事業のうち平成31年３月20日に承認された、平成30年台風24号の被災農業者に対する経営体育成支援事業補助金について、年度内の事業完了が困難であるため、国・県と調整し、全額を繰り越しする内容であり、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第30号　平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会の報告について

○議長（飯田桂司君）　日程第２　風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会の報告についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　おはようございます。

本日は予備日に御参集いただきましてありがとうございます。

朗読をもって報告とさせていただきます。

平成31年３月25日。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会委員長　須佐　衛。

風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

別紙をごらんください。

検査事項。

風力発電修繕工事に係る事務検査に関する事項。

２．検査の経過

こちらは、以下を御参照ください。

次のページをおあけください。

３．活動経費

議員費用弁償　7,040円。

４．検査の結果と意見

（１）検査の背景

平成30年12月定例会において修繕料の補正額が提示されたが、風車が既に回っているのではないかと疑問が生じた。12月定例会の補正予算の質疑において、数名の議員がこの件について質疑を行ったところ、当局側の答弁が二転三転し、その後に入手した運転記録との間にも疑問が生じた。

（２）検査の結果

ア．検査事項

風力発電修繕工事について

イ．検査方法

①関係書類の提出

平成29年度月次調査報告書及び年次報告書

平成30年度月次調査報告書及び年次報告書

修繕工事に係る見積書

修繕工事に係る契約書一式

修繕工事に係る完成届の書類

平成30年９月から平成31年１月までの発電状況

風力発電業務に係る運用マニュアル

②当局出席者による説明

（３）議会・委員会に説明された事項

ア．平成30年度当初予算における修繕費100万円の計上

イ．総務経済常任委員会における補正予算第２号（参考資料１）

ウ．平成30年第４回定例会第２日目一般会計補正予算質疑議事録（参考資料２）

（４）検査により明らかになった事項

ア．総務経済常任委員会で、平成30年度東伊豆町一般会計補正予算（第８号）で28節繰出金、細節１風力発電事業特別会計繰出金790万7,000円の増は、落雷の影響による設備故障に伴う売電収入の減少及び修繕料の不足額を補塡するために増額するものと説明されてきた。

修繕費として補正予算に計上された工事、すなわち３号機漏電リレー交換、２・３号機調査復旧、電話回線調査復旧、２号機通信機器部品交換の４件は既に契約、修繕が完了されていた。

イ．風力発電単独運転検出装置修繕工事の見積書は、９月13日付で受け付けている。見積もり額は199万8,000円で、見積書には有効期限１カ月とあるが、その後に新たな見積書を受け付けた書類はない。

ウ．風力発電単独運転検出装置修繕工事の契約は、補正予算の議決が12月11日で、請書の立案が12月11日、同決済12月12日、送付、請書の取り交わし、完了年月日に至るまで平成30年12月12日となっている（完了届は12月19日付）。なお、作業時間は12月12日８時35分より

14時35分となっている。

エ．平成30年11月の点検は、６カ月点検が11月20日から22日、半年点検は23日から25日、年次点検は26日、27日に行われたことが確認できた。11月の発生電力量では、９日に３時間54分稼働しており、その後も14日から25日までの12日間中、11日間は１日当たり10時間以上稼働している。なお、業者が行った点検報告書には試運転の記載はない。

オ．提出された修繕費一覧表は、補正額が明示されていないため、予算額に当初予算額と補正額を足した372万4,000円を計上し、予算残額として管理している。

（５）委員会の意見

ア．風力発電事業特別会計補正予算（第２号）における修繕費の計上について

補正予算の計上及び説明は、議会との信頼関係を失墜させるものにほかならない。既に当初予算で修繕済みの工事名で予算を確保するというのは、議会を軽視しており言語道断である。それが根拠となり、補正予算になっていることを町当局は重大に受けとめるべきである。

イ．風力発電単独運転検出装置修繕工事について

①単独運転検出装置の見積もりについては、９月13日付で確認された。一方、定例会の質疑において、企画調整課長はまず９月に異常が発覚してから議案提出まで、２カ月以上かかった理由について「部品の調達に時間がかかり見積もりも徴取できなかった。ここの12月議会に至るまでに、２回ほど臨時議会があったがそれに間に合わなかった」と見積書がないことを前提とした発言をされた。

また、10月24日付の伊豆新聞の記事中には、「部品交換が必要で修繕には約200万円がかかる。そして現在、町は部品を手配しており、早期の運転再開を図りたい」とあり、本件に関して新聞社の取材時点での見積もりの有無を問う質問に対して企画調整課長は、「メーカーからおおむねこれくらいの金額だろうというような提示があったと記憶しております」とも答弁している。

当委員会で課長は「記憶違いでした」と説明したが、答弁の間に矛盾があり、さらに９月13日受領の見積書の金額199万8,000円と、記事中にあった約200万円がほぼ一致している点をあわせみると、一体何が記憶違いであるのか疑問を感じざるを得ない。

課長は一般会計補正予算可決後に、議長に発言の訂正を求め「部品の調達をしてありますので」という発言のところを「ある程度用意しているというようなことで御理解を」と発言をしている。その発言意図にも疑問が残る。

②単独運転検出装置の発注について、当委員会の質疑でも「業者がある程度準備をしてく

れていた」と説明しているが、工事を請け負う業者が140万円の注文発注による部品の調達をするのは、長年の信頼関係があるにせよ、通常の商取引では考えにくい対応である。

このような事案の際は、議会に対し報告し協議すべきである。

③風力発電単独運転検出装置修繕工事の請負契約は、風力発電事業特別会計補正予算が議決された12月11日に立案され、12日に町長の決裁を受けて、同12日付で請負契約は締結された。一方、業者が提出した作業日報では、同12日８時35分から14時35分で修繕工事が終わっていることが確認されている。

１日で請負契約及び修繕工事が手際よく進んだことについて、企画調整課長は「ある程度準備をしてもらった」と説明したが、あまりに手際よ過ぎることに疑問が残る。

④11月中の風車稼働による発電について、試運転期間など確認されない上に、10時間以上稼働した日が11日間もある事実を考えると、修理が済んでいたのではないかとの疑問が払拭できない。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会の報告についてを終了いたします。

◎日程第３　発議第２号　行政事務の適正な執行に関する決議について

○議長（飯田桂司君）　日程第３　発議第２号　行政事務の適正な執行に関する決議についてを議題とします。

提出者より説明を求めます。

８番、須佐議員。

（８番　須佐　衛君登壇）

○８番（須佐　衛君）　発議第２号　行政事務の適正な執行に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第２項の規定により提出します。

平成31年３月25日提出。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

提出者、東伊豆町議会議員、須佐　衛。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田直志。

１ページおめくりください。

行政事務の適正な執行に関する決議（案）

風力発電事業特別会計修繕費の補正予算計上について、平成30年度風力発電事業特別会計補正予算（第２号）は272万4,000円で、５件の修繕工事費として計上されたが、予算の計上時にはその内の４件（３号機漏電リレー交換、２・３号機調査復旧、電話回線調査復旧、２号機通信機器部品交換）の修繕が終わっていた。一定額の修繕費確保は、他の事業でも行われているように実績に照らして説明すれば済むことであるが、平成30年度風力発電事業特別会計補正予算（第２号）修繕費の補正予算は、その説明において、すでに執行した修繕工事を計上したもので、算出根拠の内容が適切ではない。

議会に提出される予算根拠が、正しい理由や正確な数字でないならば議会の審議は成り立たない。企画調整課長における風力発電事業特別会計補正予算（第２号）の修繕費は、予算計上の仕組みが理解されていないのか、工事名目さえ装えば予算は通せると考えているのか、議会を軽視したものと言わざるを得ない。

よって議会は、下記のことを強く求める。

記

１．修繕費の確保は、実績と真に必要となった修繕費目をもとに計上すること。

２．修繕工事については、見積書の有効期限を確認し、法令に沿った執行を行うこと。

３．風力発電事業においては、部品の製造・調達に時間を有する特殊性も見受けられるが、その際は必ず議会に報告・協議をすること。

４．修繕一覧表の記入については、予算額、修繕支出額、補正予算額など時系列で把握できる記入方法とすること。

以上、決議する。

平成31年３月25日。

東伊豆町議会。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、行政事務の適正な執行に関する決議を終了いたします。

１番、笠井議員。

（「暫時休憩してください」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩します。

休憩　午前　９時５３分

再開　午前　９時５４分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

質疑をなしと認めます。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

暫時休憩します。

休憩　午前　９時５５分

再開　午前　９時５６分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開をいたします。

本案は原案のとおり可決されました。

（「議長、休憩をしてください」の声あり）

暫時休憩します。

この際、15分休憩いたします。

休憩　午前　９時５７分

再開　午前１０時１５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

ただいま、行政事務の適正な執行に関する決議について、説明者の須佐議員より報告がございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第２号　行政事務の適正な執行に関する決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　ただいま報告がありました風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会において、報告書の中にもありましたが、やはり調べた中で疑問が生じる部分がございます。第三者に対して証言及び資料提供を行いたいので、特別委員会の設置を求めます。

○議長（飯田桂司君）　この際、10時40分まで休憩いたします。

議員の皆さんは第一委員会室へお願いいたします。

10時40分まで休憩いたします。

直ちにお願いいたします。

休憩　午前１０時１６分

再開　午前１０時４０分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　先ほど報告がございました風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会において、調査を行いましたが、やはり報告書にもあったとおり疑問が生じている点が

あります。第三者に対して証言及び資料提供を行いたいので、特別委員会の設置を求めます。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　ではここで、再度10時55分まで休憩いたします。

議員の方は第一……

（「動議の提出を先に……」の声あり）

休憩　午前１０時４０分

再開　午前１０時４１分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数ですので成立いたしました。

暫時休憩いたします。10時55分まで休憩します。

第一委員会室のほうへとお願いいたします。

休憩　午前１０時４２分

再開　午前１０時５５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（飯田桂司君）　お諮りします。風力発電工事に係る調査に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とする

ことに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、風力発電工事に係る調査に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることが可決されました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１０時５９分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第１　発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議について

これより、追加日程第１　発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

平成31年３月25日。

東伊豆町議会議長　飯田桂司様。

提出者、東伊豆町議会議員、笠井政明。

賛成者、東伊豆町議会議員、藤井廣明、山田直志、定居利子、栗原京子。

提案理由を述べます。

風力発電修繕工事に関する事務検査特別委員会において調査を行いましたが、第三者に対し証言及び資料提供が生じたためでございます。

１枚おめくりください。

風力発電修繕工事に係る事務調査に関する決議。

地方自治法第100条第１項の規定により、次のとおり風力発電修繕工事の事務に関する調査を行うものとする。

記

１．調査事項

風力発電修繕工事に関する事務調査に係る事項

２．特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第５条の規定により委員５人で構成する風力発電工事に関する事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

３．調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項及び同法第98条第１項の権限を風力発電工事に関する事務調査特別委員会に委任する。

４．調査期限

風力発電工事に関する事務調査特別委員会は、平成31年５月17日までを期限とし、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

５．運営経費

本調査に要する経費は、10万円以内とする。

１枚おめくりください。

風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会名簿（案）は、以下のとおりになります。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　質疑でしょ。

○議長（飯田桂司君）　はい、どうぞ。

○１２番（鈴木　勉君）　今、出されました事務調査に対する百条委員の設立に対する動議について、私、伺いたい点があるのでお願いいたします。

事務調査特別委員長より、先ほど報告書と決議についても、説明を私受けましたんですけれども、その内容以外にこの百条委員会の動議を出した根拠はどこにあるのかなと。

また、先ほど報告された調査報告書以外に何を調査するのかが明確であったならば説明を受けたいなと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　今の質疑に対してお答えをいたします。

根拠に関しましては、先ほど委員会の報告書の中に委員会の意見として、（５）の中にございました、イのところでございます。

風力発電単独運転検出装置修繕工事についてという部分でございまして、この中でやはり一番は、12月11日に議決をして、12月11日に立案、発注、全てが終わっていること。

また、この中でやはり課長、また、町長の答弁の中にもあった、12月11日の中の議事録のことと、委員会で出てきたことのいわば記憶違いというところ、ここの部分に関しては、やはり発注を請け負った業者さんのほうに資料提供等を求め、事実関係をはっきりさせていきたいというところがございますので、今回は調査をさせていただきたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

（「議事録が」との声あり）

○議長（飯田桂司君）　どうぞ、12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　はい。

（「休憩を」との声あり）

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時０５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　今、説明を受けたわけでございますけれども、この百条委員会というのは非常に重大な重い委員会でございまして、メディアの報道だとか、いろいろなところで町外的にも大きな記事としては出るのではないのかなと、私は思うわけでございます。

この百条委員会になりますと調査権が行使されまして、当局はもちろん工事の施工業者にも調査が及ぶわけでございます。

今、委員が求めるような調査の結果がもし出なかったときには、町にとっても業者にとっても非常に不名誉なことであり、出た結果においては、業者側から信用失態であり、名誉棄損で裁判になる、私は可能性があるのではないのかなと思うわけでございます。

もし、皆さん方が出したこの案件で町が裁判で敗れたときは、この裁判費用、また求められる慰謝料が請求されるのではないのかなと思うわけでございますけれども、その費用等は町の税金で支払われるその点については、提出者はもしそのようなことが及んだときには、どのようなことをお考えかをお聞きします。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　お答えいたします。

まず、百条に関してですが、第三者に対しての証言及び資料提供が必要なのはこの条例でございます。

先ほど、今質問であったとおり、名誉棄損、その他訴えられることは、こちら側が決めつけ、情報をした際には確かに名誉棄損等は問われる可能性が出てきますが、第三者に対しての資料提供を行うための百条であれば、私はそこまで業者に対して訴えられるようなことはないと思います。また、提出された資料に対しての証言を求めるものには、必ず費用弁償等もお支払いをしていただくような形になりますので、町が訴えられるような事態にはならないと私は考えております。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　今の答弁は非常に無責任だろうと私考えるわけですよね。

訴えられないんだろうという、自分たちの決めたことによってこのことをやろうと。私が可能性について、訴えられたときにはどうなるのかと、その点について伺っているわけですよ。

訴えられないということ自体が私、断言できないということを言っているわけなんですけどね。

○議長（飯田桂司君）　１番、笠井議員。

○１番（笠井政明君）　今の現状で、何を根拠に訴えられるかが私はわかりません。

○議長（飯田桂司君）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議長（飯田桂司君）　12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　今の私の質疑に対しても、答弁も同じように、このような非常に結果においての自分たちの責任を感じていないという、百条の出し方については私はちょっと疑問を感じるわけでございます。

調べたいことはちゃんと調べておいて、もし結果が出たときには私たちはこういう結果に基づいて、自分たちのことも処分しますとか、処遇をかえますとか、いろんな形がこの百条委員会の重さには乗っかってきても当然ではないかなと思うわけですけれども、そういうところ辺の真摯さが、真摯に自分たちが受けとめるという厳しさを感じないものですから、私はこの百条については反対をいたします。

○議長（飯田桂司君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

○議長（飯田桂司君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　私は発議に賛成の立場で討論をいたします。

今、反対討論ありましたけれども、私ども百条を運用についてはそれぞれ厳しいルールというものもあるわけで、また同時にそのルールの中で、地方自治法に認められた権利を行使するということでありますので、前段において、最初から名誉棄損だとか損害賠償が生じるとかそういうことを当然考えてやるようなものではない、そのことについてまず御理解いただきたいと思います。それで私は４点について賛成する理由を述べたいと思います。

まず第一に、98条の検査で明らかになったことは、見積もりや試運転などのことについての疑問を考えると、事前に契約や工事がされていたのではないかという疑問がますます大きくなりました。

これは調査する以外には事実を明らかにはできません。ですから調査が必要であります。

２つ目に、こうした予算の裏づけのないままの契約、工事が行われることは今回初めてあったことではありません。私が記憶するところでも、小中学校のスクール・ニューディール事業や、片瀬防災コミュニティーセンターなどでもありました。

その際も、ごめんなさい、ごめんなさいで許し、また誓約書を提出してまで許してきました。

でも、私は今、これが間違いだったのではないかと反省する思いです。本当の反省がないまま許したことで、繰り返されているのではないかと感じております。この経過に照らせば、

今度はやれることはやっぱり全てやるべきだ。そうでなければ、何も変わらないし変えられない、そういう思いをしております。

第３に、今回の問題は、町のコンプライアンスの問題、法令遵守、町がしっかりと法律・条例を守り、運営されているかどうかという根本にかかわる問題ではないか。議会は一般質問や議案審議などを通じて、執行機関を監督する役割を果たしますが、疑問があれば98条の検査、そして100条の調査を行う権能を有しています。

町の仕事ぶりをしっかり監督し、ただすことができるというのは、唯一議会の仕事であります。今この権能を使わなければ、議会はその存在意義をなくしてしまうと考えるものです。

議会の調査は何よりも真相の究明ですから、議会は正しい仕事をしていれば当然、また正しくないことがあるのであれば、調査をするよという、そういう姿勢を見せることは今後の町のコンプライアンスに対する大事な抑止につながるものだと私は思います。

第４に、今回私も思ったこともそうですが、町民の方から「風車はもう直っているのではないのか。回っているよね。動いているよね」こういう疑問が町民の方々から、何人もの議員に寄せられました。

この町民から風車は既に直っているんではないかと聞かれたことが、この調査に対する疑問の出発点でした。しかし、聞けば聞くほど、調べれば調べるほど、疑問が深まってまいりました。どうして回っていたのか、しっかり聞いてきた町民の皆さんに答えを出す、その仕事が私は今、必要だと思います。

以上のことから、調査はどうしても必要だと思いますので、私は賛成いたします。

議員の皆さんにも、御理解と御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（飯田桂司君）　ほかに、討論ありませんか。

３番、栗原議員。

○３番（栗原京子君）　私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

百条委員会といいますと、責任が誰にあるのかいわゆる犯人探しのような、個人攻撃をするためにつくられるようなそういった印象があると思いますが、百条委員会の本来の目的は、執行部に対して生じた疑義に対し、役場組織や人事管理に問題がなかったのか、また、事務の執行が適正に行われていたか、適正でなかった場合、今後どのようにすれば再発を防いでいけるのか等を調査することを目的としているわけであります。

今回、98条委員会で調査をした結果、疑問は払拭できず、かえって深まるばかりでありました。また、町長、企画調整課長による議会軽視の体質も明らかになりました。

私どもは言うまでもなく町民の代表であり、議会を軽視することは町民を軽視することにつながり、看過できない問題でもあります。そしてもし、事務の執行が適正でなかった場合、内容の重さ軽さにかかわらず、町民に対しても、また誠実に仕事をしている多くの職員に対しても裏切り行為となり、それは許されることではありません。

再発防止のために体制を築く必要があります。そのために議会が持つ本来の機能を行使し、真実を究明することを目的とした百条委員会の設置が必要と考え、議員の皆様に対しましても議会が機能不全に陥らないように、賢明な判断をお願いして賛成討論といたします。

○議長（飯田桂司君）　ほかに、討論ありますか。

11番、森田議員。

（１１番　森田禮治君登壇）

○１１番（森田禮治君）　百条委員会は、議員さんの、全般でいくと、否決の人のが少なかったように思うけれど、この百条委員会でやること自体に、先ほど鈴木議員が聞いているように、何が原因でこの百条委員会をやるのか、それについては何ら誰も説明がない。納得はそれはできない。

それともう一つ、14番、山田議員はこれから抜いてもらいたい。百条委員会から。これは僕の提案です。まだこれについては承認していないから。これは提案です。

以上の点を明らかにしてもらいたい。何でこれをやるのか。

以上です。

○議長（飯田桂司君）　ほかに、討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　討論なしと認めます。これで討論を終結します。

12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　採決について、その前にお願いがあります。

この百条委員の内容は事務調査でございます。

会計の調査でもあります。

監査議員がこの採決に加わることが可能かどうか、議長会に問い合わせして、結論をお知らせしていただきたいなと思いますものですから、よろしくお願いします。

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１８分

再開　午前１１時２３分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

12番、鈴木議員、了解いたしましたか。

今の、局長のほうから説明がありましたように、前日議長会のほうへ問い合わせをしていただきました。そして、稲葉議員については、傍聴、一切発言何か一切をしない、ただ聞くだけということで、本人のほうにも言ってあります。

そういうことで了解をしていただきたいと思います。

では、進めます。

これより発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議についてを採決します。

（「退席を求めます」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　許可いたします。

（６番　内山愼一君退席）

○議長（飯田桂司君）　この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに……

11番、森田議員。

○１１番（森田禮治君）　この案になってるけど、この名簿から山田議員を抜いてくださいと言ったの、何も取り上げないということおかしいではないですか。

（「なんで山田議員なのか」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時２５分

再開　午前１１時２５分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議については可決されました。

内山議員お入りください。

（「議長、先ほどの森田議員の討論について、森田議員が今わからなかったということを言ってますので、ちょっと説明をしてください」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時２６分

再開　午前１１時２８分

○議長（飯田桂司君）　休憩を閉じ、再開いたします。

ただいまの11番森田議員のほうからお話がありました。

質疑のほうはもう終結をした後、そのときにお話をいただけなかったことですけれども、もう討論のほうに入りまして、それについてはどういう理由で、山田議員ですか。内容についてよく理解しませんけれども、そのほうは一応そういうことで、賛成者、藤井議員、山田議員、定居議員、栗原議員を許可いたします。

以上です。

発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議については、議長は可決と採決します。したがって、発議第３号　風力発電修繕工事に係る調査に関する決議については可決されました。

◎日程第４　議会運営委員会所掌事務調査について

○議長（飯田桂司君）　日程第４　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りしました本会議の会期

日程等の運営に関する事項については、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（飯田桂司君）　お諮りします。本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君）　異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年第１回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間、御苦労さまでした。

しばらくお待ちください。少々お時間をいただきたいと思います。

この３月31日をもって退職されます、遠藤企画調整課長、石井水道課長の長年の行政に対する御苦労に対し、拍手をもって送りたいと思います。

遠藤企画調整課長、石井水道課長は御起立ください。

（拍手）

ありがとうございます。

退職されます遠藤企画調整課長、石井水道課長におかれましては、長い間東伊豆町のために御尽力をいただき、本当に御苦労さまでした。

役場を離れましても、引き続き東伊豆町発展のために御協力をお願い申し上げますとともに、お体には十分気をつけられ、第二の人生がすばらしいものでありますよう御期待申し上げます。

以上で終了します。

御苦労さまでした。

閉会　午前１１時３０分